

令和3年度財務省政策評価実施計画
及び政策評価の事前分析表

(案)

令和3年3月
財務省

令和3年度財務省政策評価実施計画

(案)

令和3年3月
財務省

(はじめに) 令和3年度財務省政策評価実施計画について

財務省では、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成13年法律第86号)及び財務省の「政策評価に関する基本計画」に基づき、主要な政策分野全てを対象として実績評価方式(あらかじめ目標を設定しそれらに対する実績の評価を行う評価方式)により評価を行っており、毎年3月末までに実施計画を策定し、公表することとしています。また、実施計画の策定に当たっては、「財務省政策評価懇談会」を開催し、有識者の方々から御意見をいただいています。

令和3年度の実施計画では33の「政策の目標」(総合目標6、国税庁の目標を含む政策目標27)を設定しており、財務大臣財政演説や、「経済財政運営と改革の基本方針2020」等の昨年度の実施計画策定時以降に発出・決定された内閣の基本方針を踏まえて策定しています。

政策評価に関する情報の公表を通じて、政策の透明性を確保することにより、国民の皆様に対する説明責任を果たし、信頼される行政を目指してまいります。

令和3年3月
財 務 省

I 令和3年度財務省政策評価実施計画についての説明

1. 政策評価制度の枠組み

(1) 政策評価制度

「政策評価」は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号。以下「政策評価法」といいます。）に基づき、国の行政機関が主体となり、政策の効果等に関し、測定又は分析をし、一定の尺度に照らして客観的な判断を行うことにより、政策の企画立案やそれに基づく実施を的確に行うことに資する情報を提供するものであり、「企画立案（Plan）・実施（Do）・評価（Check）・企画立案への反映（Action）」を主要な要素とする政策の大きなマネジメント・サイクルの中にあって制度化されたシステムとして組み込まれ、実施されるものです。

(2) 財務省における政策評価の実施

政策評価法において政策評価の基本事項が定められるとともに、各行政機関が定める基本計画の指針となるべき事項や政策評価活動において基本とすべき方針が「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月16日閣議決定）として定められています。

これらを踏まえて、「政策評価に関する基本計画」（平成30年3月策定。以下「基本計画」といいます。）で政策評価に関する基本的事項を定めるとともに、毎年度、「政策評価実施計画」（以下「実施計画」といいます。）の策定と目標の内容や目標達成のための取組、測定指標等を記載した「事前分析表」を作成しています。政策実施後には、政策効果を把握、分析、評価を行い、政策評価書を作成しています。

なお、これらの作成等に当たっては、評価の客観性と質を高めるため、「財務省政策評価懇談会」を開催して外部有識者の御意見を頂いています。

(3) 財務省の使命と政策の目標

財務省の使命を「国の信用を守り、希望ある社会を次世代に引き継ぐ。納税者としての国民の視点に立ち、効率的かつ透明性の高い行政を行い、国の財務を総合的に管理運営することにより、広く国の信用を守り、健全で活力ある経済及び安心して豊かな社会を実現するとともに、世界経済の安定的発展に貢献して、希望ある社会を次世代に引き継ぐこと。」と定めています（平成13年1月6日策定、令和元年6月27日財務省の組織理念の明確化・明文化として公表）。この使命に基づいて、総合目標及び政策目標（以下「政策の目標」といいます。）を定めています。

(4) 財務省における政策評価の目的

政策評価の目的として、基本計画において次のように定めています。

- ① 財務省の使命、政策の目標、政策等を国民に明らかにし、納税者としての国民に対する説明責任（アカウンタビリティ）を果たすこと。
- ② 財務省の行政全般について、客観的な政策評価の実施を確保することにより、常により効率的で質が高く時代の要請に合った成果重視の行政を目指し続けること。
- ③ 財務省の仕事の進め方を改善し、職員の意欲の向上、組織の活性化を図ること。
- ④ 財務省が財政当局として、各府省の政策評価の結果を適切に活用していくこと。

2. 財務省の政策評価のスケジュール

毎年3月に、翌年度に行う政策についての実施計画を策定・公表（事前分析表も含みます。）（Plan）、これに基づいて政策を実施（Do）、翌年6月にその政策について政策評価書を作成・公表（Check）しています。政策評価書に記載された評価結果は、作成後、現に実施されている政策の中に反映していくとともに、その翌年3月に実施計画の策定等を行うに当たって、適切に反映（Action）しています。

このように、PDCAサイクルの実効性を確保し、効果的かつ効率的な行政の推進及び財務省が行う諸活動についての国民への説明責任の徹底を目指しています。

Ⅱ 令和3年度財務省政策評価実施計画

1. 対象期間

令和3年度政策評価の対象期間は、令和3年4月から令和4年3月までとします。これについての政策評価書は、令和4年6月に作成・公表する予定です。

2. 評価方法

令和3年度財務省政策評価実施計画に基づく政策評価は、実績評価方式により行います。これは、あらかじめ達成すべき目標を設定し、これに対する実績を測定して、目標の達成度合いについて評価する方式（目標管理型の政策評価）です。

（参考）

（1）実績評価方式

政策を決定した後に、政策の不断の見直しや改善に資する見地から、政策の目的と手段の対応関係を明示しつつ、あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定し、これに対する実績を定期的・継続的に測定するとともに、目標期間が終了した時点で目標期間全体における取組や最終的な実績等を総括し、目標の達成度合いについて評価する方式。

（2）総合評価方式

政策の決定から一定期間を経過した後を中心に、問題点の解決に資する多様な情報を提供することにより政策の見直しや改善に資する見地から、特定のテーマについて、当該テーマに係る政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析し、政策に係る問題点を把握するとともにその原因を分析するなど総合的に評価する方式。

（3）事業評価方式

個々の事業や施策の実施を目的とする政策を決定する前に、その採否、選択等に資する見地から、当該事業又は施策を対象として、あらかじめ期待される政策効果やそれらに要する費用等を推計・測定し、政策の目的が国民や社会のニーズ又は上位の目的に照らして妥当か、行政関与の在り方からみて行政が担う必要があるか、政策の実施により費用に見合った政策効果が得られるかなどの観点から評価するとともに、必要に応じ事後の時点で事前の時点に行った評価内容を踏まえ検証する方式。

3. 対象となる政策の目標

財務省の使命に基づく主要な政策分野の全てについて、「政策の目標」として、総合目標（6目標）及び政策目標（27目標（国税庁の任務に係る3目標を含む。））の計33の目標を設定して政策評価を行います。使命と政策の目標については、体系的に図解して、資料1として掲載しています。なお、総合目標と政策目標の位置付けの違いについて以下のように明確化しています。

(1) 総合目標

財政、税制など、財務省の政策の目標の基本となるもので、「政策目標」の上位に位置するとともに、財務省が省として当面取り組んでいる大きなテーマは何かを国民に示し、政策評価を通じてその達成状況について説明するものです。特定の年度における執行状況に係るものではなく、数年程度の中期かつ大局的な視点のものを内容としています。そのため、評価の際には、そのテーマを最終的に達成した年度に「S 目標達成」とし、それ以外の年度においては適切な進捗があれば「A 相当程度進展あり」と評価するものです。

なお、総合目標は、財務省独自の付加価値として政策評価を実施するため設定した目標です。

(注) 総合目標には、1～6の目標番号を付しています。

(2) 政策目標

各分野の政策の目標です。その年度における政策実施状況を評価するものです。単年度に達成すべき内容を目標とし、達成できれば「S 目標達成」としますが、不十分な結果であれば「B 進展が大きくない」又は「C 目標に向かっていない」とするなど、メリハリのある評価を行って、PDCAサイクルを働かせます。

(注) 政策目標設定の背景となる「一定の政策分野」について1～11の整理番号及びその政策分野を表す見出しを付し、政策目標には、その属する政策分野の整理番号を基礎番号とする枝番号の形式で、目標番号（「政策目標1」について「政策目標1-1」等）を付しています。

4. 評価基準

実績評価は、必要性、有効性、効率性等の観点に加え、測定指標等に照らした「政策の目標」の達成度の観点等を総合勘案して評価を行います。

総合目標においては目標を構成するテーマ、政策目標においては目標の達成手段である施策ごとに、測定指標を設定します。評価においては、まず、テーマ又は施策の実施状況について、測定指標の達成度をベースとして「s+」～「c」の5段階で評定を行います。次に、テーマや施策の評定を総合して、それぞれの目標について「S+」～「C」の5段階で、評定を行います。

5. 事前分析表の作成

「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」に基づき事前分析表を作成します。事前分析表は次の要素で構成し、目標としている財務省の主要な政策分野について説明しています。

(1) 政策の目標

総合目標又は政策目標を記載しています。

(2) 政策の目標の内容及び目標設定の考え方

その「政策の目標」を設定した理由や背景等について記載しています。

(3) 上記の「総合目標」を構成する「テーマ」又は上記の「政策目標」を達成するための「施策」

その総合目標を構成するテーマ又はその政策目標を達成するための手段である施策の一覧です。

(4) 関連する内閣の基本的な方針

内閣総理大臣所信表明演説、同施政方針演説、財政演説（財務大臣）その他閣議決定等による内閣の重要な方針であり、その政策の目標に関連のあるものが、記載されています。

(5) テーマ又は施策

テーマ又は施策ごとに区分して、次の内容を記載しています。

① そのテーマ又は施策の取組内容

テーマ又は施策の趣旨や具体的な説明を記載しています。

② そのテーマ又は施策について設定されている測定指標

「定量的測定指標」と「定性的測定指標」の区別、「主要な測定指標」とその他の測定指標との区別を明示するとともに、指標の目標（値）及びその設定の根拠を記載しています。

測定指標を新たに設けた場合や廃止した場合には、その理由を記載しており、令和3年度に新設したものには「[新]」の符号を付しています。

③ そのテーマ又は施策について設定されている参考指標

テーマ又は施策における評定の直接的な判断材料とはなりません。テーマ又は施策の実施状況を把握するためのものとして、参考指標を設定している場合があります。

なお、政策評価実施計画には、「政策の目標ごとの測定指標等の設定状況及び関連する内閣の基本方針一覧表」（資料2）、「総合目標を構成するテーマ・政策目標に係る施策の一覧表」（資料3）、「測定指標一覧表」（資料4）を掲載しています。

(注) 政策目標2-2「内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収」、政策目標2-3「酒類業の健全な発達の促進」及び政策目標2-4「税理士業務の適正な運営の確保」は、本年6月末に策定する予定の「令和3事務年度（令和3年7月から令和4年6月）国税庁実績評価実施計画」において実績目標として設定する予定のものです。

国税庁の実績評価は、中央省庁等改革基本法第16条第6項第2号の「府省の長は、実施庁の長にその権限が委任された事務の実施基準その他当該事務の実施に必要な準則を定めて公表するとともに、実施庁が達成すべき目標を設定し、その目標に対する実績を評価して公表すること」との規定に基づき、事務年度（7月から翌年6月）ごとに実施します。

このため、国税庁が所管するこれら3つの目標については、その詳細は「令和3事務年度国税庁実績評価の事前分析表」に記載されますので、「令和3年度財務省政策評価の事前分析表」には掲載しておりません。

6. 東日本大震災等への対応

東日本大震災等への対応については、財務省として全ての業務分野において全力を尽くしていくこととしており、関連する施策について、「東日本大震災等への対応」（資料5）に掲載しています。

7. デジタル化への取組

近年の社会情勢を背景とした行政のデジタル化の推進が重要となっていることを踏まえ、各施策で取り組む内容を「デジタル化への取組」（資料6）に掲載しています。

国の信用を守り、希望ある社会を次世代に引き継ぐ。
 納税者としての国民の視点に立ち、効率的かつ透明性の高い行政を行い、国の財務を総合的に管理運営することにより、広く国の信用を守り、健全で活力ある経済及び安心で豊かな社会を実現するとともに、世界経済の安定的発展に貢献して、希望ある社会を次世代に引き継ぐこと。

政策の目標

政策の基本目標（総合目標）

財政（総合目標1）
 我が国の財政状況が歴史的に見ても諸外国との比較においても、極めて厳しい状況にあることを踏まえ、社会保障・税一体改革を継続しつつ社会保障制度の持続可能性の確保に向けた基礎強化の取組を進めるとともに、2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス（基礎的財政収支）黒字化を目指す、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すとの財政健全化目標達成に向け、経済再生を図りながら、歳入・歳出面において財政健全化に取り組む。

税制（総合目標2）
 財政健全化目標達成に向け、歳入・歳入面において取り組む中で、人口減少・少子高齢化、働き方やライフコースの多様化、グローバル化の進展、経済のデジタル化等の経済社会の構造変化に対応して、持続的かつ包摂的な経済成長の実現と財政健全化の達成を両立させる観点から、税体系全般にわたる見直しを進める。

通貨・金融システム（総合目標4）
 関係機関との連携を図りつつ、金融破綻処理制度の整備・運用を図るとともに金融危機管理を行うことにより、金融システムの安定の確保を図る。また、通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することに より、通貨に対する信頼の維持に貢献する。

財務管理（総合目標3）
 経済金融情勢及び財政状況を踏まえつつ、市場との緊密な対話に基づき、国債管理政策を遂行し、中長期的な調達コストの抑制を図りながら、必要な財政資金を確実に調達する。同時に、国庫金の適正な管理を行う。また、社会経済情勢等の変化を踏まえ、財政投資を活用して政策的に必要とされる資金需要に的確に対応する。さらに、地域や社会のニーズ及び個々の国庫財産の状況に応じ、地方公共団体等との連携を進めつつ、最適な形で国庫財産の有効活用を進める。

世界経済（総合目標5）
 我が国経済の健全な発展に資するよう、国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、アジア地域を含む国際金融システムの安定及びこれらに向けた制度強化、質の高いインフラ投資等を通じた開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指すとともに、日本企業の海外展開支援も推進する。

財政・経済運営（総合目標6）
 総合目標1から5の目標を追求しつつ、新型コロナウイルス感染症への対応と自然災害からの復興に取り組むとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現することを旨とし、関係機関との連携を図りながら、適切な財政・経済の運営を行う。

各政策分野の目標（政策目標）

健全な財政の確保（政策目標1）
 1-1 重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進
 1-2 必要な歳入の確保
 1-3 予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保
 1-4 決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示
 1-5 地方財政計画の策定をはじめ、地方の歳入・歳出・国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行
 1-6 公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営

適正かつ公平な課税の実現（政策目標2）
 2-1 経済の好循環を確実なものとするための税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に因應するための税制の検討並びに税制についての広報の充実
 2-2 国内税の適正かつ公平な賦課及び徴収
 2-3 酒類業の健全な発達の促進
 2-4 税理士業務の適正な運営の確保

国の資産・負債の適正な管理（政策目標3）
 3-1 国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制
 3-2 財政投資の対象とする事業を実施する際の資金需要への的確な対応、デフォルトリスクの低減の推進及び関係機関の充実
 3-3 庁舎及び宿舎を含む国有財産の適正な管理・処分及び有効活用と情報提供の充実
 3-4 国庫金の効率的かつ正確な管理

通貨及び信用秩序に対する信頼の維持（政策目標4）
 4-1 通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止
 4-2 金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理

貿易の秩序維持と健全な発展（政策目標5）
 5-1 内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等
 5-2 多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携分野における貿易円滑化の推進
 5-3 関税等の適正な賦課及び密輸入、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上

国際金融システムの安定的かつ健全な発展と開発途上国の経済社会の発展の促進（政策目標6）
 6-1 外国為替市場の安定並びにアジア地域を含む国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保
 6-2 開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進
 6-3 日本企業の海外展開支援の推進

財務省が所管する法人及び事業等の適正な管理、運営の確保
 7-1 政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保
 8-1 地震再保険事業の健全な運営
 9-1 安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理
 10-1 日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保
 11-1 たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保

政策の目標ごとの測定指標等の設定状況及び関連する内閣の基本方針一覧表

「政策の目標」		テーマ 又は 施策	測定指標			関連する内閣の基本方針※				
			定量的 指標	定性的 指標	合計	施政 方針 演説	財政 演説	骨太 方針	その他	
総合目標	1	我が国の財政状況が歴史的に見ても諸外国との比較においても、極めて厳しい状況にあることを踏まえ、社会保障・税一体改革を継続しつつ社会保障制度の持続可能性の確保に向けた基盤強化の取組を進めるとともに、2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス（基礎的財政収支）黒字化を目指し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すとの財政健全化目標達成に向け、経済再生を図りながら、歳入・歳出両面において財政健全化に取り組む。	1	1	2	—	○	○	○	
	2	財政健全化目標達成に向け、歳出・歳入面において取り組む中で、人口減少・少子高齢化、働き方やライフコースの多様化、グローバル化の進展、経済のデジタル化等の経済社会の構造変化に対応して、持続的かつ包摂的な経済成長の実現と財政健全化の達成を両立させる観点から、税体系全般にわたる見直しを進める。	1	0	1	○	○	○	○	
	3	経済金融情勢及び財政状況を踏まえつつ、市場との緊密な対話に基づき、国債管理政策を遂行し、中長期的な調達コストの抑制を図りながら、必要な財政資金を確実に調達する。同時に、国庫金の適正な管理を行う。また、社会経済情勢等の変化を踏まえ、財政投融资を活用して政策的に必要とされる資金需要に的確に対応する。さらに、地域や社会のニーズ及び個々の国有財産の状況に応じ、地方公共団体等との連携を進めつつ、最適な形で国有財産の有効活用を進める。	4	0	4	—	○	○	○	
	4	関係機関との連携を図りつつ、金融破綻処理制度の整備・運用を図るとともに金融危機管理を行うことにより、金融システムの安定の確保を図る。また、通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。	2	0	2	—	—	○	○	
	5	我が国経済の健全な発展に資するよう、国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、アジア地域を含む国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、質の高いインフラ投資等を通じた開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指すとともに、日本企業の海外展開支援も推進する。	2	0	5	○	—	○	○	
	6	総合目標1から5の目標を追求しつつ、新型コロナウイルス感染症への対応と自然災害からの復興に取り組むとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現することを目指し、関係機関との連携を図りながら、適切な財政・経済の運営を行う。	1	0	2	○	○	○	○	
小計		11	1	15	16					
政策目標	1-1	重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進	2	1	4	5	○	○	○	○
	1-2	必要な歳入の確保	1	0	1	1	○	○	—	○
	1-3	予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保	4	0	4	4	—	—	—	○
	1-4	決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示	2	3	0	3	—	—	—	—
	1-5	地方財政計画の策定をはじめ、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行	1	0	1	1	—	—	○	○
	1-6	公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営	1	1	1	2	—	—	—	—
	2-1	経済の好循環を確実なものとするための税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討並びに税制についての広報の充実	2	2	2	4	○	○	○	○
	2-2	内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収	33	33	25	58	—	—	—	○
2-3	酒類業の健全な発達の促進	7	4	6	10	—	—	○	○	
2-4	税理士業務の適正な運営の確保	3	2	1	3	—	—	—	—	

「政策の目標」		テーマ 又は 施策	測定指標			関連する内閣の基本方針※				
			定量的 指標	定性的 指標	合計	施政 方針 演説	財政 演説	骨太 方針	その他	
政策 目標	3-1	国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制	5	4	6	10	—	○	—	—
	3-2	財政投融资の対象として必要な事業を実施する機関の資金需要への的確な対応、ディスクロージャーの推進及び機関に対するチェック機能の充実	4	2	5	7	—	○	○	○
	3-3	庁舎及び宿舎を含む国有財産の適正な管理・処分及び有効活用と情報提供の充実	4	8	9	17	—	—	○	○
	3-4	国庫金の効率的かつ正確な管理	3	3	0	3	—	—	—	—
	4-1	通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止	5	1	5	6	—	—	—	○
	4-2	金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理	2	0	4	4	—	—	○	○
	5-1	内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等	2	0	2	2	—	—	—	○
	5-2	多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進	2	1	2	3	○	—	○	○
	5-3	関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上	5	12	3	15	—	—	○	○
	6-1	外国為替市場の安定並びにアジア地域を含む国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保	5	6	6	12	—	—	—	○
	6-2	開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進	4	1	6	7	—	—	○	○
	6-3	日本企業の海外展開支援の推進	1	0	2	2	—	—	○	○
	7-1	政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保	2	0	3	3	—	—	○	○
	8-1	地震再保険事業の健全な運営	3	1	2	3	—	—	—	—
	9-1	安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理	3	0	4	4	○	—	○	○
10-1	日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保	2	0	2	2	—	—	—	—	
11-1	たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保	2	3	4	7	—	—	—	—	
小 計		110	88	110	198					
合 計		121	89	125	214					

※ 施政方針演説：第204回国会（令和3年1月18日菅総理大臣）、第203回国会（令和2年10月26日菅総理大臣）
 財政演説：第204回国会（令和3年1月18日麻生財務大臣）
 骨太方針：「経済財政運営と改革の基本方針2020」（令和2年7月17日閣議決定）、「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定）、「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）
 その他：骨太方針以外の閣議決定等

注1： 「関連する内閣の基本方針」欄の○印は、当該「政策の目標」に明示的に取り上げられているもの。
 注2： 政策目標2-2～4の測定指標の数は、令和2事務年度（令和2年7月～令和3年6月）の国税庁実績評価実施計画における測定指標の数を記載。

総合目標を構成するテーマ・政策目標に係る施策一覧表

(注) 総合目標を構成するテーマには「目標番号－その範囲内での枝番号」という2桁の番号からなる整理番号を付しています。

総合目標		
目 標	整理番号	総合目標を構成するテーマ
総合目標 1 (財政)	総 1-1	2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス黒字化を目指し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す
総合目標 2 (税制)	総 2-1	我が国の経済社会の構造変化を踏まえた税制を構築する
総合目標 3 (財務管理)	総 3-1	適切な国債管理政策を実施する
	総 3-2	財政投融资を適切に活用する
	総 3-3	国有財産の有効活用を推進する
	総 3-4	国庫金の適正な管理を行う
総合目標 4 (通貨・ 金融システム)	総 4-1	金融システムの安定を確保する
	総 4-2	通貨に対する信頼を維持する
総合目標 5 (世界経済)	総 5-1	世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力に取り組む
	総 5-2	国際貿易の秩序ある発展に向けた国際的な協力に取り組む
総合目標 6 (財政・経済運営)	総 6-1	デフレ脱却と持続的な経済成長を実現するとともに、2025年度のプライマリーバランス黒字化を目指し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す。

(注) 政策目標に係る施策には「目標番号－その範囲内での枝番号」という3桁の番号からなる施策番号を付しています。

政策目標		
目 標	施策番号	施 策 名
政策目標 1		
政策目標 1-1	政 1-1-1	重点的な予算配分を通じた財政の効率化等への取組
	政 1-1-2	財政に関する広報活動
政策目標 1-2	政 1-2-1	必要な歳入の確保等
政策目標 1-3	政 1-3-1	予算執行に関する情報開示の充実
	政 1-3-2	円滑かつ効率的な予算執行の確保
	政 1-3-3	予算執行調査の実施
	政 1-3-4	各省各庁等に対する予算の適正かつ効率的な執行の確保のための要請等
政策目標 1-4	政 1-4-1	予算使用の状況、国庫歳入歳出状況及び決算概要の報告
	政 1-4-2	令和2年度歳入歳出決算の国会への早期提出
政策目標 1-5	政 1-5-1	地方の歳入面・歳出面の改革
政策目標 1-6	政 1-6-1	国の財務書類の作成・公表等

政策目標 2		
政策目標 2-1	政 2-1-1	経済の好循環を確実なものとするための税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討
	政 2-1-2	税制についての広報の充実
政策目標 3		
政策目標 3-1	政 3-1-1	市場のニーズ・動向等を踏まえた国債発行・債務管理
	政 3-1-2	国債市場の流動性維持・向上
	政 3-1-3	保有者層の多様化
	政 3-1-4	市場との対話等
	政 3-1-5	国債に係る国民等の理解の向上のための取組
政策目標 3-2	政 3-2-1	社会経済情勢等の変化を踏まえた、財政投融资対象機関に対する適切な審査に基づく財政投融资計画の編成
	政 3-2-2	政策コスト分析等のディスクロージャーの推進
	政 3-2-3	財政投融资対象機関に対するチェック機能の充実
	政 3-2-4	貸付金の確実な回収と的確な資産負債管理による財務の健全性の確保
政策目標 3-3	政 3-3-1	国有財産の有効活用の推進
	政 3-3-2	行政財産の適正な管理の実施と効率的な使用の推進
	政 3-3-3	普通財産の適正な管理処分
	政 3-3-4	国有財産行政の適正な運営と情報提供の充実
政策目標 3-4	政 3-4-1	国庫金の効率的な管理
	政 3-4-2	国庫金の出納事務の正確性の確保
	政 3-4-3	国庫収支に関する情報提供
政策目標 4		
政策目標 4-1	政 4-1-1	通貨の円滑な供給
	政 4-1-2	偽造通貨対策の推進
	政 4-1-3	国家的な記念事業としての記念貨幣の発行
	政 4-1-4	貨幣回収準備資金の保有する地金の適正な管理
	政 4-1-5	通貨に対する信頼の維持・向上のための広報活動
政策目標 4-2	政 4-2-1	金融システムの安定のために必要な制度の整備
	政 4-2-2	預金保険機構等の適切な監督、金融システムの安定のための諸措置の実施
政策目標 5		
政策目標 5-1	政 5-1-1	生産者・消費者・利用者等の現状、政策評価の結果等を踏まえた適切な関税改正の実施
	政 5-1-2	特殊関税制度の適正な運用
政策目標 5-2	政 5-2-1	多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進
	政 5-2-2	税関分野における貿易円滑化の推進

政策目標 5-3	政 5-3-1	関税等の適正な賦課及び徴収
	政 5-3-2	社会悪物品等の密輸阻止
	政 5-3-3	税関手続における利用者利便の向上
	政 5-3-4	税関手続システムの機能拡充及び利用者利便の向上
	政 5-3-5	税関行政に関する情報提供の充実
政策目標 6		
政策目標 6-1	政 6-1-1	外国為替市場の安定
	政 6-1-2	国際金融システムの安定に向けた制度強化に関する国際的な取組への参画
	政 6-1-3	アジアにおける地域金融協力の推進
	政 6-1-4	テロ資金や北朝鮮の核関連及び大量破壊兵器の拡散等に関連する資金等による国際金融システムの濫用への対応
	政 6-1-5	対内直接投資審査制度の適正な運用
政策目標 6-2	政 6-2-1	ODA等の効率的・戦略的な活用
	政 6-2-2	有償資金協力（国際協力機構（JICA））を通じた支援並びに国際協力銀行（JBIC）及び国際開発金融機関（MDBs）を通じた支援等
	政 6-2-3	債務問題への取組
	政 6-2-4	開発途上国に対する知的支援
政策目標 6-3	政 6-3-1	国際協力機構（JICA）有償資金協力業務、国際協力銀行（JBIC）業務を通じた支援の推進
財務省が所管する法人及び事業等の適正な管理、運営の確保		
政策目標 7-1	政 7-1-1	政府関係金融機関等の経済・金融情勢等に応じた適切な対応の確保
	政 7-1-2	政府関係金融機関等の財務の健全性及び適正な業務運営の確保
政策目標 8-1	政 8-1-1	地震保険制度の安定的な運営
	政 8-1-2	地震保険の普及
	政 8-1-3	地震保険検査の実施
政策目標 9-1	政 9-1-1	年金制度の適正な運営を含む社会保障制度改革への対応
	政 9-1-2	共済手続の効率化・適正化
	政 9-1-3	国家公務員共済組合連合会等の適正な運営の確保
政策目標 10-1	政 10-1-1	経費予算の認可
	政 10-1-2	財務諸表の承認
政策目標 11-1	政 11-1-1	たばこ事業の適切な運営と管理・監督
	政 11-1-2	塩事業の適切な運営の確保

測定指標一覧表

(注) 測定指標には「テーマの整理番号(2桁)又は施策番号(3桁)－定量的なもの(A)か定性的なもの(B)かの符号－その範囲内での枝番号」という4桁又は5桁の番号からなる指標番号を付しています。

総合目標			
目 標	指標の種類	指標番号	指 標 名
総合目標 1 (財政)	(定量的)	総 1-1-A-1	財政健全化目標の達成に向けた取組
	(定性的)	総 1-1-B-1	社会保障・税一体改革の継続的な実施と社会保障制度の基盤強化
総合目標 2 (税制)	(定性的)	総 2-1-B-1	経済社会の構造変化を踏まえた税制改正の検討
総合目標 3 (財務管理)	(定性的)	総 3-1-B-1	国債管理政策の適切な運営
		総 3-2-B-1	各年度の財政投融资計画の編成
		総 3-3-B-1	国有財産の更なる有効活用に向けた各施策の取組状況
		総 3-4-B-1	国庫金の効率的かつ正確な管理
総合目標 4 (通貨・金融システム)	(定性的)	総 4-1-B-1	金融システムの安定を確保するための取組
		総 4-2-B-1	通貨に対する信頼を維持するための取組
総合目標 5 (世界経済)	(定性的)	総 5-1-B-1	世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力への参画
		総 5-1-B-2	アジアにおける地域金融協力の推進
		総 5-1-B-3	ODA等を通じた支援及び日本企業の海外展開支援の推進
		総 5-1-B-4	質の高いインフラ投資の推進
		総 5-2-B-1	国際貿易の秩序ある発展に向けた国際的な協力への取組
総合目標 6 (財政・経済運営)	(定性的)	総 6-1-B-1	「経済財政運営と改革の基本方針2020」における目標達成に向けた取組の進捗状況の把握・分析
		総 6-1-B-2	自然災害からの復興への取組

政策目標			
目 標	指標の種類	指標番号	指 標 名
政策目標 1 (健全な財政の確保)			
政策目標 1-1	(定量的)	政 1-1-2-A-1	各府省等のウェブサイトで公開される概算要求書等の財務省ウェブサイトからの閲覧可能化
	(定性的)	政 1-1-1-B-1	予算編成における重点的な配分と財政健全化目標の達成に向けた取組の実施
		政 1-1-1-B-2	予算執行調査等の予算編成等への適切な活用・反映
		政 1-1-1-B-3	予算編成における東日本大震災への適切な対応
		政 1-1-2-B-1	財政に関する広報活動の実施状況
政策目標 1-2	(定性的)	政 1-2-1-B-1	必要な歳入の確保及び説明責任の向上

政策目標 1-3	(定性的)	政 1-3-1-B-1	定期的な予算執行に関する情報開示の確認
		政 1-3-2-B-1	円滑かつ効率的な予算執行の確保の取組
		政 1-3-3-B-1	予算執行調査の実施
		政 1-3-4-B-1	予算の適正かつ効率的な執行の確保のための要請等の実施
政策目標 1-4	(定量的)	政 1-4-1-A-1	予算使用の状況、国庫歳入歳出状況及び決算概要の定期的な公表状況
		政 1-4-2-A-1	歳入歳出決算の会計検査院への送付日
		政 1-4-2-A-2	歳入歳出決算の国会への提出日
政策目標 1-5	(定性的)	政 1-5-1-B-1	地方の歳入面・歳出面の改革
政策目標 1-6	(定量的)	政 1-6-1-A-1	国の財務書類（一般会計・特別会計）の公表日
	(定性的)	政 1-6-1-B-1	国民に対して分かりやすい国の財務書類関係資料の作成・公表
政策目標 2 (適正かつ公平な課税の実現)			
政策目標 2-1	(定量的)	政 2-1-2-A-1	税制メールマガジン登録者数
		政 2-1-2-A-2	財務省の税制関連ウェブサイトに関する評価（内容の分かりやすさ）
	(定性的)	政 2-1-1-B-1	令和 3 年度税制改正の着実な実施と令和 4 年度税制改正の検討
		政 2-1-2-B-1	税制に関する広報活動の実施状況
政策目標 3 (国の資産・負債の適正な管理)			
政策目標 3-1	(定量的)	政 3-1-4-A-1	国債関係の懇談会等の開催状況
		政 3-1-4-A-2	入札の結果発表を当日所定の時刻に行った割合
		政 3-1-5-A-1	国債関係の定期的な公表資料の年間公表回数
		政 3-1-5-A-2	「国債及び借入金並びに政府保証債務現在高」を所定の時期に公表した割合
	(定性的)	政 3-1-1-B-1	市場のニーズ・動向等を踏まえた国債発行
		政 3-1-1-B-2	適切な債務管理
		政 3-1-2-B-1	国債市場の流動性維持・向上
		政 3-1-3-B-1	保有者層の多様化
		政 3-1-4-B-1	市場との対話等
		政 3-1-5-B-1	国債に係る国民等の理解の向上
	政策目標 3-2	(定量的)	政 3-2-2-A-1
政 3-2-3-A-1			実地監査結果
(定性的)		政 3-2-1-B-1	社会経済情勢等の変化を踏まえた、政策評価を活用した適切な審査に基づく財政投融资計画の編成
		政 3-2-1-B-2	産業投資を活用した長期リスクマネーの供給
		政 3-2-2-B-1	政策コスト分析の充実
		政 3-2-2-B-2	財政投融资計画編成に係る情報の公表
政 3-2-4-B-1	貸付金の確実な回収と的確な資産負債管理による財務の健全性の確保		

政策目標 3-3	(定量的)	政 3-3-2-A-1	合同宿舎における改修等工事の実施状況
		政 3-3-3-A-1	未利用国有地（財務省所管一般会計所属普通財産）の一般競争入札実施状況
		政 3-3-3-A-2	旧里道・旧水路等の売却事務処理状況
		政 3-3-4-A-1	監査実施割合
		政 3-3-4-A-2	国有財産増減及び現在額総計算書等の会計検査院への送付日
		政 3-3-4-A-3	国有財産増減及び現在額総計算書等の国会への報告日
		政 3-3-4-A-4	国有財産物件情報メールマガジンの登録者数
		政 3-3-4-A-5	全国版空き家・空き地バンクへの登録割合
	(定性的)	政 3-3-1-B-1	地域や社会のニーズに対応した国有財産の有効活用
		政 3-3-2-B-1	庁舎の入替調整等の実施状況
		政 3-3-3-B-1	国有財産の管理・処分における法令等に基づく公正、透明な処理の実施
		政 3-3-3-B-2	交換制度の活用及び瑕疵等明示売却の実施
		政 3-3-3-B-3	暫定活用の実施
		政 3-3-3-B-4	貸付中財産の災害等にかかる適切な対応の実施
		政 3-3-3-B-5	政府が保有する株式等の管理・処分
政策目標 3-4	(定量的)	政 3-3-4-B-1	国有財産に関する情報提供の充実
		政 3-3-4-B-2	国有財産の管理処分事務等の外部委託
		政 3-4-1-A-1	国内指定預金（一般口）の平均残高
政策目標 3-4	(定量的)	政 3-4-2-A-1	一般会計歳入歳出主計簿と国庫原簿との突合結果
		政 3-4-3-A-1	国庫収支に関する定期的な公表資料の公表の状況
		政策目標 4 （通貨及び信用秩序に対する信頼の維持）	
政策目標 4-1	(定量的)	政 4-1-4-A-1	地金の売払い計画及び実績
	(定性的)	政 4-1-1-B-1	通貨を円滑に供給するための製造計画の策定等の適切な実行
		政 4-1-1-B-2	製造貨幣大試験の適切な実施
		政 4-1-2-B-1	偽造通貨対策の適切な推進
		政 4-1-3-B-1	記念貨幣の適切な発行
		政 4-1-5-B-1	通貨に関する適切な情報の発信と質問への対応

政策目標 4-2	(定性的)	政 4-2-1-B-1	金融システムの安定のために必要な制度の整備
		政 4-2-2-B-1	預金保険機構等の適切な監督
		政 4-2-2-B-2	株式会社地域経済活性化支援機構の適切な監督
		政 4-2-2-B-3	株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の適切な監督
政策目標 5 (貿易の秩序維持と健全な発展)			
政策目標 5-1	(定性的)	政 5-1-1-B-1	適切な関税改正の実施
		政 5-1-2-B-1	特殊関税制度の適正な運用
政策目標 5-2	(定量的)	政 5-2-2-A-1	税関相互支援等の枠組みを構築した国・地域数
	(定性的)	政 5-2-1-B-1	多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進
		政 5-2-2-B-1	税関分野における貿易円滑化の推進
政策目標 5-3	(定量的)	政 5-3-1-A-1	事前教示制度の運用状況 (一定期間以内で回答した割合等)
		政 5-3-2-A-1	不正薬物の水際押収量の割合
		政 5-3-2-A-2	出港前報告情報による検査の割合
		政 5-3-3-A-1	貿易額に占める AEO 事業者の割合
		政 5-3-3-A-2	輸出入通関における利用者満足度
		政 5-3-4-A-1	NACCS の利用状況 (システム処理率)
		政 5-3-5-A-1	税関ホームページへのアクセス状況
		政 5-3-5-A-2	講演会及び税関見学における満足度
		政 5-3-5-A-3	輸出入通関制度の認知度
		政 5-3-5-A-4	密輸取締り活動に関する認知度
		政 5-3-5-A-5	税関相談官制度の運用状況 (税関相談についての利用者満足度: 上位 4 段階)
		政 5-3-5-A-6	カスタムスアンサー利用件数
	(定性的)	政 5-3-1-B-1	輸入 (納税) 申告の適正性の確保
		政 5-3-2-B-1	密輸事犯に対する厳格な水際取締りの実施
政 5-3-4-B-1		NACCS センターの監督	

政策目標 6 (国際金融システムの安定的かつ健全な発展と開発途上国の経済社会の発展の促進)			
政策目標 6-1	(定量的)	政 6-1-1-A-1	外国為替平衡操作実施状況、外貨準備の状況等の正確かつ適時な情報の提供
		政 6-1-1-A-2	国際収支状況等の正確かつ適時な情報の提供
		政 6-1-3-A-1	A S E A N+3における現地通貨建て債券による資金調達 の状況(現地通貨建て債券市場の債券残高の対前年比)
		政 6-1-4-A-1	外国為替及び外国貿易法に基づく制裁措置の適時実施
		政 6-1-4-A-2	外国為替検査の実施状況
		政 6-1-4-A-3	外為法令等遵守に係る説明会の実施状況
	(定性的)	政 6-1-1-B-1	外国為替市場の安定に向けた取組
		政 6-1-2-B-1	国際金融システムの安定に向けた国際的な協力への参画
		政 6-1-3-B-1	アジアの金融市場における安定のための地域金融協力の取組
		政 6-1-3-B-2	アジア各国との二国間金融協力の取組
		政 6-1-4-B-1	テロ資金・マネーロンダリングへの国際的な枠組みの中での対応及び国連安保理決議等に基づく制裁措置の適切な実施等
		政 6-1-5-B-1	実効性のある対内直接投資審査制度への取組
政策目標 6-2	(定量的)	政 6-2-4-A-1	知的支援に関する研修・セミナー参加者の満足度(研修・セミナーを「有意義」以上と回答した者の割合)
	(定性的)	政 6-2-1-B-1	円借款を通じたODAの効率的・戦略的な活用
		政 6-2-1-B-2	国際協力銀行(J B I C)を通じたその他の政府資金(O O F : Other Official Flows)の効率的・戦略的な活用
		政 6-2-2-B-1	国際開発金融機関(M D B s)等を通じた支援への参画
		政 6-2-2-B-2	U H C 実現に向けた戦略的な取組への積極的な参画
		政 6-2-2-B-3	地球環境保全に向けた議論への積極的な参画
		政 6-2-3-B-1	債務に関する諸問題についての議論への積極的な参画
政策目標 6-3	(定性的)	政 6-3-1-B-1	国際協力機構(J I C A)による有償資金協力を通じた効率的・戦略的な支援の取組
		政 6-3-1-B-2	国際協力銀行(J B I C)を通じた効率的・戦略的な支援の取組
財務省が所管する法人及び事業等の適正な管理、運営の確保			
政策目標 7-1	(定性的)	政 7-1-1-B-1	中小企業等への金融支援等を通じた資金繰りの円滑化
		政 7-1-1-B-2	地域経済の活性化や企業の競争力強化等に資する成長資金の供給の強化
		政 7-1-2-B-1	政府関係金融機関等に対する検査の的確な実施

政策目標 8-1	(定量的)	政 8-1-3-A-1	地震保険検査先数の推移
	(定性的)	政 8-1-1-B-1	安定的な地震保険制度の運営の確保
		政 8-1-2-B-1	地震保険の普及促進に向けた取組
政策目標 9-1	(定性的)	政 9-1-1-B-1	年金制度の適正な運営を含む社会保障制度改革への対応
		政 9-1-1-B-2	諸外国との社会保障協定への対応
		政 9-1-2-B-1	共済手続の効率化・適正化
		政 9-1-3-B-1	国家公務員共済組合連合会等の適正な運営の確保
政策目標10-1	(定性的)	政 10-1-1-B-1	経費予算の効率性の確保
		政 10-1-2-B-1	財務諸表の適正性の確保
政策目標11-1	(定量的)	政 11-1-1-A-1	製造たばこ小売販売業の許可に係る標準処理期間達成率
		政 11-1-2-A-1	塩製造業者等の登録に係る標準処理期間達成率
		政 11-1-2-A-2	塩需給見通し及び塩需給実績の定期的な公表状況
	(定性的)	政 11-1-1-B-1	たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約等に係る国内措置に関する取組
		政 11-1-1-B-2	未成年者喫煙防止に対する取組
		政 11-1-1-B-3	たばこ事業者からの申請に対する許認可等の処理
		政 11-1-2-B-1	塩事業センターの監督、塩事業者からの登録等に対する処理

東日本大震災等への対応 —令和3年度における主な取組—

財務省は「令和3年度財務省政策評価の事前分析表」において、東日本大震災等への対応として、主に以下の取組を反映させました。

1. 財政・経済運営

復興事業については、『復興・創生期間』後における東日本大震災からの復興の基本方針』及び「令和3年度以降の復興の取組について」を踏まえ、復興のステージに応じた、被災地の復興に真に必要な事業をしっかりと実施できるよう取り組んでいきます【政策目標1-1（施策1-1-1）】。

東日本大震災からの復興を含め、自然災害からの復興に全力で取り組みます【総合目標6】。

2. 国有財産

被災地に所在する貸付中財産については、その被災状況に応じて貸付期間の不算入措置を講ずるなど、貸付相手方からの相談に丁寧に対応していきます。また、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）等により処分が求められている特殊会社の株式については、適切な処分に向けた所要の準備を進め、個々の株式処分の環境が整った場合、株式市場の状況等を勘案しつつ処分を行います【政策目標3-3（施策3-3-3）】。

3. 政策金融等

（1）政策金融

「経済財政運営と改革の基本方針2020」等も踏まえ、東日本大震災からの復興に貢献するよう、指定金融機関において、危機対応業務を実施するとともに、日本政策金融公庫においても、特別貸付や、被災地域における創業に係る融資の貸付利率の引下げ等を通じ、引き続き被災企業の資金繰りを支援していきます【政策目標7-1（施策7-1-1）】。

（2）地震再保険

被災者の生活の安定に寄与するとの地震保険の目的を達成するため、官民で連携して、迅速・確実な再保険金の支払体制を確保することにより、契約者に対し保険金が迅速に支払われるよう努めています【政策目標8-1（施策8-1-1）】。

4. その他

（1）金融システム

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構については、東日本大震災に見舞われた地域における経済活動の維持等を図る観点から、復興庁と連携して適切に監督します【政策目標4-2（施策4-2-2）】。

（2）たばこ事業

東日本大震災その他の大規模災害等によって被災されたたばこ小売販売業者の営業再開が円滑に行われるよう、被災地域における小売販売業の許可の取扱いについて必要な措置を講

じており、その適切な実施に努めます【政策目標11－1（施策11-1-1）】。

以 上

デジタル化への取組

—令和3年度における主な取組—

財務省は「令和3年度財務省政策評価の事前分析表」において、行政のデジタル化の推進への対応として以下の取組を反映させました。

1. 財政

財政に関し、国民に対する説明責任を果たすとともに、国民に理解を深めてもらう観点から、積極的に広報に取り組みます。具体的には、パンフレットの作成・配布・電子書籍化、ウェブサイトを通じた情報提供、オンラインも活用した説明会等の広報活動を行います【政策目標1-1（施策1-1-2）】

(注) 令和3年度予算は、令和2年度第3次補正予算と合わせ、感染拡大防止に万全を期しつつ、デジタル社会・グリーン社会の実現など中長期的な課題にもしっかりと対応するものにしており、これらの予算の成立後は、迅速かつ適切に執行していきます。

2. 税制

令和3年度税制改正では、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現を図るため、企業のデジタルトランスフォーメーション及びカーボンニュートラルに向けた投資を促進する措置を創設するとともに、こうした投資等を行う企業に対する繰越欠損金の控除上限の特例を設けることとしました。このほか、納税環境のデジタル化を推進するため、電子帳簿等保存制度の見直しを行うこととしました。これらの措置を実施するため、「所得税法等の一部を改正する法律案」を第204回国会に提出したところであり、成立後は、その内容について周知徹底を図るなど着実に実施していきます【政策目標2-1（施策2-1-1）】。

パンフレットの作成・配布、ウェブサイト・税制メールマガジン・SNS等を通じた情報提供、オンライン会議等も活用した講演・説明会の開催等の広報活動を行います【政策目標2-1（施策2-1-2）】。

3. 国債

海外IRの実施に当たっては、個別投資家への個別訪問（オンラインによる面談を含む）を中心に、きめ細かい投資家ニーズ等の把握や情報提供に努めます【政策目標3-1（施策3-1-3）】。

「国債市場特別参加者会合」や「国債投資家懇談会」を引き続き開催する（オンライン開催等を含む）とともに、個別にヒアリングを実施し、市場参加者との緊密な意見交換を行います。また、中長期的な視点から、国債管理政策を中心とする国の債務管理について高い識見を有する民間の方々等から意見・助言等を得るため、「国の債務管理の在り方に関する懇談会」を引き続き開催します（オンライン開催を含む）【政策目標3-1（施策3-1-4）】。

4. 国有財産

ポストコロナに向けた経済構造への転換・好循環の実現の観点から、民間事業者による5G基地局整備を後押しするため、基地局の設置場所として庁舎・宿舍等を提供すると共に、民間事業者によるサテライトオフィスの設置場所として庁舎等を提供し、国有財産の新たな活用策に取り

組みます【政策目標 3-3（施策3-3-1）】

5. 通貨

CBDC（中央銀行デジタル通貨）を含め、通貨の在り方についても引き続き検討していきます【総合目標 4（テーマ 4-2）】。

6. 貿易

貿易円滑化の推進に向けた支援については、日系企業の海外展開の側面支援の観点から、広域 E P A 等によって複雑化する原産地規則、通関を迅速化しながらも適正公平な徴税を確保する輸入事後調査、及び税関管理の一層の効率化を図るリスクマネジメント等に係る支援を引き続き実施します。これらについては、国内外における新型コロナウイルス感染症の状況を注視し、一部オンラインにより継続的な支援を実施していきます【政策目標 5-2（施策5-2-2）】。

7. 税関手続

AEO制度の更なる普及、通関関係書類の電子化・ペーパーレス化の促進など、輸出入通関、保税その他の税関手続に係る様々な制度の利用促進・改善を進めていきます。また、「観光ビジョン実現プログラム2020」も踏まえ、入国旅客の迅速な通関と厳格な水際取締りの両立を実現するため、Eゲート（税関検査場電子申告ゲート）等の適切な配備・運用に努めます【政策目標 5-3（施策5-3-3）】。

税関ホームページにおいて、原産地規則、AEO制度、品目分類、課税価格の計算方法等に関する情報の充実を図るとともに、海外旅行の手続や貿易統計等のページ構成について随時見直しを行い、また、各コンテンツから関連情報へのリンクの追加や、各税関ホームページへのアクセスを簡素化するなどして利用者の利便性を向上させます。更に「税関ツイッター」、動画共有サイト「税関チャンネル」及び「税関公式フェイスブックページ」を引き続き活用し、これまで税関に接する機会の少なかった方に対しても、迅速かつ分かり易い形で積極的に情報を発信していきます。また、これらの情報については、Web形式による講演会や税関見学も積極的に取り入れて、引き続き発信していきます【政策目標 5-3（施策5-3-5）】。

8. 外国為替

投資家の利便性向上の観点から、オンラインにより事前届出を提出できるよう対応したところですが、一連の手続きをオンラインで完結できるよう検討を進めます。加えて、手続きのオンライン化を含め、対内直接投資審査制度の内容の周知・徹底を図るために市場関係者等の正確な理解に寄与する情報提供を行うことで、円滑かつ着実に対内直接投資審査制度を運用していきます【政策目標 6-1（施策6-1-5）】。

政策担当者等を日本に受け入れての経済財政政策等についての調査研究・セミナー等の実施、開発途上国が抱える政策課題等について現地に専門家等を派遣しての調査研究・セミナー等による技術支援の実施のほか、海外の研究機関との交流を通じ、我が国の経験に裏打ちされた知識やノウハウを提供することで、開発途上国における政策の立案及び実施能力の向上等を目的とした人材育成支援を中心とする国際協力に積極的に取り組んでいきます。なお、今年度は、新型コロナウイルスの感染状況も見つつ、オンライン形式での交流・セミナー等も検討します【政策目標

9. その他

（1）共済手続

従来、共済手続は書面による申請・届出を前提とした業務が行われているため、組合員、共済組合職員ともに在宅勤務における手続きができませんでした。この共済手続をオンライン化するため、関係省庁と連携を図って、適切な対応を行います【政策目標9－1（施策9-1-2）】。

（2）たばこ事業

成人識別自販機については、現行の方式に加え、マイナンバーカードの普及状況を踏まえ、業界団体等による同カードを活用した方式の開発・導入を検討していきます。【政策目標11-1（施策11-1-1）】

以 上

Ⅲ 令和3年度規制に係る政策の事後評価の実施計画

1. 評価方法

事業評価方式による評価を基本とします。

2. 評価対象

規制に係る政策のうち、事前評価を行った政策について、事後評価を実施します。

なお、事後評価の実施時期については、法令等に見直し条項（一定期間経過後の当該規制の見直しを行う旨の条項）があるものについては、その見直し時期、法令等に見直し条項がないものについては、見直し周期を設定した周期とし、見直し周期は最長5年とします。

規制の名称等	①評価の実施時期 ②事後評価の方法
1 通関業制度の見直し (条項) 通関業法第3条等	①令和4年度 ②事業評価方式
2 通関業の欠格事由 (条項) 通関業法第6条	①令和6年度 ②事業評価方式
3 成年被後見人等の法定代理人の適格性に着目した規定の見直し (条項) たばこ事業法第11条第2項等	①令和6年度 ②事業評価方式
4 成年被後見人等の法定代理人の適格性に着目した規定の見直し (条項) 塩事業法第5条第2項等	①令和6年度 ②事業評価方式
5 成年被後見人等の権利の制限に係る措置等の適正化等 (条項) 株式会社日本政策金融公庫法第16条第4項	①令和6年度まで ②事業評価方式
6 対内直接投資等に含まれる行為の範囲の見直し (条項) 対内直接投資等に関する政令第2条等	①令和7年度 ②事業評価方式
7 対内直接投資等に係る事前届出対象等の見直し (条項) 外国為替及び外国貿易法第27条の2等	①令和7年度 ②事業評価方式
8 対内直接投資等に係る事前届出対象等の見直し (条項) 対内直接投資等に関する政令第2条等	①令和7年度 ②事業評価方式
9 国立印刷局債券発行規定 (条項) 独立行政法人国立印刷局法施行令第7条	①令和7年度 ②事業評価方式
10 造幣局債券発行規定 (条項) 独立行政法人造幣局法施行令第7条	①令和7年度 ②事業評価方式
11 通関書類に係る押印規定 (条項) 通関業法第14条	①令和8年度 ②事業評価方式

IV 令和3年度租税特別措置等に係る政策の事後評価の実施計画

1. 評価方法

実績評価方式、総合評価方式及び事業評価方式の主要な要素を組み合わせた一貫した仕組みなど、適切な方式により、租税特別措置等の必要性、有効性及び相当性等の観点から評価を行います。

2. 評価対象

令和3年度においては、次の租税特別措置等に係る政策（本省分）のうち必要なものについて、財務省が行う税制改正要望等の状況に応じて、事後評価を実施します。政策評価法で評価の実施が義務付けられている税目（法人税、法人住民税及び法人事業税）については、改正要望が行われる場合には事前評価を実施するほか、事前評価を基本計画期間内に実施していないものに限り、当該期間内に少なくとも一度は事後評価を実施することとしています。

また、国税庁においても、次の租税特別措置等に係る事務（国税庁分）のうち必要なものについて、財務省における租税特別措置等に係る政策の事後評価の実施に準じ、国税庁が行う税制改正要望等の状況等に応じて実施します。

租税特別措置等の名称等（本省分）	①創設年度 ②適用期限
1 退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止（法人税・法人住民税） （条項）租税特別措置法第68条の5等	①平成11年度 ②令和5年3月31日
2 承継銀行等に係る資本割の特例措置（法人事業税） （条項）地方税法附則第9条第2項	①平成16年度 ②令和6年3月31日
3 銀行等保有株式取得機構に係る資本割の特例措置（法人事業税） （条項）地方税法附則第9条第3項	①平成16年度 ②令和5年3月31日
4 特定の用途に供する石炭に係る石油石炭税の軽減（石油石炭税） （条項）租税特別措置法第90条の3の3	①平成24年度 ②令和5年3月31日
5 民間国外債等の利子・発行差金の課税の特例（所得税） （条項）租税特別措置法第6条	①昭和49年度 ②なし
6 特別国際金融取引勘定において経理された預金等の利子の非課税（所得税） （条項）租税特別措置法第7条	①昭和61年度 ②なし
7 振替国債等の利子等の課税の特例（所得税・法人税） （条項）租税特別措置法第5条の2、第67条の17等	①平成11年度 ②なし
8 外国金融機関等の債券現先取引等に係る利子等の課税の特例	①平成14年度

(所得税・法人税)	②なし
(条項) 租税特別措置法第42条の2、第67条の17	
9 特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例 (所得税・法人税)	①平成18年度 ②なし
(条項) 租税特別措置法第37条の8、第66条、第68条の84	
10 破綻金融機関等から協定銀行が不動産を取得した場合の非課税措置 (不動産取得税)	①平成8年度 ②令和5年3月31日
(条項) 地方税法附則第10条第1項	
11 破綻保険会社等から協定銀行が不動産を取得した場合の非課税措置 (不動産取得税)	①平成12年度 ②令和5年3月31日
(条項) 地方税法附則第10条第3項	
租税特別措置等の名称等 (国税庁分)	①創設年度 ②適用期限
1 低アルコール分の蒸留酒類等に係る酒税の税率の特例 (酒税)	①平成5年度 ②なし
(条項) 租税特別措置法第87条の2	
2 信用保証協会等が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減 (登録免許税)	①昭和53年度 ②令和5年3月31日
(条項) 租税特別措置法第78条第2項第4号	
3 ビールに係る酒税の税率の特例 (酒税)	①平成15年度 ②令和5年3月31日
(条項) 租税特別措置法第87条の4	
4 清酒等に係る酒税の税率の特例 (酒税)	①平成元年度 ②令和5年3月31日
(条項) 租税特別措置法第87条	
5 輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税 (酒税)	①平成29年度 ②なし
(条項) 租税特別措置法第87条の6	

令和3年度政策評価の事前分析表

(案)

令和3年3月
財務省

令和3年度政策評価の事前分析表について

財務省では、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号。以下「政策評価法」といいます。）及び財務省の「政策評価に関する基本計画」に基づき、主要な政策分野の全てについて、あらかじめ目標を設定し、政策評価を行っています。政策評価法では政策評価を実施する場合に実施計画を定めることとされていることから、財務省では、評価対象年度の開始までに実施計画を策定しています。これと併せて、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承。以下「ガイドライン」といいます。）に基づき、評価対象となる政策の目標ごとに毎年、事前分析表を作成し、公表します。

ガイドラインに基づく目標管理型の政策評価においては、目標を適切に設定することが重要であり、要するコストとともに、目的、目標（指標）、それらの達成手段、各手段がいかに目標等の実現に寄与するか等に係る事前の想定を分かりやすく重要な情報に焦点を絞った形であらかじめ整理、公表し、事後に実績を踏まえて検証していくことは、各行政機関の政策体系の一層の明確化、外部検証の促進、各行政機関の長等によるマネジメントの強化等に有効とされています。

これらの趣旨を踏まえ、令和3年度政策評価の事前分析表は、総合目標（6目標）及び政策目標（24目標。国税庁に係る政策目標（3目標）を除いています。）の30の「政策の目標」について、作成しています。

政策評価に関する情報の公表を通じて、政策の透明性を確保することにより、国民の皆様に対する説明責任を果たし、信頼される行政を目指してまいります。

令和3年3月
財 務 省

<目 次>

令和3年度政策評価の事前分析表について	1
財務省の「政策の目標」の体系図	4
令和3年度政策評価の事前分析表	
総合目標	
総合目標1（財政）	5
総合目標2（税制）	8
総合目標3（財務管理）	10
総合目標4（通貨・金融システム）	14
総合目標5（世界経済）	17
総合目標6（財政・経済運営）	22
政策目標1（健全な財政の確保）	
政策目標1－1（重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進）	24
政策目標1－2（必要な歳入の確保）	28
政策目標1－3（予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保）	30
政策目標1－4（決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示）	34
政策目標1－5（地方財政計画の策定をはじめ、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移 転に関する事務の適切な遂行）	36
政策目標1－6（公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運 営）	38
政策目標2（適正かつ公平な課税の実現）	
政策目標2－1（経済の好循環を確実なものとするための税制の着実な実施、我が国の経 済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討並びに税制 についての広報の充実）	40
政策目標3（国の資産・負債の適正な管理）	
政策目標3－1（国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制）	44
政策目標3－2（財政投融资の対象として必要な事業を実施する機関の資金需要への的確 な対応、ディスクロージャーの推進及び機関に対するチェック機能の充 実）	51
政策目標3－3（庁舎及び宿舍を含む国有財産の適正な管理・処分及び有効活用と情報提 供の充実）	58
政策目標3－4（国庫金の効率的かつ正確な管理）	71

政策目標4（通貨及び信用秩序に対する信頼の維持）

- 政策目標4-1（通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止）…………… 75
政策目標4-2（金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理）
……………80

政策目標5（貿易の秩序維持と健全な発展）

- 政策目標5-1（内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等）
…………… 83
政策目標5-2（多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野にお
ける貿易円滑化の推進）…………… 85
政策目標5-3（関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続
における利用者利便の向上）…………… 91

政策目標6（国際金融システムの安定的かつ健全な発展と開発途上国の経済社会の発展の促進）

- 政策目標6-1（外国為替市場の安定並びにアジア地域を含む国際金融システムの安定に
向けた制度強化及びその適切な運用の確保）……………102
政策目標6-2（開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・
知的支援を含む多様な協力の推進）…………… 112
政策目標6-3（日本企業の海外展開支援の推進）…………… 120

（財務省が所管する法人及び事業等の適正な管理、運営の確保）

- 政策目標7-1（政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保）…………… 123
政策目標8-1（地震再保険事業の健全な運営）…………… 128
政策目標9-1（安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理）…………… 131
政策目標10-1（日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保）…………… 135
政策目標11-1（たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保）…………… 137

参考資料

- 1 令和3年度において実施するアンケート調査の概要…………… 142
2 用語集…………… 144

財務省の「政策の目標」の体系図（令和3年度版）

財務省の使命

国の信用を守り、希望ある社会を次世代に引き継ぐ。

納税者としての国民の視点に立ち、効率的かつ透明性の高い行政を行い、国の財務を総合的に管理運営することにより、広く国の信用を守り、健全で活力ある経済及び安心で豊かな社会を実現するとともに、世界経済の安定的発展に貢献して、希望ある社会を次世代に引き継ぐこと。

政策の目標

財政 (総合目標 1)

我が国の財政状況が歴史的に見ても諸外国との比較においても、極めて厳しい状況にあることを踏まえ、社会保障・税一体改革を継続しつつ社会保障制度の持続可能性の確保に向けた基礎強化の取組を進めるとともに、2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス（基礎的財政収支）黒字化を目指すし、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すとの財政健全化目標達成に向け、経済再生を図りながら、歳入・歳出面において財政健全化に取り組む。

税制 (総合目標 2)

財政健全化目標達成に向け、歳入・歳入面において取り組む中で、人口減少・少子高齢化、働き方やライフコースの多様化、グローバル化の進展、経済のデジタル化等の経済社会の構造変化に対応して、持続的かつ包摂的な経済成長の実現と財政健全化の達成を両立させる観点から、税体系全般にわたる見直しを進める。

財務管理 (総合目標 3)

経済金融情勢及び財政状況を踏まえつつ、市場との緊密な対話に基づき、国債管理政策を遂行し、中長期的な調達コストの抑制を図りながら、必要な財政資金を確実に調達する。同時に、国庫金の適正な管理を行う。また、社会経済情勢等の変化を踏まえ、財政投資を活用して政策的に必要とされる資金需要に的確に対応する。さらに、地域や社会のニーズ及び個々の国有財産の状況に応じ、地方公共団体等との連携を進めつつ、最適な形での国有財産の有効活用を進める。

通貨・金融システム (総合目標 4)

関係機関との連携を図りつつ、金融破綻処理制度の整備・運用を図るとともに金融危機管理を行うことにより、金融システムの安定の確保を図る。また、通貨の流通・状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することに より、通貨に対する信頼の維持に貢献する。

世界経済 (総合目標 5)

我が国経済の健全な発展に資するよう、国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、アジア地域を含む国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、質の高いインフラ投資等を通じた開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指すとともに、日本企業の海外展開支援も推進する。

総合目標1から5の目標を追求しつつ、新型コロナウイルス感染症への対応と自然災害からの復興に取り組むとともに、デジタルからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現することを旨とし、関係機関との連携を図りながら、適切な財政・経済の運営を行う。

財政・経済運営 (総合目標 6)

健全な財政の確保 (政策目標 1)

- 1-1 重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進
- 1-2 必要な歳入の確保
- 1-3 予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保
- 1-4 決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示
- 1-5 地方財政計画の策定をはじめ、地方の歳入・移出・国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行
- 1-6 公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営

適正かつ公平な課税の実現 (政策目標 2)

- 2-1 経済の好循環を確実なものとするための税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に 대응するための税制の検討並びに税制についての広報の充実
- 2-2 国内税の適正かつ公平な賦課及び徴収
- 2-3 酒類業の健全な発達の促進
- 2-4 税理士業務の適正な運営の確保

国の資産・負債の適正な管理 (政策目標 3)

- 3-1 国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制
- 3-2 財政投資の対象とする事業を実施する機関の資金需要への的確な対応、デューデリジェンスの充実
- 3-3 庁舎及び宿舍を含む国有財産の適正な管理・処分及び有効活用と情報提供の充実
- 3-4 国庫金の効率的かつ正確な管理

通貨及び信用秩序に対する信頼の維持 (政策目標 4)

- 4-1 通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止
- 4-2 金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理

貿易の秩序維持と健全な発展 (政策目標 5)

- 5-1 内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等
- 5-2 多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携分野における貿易円滑化の推進
- 5-3 関税等の適正な賦課及び密収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上

国際金融システムの安定的かつ健全な発展と開発途上国の経済社会の発展の促進 (政策目標 6)

- 6-1 外国為替市場の安定並びにアジア地域を含む国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保
- 6-2 開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進
- 6-3 日本企業の海外展開支援の推進

財務省が所管する法人及び事業等の適正な管理、運営の確保

- 7-1 政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保
- 8-1 地震再保険事業の健全な運営
- 9-1 安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理
- 10-1 日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保
- 11-1 たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保

各政策分野の目標 (政策目標)

- 総合目標1：我が国の財政状況が歴史的に見ても諸外国との比較においても、極めて厳しい状況に（財政）あることを踏まえ、社会保障・税一体改革を継続しつつ社会保障制度の持続可能性の確保に向けた基盤強化の取組を進めるとともに、2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス（基礎的財政収支）黒字化を目指し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すとの財政健全化目標達成に向け、経済再生を図りながら、歳入・歳出両面において財政健全化に取り組む。

総合目標の内容及び 目標設定の考え方

我が国の財政は極めて厳しい状況にあります。各年度の政策的経費をその年度の税収等で賄うことができず（プライマリーバランス（用語集参照）が赤字の状態）、公債発行への依存が常態化しており、公債残高は累増の一途をたどっています。令和2年度の国・地方の公債等残高（用語集参照）は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、1,160兆円（対GDP比216%）に達すると見込まれます。

我が国は、新型コロナウイルス感染症が確認される以前から、社会保障制度の給付と負担の乖離という構造的な問題を抱えております。また、団塊世代が75歳に入り始める2022年からは社会保障関係費が急増し、乖離はさらに拡大すると見込まれます。このため、団塊世代が75歳に入り始めるまでに、社会保障制度の基盤強化を進め、団塊世代が75歳以上になるまでに、財政健全化の道筋を確かなものとする必要があります。

こうした認識のもと、「経済財政運営と改革の基本方針2018」（以下、「骨太の方針2018」といいます。）の「新経済・財政再生計画」において、「2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス黒字化を目指す。同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す。」との財政健全化目標が示されるとともに、2021年度までに社会保障改革を軸とする基盤強化を行う方針が示されました。

これらを踏まえ、上記の目標を設定します。

上記の「総合目標」を構成するテーマ

総1-1：2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス黒字化を目指し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す

関連する内閣の基本方針

- 「第204回国会 財務大臣財政演説」（令和3年1月18日）
- 「令和3年度予算編成の基本方針」（令和2年12月8日閣議決定）
- 「令和3年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」（令和3年1月18日閣議決定）
- 「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）
- 「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定）
- 「経済財政運営と改革の基本方針2020」（令和2年7月17日閣議決定）
- 「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）
- 「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」（令和元年12月5日閣議決定）
- 「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月7日閣議決定、令和2年4月20日変更）

○「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」（令和 2 年 12 月 8 日閣議決定）

テーマ 総1-1：2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス黒字化を目指し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す

取組内容 上記「総合目標の内容及び目標設定の考え方」記載のとおり。

定量的な測定指標

[主要] 総1-1-A-1：財政健全化目標の達成に向けた取組	目標値	2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス黒字化を目指し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す
	実績値	

(目標値の設定の根拠)

「骨太の方針2018」に盛り込まれた「新経済・財政再生計画」において、「2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス黒字化を目指す」、「同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すことを堅持する」とあるためです。

(参考)

国・地方のプライマリーバランス赤字の対GDP比（実額）		国・地方の公債等残高の対GDP比	
2020（令和2）年度（見込み）	▲12.9%（▲69.4兆円）	2020（令和2）年度（見込み）	216.3%
2019（令和元）年度	▲2.6%（▲14.6兆円）	2019（令和元）年度	190.2%
2018（平成30）年度	▲1.9%（▲10.7兆円）	2018（平成30）年度	189.2%
2017（平成29）年度	▲2.2%（▲12.2兆円）	2017（平成29）年度	186.1%
2016（平成28）年度	▲2.9%（▲15.6兆円）	2016（平成28）年度	185.7%
2015（平成27）年度	▲2.9%（▲15.6兆円）	2015（平成27）年度	182.9%
2014（平成26）年度	▲3.8%（▲19.8兆円）	2014（平成26）年度	182.8%
2013（平成25）年度	▲5.3%（▲27.0兆円）	2013（平成25）年度	180.7%
2012（平成24）年度	▲5.4%（▲27.1兆円）	2012（平成24）年度	177.5%
2011（平成23）年度	▲6.4%（▲31.8兆円）	2011（平成23）年度	170.1%

（出所）内閣府「中長期の経済財政に関する試算」（令和3年1月21日経済財政諮問会議提出）

定性的な測定指標

[主要] 総1-1-B-1：社会保障・税一体改革の継続的な実施と社会保障制度の基盤強化

(指標の内容)

引き続き、社会保障・税一体改革（用語集参照）を継続的に実施するとともに、「骨太の方針2018」に盛り込まれた「新経済・財政再生計画」に基づき、基盤強化期間（2019年度～2021年度）内から改革を順次実行に移し、団塊の世代が75歳に入り始める2022年までに社会保障制度の基盤強化を進め、経済成長と財政を持続可能にするための基盤固めにつなげます。

(指標の設定の根拠)

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律」（平成 24 年法律第 68 号）や「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」（平成 25 年法律第 112 号）等に規定された社会保障・税一体改革の内容を確実に実施していくためです。また、プライマリーバランスの黒字化に向けては、社会保障改革を軸として、社会保障の自然増の抑制や医療・介護サービスの適正化・効率化、生産性向上や給付と負担の適正化等に取り組むことが不可欠です。「骨太の方針 2018」に盛り込まれた「新経済・財政再生計画」に基づき、基盤強化期間内から改革を順次実行に移し、団塊の世代が 75 歳に入り始める 2022 年までに社会保障制度の基盤強化を進め、経済成長と財政を持続可能にするための基盤固めを行うことが重要であるからです。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標

- 参考指標 1 「一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移」
- 参考指標 2 「一般会計及び特別会計の歳出総額及び純計額」
- 参考指標 3 「公債発行額・公債依存度の推移」
- 参考指標 4 「公債残高の推移」
- 参考指標 5 「国及び地方の基礎的財政収支の推移」
- 参考指標 6 「一般会計の基礎的財政収支の推移」
- 参考指標 7 「国及び地方の財政収支の推移」
- 参考指標 8 「国民負担率の状況」

総合目標に係る予算額	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度当初	令和3年度行政事業レビュー番号
上記の総合目標に関連する予算額はありません。					

担当部局名	主計局（調査課、総務課）、大臣官房総合政策課、主税局（総務課、調査課）	政策評価実施予定時期	令和4年6月
--------------	-------------------------------------	-------------------	--------

- 総合目標 2 : 財政健全化目標達成に向け、歳出・歳入面において取り組む中で、人口減少・少子高齢化、働き方やライフコースの多様化、グローバル化の進展、経済のデジタル化等の経済社会の構造変化に対応して、持続的かつ包摂的な経済成長の実現と財政健全化の達成を両立させる観点から、税体系全般にわたる見直しを進める。

総合目標の内容及び目標設定の考え方

税制は、社会の活力や経済発展の基盤として、財源調達機能（政府が提供する公共サービスの資金調達）や再分配機能（国民の所得や資産の再分配）を果たすことが期待されており、「公平・中立・簡素」という基本原則を踏まえつつ、経済社会の構造変化に対応した、不断の見直しに取り組んでいく必要があります。

「経済財政運営と改革の基本方針2019（骨太の方針2019）」においては、経済・財政一体改革を着実に推進するとともに、引き続き、2025 年度の財政健全化目標の達成を目指すこととしています。税制については、人口減少・少子高齢化、働き方やライフコースの多様化、グローバル化の進展、経済のデジタル化等の経済社会の構造変化に対応して、持続的かつ包摂的な経済成長の実現と財政健全化の達成を両立させる観点から、税体系全般にわたる見直しを進めます。

骨太の方針2020においては、骨太の方針2019や税制調査会の答申などを踏まえ、引き続き、税体系全般にわたる見直し等を進めることとしています。

上記の「総合目標」を構成するテーマ

総2-1：我が国の経済社会の構造変化を踏まえた税制を構築する

関連する内閣の基本方針

- 「第 204 回国会 総理大臣施政方針演説」（令和 3 年 1 月 18 日）
- 「第 204 回国会 財務大臣財政演説」（令和 3 年 1 月 18 日）
- 「経済財政運営と改革の基本方針 2020」（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）
- 「経済財政運営と改革の基本方針 2019」（令和元年 6 月 21 日閣議決定）
- 「経済社会の構造変化を踏まえた令和時代の税制のあり方」（令和元年 9 月 26 日税制調査会）
- 「諮問」（令和 2 年 1 月 10 日税制調査会）
- 「令和 3 年度税制改正の大綱」（令和 2 年 12 月 21 日閣議決定）

テーマ 総2-1：我が国の経済社会の構造変化を踏まえた税制を構築する

取組内容 上記「総合目標の内容及び目標設定の考え方」記載のとおり。

定性的な測定指標

〔主要〕 総2-1-B-1：経済社会の構造変化を踏まえた税制改正の検討

（指標の内容）

経済社会の構造変化を踏まえた税制を構築すべく、毎年度の税制改正を検討します。

（指標の設定の根拠）

税制は、社会の活力や経済発展の基盤として、財源調達機能（政府が提供する公共サービスの資金

調達) や再分配機能 (国民の所得や資産の再分配) を果たすことが期待されており、「公平・中立・簡素」という基本原則を踏まえつつ、経済社会の構造変化に対応した、不断の見直しに取り組んでいく必要があるためです。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標

- 参考指標 1 「税収比率の推移」
- 参考指標 2 「一般会計税収の推移」
- 参考指標 3 「一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移」【再掲 (総1-1 : 参考指標 1)】

総合目標に係る予算額

平成30年度

令和元年度

2 年度

3 年度当初

令和 3 年度行政事業レビュー番号

上記の総合目標に関連する予算額はありません。

担当部局名

主税局 (総務課、調査課、税制第一課、税制第二課、税制第三課、参事官室)

政策評価実施予定時期

令和 4 年 6 月

- **総合目標 3** : 経済金融情勢及び財政状況を踏まえつつ、市場との緊密な対話に基づき、国債管理政策（財務管理）を遂行し、中長期的な調達コストの抑制を図りながら、必要な財政資金を確実に調達する。同時に、国庫金の適正な管理を行う。また、社会経済情勢等の変化を踏まえ、財政投融资を活用して政策的に必要とされる資金需要に的確に対応する。さらに、地域や社会のニーズ及び個々の国有財産の状況に応じ、地方公共団体等との連携を進めつつ、最適な形での国有財産の有効活用を進める。

総合目標の内容及び 目標設定の考え方

我が国の財政は、国・地方の公債等残高（用語集参照）が令和2年度には1,160兆円（対GDP比216%）に達すると見込まれるなど、極めて厳しい状況にあります。

このような状況を踏まえ、財務省としては、中長期的な調達コストの抑制を図りながら、必要とされる財政資金を確実に調達していくという基本的な考え方に沿って、市場との緊密な対話に基づき、そのニーズ・動向等を踏まえつつ、中長期的な需要動向に即した、安定的で透明性の高い国債発行を行うなど、国債管理政策を適切に運営していきます。同時に、国庫金（用語集参照）の効率的かつ正確な管理を行います。

また、財政投融资（用語集参照）については、国民のニーズや社会経済情勢等の変化を踏まえ、政策的必要性や民業補完性・償還確実性等を精査し、政策的に必要とされる資金需要に的確に対応していきます。

さらに、「経済財政運営と改革の基本方針2020」、「ニッポン一億総活躍プラン」及び「新経済・財政再生計画 改革工程表 2020」等を踏まえ、地域や社会のニーズ及び個々の国有財産（用語集参照）の状況に応じて、中長期的な視点から、最適な形での国有財産の有効活用を推進していきます。

こうした取組を通じ、国の資産・負債について、適正な財務管理に努めます。

上記の「総合目標」を構成するテーマ

- 総3-1：適切な国債管理政策を実施する
- 総3-2：財政投融资を適切に活用する
- 総3-3：国有財産の有効活用を推進する
- 総3-4：国庫金の適正な管理を行う

関連する内閣の基本方針

- 「第204回国会 財務大臣財政演説」（令和3年1月18日）
- 第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（2020改訂版）（令和2年12月21日閣議決定）
- 「経済財政運営と改革の基本方針2020」（令和2年7月17日閣議決定）
- 「成長戦略実行計画」「成長戦略フォローアップ」（令和2年7月17日閣議決定）
- 「新経済・財政再生計画 改革工程表2020」（令和2年12月18日経済財政諮問会議決定）
- 「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月7日閣議決定、

	<p>令和 2 年 4 月 20 日変更閣議決定)</p> <p>○「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」(令和 2 年 12 月 8 日閣議決定)</p> <p>○「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」(令和 2 年 12 月 11 日閣議決定)</p>
--	---

テーマ	総3-1：適切な国債管理政策を実施する
取組内容	<p>国債管理政策においては、前述の通り確実かつ円滑な国債発行により、中長期的な調達コストの抑制を図りながら、必要とされる財政資金を確実に調達していくことによって、円滑な財政運営の基盤を確保することを目的としています。こうした観点を踏まえつつ、投資家の需要動向を的確に反映した年限構成の見直しによる国債の安定的な発行の確保、国債市場の流動性の維持・向上、個人や海外投資家を含めた投資家層の多様化による国債の保有構造の安定化等の課題に取り組みます。</p>
定性的な測定指標	
	<p>[主要] 総3-1-B-1：国債管理政策の適切な運営</p> <p>(指標の内容)</p> <p>市場との対話に基づき、そのニーズ・動向等を踏まえつつ国債管理政策を適切に運営していきます。</p> <p>(指標の設定の根拠)</p> <p>市場のニーズ・動向等を踏まえつつ、中長期的な需要動向に即した、安定的で透明性の高い国債発行を行うなど、国債管理政策を適切に遂行することにより、中長期的な調達コスト抑制や確実かつ円滑な国債発行を通じた財政運営基盤の確保が可能になると考えられるためです。</p>
今回廃止した測定指標とその理由	
	該当なし
参考指標	該当なし

テーマ	総3-2：財政投融資を適切に活用する
取組内容	<p>財政投融資については、国民のニーズや社会経済情勢等の変化を踏まえ、財政投融資対象機関に対する適切な審査等を行ったうえで、政策的に必要とされる資金需要に的確に対応していきます。また、政策コスト分析や実地監査等を実施することで、ディスクロージャーの推進や、財政投融資対象機関に対するチェック機能の充実を図っていきます。さらに、貸付金の確実な回収と的確な資産負債管理（ALM）（用語集参照）による財務の健全性の確保に努めます。</p>
定性的な測定指標	
	<p>[主要] 総3-2-B-1：各年度の財政投融資計画の編成</p> <p>(指標の内容)</p> <p>国民のニーズや社会経済情勢等の変化などを踏まえ、政策的に必要とされる資金需要に的確に対応した財政投融資計画（用語集参照）を編成します。</p> <p>(指標の設定の根拠)</p> <p>財政投融資計画について、政策的必要性や民業補完性・償還確実性等を精査し、国民のニーズや社会経済情勢等の変化などを踏まえた編成を行うことで、財政投融資を活用して政策的に必要な資金</p>

需要に的確に対応することが可能となるためです。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標

該当なし

テーマ 総3-3：国有財産の有効活用を推進する

取組内容

国有財産は国民の貴重な財産であることから、地域や社会のニーズ及び個々の国有財産の状況に応じて、中長期的な視点から、最適な形で国有財産の有効活用を推進します。

定性的な測定指標

[主要] 総3-3-B-1：国有財産の更なる有効活用に向けた各施策の取組状況

(指標の内容)

国と地方公共団体が連携しながら、一定の地域に所在する国公有財産の情報を面的に共有し、国と地方公共団体の庁舎の合築など各地域における国公有財産の最適利用を図るほか、有用性が高く、希少な土地については、引き続き国が保有しつつ、介護・保育などの分野を中心に国有財産の積極的な活用を推進するなど、地域や社会のニーズ及び個々の国有財産の状況に応じた最適な形で国有財産の有効活用に向けた各施策の取組状況を指標とします。

(指標の設定の根拠)

最適な形で国有財産の有効活用を推進するために、地域や社会のニーズや個々の国有財産の状況に応じ、地方公共団体等と連携しながら着実に各取組を進めることが重要であるためです。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標

○参考指標 1 「社会福祉分野等における国有財産の活用実績」

テーマ 総3-4：国庫金の適正な管理を行う

取組内容

国庫金の管理においては、時期によって過不足が生じる国庫収支の調整を行うこと等により、国庫金の管理を一層効率的に行います。また、国庫金の取扱事務を担う日本銀行を適正に監督することにより、出納の正確性を引き続き確保します。これらの取組により、国庫金の適正な管理を行います。

定性的な測定指標

[主要] 総3-4-B-1：国庫金の効率的かつ正確な管理

(指標の内容)

国庫金の管理を一層効率的に行い、また出納の正確性を引き続き確保します。

(指標の設定の根拠)

国庫金の過不足の調整（用語集参照）等国庫金の管理を一層効率的に行うこと、また各府省庁等から指示を受けて日本銀行が行う国庫金の出納事務の正確性を確保することが重要であるためです。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標

該当なし

総合目標に係る予算額	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度当初	令和3年度行政事業レビュー番号
上記の総合目標に関連する予算額はありません。					

担当部局名	理財局（総務課、国庫課、国債企画課、国債業務課、財政投融资総括課、国有財産企画課、国有財産調整課、国有財産業務課、管理課、計画官室）	政策評価実施予定時期	令和4年6月
--------------	--	-------------------	--------

- 総合目標 4：関係機関との連携を図りつつ、金融破綻処理制度の整備・運用を図るとともに金融危機管理（通貨・金融システム）を行うことにより、金融システムの安定の確保を図る。また、通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。

総合目標の内容及び 目標設定の考え方

金融システムは、資金仲介・リスク仲介機能や決済機能を担い、経済活動の基盤をなすものであることから、国民経済の発展のためには金融システムの安定の確保が不可欠です。

財務省としては、信用不安の連鎖が金融機関に波及し、社会不安を招かないようにする一方、健全な財政の確保の観点から、金融機関の安易な救済によって国民負担が生じないようにバランスを取ることが重要であると考えます。

人口減少による国内市場の縮小や市場のグローバル化、デジタルライゼーションの進展といった環境変化に加え、コロナ禍の世界的拡大により、金融サービスや金融機関のあり方が大きく変容しつつあり、国内外で金融規制改革や金融技術革新の進展に対応した議論が行われてきているところです。

こうした中、財務省としては、金融庁等と密接な連携を図りつつ、金融仲介機能を発揮するための基盤となる金融システムの安定の確保のため、金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理を行います。

加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けた事業者への支援も盛り込んだ地域経済活性化支援、東日本大震災への対応も含め、株式会社地域経済活性化支援機構及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の適切な監督を通じて、地域の信用秩序の基盤強化等を図ります。

また、通貨は様々な経済取引の決済において、国民から信頼され、安心して使われる必要があります。そのため、通貨の流通状況等を把握し、偽造されにくい通貨を円滑に供給できるように製造計画の策定等を適切に行うとともに、国内外の関係機関との意見交換・情報収集等により偽造・変造を防止する環境整備に努めつつ、CBDC（中央銀行デジタル通貨：用語集参照）を含め、通貨の在り方についても引き続き検討していきます。これらにより、通貨制度（用語集参照）の適切な運用に万全を期し、通貨に対する信頼の維持に努めます。

上記の「総合目標」を構成するテーマ

総4-1：金融システムの安定を確保する

総4-2：通貨に対する信頼を維持する

関連する内閣の基本方針

- 第 2 期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（2020改訂版）（令和 2 年 12 月 21 日閣議決定）
- 「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」（令和 2 年 12 月 8 日閣議決定）
- 「成長戦略フォローアップ」（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）
- 「経済財政運営と改革の基本方針 2020」（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）
- 「「世界一安全な日本」創造戦略」（平成 25 年 12 月 10 日閣議決定）

テーマ	総4-1：金融システムの安定を確保する
取組内容	<p>金融仲介機能を発揮するための基盤となる金融システムの安定を確保するため、信用不安の連鎖が金融機関に波及し、社会不安を招かないようにする一方、金融機関の安易な救済によって国民負担が生じないようバランスを取ることが重要であると考えます。このような考えの下、国内外での金融規制改革や金融技術革新の進展に対応した議論の動向を踏まえながら、金融庁等と密接な連携を図りつつ、金融破綻処理制度の整備・運用を行うとともに、預金保険法等の法令に基づき、迅速・的確な金融危機管理を行います。</p>
定性的な測定指標	
[主要] 総4-1-B-1：金融システムの安定を確保するための取組	
(指標の内容)	
<p>金融システムの状況を適切に踏まえながら、金融庁等と緊密に連携しつつ、金融破綻処理制度の整備・運用を行い、また、預金保険法等の法令に基づき、迅速・的確な金融危機管理を実施することにより、金融システムの安定の確保に万全を期していきます。</p>	
(指標の設定の根拠)	
<p>金融システムは、資金仲介・リスク仲介機能や決済機能を担い、経済活動の基盤をなすものであることから、国民経済の発展のためには金融システムの安定の確保が不可欠であるためです。</p>	
今回廃止した測定指標とその理由	
該当なし	
参考指標	<p>○参考指標 1 「国内金融機関の自己資本比率」 ○参考指標 2 「国内金融機関の不良債権比率・残高」</p>

テーマ	総4-2：通貨に対する信頼を維持する
取組内容	<p>通貨は様々な経済取引の決済において、国民から信頼され、安心して使われる必要があります。そのため、通貨の流通状況等を把握し、偽造されにくい通貨を円滑に供給できるように製造計画の策定等を適切に行うとともに、国内外の関係機関との意見交換・情報収集等により偽造・変造を防止する環境整備に努めつつ、CBDCを含め、通貨の在り方についても引き続き検討していきます。これらにより、通貨制度の適切な運用に万全を期し、通貨に対する信頼の維持に努めます。</p> <p>なお、「「世界一安全な日本」創造戦略」においても、偽造通貨対策の推進が掲げられています。</p>
定性的な測定指標	
[主要] 総4-2-B-1：通貨に対する信頼を維持するための取組	
(指標の内容)	
<p>通貨が様々な経済取引の決済において、国民から信頼され、安心して使われるために、通貨の流通状況等を把握し、偽造されにくい通貨を円滑に供給できるように製造計画の策定等を適切に行うこと等により、通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止等通貨制度の適切な運用に万全を期していきます。</p>	

(指標の設定の根拠)

通貨を円滑に供給するためには、市中における通貨の流通状況等を勘案した製造計画の策定等を適切に行う必要があるほか、通貨の偽造・変造は、国民の通貨に対する信頼を失わせ、経済社会に深刻な影響を及ぼすおそれがあり、これを防止する必要があるためです。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標

該当なし

総合目標に係る予算額	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度当初	令和3年度行政事業レビュー番号
上記の総合目標に関連する予算額はありません。					

担当部局名	大臣官房信用機構課、理財局（国庫課）	政策評価実施予定時期	令和4年6月
--------------	--------------------	-------------------	--------

- 総合目標 5 : 我が国経済の健全な発展に資するよう、国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界(世界経済) 経済の持続的発展、アジア地域を含む国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、質の高いインフラ投資等を通じた開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指すとともに、日本企業の海外展開支援も推進する。

総合目標の内容及び 目標設定の考え方

経済のグローバル化が進む中で、通貨に対する信認を確保しつつ、我が国経済の健全な発展を実現するためには、国際金融システムを安定させ、強固で持続可能かつ均衡ある世界経済の成長を生み出すとともに、保護主義に陥ることなく国際貿易の秩序ある発展を図ることが重要となっています。また、貧困、パンデミック、地球環境問題、テロ・大量破壊兵器の拡散といった問題にも国際社会が協力して積極的に取り組む必要があります。我が国は、こうした国際的協力において主体的な役割を果たしていきます。特に、我が国との関係が深いアジアにおける金融市場の環境整備支援を含む地域金融協力の推進や、ODA等を通じた支援により、アジアをはじめ世界の経済社会の発展を促進するとともに、日本企業の海外展開支援を推進していきます。これに加え、対内直接投資を促進するとともに、国の安全等を損なうおそれがある投資に適切に対応していきます。また、国際貿易の秩序ある発展のために、多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進に取り組みます。

上記の「総合目標」を構成するテーマ

総5-1 : 世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力に取り組む

総5-2 : 国際貿易の秩序ある発展に向けた国際的な協力に取り組む

関連する内閣の基本方針

- 「第203回国会 総理大臣所信表明演説」 (令和2年10月26日)
- 「開発協力大綱」 (平成27年2月10日閣議決定)
- 「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」 (平成28年5月23日公表)
- 「日本再興戦略2016」 (平成28年6月2日閣議決定)
- 「未来投資戦略2018」 (平成30年6月15日閣議決定)
- 「成長戦略フォローアップ」 (令和2年7月17日閣議決定)
- 「総合的なTPP等関連政策大綱」 (令和2年12月8日TPP等総合対策本部決定)
- 「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」 (令和2年4月7日閣議決定、令和2年4月20日変更)
- 「経済財政運営と改革の基本方針2020」 (令和2年7月17日閣議決定)
- 「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」 (令和2年12月8日閣議決定)
- 「インフラシステム海外展開戦略2025」 (令和2年12月10日経協インフラ戦略会議決定)

テーマ	総5-1：世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力に取り組む
取組内容	<p>世界経済の持続的な発展等に向けては、世界経済に大きな影響を与える、米国、中国、欧州の政治経済の動向や、北朝鮮等の地政学リスクなどに十分に留意しつつ、国際社会が連携することが重要です。</p> <p>こうした中、アジアにおける為替市場の安定、またその前提となる国際金融システムの安定を実現し、開発途上国における貧困や地球環境問題、テロ・大量破壊兵器の拡散といった問題の解決を図ることにより、強固で持続可能かつ均衡ある世界経済の成長を生み出すための取組を進めることが重要です。</p> <p>このため、我が国は、G 7（用語集参照）、G 20（用語集参照）における国際的な議論に、積極的に参画していきます。また、経済の信認と金融の安定を促進する観点から、国際機関及び各国の財務金融当局等との政策対話も積極的に行っていきます。</p> <p>また、特に我が国との関係が深いアジア経済の持続的発展に貢献することは、我が国経済の発展にもつながる重要な取組です。そのため、ASEAN（東南アジア諸国連合）+ 3（日中韓）（用語集参照）財務大臣・中央銀行総裁会議等の多国間のフォーラムで主導的役割を果たしつつ、アジア各国との二国間の会議を積極的に推進することで、アジア諸国との関係を更に深化、拡大させていきます。また、関係省庁や関係機関と連携して、アジアにおける金融市場の環境整備を支援し、民間資金の流入やノウハウの活用を促進していきます。</p> <p>併せて、我が国経済の健全な発展に寄与する対内直接投資を促進し、一方で国の安全等を損なうおそれのある対内直接投資に対しては適切に対応するよう、迅速かつ適正な審査を実施していきます。</p> <p>また、ODA等を通じて、新興国・開発途上国の持続的な経済社会の発展を支援します。特に、平成28年5月の伊勢志摩サミットに向けて安倍総理大臣より発表された「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」を推進していきます。加えて、「経済財政運営と改革の基本方針2020」等を踏まえ、令和元年6月に日本議長下のG20大阪サミットで承認した「質の高いインフラ投資に関するG20原則」等の普及・実践を通じて、「開放性」「透明性」「経済性」「借入国の債務持続可能性」等が確保されるようにインフラの整備を推進していきます。こうした取組を通じて、アジアをはじめ世界の経済社会の発展の促進を図っていきます。</p> <p>さらに、「インフラシステム海外展開戦略2025」で掲げられた、令和7年に約34兆円のインフラシステムの受注を実現するとの目標や、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」も踏まえつつ、関係省庁、関係機関及び関連民間企業等と連携して、日本企業の海外展開支援を推進していきます。</p>
定性的な測定指標	
【主要】総5-1-B-1：世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力への参画	
(指標の内容)	
(指標の設定の根拠)	
<p>世界経済の持続的発展等を目的として、G 7、G 20等の国際的な枠組みにおいて積極的に貢献するとともに、国際機関及び各国の財務金融当局との政策対話も積極的に行っていきます。</p> <p>国際金融システムの安定等を実現し、強固で持続可能かつ均衡ある世界経済の成長を生み出すためには国際的な協力が重要なためです。</p>	

<p>【主要】 総5-1-B-2 : アジアにおける地域金融協力の推進</p>	
<p>(指標の内容)</p> <p>ASEAN (東南アジア諸国連合) + 3 (日中韓) 等の多国間のフォーラムで主導的役割を果たしつつ、アジア各国との二国間会議を積極的に推進し、アジア諸国との関係の深化・拡大に貢献していきます。また、関係省庁及び関係機関と連携して、アジアにおける金融市場の環境整備を支援し、民間資金の流入やノウハウの活用を促進していくこと等を通じて、アジア経済の持続的発展に貢献していきます。</p>	
<p>(指標の設定の根拠)</p> <p>我が国との関係が深いアジアにおける金融市場の環境整備支援を含む地域金融協力を推進することが、地域金融市場の安定化のために重要なためです。</p>	
<p>【主要】 総5-1-B-3 : ODA等を通じた支援及び日本企業の海外展開支援の推進</p>	
<p>(指標の内容)</p> <p>ODA等を通じ、新興国・開発途上国の持続的な経済社会の発展を支援します。また、「インフラシステム海外展開戦略2025」や「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」を踏まえ、関係省庁、関係機関及び関連民間企業等と連携しつつ、日本企業の海外展開支援を推進し、日本経済の活性化を図ります。</p>	
<p>(指標の設定の根拠)</p> <p>ODA等を通じた支援が、開発途上国の経済社会の発展に重要であり、また、日本企業の海外展開支援により、新興国・開発途上国の活力を取り込んでいくことが、日本の持続的な繁栄のために重要であるためです。</p>	
<p>【主要】 総5-1-B-4 : 質の高いインフラ投資の推進</p>	
<p>(指標の内容)</p> <p>平成28年5月に公表した「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等を関係省庁等と連携しながら着実に実施するとともに、令和元年6月に日本議長下のG20大阪サミットで承認した「質の高いインフラ投資に関するG20原則」等の普及・実践を図り、「質の高いインフラ投資」を世界各国へ提供すること等を通じて、各国の更なる成長に貢献していきます。</p>	
<p>(指標の設定の根拠)</p> <p>開発途上国・新興国などは膨大なインフラ需要を抱えており、その持続的な成長に向けて「質の高いインフラ投資」を推進する取組が重要であるためです。</p>	
<p>今回廃止した測定指標とその理由</p>	
<p>該当なし</p>	
<p>参考指標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○参考指標 1 「最近の世界経済動向」 ○参考指標 2 「途上国の貧困削減状況」 ○参考指標 3 「テロリスト等に対する我が国による資産凍結措置対象者数」 ○参考指標 4 「我が国への対内直接投資残高」 ○参考指標 5 「円借款実施状況」 ○参考指標 6 「国際協力銀行 (J B I C) の出融資保証業務実施状況」 ○参考指標 7 「海外インフラ案件の受注金額」

テーマ	総5-2：国際貿易の秩序ある発展に向けた国際的な協力に取り組む				
取組内容	<p>自由で公正な貿易は世界経済成長の源泉であり、我が国は、従来から、WTO（用語集参照）を中心とする多角的な自由貿易体制を推進しています。また、経済連携交渉についても、政府全体として積極的に推進しています。</p> <p>一方、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、一部の国において輸出制限的な措置が取られる等貿易を巡る動向に留意する必要があります。</p> <p>このような状況下で、平成30年12月には我が国が議論を主導してきた11か国によるTPP11協定（CPTPP）が発効し、平成31年2月には日EU・EPA（用語集参照）が発効、そして令和2年1月には日米貿易協定・日米デジタル貿易協定（用語集参照）が発効しました。令和2年11月には、平成24年11月以来約8年間にわたる交渉を経て、RCEP協定が署名に至りました。また令和3年1月にはEUを離脱した英国との間で、日英EPA（用語集参照）が発効しました。これらは、世界的に保護主義的な動きが広がりを見せる中で、自由貿易の旗を高く掲げ続け、我が国が率先して世界に範を示すものであり、引き続き、これらの協定の着実な実施に向けて、積極的に取り組んでいきます。</p> <p>また、我が国はWTO改革に関する議論にも積極的に参画・貢献しており、令和2年11月のG20リヤド・サミットにおいても、各国首脳間において、WTO改革への継続的な政治的支持が表明されました。WTOの機能強化は喫緊の課題であり、多角的自由貿易体制の維持・強化に向けて引き続き取り組んでいきます。世界経済の成長の源泉を豊かなものとするため、「自由で公正な経済圏」を創り上げることを目指して、財務省としては、関係省庁と連携しつつ、WTOを中心とする多角的自由貿易体制の維持・強化に引き続き取り組むとともに、戦略的かつスピード感を持って、各地域における経済連携を推進していきます。</p> <p>また、貿易大国である我が国として、税関分野における貿易円滑化の推進に積極的に取り組んでいきます。</p>				
定性的な測定指標					
[主要] 総5-2-B-1：国際貿易の秩序ある発展に向けた国際的な協力への取組					
(指標の内容)					
WTOを中心とする多角的自由貿易体制の維持・強化に取り組むとともに、戦略的かつスピード感を持って、各地域における経済連携を推進し、これらを通じて、税関分野における貿易円滑化の推進にも積極的に取り組んでいきます。					
(指標の設定の根拠)					
世界的な保護主義の懸念が高まりつつある中で、世界経済の成長の源泉を豊かなものとするため、「自由で公正な経済圏」を創り上げることが重要であるためです。					
今回廃止した測定指標とその理由					
該当なし					
参考指標	該当なし				
総合目標に係る予算額	平成30年度	令和元年度	令和2年度	3年度当初	令和3年度行政事業レビュー番号
上記の総合目標に関連する予算額はありません。					

担当部局名	国際局（総務課、調査課、国際機構課、地域協力課、為替市場課、開発政策課、開発機関課）、関税局（関税課、参事官室（国際交渉担当）、参事官室（国際協力担当）、経済連携室）、財務総合政策研究所（総務研究部国際交流課）	政策評価実施予定時期	令和 4 年 6 月
--------------	---	-------------------	------------

- 総合目標 6 : 総合目標 1 から 5 の目標を追求しつつ、新型コロナウイルス感染症への対応と自然災害からの復興に取り組むとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現することを目指し、関係機関との連携を図りながら、適切な財政・経済の運営を行う。

総合目標の内容及び 目標設定の考え方

日本経済につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあります。令和二年度第一次補正予算及び第二次補正予算の政策効果等もあり、持ち直しの動きがみられますが、新型コロナウイルス感染症が内外経済を下振れさせるリスクに十分注意する必要があります。一方、我が国の財政状況は、国・地方の公債等残高（用語集参照）が令和 2 年度には 1160 兆円（対 GDP 比 216%）に達すると見込まれるなど、極めて厳しい状況にあります。

このような状況の下、引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に取り組むとともに、経済再生と財政健全化に着実に取り組んでいく必要があります。具体的には、令和 2 年 12 月 8 日に閣議決定した「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」等を着実に実行するとともに、「経済財政運営と改革の基本方針 2020」等に基づき、2025 年度のプライマリーバランス（用語集参照）黒字化と債務残高対 GDP 比の安定的な引下げを目指してまいります。

また、マクロ経済政策の一翼を担う金融政策についても、政府の財政・経済政策と一体的・整合的に運営されるよう、金融政策を所管する日本銀行と議論を重ねます。この観点から、平成 25 年 1 月に取りまとめた「デフレ脱却と持続的な経済成長の実現のための政府・日本銀行の政策連携について（共同声明）」等へのとおり、政府及び日本銀行は、政策連携を強化し、デフレ脱却と持続的な経済成長の実現に向け、一体となって取り組んでいきます。

加えて、自然災害からの復興に全力で取り組みます。

上記の「総合目標」を構成するテーマ

総 6-1 : デフレ脱却と持続的な経済成長を実現するとともに、2025 年度のプライマリーバランス黒字化を目指し、同時に債務残高対 GDP 比の安定的な引下げを目指す。

関連する内閣の基本方針

- 「第 204 回国会 総理大臣施政方針演説」（令和 3 年 1 月 18 日）
- 「第 204 回国会 財務大臣財政演説」（令和 3 年 1 月 18 日）
- 「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策～国民の命と生活を守り抜き、経済再生へ～」（令和 2 年 4 月 7 日閣議決定、令和 2 年 4 月 20 日変更）
- 「経済財政運営と改革の基本方針 2020」（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）
- 「成長戦略実行計画」（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）
- 「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」（令和 2 年 12 月 8 日閣議決定）
- 「令和 3 年度予算編成の基本方針」（令和 2 年 12 月 8 日閣議決定）
- 「令和 3 年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」（令和 3 年 1 月 18 日閣議決定）

テーマ	総6-1：デフレ脱却と持続的な経済成長を実現するとともに、2025年度のプライマリーバランス黒字化を目指し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す。				
取組内容	上記「総合目標の内容及び目標設定の考え方」記載のとおり。				
定性的な測定指標					
[主要]総6-1-B-1：「経済財政運営と改革の基本方針2020」における目標達成に向けた取組の進捗状況の把握・分析					
(指標の内容) 「経済財政運営と改革の基本方針2020」における目標達成に向けた取組の進捗状況を把握・分析します。					
(指標の設定の根拠) 「経済再生なくして財政健全化なし」との基本方針の下、引き続き、「デフレ脱却・経済再生」、「歳出改革」、「歳入改革」の3本柱の改革を加速・拡大することが重要であるからです。					
[主要]総6-1-B-2：自然災害からの復興への取組					
(指標の内容) 東日本大震災からの復興を含め、自然災害からの復興に全力で取り組みます。					
(指標の設定の根拠) 自然災害からの復興に取り組むことが重要であるからです。					
今回廃止した測定指標とその理由					
該当なし					
参考指標	○参考指標 1 「主要経済指標（実質成長率等）」 (出所) 令和2年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度（令和2年1月20日閣議決定）				
総合目標に係る予算額	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度当初	令和3年度行政事業レビュー番号
上記の総合目標に関連する予算額はありません。					
担当部局名	大臣官房総合政策課、主計局（総務課、調査課）、主税局（総務課、調査課）		政策評価実施予定時期	令和4年6月	

○ 政策目標 1 - 1 : 重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

国家は、多岐にわたる分野で多くの活動を行っており、これらの活動に必要な資金を租税や公債などの手段により調達し、必要な分野に資金を供給しています。

経済財政状況を踏まえつつ、選択と集中の考え方により、一般会計と特別会計を合わせた歳出全体を必要性の高い分野に重点的に配分し、逆に重要性や必要性の低い分野、相対的な優先度の低い分野には配分しないという考えの下、財政活動全般を効率的、効果的なものとする必要があります。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政1-1-1：重点的な予算配分を通じた財政の効率化等への取組

政1-1-2：財政に関する広報活動

関連する内閣の基本方針

- 「第204回国会 総理大臣施政方針演説」(令和3年1月18日)
- 「第204回国会 財務大臣財政演説」(令和3年1月18日)
- 「令和3年度予算編成の基本方針」(令和2年12月8日閣議決定)
- 「令和3年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」(令和3年1月18日閣議決定)
- 「『復興・創生期間』後における東日本大震災からの復興の基本方針」(令和元年12月20日閣議決定)
- 「令和3年度以降の復興の取組について」(令和2年7月17日復興推進会議決定)
- 「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月15日閣議決定)
- 「経済財政運営と改革の基本方針2019」(令和元年6月21日閣議決定)
- 「経済財政運営と改革の基本方針2020」(令和2年7月17日閣議決定)
- 「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)

施策

政1-1-1：重点的な予算配分を通じた財政の効率化等への取組

取組内容

一般会計と特別会計を合わせた歳出全体を必要性の高い分野に重点的に配分し、逆に重要性や必要性の低い分野、相対的な優先度の低い分野には配分しないという考えの下、財政活動全般を効率的、効果的なものとします。

引き続き、予算執行調査、政策評価、行政事業レビュー、決算及び決算検査報告、国会での指摘・議決などの予算編成等への適切な活用・反映に努めます。

「経済財政運営と改革の基本方針2020」等を踏まえ、2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス(用語集参照)の黒字化目標等の達成に向けて、引き続き、これまでの歳出改革の取組を継続し、財政健全化に向けた取組を進めていきます。

上記に加えて、復興事業については、「『復興・創生期間』後における東日本大震災からの復興の基本方針」及び「令和3年度以降の復興の取組について」を踏まえ、復興のステージに応じた、被災地の復興に真に必要な事業をしっかりと実施できるよう取り組んでいきます。

定性的な測定指標

[主要] 政1-1-1-B-1: 予算編成における重点的な配分と財政健全化目標の達成に向けた取組の実施

(令和3年度目標)

一般会計と特別会計を合わせた歳出全体を必要性の高い分野に重点的に配分し、逆に重要性や必要性の低い分野、相対的な優先度の低い分野には配分しないという考えの下、財政活動全般を効率的、効果的なものにします。また、「経済財政運営と改革の基本方針2020」等を踏まえ、2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランスの黒字化目標等の達成に向けて、引き続き、これまでの歳出改革の取組を継続し、財政健全化に向けた取組を進めていきます。

(目標の設定の根拠)

予算を必要性の高い分野に重点的に配分することで、財政の効率化・質的改善を推進する必要があるためです。

政1-1-1-B-2: 予算執行調査等の予算編成等への適切な活用・反映

(令和3年度目標)

予算執行調査、政策評価、行政事業レビュー、決算及び決算検査報告、国会での指摘・議決などを予算編成等へ適切に活用・反映します。

(目標の設定の根拠)

財政資金の効率的・効果的な活用のため、予算の「プラン（予算編成）」・「ドゥー（予算の執行）」・「チェック（評価・検証）」・「アクション（予算への反映）」のサイクルにおける「チェック」・「アクション」機能を強化し、予算への確にフィードバックするためです。

政1-1-1-B-3: 予算編成における東日本大震災への適切な対応

(令和3年度目標)

復興事業については、「『復興・創生期間』後における東日本大震災からの復興の基本方針」及び「令和3年度以降の復興の取組について」を踏まえ、復興のステージに応じた、被災地の復興に真に必要な事業をしっかりと実施できるよう取り組んでいきます。

(目標の設定の根拠)

東日本大震災からの復興を効果的かつ確実に進めるとともに、復興財源に対する被災地の不安を払拭するためです。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標

- 参考指標 1 「一般会計及び特別会計の歳出総額及び純計額」【再掲（総1-1: 参考指標 2）】
- 参考指標 2 「一般会計歳出の構成」
(https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2021/seifuan2021/01.pdf)
- 参考指標 3 「一般会計歳出概算所管別内訳」
(https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2021/seifuan2021/03.pdf)
- 参考指標 4 「なぜ財政は悪化したのか（財政構造の変化①②）」
(https://www.mof.go.jp/budget/fiscal_condition/related_data/202007_kanryaku.pdf)
- 参考指標 5 「各予算のポイント」
(https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2021/seifuan2021/index.html)
- 参考指標 6 「補助金等の内訳（交付先別、主要経費別）」
- 参考指標 7 「補助金等の整理合理化状況」

施策	政1-1-2：財政に関する広報活動						
取組内容	<p>財政に関し、国民に対する説明責任を果たすとともに、国民に理解を深めてもらう観点から、積極的に広報に取り組みます。具体的には、パンフレットの作成・配布・電子書籍化、ウェブサイトを通じた情報提供、オンラインも活用した説明会等の広報活動を行います。</p> <p>また、財政に関する迅速かつ正確な情報提供を行うため、以下の取組を行います。</p> <p>A 各府省のウェブサイトにおいて公開される概算要求書及び政策評価調書を、各府省の協力の下、財務省ウェブサイトからそれぞれ9月末日、10月20日前後までに一元的に閲覧できるようにします。</p> <p>B 決定した予算の内容や執行状況について、広く国民全般に分かりやすい情報開示の方法を工夫し、一般会計と特別会計、当初予算と補正予算を含めた予算の全体像についても、より分かりやすく国民への情報発信を行うよう努めます。</p>						
定量的な測定指標							
政1-1-2-A-1：各府省等のウェブサイトで開催される概算要求書等の財務省ウェブサイトからの閲覧可能化	年度		平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度 目標値
	目標値	概算要求書等	速やかに閲覧できるようにする (平成30年度までは定性的な目標)		10月10日前後	11月10日前後	9月末日
		政策評価調書			10月末日	11月10日前後	10月20日前後
	実績値	概算要求書等	速やかに閲覧できるようにした		10月9日	11月9日	
政策評価調書		10月30日			11月9日		
<p>(出所) 主計局総務課及び司計課調 (目標値の設定の根拠) 財政に関する迅速かつ正確な情報提供を行うため、過去の実績等を参考に目標値を設定しました。</p>							
定性的な測定指標							
[主要] 政1-1-2-B-1：財政に関する広報活動の実施状況							
(令和3年度目標)							
積極的にパンフレットの作成・配布・電子書籍化、ウェブサイトを通じた情報提供、オンラインも活用した説明会等の広報活動を実施します。							
(目標の設定の根拠)							
財政に関し、国民に対する説明責任を果たすとともに、国民に理解を深めてもらうためです。							
今回廃止した測定指標とその理由							
該当なし							
参考指標	○参考指標 1 「財務省ウェブサイトの予算・決算に関するページへのアクセス件数」						

政策目標に係る予算額	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度当初	令和3年度行政事業レビュー番号
(項) 財政健全化推進費	4,099,780千円	4,112,791千円	363,145千円	419,603千円	
(事項) 財政の効率化・質的改善の推進に必要な経費	4,099,780千円	4,112,791千円	363,145千円	419,603千円	
内 予算編成支援システム	3,962,183千円	3,972,283千円	(注2)	(注2)	(注3)
内 財政に関する説明資料の拡充	3,996千円	7,150千円	7,700千円	7,370千円	(注3)

(注1) 「政策目標に係る予算額」の表中には、政策目標1-1に係る予算額を記載しています。

(注2) 令和2年度以降の予算額のうち「予算編成支援システム」に係る経費については、内閣所管(組織)内閣官房に「(項) 情報通信技術調達等適正・効率化推進費」にて一括計上されています。

(注3) 行政事業レビューの対象か否か及び対象となった場合の番号は、確定後に記載します。

担当部局名	主計局(総務課、司計課、調査課、主計官、主計企画官(調整担当))	政策評価実施予定時期	令和4年6月
--------------	----------------------------------	-------------------	--------

○ 政策目標 1 - 2 : 必要な歳入の確保

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

健全な財政を確保するためには、財政需要について、原則として公債や借入金にはよらず、税収等で賄うという考え方が基本となります（非募債主義・「財政法」（昭和22年法律第34号）第4条第1項）。

このうち、まず税収は、内国税である租税及び印紙収入並びに輸入品に対し課される関税等から成るものです。毎年度の税制改正等の政策目的を踏まえつつ、必要な税収の確保に努めるとともに、その時点で判明している課税実績、政府経済見通しに係る諸指標等を基礎に、税目ごとに適切な見積りに努めます。また、税収の見積り等に関する情報を「租税及び印紙収入予算の説明」等や財務省ウェブサイトにおいて開示してきたところですが、今後ともこれらの方法を通じて説明責任の向上に努めていきます。

次に、税収及び公債金収入以外の国の歳入である「その他収入」（用語集参照）については、現下の極めて厳しい財政事情の下、可能な限りその確保に努めるとともに、各項目別に最近の実績等を基礎に適切な見積りを行います。

最後に、公債の発行は、歳出の重点化、節減合理化に努めてもなお財源が不足する場合に限って、やむを得ない措置として行います。

本目標は、以下に掲げる内閣の基本的方針を踏まえ、推進していきます。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政1-2-1：必要な歳入の確保等

関連する内閣の基本方針

- 「第204回国会 総理大臣施政方針演説」（令和3年1月18日）
- 「第204回国会 財務大臣財政演説」（令和3年1月18日）
- 「令和3年度予算編成の基本方針」（令和2年12月8日閣議決定）

施策 政1-2-1：必要な歳入の確保等

取組内容

税制改正等の政策目的を踏まえつつ、必要な税収の確保に努めるとともに、税収の見積り等に関する情報を「租税及び印紙収入予算の説明」等や財務省ウェブサイトにおいて開示する方法を通じ、国民への説明責任の向上に努めます。また「その他収入」について、現下の極めて厳しい財政事情の下、可能な限りその確保に努め、最近の実績等を基礎に適切な見積りを行います。

定性的な測定指標

[主要] 政1-2-1-B-1：必要な歳入の確保及び説明責任の向上

(令和3年度目標)

税制改正等の政策目的を踏まえつつ、必要な税収の確保に努めるとともに、税収の見積り等に関する情報を「租税及び印紙収入予算の説明」等や財務省ウェブサイトにおいて開示する方法を通じ、国民への説明責任の向上に努めます。また「その他収入」について、現下の極めて厳しい財政事情の下、可能な限りその確保に努め、最近の実績等を基礎に適切な見積りを行います。

(目標の設定の根拠)

必要な税収の確保に努めるとともに、税収の見積り等に関して説明責任の向上に努めるためです。
また、「その他収入」についても、可能な限りその確保に努め、適切な見積りを行うためです。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標

- 参考指標1 「一般会計税収の推移」
(https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/condition/a03.htm)
- 参考指標2 「一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移」【再掲（総1-1：参考指標1）】
- 参考指標3 「歳入（一般会計）構成の推移」
(https://www.mof.go.jp/budget/fiscal_condition/basic_data/202004/sy202004b.html)

政策目標に係る予算額

平成30年度

令和元年度

2年度

3年度当初

令和3年度行政事業レビュー番号

上記の政策目標に関連する予算額はありません。

担当部局名

主計局（総務課）、主税局（総務課）

政策評価実施予定時期

令和4年6月

○ 政策目標 1 - 3 : 予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

国の予算の執行の責任及び権限は各省各庁の長に委ねられていますが、財政当局としても予算の執行が法令の定め通りに、かつ、経済的、効率的に行われるよう各省各庁への要請等を行っています。特に公共調達のある方については、引き続き入札及び契約の改善や随意契約の適正化を図る必要があります、そのための取組を進めています。

また、予算の質の向上・効率化を図るためには、国民への情報開示の充実などにより予算執行の透明性の向上を図るとともに、予算執行の実態を把握し、いわゆるPDCAサイクルにおける、C (=チェック) 及びA (=アクション) の機能を強化する必要があります。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政1-3-1 : 予算執行に関する情報開示の充実

政1-3-2 : 円滑かつ効率的な予算執行の確保

政1-3-3 : 予算執行調査の実施

政1-3-4 : 各省各庁等に対する予算の適正かつ効率的な執行の確保のための要請等

関連する内閣の基本方針

○ 「行政の透明性向上のための予算執行等の在り方について」(平成25年6月28日閣議決定)

施策 政1-3-1 : 予算執行に関する情報開示の充実

取組内容

予算執行の透明性を確保する観点から、各府省庁のウェブサイトにて定期的に関示されている予算執行等に係る情報を、各府省庁の協力の下、財務省ウェブサイトから閲覧できるようにします。
(<https://www.mof.go.jp/budget/topics/portalsite.htm>)

定性的な測定指標

[主要] 政1-3-1-B-1 : 定期的な予算執行に関する情報開示の確認

(令和3年度目標)

各府省庁の予算執行等に係る情報開示の状況を定期的に確認します。

(目標の設定の根拠)

「予算執行等に係る情報の公表等に関する指針」(平成25年6月28日内閣官房行政改革推進本部事務局)に基づき、各府省庁において開示されている予算執行等に係る情報について、財務省ウェブサイトから一元的に閲覧できる状態を維持するためです。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標

○参考指標1 「各府省の予算執行情報ポータルサイト」
(<https://www.mof.go.jp/budget/topics/portalsite.htm>)

施策	政1-3-2：円滑かつ効率的な予算執行の確保
取組内容	<p>国の予算は、国会の議決に基づき各省各庁の長に配賦され、その執行の責任及び権限は各省各庁の長に委ねられています。その執行に当たっては、円滑かつ迅速な執行が確保されるよう努めます。</p> <p>また、予算の執行において、財務大臣の承認を要するものが法令で定められていますが、これらの法令の定めにより、繰越明許費及び移流用を活用すること等によって、経済的、効率的に予算執行がなされるよう努めています。</p> <p>特に、繰越手続については、平成21年度より、繰越要件の明確化や手続の簡素化等を図っており、繰越制度が一層活用されるよう努めます。</p> <p>今後とも、法令や予算との整合性等に留意するとともに、会計検査院や関係省庁との連携を図ることなどにより、円滑かつ効率的な予算執行が確保されるよう努めます。</p>
定性的な測定指標	
[主要] 政1-3-2-B-1：円滑かつ効率的な予算執行の確保の取組	
(令和3年度目標) 法令と予算との整合性等に留意の上、各省各庁において繰越制度等が活用されるよう取り組みます。	
(目標の設定の根拠) 円滑かつ効率的な予算執行を確保するためです。	
今回廃止した測定指標とその理由	
該当なし	
参考指標	該当なし
施策	政1-3-3：予算執行調査の実施
取組内容	<p>予算執行調査は、財務省主計局の予算担当者及び財務局の職員が、次年度以降の予算編成に向けた問題意識等から選定した事業について、実際に予算が効率的かつ効果的に執行されているかといった観点から調査を行うものです。予算執行調査の実施に当たっては、予算の効率化が図られるよう、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 調査対象につき、特別会計の事業を含め、予算の執行状況全般を選定の対象とするほか、日常的に予算執行の現場に接する機会の多い財務局の視点等も活用しつつ、案件を選定します。 2 専門家の知見の活用や実地調査の実施など、調査の質の向上等を図ります。 3 調査結果を適切な時期に公表し、予算の執行や予算編成に反映するとともに、その反映状況を予算の決定後速やかに公表します。
定性的な測定指標	
[主要] 政1-3-3-B-1：予算執行調査の実施	
(令和3年度目標) 予算執行調査を着実に実施し、調査結果や予算への反映状況を速やかに公表します。	
(目標の設定の根拠) 予算執行の実態を把握し、予算の効率化が図られるようにするためです。	

今回廃止した測定指標とその理由	
該当なし	
参考指標	<p>○参考指標 1 「予算執行調査の実施件数及び反映額」</p> <p>○参考指標 2 「調査結果（令和 2 年 8 月）」 (https://www.mof.go.jp/budget/topics/budget_execution_audit/fy2020/sy0208/index.html)</p> <p>○参考指標 3 「調査結果（令和 2 年 10 月）」 (https://www.mof.go.jp/budget/topics/budget_execution_audit/fy2020/sy0210/index.html)</p> <p>○参考指標 4 「調査結果（令和 3 年 1 月）」 (https://www.mof.go.jp/budget/topics/budget_execution_audit/fy2020/sy0301/index.html)</p> <p>○参考指標 5 「反映状況（令和 3 年 1 月）」 (https://www.mof.go.jp/budget/topics/budget_execution_audit/fy2020/hanei/index.html)</p>
施策	政1-3-4：各省各庁等に対する予算の適正かつ効率的な執行の確保のための要請等
取組内容	<p>予算の適正かつ効率的な執行を確保するために、各省各庁に対し文書による要請を行うとともに、担当職員の資質の向上及び会計事務に携わる心構え等が重要であることから、各省各庁等の会計事務職員を対象とした会議・研修（注）を実施します。</p> <p>また、随意契約の適正化のため、契約の透明性を高める観点から、各省各庁が締結した契約（少額随意契約等を除く。）について、統計を作成し、公表します。</p> <p>（注）実施予定の会議・研修</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会議 財務省と会計検査院との事務連絡会、各省各庁等予算執行・決算担当者会議、財務局等繰越決算事務担当者会議、補助金等適正化中央連絡会議幹事会、各府省等内部監査担当者連絡会 2. 研修 会計事務職員研修、政府関係法人会計事務職員研修、会計事務職員契約管理研修、予算担当職員初任者研修、会計監査事務職員研修
定性的な測定指標	
[主要] 政1-3-4-B-1：予算の適正かつ効率的な執行の確保のための要請等の実施	
（令和 3 年度目標）	
文書による要請及び会議・研修を実施します。	
また、各省各庁が締結した契約（少額随意契約等を除く。）について、統計を作成し、公表します。	
（目標の設定の根拠）	
各省各庁等の予算の適正かつ効率的な執行を確保するためです。	
今回廃止した測定指標とその理由	
該当なし	
参考指標	<p>○参考指標 1 「会計検査院検査報告に掲記された不当事項等の推移」</p> <p>○参考指標 2 「会計事務職員研修等の実績」</p>

政策目標に係る予算額	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度当初	令和3年度行政事業レビュー番号
(項) 財政健全化推進費	4,761,170千円	8,605,212千円	435,452千円	424,177千円	
(事項) 適正な予算執行の確保に必要な経費	52,345千円	51,198千円	48,787千円	43,560千円	(注3)
(事項) 会計センターに必要な経費	4,708,825千円	8,554,014千円	386,665千円	380,617千円	
内 官庁会計システム(歳入金電子納付システムを含む)	4,309,220千円	8,113,140千円	(注2)	(注2)	(注3)
内 会計業務電子決裁基盤・証拠書類管理システム	—	45,620千円	(注2)	(注2)	(注3)
(項) 財務局業務費	186,766千円	188,355千円	189,074千円	187,891千円	
(事項) 適正な予算執行の確保に必要な経費	186,766千円	188,355千円	189,074千円	187,891千円	(注3)
合計	4,947,936千円	8,793,567千円	624,526千円	612,068千円	

(注1) 「政策目標に係る予算額」の表中には、政策目標1-3に係る予算額を記載しています。

(注2) 「(事項) 会計センターに必要な経費」の令和元年度予算額は、次期官庁会計システム等の設計等業務により経費増となっています。また、令和2年度予算額のうち「官庁会計システム(歳入金電子納付システムを含む)」及び「会計業務電子決裁基盤・証拠書類管理システム」に係る経費については、内閣所管(組織)内閣官房に「(項) 情報通信技術調達等適正・効率化推進費」にて一括計上し、令和3年度当初予算額のうち「官庁会計システム(歳入金電子納付システムを含む)」に係る経費については、内閣所管(組織)内閣官房に「(項) 情報通信技術調達等適正・効率化推進費」にて一括計上し、「会計業務電子決裁基盤・証拠書類管理システム」に係る経費については、内閣所管(組織)内閣官房に「(項) 情報通信技術調達等適正・効率化推進費」及びデジタル庁所管(組織)デジタル庁に「(項) 情報通信技術調達等適正・効率化推進費」にて一括計上されています。

(注3) 行政事業レビューの対象か否か及び対象となった場合の番号は、確定後に記載します。

担当部局名	主計局(総務課、司計課、法規課)、会計センター	政策評価実施予定時期	令和4年6月
-------	-------------------------	------------	--------

○ 政策目標 1 - 4 : 決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

国の決算は、国会の議決によって成立した予算の執行実績を示すものであり、一会計年度における収入・支出の実績を計算、整理、記録したものです。したがって、決算は予算のような規範性はなく、政府が「財政法」（昭和22年法律第34号）、「会計法」（昭和22年法律第35号）等の定めるところに従い執行した実績を国民及び国会に対して報告する性格を持っています。

このような決算の性格を踏まえ、広く国民が財政に対する関心及び理解を深めるためにも、今後とも正確で分かりやすい決算の作成に努めます。また、決算及び決算検査報告、決算に関する国会での指摘・議決等については、予算編成や執行への反映に努めます。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政1-4-1：予算使用の状況、国庫歳入歳出状況及び決算概要の報告

政1-4-2：令和2年度歳入歳出決算の国会への早期提出

関連する内閣の基本方針

該当なし

施策	政1-4-1：予算使用の状況、国庫歳入歳出状況及び決算概要の報告
-----------	----------------------------------

取組内容

年度の途中における予算使用の状況、国庫歳入歳出状況及び予算の執行実績である決算概要について、これまでに引き続き、官報や財務省ウェブサイトを活用するなどして、国民や国会に対し適時適切な報告を行います。

(<https://www.mof.go.jp/budget/index.html>)

定量的な測定指標

[主要] 政1-4-1-A-1：予算使用の状況、国庫歳入歳出状況及び決算概要の定期的な公表状況	年度		平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度 目標値
	目標値	予算使用の状況		5回	5回	5回	5回
国庫歳入歳出状況			15回	15回	15回	15回	15回
決算概要			1回	1回	1回	1回	1回
実績値			全て達成	全て達成	全て達成	N.A.	

(注) 令和2年度の実績値は、令和3年9月に確定するため、令和4年度事前分析表に記載します。

(出所) 主計局司計課調

(目標値の設定の根拠)

国民や国会に対し適時適切な報告を行うため、予算使用の状況については四半期ごと、国庫歳入歳出状況については月ごと、決算概要については決算が確定した際に、それぞれ報告を行うこととするよう目標を設定しました。

※予算使用の状況と国庫歳入歳出状況については出納整理期間を含む。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標	該当なし					
施策	政1-4-2：令和2年度歳入歳出決算の国会への早期提出					
取組内容	決算の早期提出については、平成15年に参議院から会計年度翌年の11月20日前後に国会に提出するよう要請を受けたところであり、令和2年度歳入歳出決算については、令和元年度歳入歳出決算に引き続き、会計検査院へ早期に送付し、11月20日前後に国会提出が可能となるよう努めます。					
定量的な測定指標						
政1-4-2-A-1：歳入歳出決算の会計検査院への送付日	年度	平成29年度 (28年度決算)	30年度 (29年度決算)	令和元年度 (30年度決算)	2年度 (元年度決算)	3年度 目標値 (2年度決算)
	目標値	29.9月初旬	30.9月初旬	元.9月初旬	2.9月初旬	3.9月初旬
	実績値	29.9.1	30.9.4	元.9.3	2.9.4	
(出所) 主計局司計課調 (目標値の設定の根拠) 平成15年に参議院から会計年度翌年の11月20日前後に決算を国会へ提出するよう要請を受けており、会計検査院における検査確認に2ヶ月程度の期間を要していることから9月初旬を目標とするものです。						
[主要] 政1-4-2-A-2：歳入歳出決算の国会への提出日	年度	平成29年度 (28年度決算)	30年度 (29年度決算)	令和元年度 (30年度決算)	2年度 (元年度決算)	3年度 目標値 (2年度決算)
	目標値	29.11.20 前後	30.11.20 前後	元.11.20 前後	2.11.20 前後	3.11.20 前後
	実績値	29.11.21	30.11.20	元.11.19	2.11.20	
(出所) 主計局司計課調 (目標値の設定の根拠) 平成15年に参議院から会計年度翌年の11月20日前後に決算を国会へ提出するよう要請を受けているためです。						
今回廃止した測定指標とその理由						
該当なし						
参考指標	該当なし					
政策目標に係る予算額	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度当初	令和3年度行政事業レビュー番号	
上記の政策目標に関連する予算額はありません。						
担当部局名	主計局 (司計課)			政策評価実施予定時期	令和4年6月	

○ 政策目標 1 - 5 : 地方財政計画の策定をはじめ、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行

**政策目標の内容及び
目標設定の考え方**

令和 3 年度の地方の財政状況については、新型コロナウイルス感染症の影響により国税・地方税の税収減が見込まれる中、国と地方の折半により負担する地方の財源不足が 3 年ぶりに生じることとなり、厳しい状況にあります。引き続き、歳入面・歳出面における改革を進めていく必要があります。

地方財政に関する事務については、地方財政計画の策定、地方税制度及び地方債等を所管する総務省との調整が重要となります。

このような状況において、国の財務を総括する観点から、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務を適切かつ円滑に遂行します。

また、2025 年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス（用語集参照）黒字化を目指し、同時に債務残高対 GDP 比の安定的な引下げを目指すとの財政健全化目標を実現するため、財務省としても適切に対応していきます。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政1-5-1：地方の歳入面・歳出面の改革

関連する内閣の基本方針

- 「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年 6 月15日閣議決定）
- 「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年 6 月21日閣議決定）
- 「経済財政運営と改革の基本方針2020」（令和 2 年 7 月17日閣議決定）
- 「令和 3 年度予算編成の基本方針」（令和 2 年12月 8 日閣議決定）

施策 政1-5-1：地方の歳入面・歳出面の改革

取組内容

国の財務を総括する観点から、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務を適切かつ円滑に遂行するため、財政資金の効率的配分を図る観点から、引き続き必要な取組を検討するなど、地方の歳入面・歳出面における改革を進めていきます。

定性的な測定指標

[主要] 政1-5-1-B-1：地方の歳入面・歳出面の改革

(令和 3 年度目標)

国の財務を総括する観点から、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務を適切かつ円滑に遂行するため、財政資金の効率的配分を図る観点から、引き続き必要な取組を検討するなど、地方の歳入面・歳出面における改革を進めていきます。

(目標の設定の根拠)

「経済財政運営と改革の基本方針2020」等を踏まえ、2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランスの黒字化目標等の達成に向けて、引き続き、これまでの歳出改革の取組を継続する必要があります。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標	<p>○参考指標1 「地方財政計画」 (https://www.soumu.go.jp/iken/zaisei.html)</p> <p>○参考指標2 「地方向け補助金等の全体像」 (https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2021/seifuan2021/index.html)</p> <p>○参考指標3 「地方の一般財源総額について」 (https://www.soumu.go.jp/iken/zaisei.html)</p>
-------------	---

政策目標に係る予算額	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度当初	令和3年度行政事業レビュー番号
上記の政策目標に関連する予算額はありません。					

担当部局名	主計局（主計官（総務、地方財政、財務係担当）、主計企画官（調整担当））、主税局（総務課）、理財局（計画官（厚生労働・文部科学、国土交通、地方企画、地方財務審査、地方運用係担当））	政策評価実施予定時期	令和4年6月
--------------	---	-------------------	--------

○ 政策目標 1 - 6 : 公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

現行の財政・会計に係る制度の基本にある考え方は、①国の財政を処理する権限は国会の議決に基づいて行使しなければならないこと、②財政の健全性を確保すること、③国の支出は適正かつ公正に行われなければならないこと、といった点です。

また、財政・会計に係る制度の運用については、透明性、説明責任の向上が求められています。

国の財務状況等に関する説明責任の履行の向上等のため、国の財務書類の作成・公表を行います。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政1-6-1 : 国の財務書類の作成・公表等

関連する内閣の基本方針

該当なし

施策 政1-6-1 : 国の財務書類の作成・公表等

取組内容

国の財政状況に関するストック及びフローの情報の充実を図るため、各府省が作成している省庁別財務書類の計数を基礎として、国全体の財務状況を開示する国の財務書類を平成15年度決算分から作成・公表しているところです。公表に当たっては、財務省ウェブサイトも活用して、広く国民に対する情報開示を行います。

(https://www.mof.go.jp/budget/report/public_finance_fact_sheet/)

また、財務省は、各府省の作成する省庁別財務書類について、財務情報の的確な開示が行われるよう必要な助言等を行うほか、令和4年度予算の審議に活用するために、令和2年度決算分の国の財務書類（一般会計・特別会計）を令和4年1月下旬に公表します。

定量的な測定指標

〔主要〕 政1-6-1-A-1 : 国の財務書類（一般会計・特別会計）の公表日	年度	平成29年度 (28年度分)	30年度 (29年度分)	令和元年度 (30年度分)	2年度 (元年度分)	3年度目標値 (2年度分)
	目標値		30年1月下旬	31年1月下旬	2年1月下旬	3年1月下旬
実績値		30.1.30	31.1.29	2.1.31	3.1.29	

(出所) 主計局法規課調

(目標値の設定の根拠)

「公会計整備の一層の推進に向けて～中間取りまとめ～」(平成18年6月14日財政制度等審議会)において、「財政活動の効率化・適正化等に向けて財務書類の一層の活用を図るためには、できる限り早期に作成・公表を行えるよう、システムの整備等について検討していく必要がある」との提言がなされたことから、その測定のため公表日を目標値として設定しました。

定性的な測定指標

政1-6-1-B-1 : 国民に対して分かりやすい国の財務書類関係資料の作成・公表

(令和 3 年度目標)

国の財務書類のポイント（パンフレット）やその要旨を記載した骨子（リーフレット）において、図表等を用いて国民に対するより分かりやすい説明を行います。

(目標の設定の根拠)

「財務書類等の一層の活用に向けて」（平成27年4月30日財政制度等審議会 法制・公会計部会）等において、国民に対する分かりやすい説明が求められているためです。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標

○参考指標 1 「国の財務書類及び省庁別財務書類の公表状況」
(https://www.mof.go.jp/budget/report/public_finance_fact_sheet/)

政策目標に係る予算額	平成30年度	令和元年度	2 年度	3 年度当初	令和 3 年度行政事業レビュー番号
(項) 財政健全化推進費	11,269千円	12,057千円	12,370千円	12,958千円	
(事項) 財務書類の作成・公表に必要な経費	11,269千円	12,057千円	12,370千円	12,958千円	(注 2)

(注 1) 「政策目標に係る予算額」の表中には、政策目標 1 - 6 に係る予算額を記載しています。

(注 2) 行政事業レビューの対象か否か及び対象となった場合の番号は、確定後に記載します。

担当部局名	主計局（法規課）	政策評価実施予定時期	令和 4 年 6 月
-------	----------	------------	------------

- 政策目標 2 - 1 : 経済の好循環を確実なものとするための税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討並びに税制についての広報の充実

政策目標の内容及び 目標設定の考え方

経済の好循環を確実なものとするため、令和 3 年度税制改正を着実に実施していきます。また、総合目標 2 において述べたとおり、「公平・中立・簡素」という基本原則を踏まえつつ、我が国の経済社会の構造変化に対応するとともに喫緊の課題に応えるため、各年度の税制改正作業等に取り組みます。

併せて、税制全般に対する国民の理解が深まるよう、税制に関する広報に取り組んでいきます。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政2-1-1 : 経済の好循環を確実なものとするための税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討

政2-1-2 : 税制についての広報の充実

関連する内閣の基本方針

- 「第 204 回国会 総理大臣施政方針演説」(令和 3 年 1 月 18 日)
- 「第 204 回国会 財務大臣財政演説」(令和 3 年 1 月 18 日)
- 「経済財政運営と改革の基本方針 2020」(令和 2 年 7 月 17 日閣議決定)
- 「経済財政運営と改革の基本方針 2019」(令和元年 6 月 21 日閣議決定)
- 「経済社会の構造変化を踏まえた令和時代の税制のあり方」(令和元年 9 月 26 日税制調査会)
- 「諮問」(令和 2 年 1 月 10 日税制調査会)
- 「令和 3 年度税制改正の大綱」(令和 2 年 12 月 21 日閣議決定)

施策

政2-1-1 : 経済の好循環を確実なものとするための税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討

取組内容

「令和 3 年度税制改正の大綱」において、令和 3 年度税制改正では、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現を図るため、企業のデジタルトランスフォーメーション及びカーボンニュートラルに向けた投資を促進する措置を創設するとともに、こうした投資等を行う企業に対する繰越欠損金の控除上限の特例を設けることとしました。また、中小企業の経営資源の集約化による事業再構築等を促す措置を創設するほか、家計の暮らしと民需を下支えするため、住宅ローン控除の特例の延長等を行うこととしました。このほか、納税環境のデジタル化を推進するため、電子帳簿等保存制度の見直しを行うこととしました。

これらの措置を実施するため、「所得税法等の一部を改正する法律案」を第 204 回国会に提出したところであり、成立後は、その内容について周知徹底を図るなど着実に実施していきます。

さらに、「経済財政運営と改革の基本方針 2020」に基づき、税体系全般にわたる見直しを進めます。令和 3 年度税制改正に引き続き、税制調査会(用語集参照)の議論や答申(「経済社会の構造変化を踏まえた令和時代の税制のあり方」)などを踏まえながら、個人所得課税については働き方によって有利・不利が生じない公平な税制の構築、資産課税については資産移転の時期の選択に中立的な制度の構築、法人課税についてはグローバル化に対応した法人課税のあり方について検討を進めます。国際課税については、国際的な租税回避や経済のデジタル化に伴う国際課

	<p>税上の課題への対応の検討を進めます。その他、経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制を検討します。</p> <p>なお、租税特別措置については、要望時において各府省庁に対し、「政策の達成目標」の実現状況など各府省庁が行った政策評価の結果を記載した要望書の提出を求め、税制改正案の立案に向けた各府省庁等との議論の材料とします。その際、各府省庁の要望に関して、①政策目的と整合的な手段として税制が機能するか、②明確かつ形式的な要件が設定でき税制として成り立つか、また実行可能であるか、③税制措置により国の歳入にどのような影響を与えるか、などの点について検証を行います。また、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に基づく租税特別措置の適用実態調査の結果も活用し、必要な見直しを行います。</p>
<p>定性的な測定指標</p>	
<p>[主要] 政2-1-1-B-1：令和3年度税制改正の着実な実施と令和4年度税制改正の検討</p>	
<p>(令和3年度目標)</p>	
<p>令和3年度税制改正を着実に実施していきます。また、我が国の経済社会の構造変化に対応するとともに喫緊の課題に応えるため、令和4年度税制改正の内容を検討していきます。</p>	
<p>(目標の設定の根拠)</p>	
<p>「公平・中立・簡素」という基本原則を踏まえつつ、我が国の経済社会の構造変化に対応するとともに喫緊の課題に応えるため、各年度の税制改正作業等に取り組む必要があるためです。</p>	
<p>今回廃止した測定指標とその理由</p>	
<p>該当なし</p>	
<p>参考指標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○参考指標 1 「所得・消費・資産等の税収構成比の推移（国税）」 ○参考指標 2 「国民負担率（対国民所得比）の内訳の国際比較」 ○参考指標 3 「税制改正（内国税関係）による増減収見込額」 ○参考指標 4 「個人所得課税の税率等の推移」 ○参考指標 5 「個人所得課税の実効税率の国際比較（夫婦子2人（片働き）の給与所得者）」 ○参考指標 6 「法人税率の推移」 ○参考指標 7 「法人実効税率の国際比較」 ○参考指標 8 「国民所得に占める消費課税（国税・地方税）の割合」 ○参考指標 9 「付加価値税率（標準税率及び食料品に対する適用税率）の国際比較」 ○参考指標 10 「相続税の主な改正の内容」 ○参考指標 11 「主要国の相続税の負担率」 ○参考指標 12 「一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移」【再掲（総1-1：参考指標1）】 ○参考指標 13 「税収比率の推移」【再掲（総2-1：参考指標1）】 ○参考指標 14 「一般会計税収の推移」【再掲（総2-1：参考指標2）】
<p>施策</p>	<p>政2-1-2：税制についての広報の充実</p>
<p>取組内容</p>	<p>税は国民生活と密接に関わるものであることから、税制に関する分かりやすい広報に積極的に取り組み、税制全般に対する国民の理解が深まるよう努めます。具体的には、パンフレットの作成・配布、ウェブサイト・税制メールマガジン・SNS等を通じた情報提供、オンライン会議等も活用した講演・説明会の開催等の広報活動を行います。また、動画等を活用した情報提供や、子育て世代などをターゲットとした働きかけの強化等、新たな広報活動の実施に向けた取組を進めます。</p>

さらに、国際社会に対して積極的な情報発信を行っていく観点から、英語版パンフレットの作製・配布、ウェブサイトの充実等の広報活動も行います。

税制についての広報の充実に関して、以下の測定指標を設定し、財務省の税制関連ウェブサイトへのアクセスの容易さやわかりやすさの改善を目指します。

定量的な測定指標

政2-1-2-A-1：税制メールマガジン登録者数 (単位：人)	年度	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度目標値
目標値		増加	増加	増加	増加	増加
実績値		30,667	31,206	31,671	N.A	

(注) 令和2年度実績値は、令和3年6月までにデータが確定するため、令和2年度実績評価書において掲載予定です。

(出所) 大臣官房文書課広報室調

(目標値の設定の根拠)

税制全般に対する国民の理解が深まるように、広報の充実を行った結果を税制メールマガジン登録者数で測定するために指標を設定しました。更に国民の皆様は税制メールマガジン登録をしていただくため、目標値として「増加」と設定しました。

政2-1-2-A-2：財務省の税制関連ウェブサイトに関する評価(内容の分かりやすさ) (単位：%)	年度	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度目標値
目標値		70	80	80	80	80
実績値		79.3	72.1	87.0	N.A	

(注1) 令和2年度実績値は、令和3年6月までにデータが確定するため、令和2年度実績評価書において掲載予定です。

(注2) 数値は、財務省の税制関連ウェブサイトのアンケート調査において、「分かりやすかった」から「分かりにくかった」の5段階評価で上位評価(「分かりやすかった」及び「まあまあ分かりやすかった」)を得た割合です。

(出所) 主税局総務課調

(目標値の設定の根拠)

国民に対する税制に関する広報を充実させる観点から、税制関連ウェブサイトの分かりやすさを測定するために指標を設定しました。税制関連ウェブサイトの充実を一層図るため、目標値として「80」と設定しました。

定性的な測定指標

[主要] 政2-1-2-B-1：税制に関する広報活動の実施状況 [新]

(令和3年度目標)

パンフレットの作成・配布、ウェブサイト・税制メールマガジン・SNS等を通じた情報提供、オンライン会議等も活用した講演・説明会の開催等の広報活動を積極的に実施します。また、動画等を活用した情報提供や、子育て世代などをターゲットとした働きかけの強化等、新たな広報活動の実施に向けた取組を進めます。

(目標の設定の根拠)

国民一人ひとりが社会を支える税のあり方について主体的に考え、納得感を持つことができるよう、税制に関する分かりやすい広報に積極的に取り組み、税に対する国民の理解を深めていく必要があるためです。

今回廃止した測定指標とその理由

(旧) 測定指標政2-1-2-A-3：税制に関する説明会の開催

(理由)

税制に関する説明会を47都道府県で実施することを目標値として設定していましたが、オンライン会議等の活用により、一度の講演・説明会で幅広い地域を対象として実施することが容易になったことから、地域に着目した測定指標を廃止することとしました。

加えて、講演・説明会の開催状況のみならず、新たな取組も含め、税制に関する広報活動の実施状況について総合的に判断する観点から、新たに定性的な測定指標「政2-1-2-B-1：税制に関する広報活動の実施状況」を設定しました。

参考指標 ○参考指標1「財務省ウェブサイトの税制に関するページへのアクセス件数」

政策目標に係る予算額	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度当初	令和3年度行政事業レビュー番号
(項) 税制企画立案費	152,796千円	161,919千円	160,580千円	159,543千円	
(事項) 税制の企画及び立案に必要な経費	152,796千円	161,919千円	160,580千円	159,543千円	
内 諸外国の税制に関する調査	23,766千円	25,754千円	25,754千円	25,579千円	(注2)

(注1) 「政策目標に係る予算額」の表中には、政策目標2-1に係る予算額を記載しています。

(注2) 行政事業レビューの対象か否か及び対象となった場合の番号は、確定後に記載します。

担当部局名	主税局（総務課、調査課、税制第一課、税制第二課、税制第三課、参事官室）	政策評価実施予定時期	令和4年6月
--------------	-------------------------------------	-------------------	--------

○ 政策目標 3 - 1 : 国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

我が国の財政は極めて厳しい状況にあり、今後も大量の国債発行が見込まれています。第204回国会財務大臣財政演説においても、「国債管理政策につきましては、借換債を含む国債発行総額が約236兆円と、過去に類のない規模となる中で、引き続き市場との緊密な対話に基づき安定的な国債発行に努めてまいります。」と言及されているところです。

こうした中、国債発行当局としては、

- 1 確実かつ円滑な国債発行により、必要とされる財政資金を確実に調達するとともに、
- 2 中長期的な調達コストを抑制していくことによって、円滑な財政運営の基盤を確保する

という基本的な考え方に基づき、国債管理政策を運営していきます。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政3-1-1 : 市場のニーズ・動向等を踏まえた国債発行・債務管理
政3-1-2 : 国債市場の流動性維持・向上
政3-1-3 : 保有者層の多様化
政3-1-4 : 市場との対話等
政3-1-5 : 国債に係る国民等の理解の向上のための取組

関連する内閣の基本方針

○「第204回国会 財務大臣財政演説」(令和3年1月18日)

施策 政3-1-1 : 市場のニーズ・動向等を踏まえた国債発行・債務管理

取組内容

国債残高が増加し今後も大量の国債発行が見込まれる中、国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制のためには、市場のニーズ・動向等を踏まえた国債発行を行うことが重要です。令和2年12月21日には、こうした市場のニーズ・動向等も踏まえつつ、令和3年度国債発行計画を策定・公表しました。

令和3年度の国債発行総額(予定額)は236.0兆円(対前年度当初比82.5兆円増)であり、当初ベースでは過去に類を見ない規模となっていますが、対前年度3次補正後(263.1兆円)比では27.1兆円減となっています。

こうした中、カレンダーベース市中発行額(用語集参照)は、前年度の補正予算で増発後の平年度化ベース(用語集参照)から3.8兆円減の221.4兆円となっており、市場のニーズを踏まえ、40年債を対前年度3次補正後比0.6兆円増の3.6兆円とする一方で、令和4年度の借換債の増加要因となる短期国債を同4.4兆円減の41.2兆円としています。

今年度は、上記の令和3年度国債発行計画に沿って、国債発行を行っていきます。

また、翌年度の国債発行計画についても、中長期的な調達コストの抑制を図りながら、確実かつ円滑に国債が発行できるよう、市場のニーズ・動向や借換債の発行額の将来推計等も踏まえて策定します。

買入消却(用語集参照)についても、市場の状況や市場参加者との意見交換を踏まえ、必要に応じて適切に実施します。

定性的な測定指標

[主要]政3-1-1-B-1：市場のニーズ・動向等を踏まえた国債発行

(令和3年度目標)

令和3年度国債発行計画に沿って、市場のニーズ・動向等を踏まえた国債発行を行っていきます。また、入札の実施日・発行額等を事前に周知すること等により、国債、政府短期証券（用語集参照）及び借入金の入札を確実に円滑に実施します。

さらに、翌年度の国債発行計画についても、市場のニーズ・動向等を踏まえつつ、国債の発行年限等のバランスのとれた計画を策定します。

(目標の設定の根拠)

大量の国債発行が続く中で、国債の確実に円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制を図るためには、市場のニーズに即して発行を行うことが重要です。

また、国債等の入札については、入札参加者にとって予見可能性の高い運営を図ることが、必要な財政資金を確実に低コストで調達する上で重要です。

さらに、翌年度の国債発行計画においても引き続き、市場のニーズ・動向等を踏まえた計画策定を行っていく必要があります。

[主要]政3-1-1-B-2：適切な債務管理

(令和3年度目標)

借換債の発行額の将来推計等を活用し、翌年度の国債発行計画の策定を行います。

また、市場の状況や市場参加者との意見交換を踏まえ、必要に応じて適切に買入消却を実施します。

(目標の設定の根拠)

国債残高が多額に上り、今後も大量の国債発行が見込まれる中、将来の借換債の動向等を分析・把握することは、適切な債務管理を行っていく上で重要なためです。同時に、過去に発行した国債の適切な管理に取り組むことも重要です。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標

- 参考指標 1 「10年新発債利回りの推移」
- 参考指標 2 「国債のイールドカーブ」
- 参考指標 3 「国債の年限間スプレッドの推移」
- 参考指標 4 「借換債発行額の将来推計」
- 参考指標 5 「買入消却実施実績」

施策 政3-1-2：国債市場の流動性維持・向上

取組内容

国債市場の流動性の維持・向上は、国債の確実に円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制に資することから、国債管理政策においても十分留意すべき課題と考えています。また、我が国の国債市場が高い流動性を有することは、市場参加者の求めるところでもあります。

このような観点から、市場参加者の声や国債市場の動向を踏まえつつ、流動性の維持・向上に取り組んでいきます。具体的には、令和3年度国債発行計画では、11.4兆円の規模で流動性供給入札を実施することとし、ゾーン区分・ゾーン毎の発行額については、市場参加者との意見交換を踏まえ、市場環境や投資ニーズに応じて柔軟に調整します。

定性的な測定指標

[主要] 政3-1-2-B-1 : 国債市場の流動性維持・向上

(令和 3 年度目標)

令和 3 年度国債発行計画に沿って、国債市場の流動性維持・向上に努めます。

具体的には、令和 3 年度国債発行計画では、11.4兆円の規模で流動性供給入札を実施することとし、ゾーン区分・ゾーン毎の発行額については、市場参加者との意見交換を踏まえ、市場環境や投資ニーズに応じて柔軟に調整します。

(目標の設定の根拠)

流動性供給入札を、市場のニーズ・動向等を踏まえて実施することは、国債市場の流動性の維持・向上に寄与すると考えられるためです。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標

- 参考指標 1 「流動性供給入札の発行額（総額及びゾーン別発行額）の推移」
- 参考指標 2 「流動性供給入札の結果」
- 参考指標 3 「債券市場の機能度（日本銀行「債券市場サーベイ」）」
- 参考指標 4 「投資家の国債取引高と回転率」

施策

政3-1-3 : 保有者層の多様化

取組内容

国債の取引が様々な市場の見方や投資スタンスに基づいて行われることは、市場の状況が一方向に流れることを防ぎ、市場の安定化に寄与すると考えられることなどから、国債の保有者層の多様化を図ることは重要です。そのために、銀行や生命保険会社等の国内機関投資家のみならず、個人投資家や海外投資家の国債保有促進に向けた取組を進めます。

個人投資家向けの販売については、令和 3 年度国債発行計画において、発行予定額を4.1兆円としているところです。

こうした中、個人向け国債の取扱機関と当局との間で相互に意見を交換する場として「国債トップリテラー会議」の開催、ウェブサイト上での個人向け国債等の販売額が上位の機関の公表 (https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/meeting_of_jgbtr/index.html) 等を行うことにより、個人投資家の国債保有促進に努めます。

また、個人投資家向けの広告については、効果測定の結果等を踏まえ、効果的に国債広告を実施し、個人投資家の国債保有促進に努めます。

海外投資家については、様々なネットワークやチャネルを通じて情報提供等を実施していきます。具体的には、海外 I R（用語集参照）の実施に当たっては、オンラインを活用した投資家への個別訪問を中心に行い、きめ細かい投資家ニーズ等の把握や情報提供に努めます。効果的・効率的な海外 I Rを実施し、海外投資家との親密なリレーションを構築することにより、引き続き日本国債の保有促進に努めていきます。また、「日本国債ニュースレター」（英語版）をウェブサイト上で毎月公表すること等を通じて、海外投資家への定期的な情報提供を行うことにより、日本国債の認知・理解の向上を図ります。

定性的な測定指標

[主要] 政3-1-3-B-1 : 保有者層の多様化

(令和3年度目標)

保有者層の多様化を図る観点から、個人投資家や海外投資家の国債保有促進に向けた取組を進めます。具体的には、個人投資家向けの広告の充実やウェブサイト上での個人向け国債等の販売額が上位の機関の公表等を通じて個人投資家の国債保有促進に努め、海外IRや「日本国債ニュースレター」(英語版)の公表等を通じて海外投資家の国債保有促進を図ります。

(目標の設定の根拠)

国債の保有者層の多様化を図るためには、個人投資家や海外投資家の国債保有促進に向けた取組を進めることが重要と考えられるためです。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標

- 参考指標 1 「国債の保有者別内訳」
- 参考指標 2 「個人向け国債の発行額(実績)及び計画額」
- 参考指標 3 「個人向け国債の認知状況」
- 参考指標 4 「海外投資家の来省及び国内拠点訪問による面談数(オンラインによる面談含む)」
- 参考指標 5 「海外投資家の海外拠点訪問による面談数(オンラインによる面談含む)」
- 参考指標 6 「日本国債ニュースレター(英語版)の年間公表回数」

施策

政3-1-4 : 市場との対話等

取組内容

国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制のためには、市場との緊密な意見交換を通じ、当局の施策を適時・的確に市場に発信することや、市場のニーズ・動向等を的確に把握することが重要です。こうした観点から、「国債市場特別参加者会合」や「国債投資家懇談会」を引き続き開催する(オンライン開催等を含む)とともに、個別にヒアリングを実施し、市場参加者との緊密な意見交換を行います。また、中長期的な視点から、国債管理政策を中心とする国の債務管理について高い識見を有する民間の方々等から意見・助言等を得るため、「国の債務管理の在り方に関する懇談会」を引き続き開催します(オンライン開催を含む)。

さらに、国債発行当局としては、入札の結果発表等を確実かつ速やかに行うことで、市場の透明性を高めることに努めます。

定量的な測定指標

[主要]	会合名	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度 目標値
政3-1-4-A-1 : 国債 関係の懇談会等の 開催状況	国の債務管理 の在り方に関 する懇談会	○	○	○	○	○
	国債市場特別参 加者会合	○	○	○	○	○
	国債投資家懇談 会	○	○	○	○	○

(注) 当該年度内に懇談会等の開催実績がある場合には○、ない場合には×を記載。

(出所) 理財局国債企画課調

(財務省 3 政 3 - 1)						
(目標値の設定の根拠)						
市場との対話等（施策3-1-4）は、国債関係の懇談会等を中心に行っていることから、これらの開催を指標としました。市場参加者・有識者との定期的かつオープンな対話を通じ、国債管理政策の企画及び立案を行うこと、並びに施策を適時・的確に市場に発信することは重要であることから、これらの趣旨を踏まえて開催することを目標としました。						
[主要] 政3-1-4-A-2：入札の結果発表を当日所定の時刻に行った割合	年度	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度目標値
	入札回数(a)	229	229	229	N. A.	-
	うち入札の結果発表を所定の時刻に行った回数(b)	229	228	229	N. A.	
	割合(%) (b) / (a)	100.0	99.6	100.0	N. A.	100.0
<p>(注1) 測定対象は、国債、国庫短期証券及び借入金の入札回数。</p> <p>(注2) この指標は入札が行われる場合における結果発表状況に係るもので、入札回数に対する目標値ではありません。</p> <p>(注3) 令和2年度の実績値は、令和3年3月に確定し、令和2年度の実績評価書に記載します。</p> <p>(注4) 平成30年度において、入札の結果発表を当日所定の時刻に公表できなかった理由は、入札参加者の応札ミス。 (出所) 理財局国債業務課調</p>						
(目標値の設定の根拠)						
入札の結果発表を確実に速やかに行うことは、市場参加者の予測可能性を高めることにつながり、政策目標を達成する観点から重要であるため、目標値として「100.0%」を設定しました。						
定性的な測定指標						
[主要] 政3-1-4-B-1：市場との対話等						
(令和3年度目標)						
国債市場特別参加者や投資家に対して、国債市場の動向等に関する個別のヒアリングを実施し、市場との緊密な意見交換を行います。						
(目標の設定の根拠)						
市場のニーズ・動向等を的確に把握するためには、国債関係の懇談会等の開催に加えて、個別のヒアリングを実施することも重要と考えられるためです。						
今回廃止した測定指標とその理由						
該当なし						
参考指標	該当なし					
施策	政3-1-5：国債に係る国民等の理解の向上のための取組					
取組内容	投資家のみならず、より幅広い国民等の国債に係る理解の向上を図ることは、国債市場や国債管理政策についての透明性を高めるためにも重要であるため、我が国の国債市場や国債管理政策について、積極的にウェブサイト等を通じた情報発信や広報活動に努めます。具体的には、「債務管理レポート」（日本語版、英語版）の年1回発行や債務残高の所定の時期における公表等を行うとともに、国債関係諸資料や国債関係の懇談会等の議事要旨の公表等を行うこととします。					

定量的な測定指標

[主要] 政3-1-5-A-1 : 国債関係の定期的な公表資料の年間公表回数	作成頻度	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度目標値
	債務管理レポート(日) 年1回	1	1	1	1	1
	債務管理レポート(英) 年1回	1	1	1	1	1
	国債統計年報 年1回	1	1	1	1	1

(出所) 理財局国債企画課調

(目標値の設定の根拠)

定期的な公表資料を通じて、我が国の国債市場や国債管理政策についての情報を発信していくことが、国債に係る国民等の理解の向上（施策3-1-5）のためには重要であるため、代表的な公表物である「債務管理レポート」と「国債統計年報」の公表回数の達成を目標値としました。

[主要] 政3-1-5-A-2 : 「国債及び借入金並びに政府保証債務現在高」を所定の時期に公表した割合	年度	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度目標値
	前年度 第4四半期分	○	○	○	○	○
	第1四半期分	○	○	○	○	○
	第2四半期分	○	○	○	○	○
	第3四半期分	○	○	○	○	○
	割合	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(注1) 「国債及び借入金並びに政府保証債務現在高」を所定の時期に公表した場合には○、所定の時期に公表していない場合に×を記載

(注2) 各四半期末時点における国債及び借入金並びに政府保証債務現在高は、当該四半期終了後1ヶ月半以内に公表。

(注3) 補足として、利払い・償還財源が主として税財源により賄われる債務を整理した「国と地方の長期債務残高」との比較資料も併せて公表。

(出所) 理財局国債企画課調

(目標値の設定の根拠)

公的債務全体の現状に関する情報を所定の時期に公表し、国債管理政策の透明性の向上を図ることは、国債に係る国民等の理解の向上（施策3-1-5）を図る上で重要であるため、目標値として「100.0%」を設定しました。

定性的な測定指標

[主要] 政3-1-5-B-1 : 国債に係る国民等の理解の向上

(令和3年度目標)

積極的にウェブサイト等を通じた情報発信や広報活動に努めます。具体的には、国債関係諸資料や国債関係の懇談会等の議事要旨の公表等を行うとともに、「債務管理レポート」（日本語版・英語版）では、その時々の方策上の課題やマーケットで注目されているトピックを取り上げます。

(目標の設定の根拠)

投資家のみならず、より幅広い国民等の国債に係る理解の向上を図るためには、国債市場や国債管理政策について積極的に情報提供を行っていくことが重要であるためです。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標

○参考指標 1 「国債等に関する情報のウェブサイトへのアクセス件数と個人向け国債ウェブサイトへのアクセス件数の合計」

政策目標に係る予算額	平成30年度	令和元年度	令和2年度	3年度当初	令和3年度 行政事業レ ビュー番号
(項) 国債整理支出	186,926,477,881 千円	185,983,684,129 千円	188,968,178,757 千円	242,313,983,204 千円	
(事項) 公債等償還に必要な経費	177,239,927,324 千円	176,668,523,058 千円	179,910,535,925 千円	232,137,684,872 千円	
(事項) 公債利子等支払に必要な経費	9,686,550,557 千円	9,315,161,071 千円	9,057,642,832 千円	10,176,298,332 千円	
その他	25,919,973,104 千円	25,764,274,248 千円	25,923,176,712千 円	28,261,991,009 千円	
内 政府借入金入札システム(旧国庫事務電算化システム)	207,653千円	157,369千円	175,293千円	260,227千円	(注3)
内 国債整理基金の経理	3,108,300,884 千円	3,251,826,690 千円	2,891,399,159 千円	4,475,271,181 千円	
合計	212,846,450,985 千円	211,747,958,377 千円	214,891,355,469 千円	270,575,974,213 千円	

(注1) 「政策目標に係る予算額」の表中には、政策目標3-1に係る予算額を記載しています。

(注2) 国債整理基金特別会計における「公債等の償還及び発行に関する諸費等に必要な経費」は、その他に含まれます。

(注3) 行政事業レビューの対象か否か及び対象となった場合の番号は、確定後に記載します。

担当部局名	理財局 (国債企画課、国債業務課)	政策評価実施予定時期	令和4年6月
-------	-------------------	------------	--------

○ 政策目標 3 - 2 : 財政投融资の対象として必要な事業を実施する機関の資金需要への的確な対応、ディスクロージャーの推進及び機関に対するチェック機能の充実

**政策目標の内容及び
目標設定の考え方**

財政投融资（用語集参照）は、財投債（国債）（用語集参照）の発行により調達した資金などを財源として、政策金融機関・独立行政法人等や地方公共団体に対し、政策的な必要性はあるものの、民間だけでは対応が困難な大規模・超長期プロジェクトなどについて、長期・固定・低利の資金などの供給を行うものです。また、補助金等の予算措置とは異なり、利用料収入が見込まれる等、将来のリターンを前提としている点に特徴があります。

財政投融资の資金を、どのような事業に、どの程度供給するかについては、国民のニーズや社会経済情勢等の変化などを踏まえ、政策的必要性や民業補完性・償還確実性等を精査し、必要な資金需要に的確に対応していきます。

さらに、財政投融资に対する国民の信頼を確保し、対象事業の重点化・効率化を図る観点から、財政投融资計画（用語集参照）編成、運用プロセス、将来の政策コスト等に関する情報開示の推進を通じて、財政投融资に関するディスクロージャーを推進するとともに、財政投融资対象機関に対するチェック機能の充実を図っていきます。

その他、貸付金の確実な回収と的確な資産負債管理（ALM）（用語集参照）により財務の健全性の確保に努めます。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政3-2-1 : 社会経済情勢等の変化を踏まえた、財政投融资対象機関に対する適切な審査に基づく財政投融资計画の編成

政3-2-2 : 政策コスト分析等のディスクロージャーの推進

政3-2-3 : 財政投融资対象機関に対するチェック機能の充実

政3-2-4 : 貸付金の確実な回収と的確な資産負債管理による財務の健全性の確保

関連する内閣の基本方針

- 「第204回国会 財務大臣財政演説」（令和3年1月18日）
- 「経済財政運営と改革の基本方針2020」（令和2年7月17日閣議決定）
- 「成長戦略実行計画」「成長戦略フォローアップ」（令和2年7月17日閣議決定）
- 「新経済・財政再生計画 改革工程表2020」（令和2年12月18日経済財政諮問会議決定）
- 「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月7日閣議決定、同年4月20日変更）
- 「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」（令和2年12月8日閣議決定）
- 「官民ファンドの運営に係るガイドライン」（平成25年9月27日官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議決定）

施策	政3-2-1：社会経済情勢等の変化を踏まえた、財政投融资対象機関に対する適切な審査に基づく財政投融资計画の編成
取組内容	<p>令和4年度財政投融资計画の編成においては、国民のニーズや社会経済情勢等の変化などを踏まえ、政策的必要性や民業補完性・償還確実性等を精査し、政策的に必要な資金需要に的確に対応します。</p> <p>各省庁・機関の財政投融资計画の要求に対し、それぞれの政策目的を的確に達成するため、対象分野、スキーム、事業及び財投の規模等について、政策的必要性の精査、民業補完性の確保、事業等の有効性、事業等の進捗状況・収支状況等の把握を通じた償還確実性の担保といった観点からの適切な審査を行うことにより、その内容を令和4年度財政投融资計画に反映します。</p> <p>各省庁・機関においては、令和4年度財政投融资計画の要求を行うにあたり、要求内容について事前に自ら政策評価を行い、要求に際して政策評価の結果が合わせて提出されます。要求内容の審査にあたっては、各省庁・機関から提出された政策評価を積極的に活用します。また、審査における政策評価の活用事例は、財務省ウェブサイトに掲載します。</p> <p>また、財政投融资計画の編成にあわせて、財政融資資金による新たな貸付け及び既往の貸付けの継続に必要な資金を十分に精査し、財投債の発行規模を決定します。</p> <p>産業投資については、投資によって長期リスクマネーを供給し、リターンが期待できるものの、リスクが高く民間だけでは十分に資金が供給されない事業を支援していきます。</p> <p>その際、出資先の官民ファンド（用語集参照）に対しては、「官民ファンドの運営に係るガイドライン」等に基づき、政策目的の実現及び出資の毀損の回避の観点から、的確に投資を実行するための業務態勢の確保や投資実績の適切な評価等、適切な運営を求めるとともに、投資内容及び投資実行後の状況等を確認し、また、「新経済・財政再生計画 改革工程表2020」に基づく検証等を踏まえ、各官民ファンド及びその監督官庁からの要求を審査します。</p> <p>財政投融资は、資源配分の調整機能や経済の安定化機能を通じて、我が国経済の健全な発展を実現する上で重要な役割を果たしていることから、財政制度等審議会財政投融资分科会における審議も踏まえ、社会経済情勢等に応じた財政投融资計画の編成を行っていきます。</p>
定性的な測定指標	
【主要】政3-2-1-B-1：社会経済情勢等の変化を踏まえた、政策評価を活用した適切な審査に基づく財政投融资計画の編成	
（令和3年度目標） 令和4年度財政投融资計画の編成においては、国民のニーズや社会経済情勢等の変化などを踏まえ、政策的必要性や民業補完性・償還確実性等を精査し、政策的に必要な資金需要に的確に対応していきます。	
（目標の設定の根拠） 財政投融资の原資が財投債等の公的資金であるということから、政策的必要性や民業補完性・償還確実性等を精査し、国民のニーズや社会情勢等の変化などを踏まえた財政投融资計画の編成を行うことで、財政投融资を活用して政策的に必要な資金需要に的確に対応することが可能となるためです。	

[主要] 政3-2-1-B-2：産業投資を活用した長期リスクマネーの供給	
(令和3年度目標)	
<p>令和4年度財政投融资計画の編成において、産業投資については、投資によって長期リスクマネーを供給し、リターンが期待できるものの、リスクが高く民間だけでは十分に資金が供給されない事業を支援していきます。</p> <p>その際、出資先の官民ファンドに対しては、「官民ファンドの運営に係るガイドライン」等に基づき、政策目的の実現及び出資の毀損の回避の観点から、的確に投資を実行するための業務態勢の確保や投資実績の適切な評価等、適切な運営を求めるとともに、投資内容及び投資実行後の状況等を確認し、また、「新経済・財政再生計画 改革工程表2020」に基づく検証等を踏まえ、各官民ファンド及びその監督官庁からの要求を審査します。</p>	
(目標の設定の根拠)	
<p>中長期的な視点に立った投資は、日本経済の持続的成長を支える重要な要素のひとつであるため、リスクが高く民間だけでは十分に資金が供給されない分野にリスクマネーを供給し、民間資金の呼び水・補完を行っていく必要があります。このため、官民の適切なリスク分担の下、産業投資による中長期のリスクマネーや成長資金の供給拡大を図るものです。</p> <p>また、収益性の観点から、特に官民ファンドは収益の変動及びリスクが相対的に大きく、一時的に累積損失が生じることは設立当初より想定されるものの、一部の官民ファンドにおいて累積損失が大きくなっていることを踏まえ、令和3年度目標で掲げる各取組を行うことで、政策目的の実現及び産業投資の毀損の回避が可能となるからです。</p>	
今回廃止した測定指標とその理由	
該当なし	
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ○参考指標1「財政投融资計画の推移（フロー・ストック）」 ○参考指標2「財政投融资計画及び実績（機関別）」 ○参考指標3「財政融資資金の融通条件」 <p>(https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_filp/proceedings/material/zaitoa021218/zaito021218_05.pdf)</p>
施策	政3-2-2：政策コスト分析等のディスクロージャーの推進
取組内容	<p>政策コスト分析とは、財政投融资を活用する事業について、一定の前提条件を設定して将来キャッシュフロー等を推計し、これに基づいて、事業の実施に関して、①将来、国から支出されると見込まれる補助金等と、②将来、国に納付されると見込まれる国庫納付・法人税等、及び③既に投入された出資金等による利払軽減効果の額を、各財投機関が試算したもので、財政投融资計画の編成過程において融資の償還確実性の審査等に活用されています。また、事業の妥当性を判断する材料として、将来どの程度の補助金等が投入され、あるいはあらかじめ投入された出資金等によるメリットがどの程度になるかを試算し、その結果を政策コストとして開示することは、将来の国民負担に関するディスクロージャーの充実を図り、財政投融资の透明性を高める役割があります。引き続き財政融資対象の全機関において政策コスト分析の実施及び公表内容の充実努めます。</p> <p>また、財政投融资計画の編成及び運用、財政融資資金の資産・負債の状況等に関して情報開示を行い、財政投融资計画の編成にあたって審査過程がオープンなものとなるよう努めます。</p>

これまで、財務省のウェブサイト (<https://www.mof.go.jp/filp/index.html>) や「財政投融资レポート」について、内容の充実を図りつつ、より分かりやすいものとなるよう工夫するなど、情報発信の強化に努めており、財政投融资計画残高見込（財投機関別）、財政投融资計画参考資料及び機関別事業計画・資金計画を作成し、機関別・月別の財政投融资の実績とともにウェブサイトにおいて公表しています。引き続きディスクロージャーの推進を図り、財政投融资の公表内容の充実・広報に努めます。

定量的な測定指標

[主要]	年度	作成頻度	平成 29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度 目標値
政3-2-2-A-1 : 財政投融资関係の定期的な資料の公表及び内容の充実	財政投融资の概要	年1回	—	—	○	○	○
	財政投融资レポート	年1回	○	○	○	○	○
	OVERVIEW OF FILP	年1回	○	○	○	○	○
	政策コスト分析レポート	年1回	○	○	○	○	○
	POLICY COST ANALYSIS	年1回	○	○	○	○	○
	財政金融統計月報	年1回	○	○	○	○	○
	財政融資資金現在高	月1回	○	○	○	○	○
	産業投資現在高	月1回	○	○	○	○	○
	財政融資資金預託金利・貸付金利	月1回	○	○	○	○	○
	翌年度財政投融资計画要求	年1回	○	○	○	○	○
	財政投融资計画月別実行状況	月1回	○	○	○	○	○
	財政投融资レポートの内容の充実に向けた取組（解説を充実させたトピック）			平成28年度における財政投融资計画の補正・追加	主な施策について、事業例を記載	昨今の経済・金融情勢を踏まえた今後の産業投資について	時々の経済・金融情勢等を踏まえた内容を記載

(注1) リポート等を、所定の頻度で作成している場合には○、作成していない場合には—を記載。なお、「財政投融资の概要」については、令和元年度から発行しております。

(注2) 「OVERVIEW OF FILP」、「政策コスト分析レポート」及び「POLICY COST ANALYSIS REPORT」については、令和元年度からの発行であり、平成30年度までの実績は、これらの前身の「FILP REPORT」、「財政投融资レポート(別冊)」及び「FILP REPORT(Extension Volume)」についてのものです。

(出所) 理財局財政投融资総括課調

(目標値の設定の根拠)

財政投融资に関するディスクロージャーを推進し、国民からの信頼、市場からの信託を維持するため、財政投融资計画の編成及び運用、財政融資資金の資産・負債の状況等に関して情報開示を行うことが重要です。

定性的な測定指標

[主要] 政3-2-2-B-1 : 政策コスト分析の充実

(令和3年度目標)

財政融資対象の全機関において政策コスト分析の実施及び公表内容の充実に努めます。

(目標の設定の根拠)

財政投融资に対する国民の信頼を確保する観点から、ディスクロージャーを積極的に推進する必要があるためです。

[主要] 政3-2-2-B-2 : 財政投融资計画編成に係る情報の公表	
(令和3年度目標) 令和4年度財政投融资計画編成過程において開催される財政制度等審議会財政投融资分科会への提出資料等を速やかに公表します。	
(目標の設定の根拠) 財政投融资計画編成に対する国民の信頼を高める観点から、ディスクロージャーを積極的に推進する必要があるためです。	
今回廃止した測定指標とその理由	
該当なし	
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ○参考指標1 「各機関における政策コスト」 ○参考指標2 「財政投融资特別会計財政融資資金勘定の損益計算書・貸借対照表」 (https://www.mof.go.jp/filp/publication/filp_report/index.html) ○参考指標3 「財政投融资特別会計投資勘定の損益計算書・貸借対照表」 (https://www.mof.go.jp/filp/publication/filp_report/index.html) ○参考指標4 「財政投融资に関するウェブサイトへのアクセス件数の推移」

施策	政3-2-3 : 財政投融资対象機関に対するチェック機能の充実						
取組内容	<p>財政投融资対象機関に対する実地監査及び地方公共団体の財務状況把握の充実・活用を図るとともに、実施結果を公表します。</p> <p>平成22年度から、従来の実地監査に加えて、財政投融资の透明性の向上の観点から、政策効果の検証等特定の事項に重点を置いて実施する実地監査（スポット監査）を行っており、引き続き実施する予定です。</p> <p>また、実地監査の結果を毎年度の財投編成時の審査等に活用し、事業の見直し等に努めるとともに、実地監査結果の反映状況等を公表します。</p>						
定量的な測定指標							
[主要] 政3-2-3-A-1 : 実地監査結果	独立行政法人等		平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度 目標値
	計画件数		4	4	3	3	N.A.
	実績件数		4(1)	4(0)	3(0)	N.A.	
	実施率(%)		100.0	100.0	100.0	N.A.	100.0
	地方公共団体等		平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度 目標値
	貸付資金の 使用状況等 (団体数)	計画件数	256	239	201	135	N.A.
		実績件数	256	239	201	N.A.	
		実施率(%)	100.0	100.0	100.0	N.A.	100.0
	公営企業の	計画件数	408	398	318	211	N.A.

	経営状況 (企業数)	実績件数	408	398	318	N. A.	
		実施率 (%)	100.0	100.0	100.0	N. A.	100.0
<p>(注1) 独立行政法人等については、事務年度(7月から翌年6月までの期間)ベースで計上しています。また、()内は政策効果の検証等特定の事項に重点を置いて実施する実地監査(スポット監査)の件数(内書)です。</p> <p>(注2) 令和2年度実績は、令和3年6月までにデータが確定するため、令和2年度実績評価書に掲載予定です。</p> <p>(注3) 令和3年度目標値の計画件数については、令和3年5月及び7月に実施計画を策定することとしているため、令和4年度実施計画に掲載予定です。</p> <p>(出所) 理財局管理課調</p> <p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>財政投融資対象機関に対する実地監査の実施は、財政投融資の対象事業の適正な執行の確保、財務の健全性の維持につながり、財政投融資対象機関に対するチェック機能の充実を図る観点から重要であるため、実施率の目標値として「100.0%」を設定しています。</p>							
今回廃止した測定指標とその理由							
該当なし							
参考指標	該当なし						

施策	政3-2-4：貸付金の確実な回収と的確な資産負債管理による財務の健全性の確保						
取組内容	<p>財政投融資対象機関に対する既往の貸付金について、償還確実性の確保の観点から適切なモニタリングを行いつつ、約定通りの確実な回収を行います。</p> <p>また、財政投融資特別会計の財務の健全性を確保するため、財政投融資対象機関に対する貸付金から生じるキャッシュフローに見合った資金調達(財投債の発行)を行うことなどを通じて、資産と負債のデュレーション・ギャップ(用語集参照)の調整等を行い、引き続き的確な資産負債管理に取り組むこととします。</p>						
定性的な測定指標							
[主要] 政3-2-4-B-1：貸付金の確実な回収と的確な資産負債管理による財務の健全性の確保							
(令和3年度目標)							
<p>財政投融資対象機関に対する既往の貸付金について、償還確実性の確保の観点から適切なモニタリングを行いつつ、確実な回収を行うとともに、金利変動リスクを低減させるよう財投債の発行年限を可能な限り調整するなど、的確な資産負債管理を行い、財務の健全性を確保します。</p>							
(目標の設定の根拠)							
<p>財政投融資として、政策的必要性の高い資金需要に的確に対応していくためには、その前提として、貸付金の確実な回収と的確な資産負債管理による財務の健全性の確保が重要なためです。</p>							
今回廃止した測定指標とその理由							
該当なし							
参考指標	該当なし						

政策目標に係る予算額	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度当初	令和3年度行政事業レビュー番号
財政投融资特別会計 財政融資資金勘定	26,078,695,055 千円	26,993,825,222 千円	52,903,469,224 千円	71,928,588,119 千円	
(項) 財政融資資金へ繰入	12,000,000,000 千円	12,550,000,000 千円	40,700,000,000 千円	45,000,000,000 千円	
(事項) 財政融資資金へ繰入れに必要な経費	12,000,000,000 千円	12,550,000,000 千円	40,700,000,000 千円	45,000,000,000 千円	
(項) 諸支出金	317,750,362 千円	222,733,016 千円	209,287,562 千円	309,589,832 千円	
(事項) 預託金利子支払等に必要な経費	317,750,362 千円	222,733,016 千円	209,287,562 千円	309,589,832 千円	
(項) 国債整理基金特別会計へ繰入	13,759,166,396 千円	14,219,450,519 千円	11,991,279,819 千円	26,616,740,786 千円	
(事項) 国債整理基金特別会計へ繰入れに必要な経費	13,759,166,396 千円	14,219,450,519 千円	11,991,279,819 千円	26,616,740,786 千円	
その他	1,778,297 千円	1,641,687 千円	2,901,843 千円	2,257,501 千円	
財政投融资特別会計 投資勘定	364,508,238 千円	419,908,537 千円	671,008,532 千円	362,608,525 千円	
(項) 産業投資支出	364,500,000 千円	419,900,000 千円	671,000,000 千円	362,600,000 千円	
(事項) 産業投資に必要な経費	364,500,000 千円	419,900,000 千円	671,000,000 千円	362,600,000 千円	
その他	8,238 千円	8,537 千円	8,532 千円	8,525 千円	
一般会計	—	35,000,000 (注2) 千円	200,000,000 (注3) 千円	—	
(項) 産業投資支出財政投融资特別会計へ繰入	—	35,000,000 千円	200,000,000 千円	—	
(事項) 産業投資支出の財源の財政投融资特別会計投資勘定へ繰入れに必要な経費	—	35,000,000 千円	200,000,000 千円	—	
合計	26,443,203,293 千円	27,448,733,759 千円	53,774,477,756 千円	72,291,196,644 千円	

(注1) 「政策目標に係る予算額」の表中には、政策目標3-2に係る予算額を記載しています。

(注2) 「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」(令和元年12月5日閣議決定)を踏まえた、産業投資支出の財源として一般会計から財政投融资特別会計投資勘定に行った繰入れです。

(注3) 「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和2年4月7日閣議決定、同年4月20日変更)を踏まえた、産業投資支出の財源として一般会計から財政投融资特別会計投資勘定に行った繰入れです。

担当部局名	理財局(財政投融资総括課、計画官室、管理課)	政策評価実施予定時期	令和4年6月
-------	------------------------	------------	--------

○ 政策目標 3 - 3 : 庁舎及び宿舎を含む国有財産の適正な管理・処分及び有効活用と情報提供の充実

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

国民共有の貴重な財産である国有財産（用語集参照）については、「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」、「ニッポン一億総活躍プラン」を踏まえた介護や保育などの社会福祉分野のほか、防災やまちづくりにおける国有地の更なる活用も含め、地域や社会のニーズ及び個々の国有財産の状況に応じた最適な形での国有財産の有効活用に取り組んでいきます。

また、公文書の適切な管理の下、法令等を遵守した国有財産の適正な管理・処分を行います。

庁舎については、既存庁舎の効率的な使用を推進するとともに、老朽化等により建替えを要する場合は利用者利便向上に十分配慮しつつ、移転・集約化等を推進します。また、国有財産の最適利用の観点から地方公共団体と連携した効率的な整備にも取り組みます。

宿舎については、国家公務員宿舎の削減計画（平成23年）に基づき、平成28年度までに真に公務のために必要な戸数まで削減したところであり、現下の厳しい財政事情や宿舎削減計画達成後の宿舎需要の変化等を踏まえつつ、国家公務員宿舎の適正な管理に取り組みます。

国有財産監査については、個々の財産の特性に応じた有効活用を促進し国有財産の最適利用を図るため、毎年度監査方針・監査計画を策定し、監査の充実・強化を進めていきます。

国有財産増減及び現在額総計算書等について、国有財産総合情報管理システムにより効率的かつ的確に作成し、所定の時期での国会への報告に努めます。

また、積極的な情報の公開・発信とともに、情報提供の内容の充実や財務省ウェブサイト等の利便性向上に、引き続き取り組みます。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政3-3-1：国有財産の有効活用の推進

政3-3-2：行政財産の適正な管理の実施と効率的な使用の推進

政3-3-3：普通財産の適正な管理処分

政3-3-4：国有財産行政の適正な運営と情報提供の充実

関連する内閣の基本方針

- 「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」（平成27年11月26日一億総活躍国民会議取りまとめ）
- 「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）
- 「防災基本計画」（令和2年5月29日中央防災会議決定）
- 「経済財政運営と改革の基本方針2020」（令和2年7月17日閣議決定）
- 「新経済・財政再生計画 改革工程表 2020」（令和2年12月18日経済財政諮問会議決定）

	<ul style="list-style-type: none"> ○第 2 期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(2020改訂版)(令和 2 年12月21日閣議決定) ○「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」(令和 2 年12月 8 日閣議決定) ○「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」(令和 2 年12月11日閣議決定)
--	--

施策	政3-3-1：国有財産の有効活用の推進
-----------	----------------------------

取組内容	<p>地域や社会のニーズに対応した国有財産の有効活用を推進する観点から、介護や保育など人々の安心につながる分野等で国有財産を積極的に活用するため、未利用国有地の情報提供を行い、地方公共団体等からの要望に応じ、売却に加えて、定期借地制度を利用した貸付けを行います。</p> <p>また、令和元年 6 月の財政制度等審議会国有財産分科会の答申を踏まえ、国が所有権を留保し、将来世代に残しておくべき、有用性が高く希少な国有地については、留保財産(用語集参照)として選定した上で、その最適利用を図るために、定期借地権による貸付けを行います。</p> <p>なお、留保財産の利用方針の策定にあたっては、民間へのヒアリングなどを通じて多様なニーズの事前調査を行うとともに、地方公共団体と活用方針について議論を行います。</p> <p>併せて、留保財産も含め、民間事業者による様々な企画提案が期待されるなどの土地については、資産価値の向上やまちづくりへの地域貢献のため、地区計画活用型一般競争入札(用語集参照)、二段階一般競争入札(用語集参照)などの手法も活用します。</p> <p>また、「防災基本計画」を踏まえ、災害応急対策等への備えとして国有地を活用した避難場所、避難所、備蓄など防災に関する諸活動の推進に貢献します。加えて、国・地方ともに極めて厳しい財政状況の中で、国有財産の総括機関である財務局等と地方公共団体が連携しながら、公的施設の効率的な再編及び最適化を図るなど、国公有財産の最適利用を推進します。</p> <p>さらに、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」及び「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」に盛り込まれた国有財産関連施策について着実に取り組みます。</p>
-------------	--

定性的な測定指標

<p>【主要】政 3-3-1-B-1：地域や社会のニーズに対応した国有財産の有効活用</p> <p>(令和 3 年度目標)</p> <p>地域や社会のニーズに対応した国有財産の有効活用の観点から、人々の安心につながる分野等で国有財産を積極的に活用することを推進します。</p> <p>介護施設や保育所等の整備にあたっては、地方公共団体等の要望に応じ、売却に加えて、定期借地制度を利用した貸付けを行うとともに、用地確保が困難な都市部等における介護施設整備を促進するため、定期借地制度による貸付料を 5 割減額するなど、「介護離職ゼロ」に向けた介護施設整備の促進に貢献します。</p> <p>また、令和元年 6 月の財政制度等審議会国有財産分科会の答申を踏まえ、国が所有権を留保し、将来世代に残しておくべき、有用性が高く希少な国有地については、留保財産として選定した上で、その最適利用を図るために、定期借地権による貸付けを行います。</p>
--

併せて、留保財産も含め、民間事業者による様々な企画提案が期待されるなどの土地については、資産価値の向上やまちづくりへの地域貢献のため、地区計画活用型一般競争入札、二段階一般競争入札などの手法も活用します。

また、災害応急対策への備えとして、国有地を活用した避難場所など防災に関する諸活動への推進に配慮します。加えて、国・地方ともに極めて厳しい財政状況の中で、国有財産の総括機関である財務局等と地方公共団体が連携しながら、公的施設の効率的な再編及び最適化を図るなど、国有財産の最適利用を推進します。

「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」及び「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を踏まえ、防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保の観点から国有地を活用した遊水地・雨水貯留浸透施設（用語集参照）の整備の推進等に取り組みます。また、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」を踏まえ、ポストコロナに向けた経済構造への転換・好循環の実現の観点から、民間事業者による5G基地局整備を後押しするため、基地局の設置場所として庁舎・宿舍等を提供すると共に、民間事業者によるサテライトオフィスの設置場所として庁舎等を提供し、国有財産の新たな活用策に取り組みます。

(目標の設定の根拠)

「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」において、「介護離職ゼロ」に向けた緊急対策として「国有地の更なる活用」が取りまとめられていること、また、「ニッポン一億総活躍プラン」において、「国有地の更なる活用により受け皿の拡大を促進する」とされていること、さらには、「子育て安心プラン」において、「未利用国有地の優先的売却や定期借地制度を用いた国有地の貸付けの継続的取組みに加え、都市公園敷地として無償貸付中の国有地の活用等を図る」とされていること、「今後の国有財産の管理処分のある方について」（令和元年6月14日財政制度等審議会国有財産分科会答申）において、「有用性が高く希少な国有地については、一度売却してしまえば、将来、新たな行政需要が生じて、これに用いるために再度取得することが困難である。このような国有地は、将来世代における行政需要に備えつつ地域のニーズに対応するため、国が所有権を留保し、売却せずに定期借地権による貸付を行うことで、最適利用を図っていくべきである。」とされていること、加えて「防災基本計画」において「避難場所、指定避難場所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、国有財産の有効活用を図る」とされていることなどから、地域や社会のニーズに対応した国有財産の有効活用を図る必要があるためです。なお、「新経済・財政再生計画 改革工程表 2020」において、「国有地の定期借地件数」及び「国有財産の最適利用プランを策定した数」について、「目標は設定せず、件数をモニターする」とされています。

「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」において、「国有財産を活用したデジタル改革の推進（5G通信網の整備）」及び「国有財産を活用したサテライトオフィス整備支援」、「国有地も活用した遊水地・貯留施設の整備」等が盛り込まれています。また、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」においても、「国有地を活用した遊水地・貯留施設の整備加速」等が盛り込まれています。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標	<p>○参考指標 1 「国有地の定期借地件数の推移」</p> <p>○参考指標 2 「留保財産の件数の推移」</p> <p>○参考指標 3 「市区町村等との間で設置した協議会の設置件数及び国公有財産の最適利用プランの策定件数」</p> <p>○参考指標 4 「「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」及び「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」における国有財産の活用状況」</p>
-------------	---

施策	政3-3-2：行政財産の適正な管理の実施と効率的な使用の推進
-----------	---------------------------------------

取組内容	<p>A 現下の厳しい財政事情を踏まえ、庁舎の効率的な使用を推進します。また、国公有財産の最適利用の観点から、地方公共団体と連携した庁舎の効率的な整備にも取り組みます。</p> <p>具体的には、行政組織の見直し等によって生じる既存庁舎の過不足を解消した上で、借受庁舎の解消による借受費用の縮減や売却可能財産の創出を図るため、監査の結果等を有効に活用し、省庁横断的な入替調整等を積極的に行うことにより、既存庁舎の効率的な使用を推進するとともに、入居官署に必要な耐震性能の確保にも取り組みます。また、地方公共団体との協議会等の場で情報共有を図ることにより、地方公共団体との合築などにも取り組みます。なお、庁舎が不足している地域において一定規模の権利床（用語集参照）の取得が見込まれる場合には、庁舎需要や経済合理性等を勘案した上で、庁舎として活用します。</p> <p>老朽化等により継続して使用することが困難な庁舎については、利用者利便向上に十分配慮しつつ、スクラップ・アンド・ビルドの考え方に基づく特定国有財産整備計画（用語集参照）の活用も含めた移転・集約化等を推進するとともに、建替えと民間借受けのコスト比較を行い、最も効率的な調達方法を選択します。</p> <p>B 宿舎については、国家公務員宿舎の削減計画（平成23年）に基づき、平成28年度までに真に公務のために必要な戸数まで削減したところであり、現下の厳しい財政事情や宿舎削減計画達成後の宿舎需要の変化等を踏まえつつ、国家公務員宿舎の適正な管理に取り組みます。</p> <p>具体的には、令和元年6月の財政制度等審議会国有財産分科会の答申を踏まえて、地域ごとの需要の把握や災害発生時における初動体制確保に資する業務継続計画（BCP）等に基づく緊急参集要員のための宿舎（BCP用宿舎）の確保、不足する独身用・単身者用宿舎に対応するため既存宿舎の活用を図るほか、老朽化への対応に向けて具体的な検討を進めます。特に、合同宿舎（用語集参照）については、老朽度・立地条件・中長期的な需要など、個々の宿舎の状況に応じて、計画的かつ効率的な改修を推進します。</p>
-------------	--

定性的な測定指標

[主要] 政 3-3-2-B-1：庁舎の入替調整等の実施状況

(令和3年度目標)

庁舎については、行政組織の見直しによって生じる既存庁舎の過不足を解消した上で、借受庁舎の解消による借受費用の縮減や売却可能財産の創出を図るため、監査の結果等を有効に活用し、省庁横断的な入替調整等を積極的に行い、既存庁舎の効率的な使用を推進します。

(目標の設定の根拠)

現下の厳しい財政事情を踏まえ、庁舎の効率的な使用を推進する必要があるためです。

定量的な測定指標						
[主要] 政 3-3-2-A-1：合同宿舎における改修等工事の実施状況 (単位：棟)	年度	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度目標値
	目標値	-	-	-	327	N. A.
	実績値	-	-	-	N. A.	
(注1) 令和3年度の目標値は、令和3年4月に合同宿舎の維持整備計画を策定することとしているため、令和4年度の実施計画に記載します。 (注2) 令和2年度の実績値は、令和3年6月に確定し、令和2年度の実績評価書に記載します。 (出所) 理財局国有財産調整課調 (目標値の設定の根拠) 合同宿舎については、計画的かつ効率的な維持整備を推進するため、合同宿舎の棟ごとに毎年度4月1日時点で改修工事の計画を作成し、これに基づき毎年度の改修工事を実施することとしています。当該計画(令和3年4月1日時点)に基づいた改修工事を着実に実行するため、目標値を設定しました。						
今回廃止した測定指標とその理由						
該当なし						
参考指標	○参考指標1「既存庁舎等の入替調整等実績の推移」 ○参考指標2「庁舎等使用調整計画による借受費用縮減及び売却可能財産の創出実績の推移」 ○参考指標3「宿舎戸数の推移」					

施策	政3-3-3：普通財産の適正な管理処分
取組内容	<p>A 国有財産は国民共有の貴重な財産であり、その管理処分を適正に行うことが重要です。売却や貸付けを行うに当たっては、法令等に基づいた手続きに従い、公正、透明な処理を行います。なお、契約に当たっては、警察当局と連携して暴力団等の排除を徹底します。</p> <p>公共随意契約(以下「公共随契」といいます。用語集参照)による売却や貸付けの処分等価格の決定方法については、国にとってより有利な価格となるよう、会計法令に基づき、すべての場合において見積り合せ(相手方から契約希望価格を確認し、国の予定価格以上であるか否かを確認する手続き)を実施します。さらに、契約金額については、公表の同意を契約締結の要件とし、すべて公表することにより透明性を確保します。</p> <p>普通財産(用語集参照)の処分等を行うに当たっては、国が自ら地下埋設物等の撤去や除去等に要する費用を見積もることはせず、民間精通者による客観的な見積額等を徴した上で不動産鑑定士に提供するものとし、地下埋設物等を原因とする価格の減価が大きいと見込まれる場合等には、有識者による第三者チェックを行います。</p> <p>B 留保財産以外の未利用国有地で、地方公共団体等からの利用要望のない国有地については計画的に一般競争入札を実施します。</p> <p>C 売却が困難な財産のうち、無道路地・不整形地といった土地の形状により建物が建てられない財産等において、隣接している土地と交換することで土地の売却が可能な場合に</p>

は、交換制度の活用を検討します。また、隣接地との境界が未確定となっている財産等については、その現状を明示した上で積極的に入札（瑕疵等明示売却）に付します。

D 旧里道・旧水路（用語集参照）及び国有畦畔^{けいはん}・脱落地（用語集参照）等についての調査依頼、並びに境界確認に関する申請及び時効取得確認申請などに対しては、関係機関への照会調査や現地確認調査などを的確に行い、適正な事務処理を行います。その結果、誤信使用財産（用語集参照）であることが確認された場合には、使用者の申請により売却等を行います。売却に当たっては、申請書を受理してから売却価格を通知するまでの期間を30日（閉庁日を除く。）以内とするよう努めます。

なお、誤信使用財産については、一層の適正な管理・処分のため、計画的かつ効率的に処理すべく、態様別に分類し、優先順位をつけた計画に基づき、着実に実施します。

E 地震や風水害等の災害における被災地に所在する貸付中財産については、その被災状況に応じて貸付期間の不算入措置を講ずるなど、貸付相手方からの相談に丁寧に対応していきます。

F 売却までの間、暫定活用が可能な未利用国有地や、売却困難財産及び売残り財産等については、税外収入の確保に加え管理コストを削減する観点から、一時貸付に係る要望を募るなどの暫定活用を図ることとします。

G 特殊会社等の株式に係る株主義決権の行使等については、「政府保有株式に係る株主義決権行使等の方針」（平成28年5月17日公表）に基づいて適切に対応し、その結果については、財務省ウェブサイトで公表します。また、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）等により処分が求められている特殊会社の株式については、適切な処分に向けた所要の準備を進め、個々の株式処分の環境が整った場合、株式市場の状況等を勘案しつつ処分を行います。

さらに、物納株式等については、引き受け後、可能な限り速やかに所要の準備を進め、個々の株式処分の環境が整った場合、株式市場の状況等を勘案しつつ、外部委託の活用等により処分を行います。

定性的な測定指標

[主要] 政3-3-3-B-1：国有財産の管理・処分における法令等に基づく公正、透明な処理の実施

(令和3年度目標)

売却や貸付け等を行うに当たっては、相手方への迅速かつ丁寧な対応を行うとともに法令等に基づいた手続きに従い、公正、透明な処理を行います。なお、契約に当たっては、警察当局と連携して暴力団等の排除を徹底します。

公共随契による売却や貸付けを行う際には、すべての場合において処分等価格の見積り合せを実施するとともに、契約金額については、公表の同意を契約締結の要件とし、すべて公表します。

また、売却や貸付け等を行うに当たり、地下埋設物等を原因とする処分等価格の減価が大きいと見込まれる場合等には、不動産鑑定士や弁護士等の外部の有識者による第三者チェックを行います。

(目標の設定の根拠)

未利用国有地の売却等について、公正、透明に処理をする必要があるためです。

定量的な測定指標

政 3-3-3-A-1 : 未利用国有地（財務省所管一般会計所属普通財産）の一般競争入札実施状況 (単位：%)	年度	平成29年度	30年度	令和元年度	2 年度	3 年度 目標値
目標値		90 以上	90 以上	100	100	100
実績値		98.1 (1, 238)	96.6 (1, 065)	100 (857)	N. A. (N. A.)	

(注 1) ()内は入札件数

(注 2) 令和元年度より、処理率の算出方法を変更し、災害等の事情変更により一般競争入札を実施できなかったものを除くこととします。

(注 3) 令和 2 年度の実績値は、令和 3 年 6 月に確定し、令和 2 年度実績評価書に掲載します。

(出所) 理財局国有財産業務課調

(目標値の設定の根拠)

留保財産以外の未利用国有地については、まず、地方公共団体等から公的取得等要望を募り、要望がない場合には、一般競争入札に付しているところです。一般競争入札は、税外収入の確保を図るため計画的に実施する必要があることから、一般競争入札の実施状況に関して、過去の実績値を参考に、実施計画に対する実績の割合を目標値として設定しました。

政3-3-3-A-2 : 旧里道・旧水路等の売却事務処理状況 (単位：%)	年度	平成29年度	30年度	令和元年度	2 年度	3 年度 目標値
目標値		82.7 以上	83.7 以上	83.4 以上	83.5 以上	83.5 以上
実績値		83.0 (1, 403)	83.9 (1, 295)	83.6 (1, 265)	N. A. (N. A.)	

(注 1) 目標値及び実績値については、申請書を受受理し売却価格を通知したもののうち、相手方の資金繰り等により契約時期を指定される等のやむを得ない理由により、売却価格通知を30日以内（閉庁日を除く）にできなかった場合を除いて算出しています。

(注 2) 実績値の () 内は、30日以内（閉庁日を除く）に売却価格を通知した件数。

(注 3) 令和 2 年度の実績値は、令和 3 年 6 月に確定し、令和 2 年度実績評価書に掲載します。

(出所) 財務局等から報告を受けて、理財局国有財産業務課で集計

(目標値の設定の根拠)

迅速な事務処理を徹底するため、申請書を受受理してから売却価格を通知するまでの期間を 30 日（閉庁日を除く）以内とし、期限内の処理を図ることとしていますが、財産の個別事情によっては事務処理に時間を要するケースがあることも踏まえ、過去の実績値を参考に目標値を設定しました。

定性的な測定指標

政3-3-3-B-2 : 交換制度の活用及び瑕疵等明示売却の実施

(令和 3 年度目標)

無道路地・不整形地といった土地の形状により建物が建てられない財産等において、隣接している土地と交換することで土地の処分を容易にすることが可能な場合には、交換制度を活用します。

また、隣接地との境界が未確定となっている財産等については、その現状を明示した上で積極的に入札（瑕疵等明示売却）に付します。

(目標の設定の根拠)

現下の厳しい財政状況の下、土地の形状により建物が建てられない財産、隣接地との境界が未確定となっている財産など売却困難事由のある財産について、積極的な処理促進を図る必要があるためです。

政3-3-3-B-3：暫定活用の実施**(令和3年度目標)**

売却までの間、暫定活用が可能な未利用国有地や売却困難財産及び売残り財産等について、一時貸付に係る要望を募るなどの暫定活用を図ります。

(目標の設定の根拠)

税外収入の確保に加え、国有地の管理コストを削減するためです。

政3-3-3-B-4：貸付中財産の災害等にかかる適切な対応の実施**(令和3年度目標)**

地震や風水害等の災害における被災地に所在する貸付中財産については、その被災状況に応じて貸付期間の不算入措置を講ずるなど、貸付相手方からの相談に丁寧に対応します。

(目標の設定の根拠)

地震や風水害等の災害における被災地に所在する貸付中の財産にかかる不算入措置などは、被災した貸付相手方への配慮のためです。

政3-3-3-B-5：政府が保有する株式等の管理・処分**(令和3年度目標)**

特殊会社等の株式に係る株主議決権の行使等については、「政府保有株式に係る株主議決権行使等の方針」（平成28年5月17日公表）に基づいて適切に対応し、その結果については、財務省ウェブサイトで公表します。また、処分が求められている特殊会社の株式については、適切な処分に向けた所要の準備を進め、個々の株式処分の環境が整った場合、株式市場の状況等を勘案しつつ、処分を行います。

さらに、物納株式等については、引き受け後、可能な限り速やかに所要の準備を進め、個々の株式処分の環境が整った場合、株式市場の状況等を勘案しつつ、外部委託の活用等により処分を行います。

(目標の設定の根拠)

特殊会社等の株式については、国民共有の財産であり、企業価値及び株式価値の向上を図る観点から、適切に株主議決権の行使等を行う必要があること、また、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）等により、処分が求められているためです。

また、物納株式等については、金銭に代わるものとして納付されたものであり、株式市場の状況等を考慮しつつ、可能な限り速やかに換価する必要があるためです。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標

- 参考指標 1 「財務省所管一般会計所属普通財産（土地）の年度別現在額の推移」
- 参考指標 2 「未利用国有地の推移」
- 参考指標 3 「未利用国有地の状況」
- 参考指標 4 「一般競争入札における落札状況」

- 参考指標 5 「未利用国有地等（財務省所管一般会計所属普通財産）の売却結果の推移」
- 参考指標 6 「一時貸付け及び管理委託の件数と面積」
- 参考指標 7 「第三者チェックの件数」

施策 政3-3-4：国有財産行政の適正な運営と情報提供の充実
取組内容

- A 国有財産の有効活用を促進するため、平成23年度以降、国有財産の監査の充実・強化を図ることとし、従来の書面を中心とした監査から現地における深度ある監査を進めており、主に以下の事項を中心に監査を実施します。
- 1 各省各庁が所管する庁舎及び宿舍の公用財産を対象に、組織の改編・統廃合等に伴って生じる土地及び建物の非効率的な利用に対し、未利用国有地の洗い出し及び空きスペースの創出など有効活用を促進し、国有財産の最適利用を図る観点から監査を実施。
 - 2 各省各庁が所管する普通財産を対象に、未利用国有地等の有効活用を促進するため、処理の進捗状況を把握し、管理処分適正化を図る観点から監査を実施。
こうした方針に基づき、策定した監査計画に対して100%実施するよう努めます。
- B 国有財産増減及び現在額総計算書等については、国有財産法（昭和23年法律第73号）第34条及び第37条の規定に基づき、毎年度、会計検査院の検査を経た上で国会に報告することとされています。
- 国会への報告については、決算に関して、平成15年に参議院から会計年度翌年の11月20日前後に国会へ提出するよう要請を受けたところであり、歳入歳出決算の国会提出と合わせて国会に報告している国有財産増減及び現在額総計算書等についても、国有財産総合情報管理システムにより効率的かつ的確に作成し、11月20日前後に国会報告が可能となるよう努めます。
- C 国の事務・事業の減量及びその運営の効率化を推進する観点から、未利用国有地の管理業務、旧里道・旧水路等の売却等事務、物納財産などの貸付中財産の買受勧奨を含む売却等業務、売却等に係る鑑定評価及び合同宿舍の施設改修工事の設計・監理の事務などのうち、会計法令に則り国自らが行わなければならない事務を除き、外部委託を行います。
- D 財務省ウェブサイトや国有財産情報公開システムについて、情報内容の充実や利便性の向上に努めます。
- 具体的には、国有財産行政の透明性を高め、より積極的な説明責任を果たす観点から、国有財産レポートにおいて、最新の国有財産行政に係る取組を紹介します。
- また、国有財産の各種統計や、庁舎・宿舍・未利用国有地等の「国有財産一件別情報」について、毎年1回作成・更新し、引き続き公表するなど内容の充実等に努めます。
- すべての未利用国有地について、引き続き、所在地、数量のほか都市計画法上の制限や図面など国民のニーズに即応した情報の公開に努めるとともに、一般競争入札で売却を予定している財産及びその売却結果等の情報についてタイムリーに公表し、国有財産物件情報メールマガジンの配信や全国版空き家・空き地バンクへの登録など、積極的な情報提供を行います。また、活用可能な行政財産（用語集参照）についても積極的に情報提供を行います。

定量的な測定指標

[主要]	年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度 目標値
政3-3-4-A-1：監査実施割合 (単位：%)	目標値	100.0 (520)	100.0 (516)	100.0 (510)	100.0 (499)	100.0 (476)
	実績値	100.1 (521)	100.3 (518)	100.5 (513)	N.A. (N.A.)	

(注1) 監査計画に対する実績の割合

目標値の()内は年度当初計画の件数

実績値の()内は実績の件数

(注2) 令和2年度の実績値は、令和3年6月に確定し、令和2年度実績評価書に掲載します。

(出所) 理財局国有財産調整課国有財産監査室調

(目標値の設定の根拠)

国有財産の有効活用を促進するため、国有財産の監査の充実・強化を図っており、現地における深度ある監査を進めています。

策定した監査計画を適切に実施するため、目標値を設定しました。

政3-3-4-A-2：国有財産増減及び現在額総計算書等の会計検査院への送付日	年度	平成29年度 (28年度決算)	30年度 (29年度決算)	令和元年度 (30年度決算)	2年度 (令和元年度 決算)	3年度 (2年度 決算)
目標値		29.9月初旬	30.9月初旬	元.9月初旬	2.9月初旬	3.9月初旬
実績値		29.9.1	30.9.4	元.9.3	2.9.4	

(出所) 理財局国有財産情報室調

(目標値の設定の根拠)

決算について、平成15年に参議院から会計年度翌年の11月20日前後に国会へ提出するよう要請を受けたところであり、歳入歳出決算の国会提出と合わせて国会に報告している国有財産増減及び現在額総計算書等の会計検査院への送付日について、会計検査院における検査確認に2か月程度の期間を要していることを考慮し、9月初旬を目標とするものです。

政3-3-4-A-3：国有財産増減及び現在額総計算書等の国会への報告日	年度	平成29年度 (28年度決算)	30年度 (29年度決算)	令和元年度 (30年度決算)	2年度 (令和元年度 決算)	3年度 (2年度 決算)
目標値		29.11.20前後	30.11.20前後	元.11.20前後	2.11.20前後	3.11.20前後
実績値		29.11.21	30.11.20	元.11.19	2.11.20	

(出所) 理財局国有財産情報室調

(目標値の設定の根拠)

決算について、平成15年に参議院から会計年度翌年の11月20日前後に国会へ提出するよう要請を受けたところであり、歳入歳出決算の国会提出と合わせて国会に報告している国有財産増減及び現在額総計算書等についても、国有財産法に基づく会計検査院の検査を経た上で、当該要請を踏まえて対応するためです。

政3-3-4-A-4 : 国有財産物件情報メールマガジンの登録者数	年度	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度目標値
	目標値	-	-	増加	増加	増加
	実績値	7,398	8,444	9,357	N. A.	

(注) 令和2年度の実績値は、令和2年4月に確定し、令和2年度実績評価書に掲載します。

(出所) 理財局国有財産業務課調

(目標値の設定の根拠)

全国の財務局等における国有財産の売払い予定、地方公共団体等からの公用・公共用の取得等要望の受付開始、国有財産の売却等に関連する更新情報について、電子メールによりタイムリーに情報提供をします。

さらに国民の皆様は国有財産物件情報メールマガジンの登録をいただくため、目標値を「増加」とした測定指標を設定しました。

政3-3-4-A-5 : 全国版空き家・空き地バンクへの登録割合 (単位 : %)	年度	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度目標値
	目標値	-	-	100	100	100
	実績値	-	-	100	N. A.	

(注1) 一般競争入札及び先着順の随意契約の実施件数に対する空き家・空き地バンクへの登録件数の割合です。

(注2) 令和元年度の実績値は、制度の運用が始まった令和元年10月からの実績に基づく数値です。

(注3) 令和2年度の実績値は、令和3年5月に確定し、令和2年度実績評価書に掲載します。

(出所) 理財局国有財産業務課調

(目標設定の根拠)

全国の各財務局等における国有財産の入札実施に係る情報について、全国版空き家・空き地バンクへ登録することにより、財務局ホームページや、新聞広告等に加えて、より多くの方々に対して、情報提供を行うことができるようになり、国有財産の情報発信が強化されるためです。

さらに、適切な情報提供を行うため、目標値を「100%」とした測定指標を設定しました。

定性的な測定指標

政3-3-4-B-1 : 国有財産に関する情報提供の充実

(令和3年度目標)

財務省ウェブサイトや国有財産情報公開システムについて、最新の国有財産行政を反映した国有財産レポートや国有財産の各種統計、並びに庁舎・宿舍・未利用国有地等の「国有財産一件別情報」を作成・更新し、引き続き公表するなど情報内容の充実や利便性の向上に努めます。また、すべての未利用国有地については、財務省ウェブサイトやメールマガジン等を通じて、所在地、数量のほか都市計画法上の制限や図面など国民のニーズに即応した情報の公開に努めるとともに売却予定財産及び売却結果等についてタイムリーに公表します。さらに、活用可能な行政財産についても積極的に情報提供します。

(目標の設定の根拠)

国有財産行政の透明性を高め、より積極的な説明責任を果たすとともに国民の利便性向上等についても取り組む必要があるからです。

政3-3-4-B-2：国有財産の管理処分事務等の外部委託

(令和3年度目標)

国有財産の管理処分事務等については、国の事務・事業の減量及びその運営の効率化を推進する観点から、未利用国有地の管理業務、物納財産などの貸付中財産の買受勧奨を含む売却等業務、売却等に係る鑑定評価及び合同宿舍の施設改修工事の設計・監理の事務などのうち、会計法令に則り国自ら行わなければならない事務を除き、外部委託により実施します。

(目標の設定の根拠)

「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画」（平成11年4月27日閣議決定）に基づき、国の事務・事業の減量及びその運営の効率化を図るためです。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標

- 参考指標 1 「財務省所管普通財産の管理業務の状況」
- 参考指標 2 「国有財産情報公開システムへのアクセス件数」
- 参考指標 3 「国有財産に関する定期的な公表資料の公表状況及び内容の充実」
- 参考指標 4 「全国版空き家・空き地バンクへの対象物件掲載数」

政策目標に係る予算額	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度当初	令和3年度行政事業レビュー番号
(項) 資産債務管理費	1,576,496千円	1,317,812千円	57,990千円	59,605千円	
(事項) 国有財産の管理及び処分に必要な経費	1,524,249千円	1,298,414千円	38,620千円	39,745千円	
内 国有財産台帳価格改定時価倍率調査	4,940千円	5,031千円	5,032千円	5,032千円	(注2)
内 府省共通国有財産総合情報管理システム	1,489,241千円	1,257,648千円	(注3)	(注3)	(注2)
(事項) 民間資金等を活用した公務員宿舍の維持管理及び運営に必要な経費（公務員宿舍建設等に必要な経費（民間資金等を活用した公務員宿舍の整備、維持管理及び運営に必要な経費を含む））	52,247千円	19,398千円	19,370千円	19,860千円	(注2)
(項) 公務員宿舍施設費	6,901,029千円	6,995,880千円	7,666,572千円	7,360,726千円	
(事項) 公務員宿舍建設等に必要な経費（公務員宿舍建設等に必要な経費（民間資金等を活用した公務員宿舍の整備、維持管理及び運営に必要な経費を含む））	6,901,029千円	6,995,880千円	7,666,572千円	7,360,726千円	(注2)
(項) 財務局業務費	12,205,313千円	12,146,272千円	10,703,901千円	12,014,862千円	
(事項) 国有財産の管理及び処分に必要な経費	8,746,965千円	8,417,420千円	7,136,205千円	8,333,539千円	
内 普通財産管理処分経費	6,394,510千円	6,092,801千円	4,770,346千円	5,913,530千円	(注2)
(事項) 公務員宿舍の維持管理に必要な経費（公務員宿舍の維持管理に必要な経費）	3,458,348千円	3,728,852千円	3,567,696千円	3,681,323千円	(注2)

(項) 特定国有財産整備費 (一般会計)	2,036,813千円	1,030,419千円	1,556,576千円	6,374,508千円	
(事項) 一般庁舎等に係る特定 施設整備に必要な経費(特定国有 財産の整備(一般会計))	1,802,244千円	1,030,419千円	1,556,576千円	6,374,508千円	(注2)
(事項) その他の施設に係る特 定施設整備に必要な経費(特定国 有財産の整備(一般会計))	234,569千円	—	—	—	(注2)
(項) 特定国有財産整備費(財政投 融資特別会計特定国有財産整備勘 定)	17,429,552千円	21,603,083千円	14,579,419千円	17,300,529千円	
(事項) 特定施設整備に必要な 経費(特定国有財産の整備(財政 投融資特別会計特定国有財産整備 勘定))	7,777,696千円	1,942,595千円	3,534,913千円	4,702,807千円	(注2)
(事項) 民間資金等を活用した 特定施設整備に必要な経費(特定 国有財産の整備(財政投融資特別 会計特定国有財産整備勘定))	9,651,856千円	19,660,488千円	11,044,506千円	12,597,722千円	(注2)
その他	9,865,827千円	1,003,783千円	807,203千円	524,207千円	(注2)
合計	50,015,030千円	44,097,249千円	35,371,661千円	43,634,437千円	

(注1) 「政策目標に係る予算額」の表中には、政策目標3-3に係る予算額を記載しています。

(注2) 行政事業レビューの対象か否か及び対象となった場合の番号は、確定後に記載します。

(注3) 「府省共通国有財産総合情報管理システム」の令和2年度以降の予算額は、内閣所管(組織)内閣官房に「(項)情報通信技術調達等適正・効率化推進費」にて一括計上されています。

担当部局名	理財局(国有財産企画課、国有財産調整課、 国有財産業務課、政府出資室、国有財産有効 活用室、国有財産監査室、国有財産審理室、 国有財産情報室)	政策評価実施予定時期	令和4年6月
--------------	--	-------------------	--------

○ 政策目標 3 - 4 : 国庫金の効率的かつ正確な管理

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

財務省では、国庫金（用語集参照）受払状況や残高の確認及び予測に基づいて国庫金の過不足の調整（用語集参照）をすること等、国庫金の管理を行っています。このような国庫金の管理を適正に行うため、国庫金の管理を一層効率的に行うとともに、出納の正確性を引き続き確保することを目指します。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

- 政3-4-1：国庫金の効率的な管理
政3-4-2：国庫金の出納事務の正確性の確保
政3-4-3：国庫収支に関する情報提供

関連する内閣の基本方針

該当なし

施策 政3-4-1：国庫金の効率的な管理

取組内容

国庫金の効率的な管理のためには、資金の受け手の事情も考慮しつつ、資金の受入と支払を調整することにより、余裕金の発生を抑制するとともに、それでも国庫（用語集参照）全体として余裕金が発生している場合には、現金不足となり資金需要が生じている会計に対して貸し付ける等、余裕金を有効活用することが重要です。

市場への影響等を勘案しつつ、現金不足の特別会計等に無利子で貸し付けること（国庫余裕金の繰替使用）や現金不足の特別会計等が発行する政府短期証券の引受に充てることにより、余裕金を有効活用します。

定量的な測定指標

[主要]	年度	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度 目標値
政3-4-1-A-1：国内指定預金（一般口）の平均残高[新] （単位：兆円）	目標値	-	-	-	-	18.2 ^(注1) 以下
	実績値	20.3	17.5	18.3	N. A. ^(注2)	

(注1) 平成27年度から令和元年度までの5年の実績値の平均値です。令和2年度については、新型コロナウイルス感染症対策のため編成された過去最大規模の補正予算の執行に万全を期す必要があったこと等の影響により、国内指定預金（一般口）残高が極めて高い例外的な状況にあるため、目標値の算定から除いています。

(注2) 令和2年度の実績値は、令和4年度事前分析表に記載します。

(出所) 理財局国庫課調

(目標値の設定の根拠)

国庫金の効率的な管理のためには、余裕金の発生を抑制するとともに、それでも国庫全体として余裕金が発生している場合には、国庫内に生じた余裕資金を最大限有効活用することが重要です。

具体的には、資金の受け手の事情も考慮しつつ、資金の受入と支払を調整することにより、余裕金の発生を抑制するとともに、市場への影響等を勘案しつつ、国内指定預金（一般口）の資金を用いて、資金需要が生じている特別会計等へ無利子での貸し付け（国庫余裕金の繰替使用）を行うことにより、特別会計等の資金需要を満たすと同時に民間からの資金調達額を抑制することが可能となります。

これらの取組により、国内指定預金（一般口）残高が過大な水準とならないよう、抑制に努める

ことが重要であるため、測定指標を国内指定預金（一般口）の平均残高とし、当該残高を過去5年（令和2年度を除く）の平均以下とすることを目標値として設定しました。

今回廃止した測定指標とその理由

(旧) 測定指標政3-4-1-A-1：資金需要に対して国庫内の資金で対応した割合
(理由)

国庫金の効率的な管理については、これまで「資金需要に対して国庫内の資金で対応した割合」を測定指標としていましたが、当該指標は、分母（資金需要）と分子（国庫内の資金）のいずれにおいても、各種の政策の執行状況や市場動向などの外的要因に大きく影響される指標となっていました。

このような外的要因による影響を緩和するため、国庫内の資金を活用して、民間からの資金調達を抑制しつつ資金需要を賄った後の残高に相当する「国内指定預金（一般口）の平均残高」を新たな測定指標として設定し、旧指標は参考指標としました。

参考指標

- 参考指標1 「国庫余裕金繰替使用による政府短期証券（外国為替資金証券：用語集参照）発行残高抑制額（平均残高）の推移」
- 参考指標2 「政府短期証券（財務省証券：用語集参照）の平均残高の推移」
- 参考指標3 「資金需要に対して国庫内の資金で対応した割合」

施策 政3-4-2：国庫金の出納事務の正確性の確保

取組内容

国庫金の出納事務は、会計法第34条第1項及び日本銀行法第35条第1項の規定により、各府省庁等から指示を受けて日本銀行が行うこととされていることから、国庫金の出納は様々な経路を通り全て日本銀行に集中されており、日本銀行により総括的な計算整理がなされています。財務省は、日本銀行の国庫金の取扱事務を監督しています。

また、日本銀行からの報告に基づいて、国庫金の出納結果を記帳した「国庫原簿」（用語集参照）を作成し、この国庫原簿と各府省庁等の予算執行の結果（歳入歳出主計簿）とを突合し両者が一致することの検証を行い、日本銀行の国庫金の出納事務の正確性を確保します。

(注) 財務省では、国庫原簿と歳入歳出主計簿が一致しない場合、その原因を特定した上で、日本銀行が各府省庁等からの指示どおりに正確な出納事務を行っていたかどうかの検証を行います。

定量的な測定指標

[主要]	年度	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度 目標値
政3-4-2-A-1：一般会計歳入歳出主計簿と国庫原簿との突合結果 ^(注1)	目標値	0	0	0	0	0
(単位：円)	実績値	0	△6,243 ^(注2)	0	N.A. ^(注3)	

(注1) 各府省庁等会計事務担当者による誤謬訂正があった場合には、改めて留意点や事例についての説明会等を行うとともに連絡体制の整備を行うことで、日本銀行による国庫金の出納事務の正確性を確保します。

(注2) 目標値及び実績値は、歳入、歳出及び歳入歳出差引剰余金のそれぞれについて、一般会計歳入歳出主計簿から国庫原簿を差し引いたもの。30年度（29年度分）の実績値は、歳入及び歳入歳出差引剰余金に差異（△6,243円）が生じている。

(注3) 令和2年度の実績値は、令和3年6月までに確定し、令和2年度実績評価書に記載します。

(出所) 主計局司計課、理財局国庫課調

(目標値の設定の根拠)

国庫金の出納結果を記帳した「国庫原簿」は、日本銀行からの報告に基づき作成しています。国

庫金の出納事務が正確に行われているかどうかの検証として、毎年度、この国庫原簿と各府省庁等の予算執行の結果（歳入歳出主計簿）が一致することを確認しているため、国庫原簿と歳入歳出主計簿との金額の差異を指標として設定しました。

引き続き日本銀行の国庫金の出納事務が正確に行われていくように、歳入歳出差引剰余金等について一般会計歳入歳出主計簿と国庫原簿との金額の差異を「0」として目標値を設定しました。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標

該当なし

施策 政3-4-3：国庫収支に関する情報提供

取組内容

国庫収支に関する迅速かつ正確な情報提供を次のとおり行います。

(参考) 財務省ウェブサイト (<https://www.mof.go.jp/exchequer/reference/index.html>)

- A 国庫と民間との間における資金受払の収支（国庫対民間収支）に、財政活動に伴う通貨量の増減をよりの確に表すため所要の調整を行った「財政資金対民間収支」の前月実績、当月見込の計数を毎月報道発表し、財務省ウェブサイトに掲載します（年12回）。
- B 財政法第46条第2項の規定に基づく国会及び国民に対する報告として、政府預金（用語集参照）の増減並びにその原因となる財政資金対民間収支及び国庫対日銀収支の状況について集計を行った「国庫の状況報告書」を作成し、四半期毎に閣議を経て国会に報告するとともに官報及び財務省ウェブサイトに掲載します（年4回）。
- C 「財政金融統計月報（国庫収支特集）」に前年度の財政資金対民間収支の実績と国庫収支に関する統計資料を掲載します（年1回）。

定量的な測定指標

[主要]	年度	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度 目標値
政3-4-3-A-1：国庫収支に関する定期的な公表資料の公表の状況 (単位：%)	目標値	100	100	100	100	100
	実績値	100	100	100	N. A. (注)	

(注) 令和2年度の実績値は、令和3年6月に確定し、令和2年度実績評価書に記載します。

(出所) 理財局国庫課調

(目標値の設定の根拠)

国庫収支に関する迅速かつ正確な情報提供を以下のとおり行うため、定期的な公表資料を予定通りに公表した割合を目標値として「100%」と設定しました。

- ① 「財政資金対民間収支」を毎月報道発表し、財務省ウェブサイトに掲載します。（年12回）
- ② 「国庫の状況報告書」を財政法の規定に基づき四半期毎に閣議を経て国会に報告するとともに、国民に対する報告として官報及び財務省ウェブサイトに掲載します。（年4回）
- ③ 「財政金融統計月報（国庫収支特集）」に前年度の財政資金対民間収支の実績と国庫収支に関する統計資料を掲載します。（年1回）

今回廃止した測定指標とその理由	
該当なし	
参考指標	該当なし

政策目標に係る予算額	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度当初	令和3年度行政事業レビュー番号
(項) 資産債務管理費	55,629千円	50,954千円	134,179千円	66,350千円	
(事項) 国庫金の管理に必要な経費	55,629千円	50,954千円	134,179千円	66,350千円	
内 国庫収支見込システム	54,618千円	49,940千円	129,239千円	60,547千円	(注2)

(注1) 「政策目標に係る予算額」の表中には、政策目標3-4に係る予算額を記載しています。

(注2) 行政事業レビューの対象か否か及び対象となった場合の番号は、確定後に記載します。

担当部局名	理財局 (国庫課)	政策評価実施予定時期	令和4年6月
--------------	-----------	-------------------	--------

○ 政策目標 4 - 1 : 通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

財務省設置法（平成11年法律第95号）第3条では「通貨に対する信頼の維持」が任務とされています。これは、通貨を通じた取引の安全の確保という国民生活に直結する重要な責務です。通貨に対する信頼を維持することを目的として、通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止等、通貨制度（用語集参照）の適切な運用を行います。

（注）政策目標 4 - 1 の記述において、通貨とは、日本銀行券及び貨幣をいいます（通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律（昭和62年法律第42号）第2条第3項）。

日本銀行券は、独立行政法人国立印刷局（以下「国立印刷局」といいます。）が製造し、日本銀行が発行します（日本銀行法第46条）。

また、貨幣は、独立行政法人造幣局（以下「造幣局」といいます。）が製造し、政府（財務省）が日本銀行に交付することにより発行します（通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律第4条）。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政4-1-1：通貨の円滑な供給

政4-1-2：偽造通貨対策の推進

政4-1-3：国家的な記念事業としての記念貨幣の発行

政4-1-4：貨幣回収準備資金の保有する地金の適正な管理

政4-1-5：通貨に対する信頼の維持・向上のための広報活動

関連する内閣の基本方針

○ 「「世界一安全な日本」創造戦略」（平成25年12月10日閣議決定）

施策

政4-1-1：通貨の円滑な供給

取組内容

A 通貨の円滑な供給を図る観点から、市中における通貨の流通状況等を勘案の上、日本銀行券の製造枚数を定める日本銀行券製造計画及び貨幣の製造・発行枚数を定める貨幣製造計画の策定等を適切に行います。

（注1）「日本銀行券の製造枚数」

財務省ウェブサイト

<https://www.mof.go.jp/currency/bill/lot/index.html>

（注2）「貨幣の製造枚数」

財務省ウェブサイト

<https://www.mof.go.jp/currency/coin/lot/index.html>

B 国民の通貨に対する信頼の維持を図るため、財務大臣を執行官として、貨幣の量目が適正であることを公開の場で確認する製造貨幣大試験（用語集参照）を行います。

（注）「製造貨幣大試験」

財務省ウェブサイト

<https://www.mof.go.jp/currency/coin/test/index.html>

定性的な測定指標	
[主要] 政4-1-1-B-1：通貨を円滑に供給するための製造計画の策定等の適切な実行	
(令和3年度目標)	
通貨を円滑に供給できるように製造計画の策定等を適切に行います。	
(目標の設定の根拠)	
通貨が様々な経済取引において、国民から信頼され、安心して使われるためには、市中における通貨の流通状況等を適切に反映した製造計画の策定等を行い、通貨を円滑に供給する必要があるためです。	
政4-1-1-B-2：製造貨幣大試験の適切な実施	
(令和3年度目標)	
製造貨幣大試験を実施し、貨幣の量目が適正であることを適切に確認します。	
(目標の設定の根拠)	
市中に対して貨幣の量目が適正であることを公開の場で適切に確認し、国民の通貨に対する信頼の維持を図るためです。	
今回廃止した測定指標とその理由	
該当なし	
参考指標	<input type="checkbox"/> 参考指標 1 「発行・製造計画の達成割合」 <input type="checkbox"/> 参考指標 2 「通貨の流通高」
施策	政4-1-2：偽造通貨対策の推進
取組内容	<p>通貨の偽造・変造は、国民の通貨に対する信頼を失わせ、経済社会に深刻な影響を及ぼすおそれがあることから、「「世界一安全な日本」創造戦略」も踏まえ、引き続き国立印刷局、造幣局、日本銀行、警察当局、税関当局等と連絡を密にし、偽造・変造を防止する環境整備に努めます。</p> <p>具体的には、</p> <p>A 通貨の偽造抵抗力を強化する観点から、新しい日本銀行券（一万円、五千円及び千円）及び新しい500円貨幣を発行することとしており、このための準備を確実に進めます。</p> <p>（注1）新しい日本銀行券の発行時期については、令和6年度上期を目途としております（平成31年4月9日報道発表）。</p> <p>（注2）新しい500円貨幣の発行時期については、新型コロナウイルス感染症による金銭機器の改修作業への影響を踏まえ、平成31年4月9日の発表で目途としていた令和3年度上期を延期する方向で検討し、今後、状況を見極めた上であらためて公表いたします（令和3年1月22日報道発表）。</p> <p>B 通貨偽造の最近の国内外の発生状況を踏まえ、国内外の関係機関との意見交換・情報収集に努めます。また、当該意見交換・情報収集が円滑かつ迅速に行える体制強化に努めるほか、関係業界団体等との連携強化も図ります。</p> <p>C 財務省だけでは対応できない高度な技術的問題については、国際的な取組も含め、実際に通貨を製造している国立印刷局及び造幣局とも情報交換しながら連携して取り組みます。</p> <p>D 財務省ウェブサイトへの掲載やポスターの発行等により、通貨偽造防止等に関する広報を行います。</p>

定性的な測定指標	
	[主要] 政4-1-2-B-1 : 偽造通貨対策の適切な推進
	(令和3年度目標) 国内外の関係機関との連携強化を図るなど、通貨の偽造・変造の防止等通貨制度の適切な運用に万全を期します。
	(目標の設定の根拠) 通貨の偽造・変造は、国民の通貨に対する信頼を失わせ、経済社会に深刻な影響を及ぼすおそれがあり、これを防止する必要があるためです。
今回廃止した測定指標とその理由	
	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「偽造通貨の発見枚数」
施策	政4-1-3 : 国家的な記念事業としての記念貨幣の発行
取組内容	<p>記念貨幣については、「通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律」第5条第2項において、「国家的な記念事業として閣議の決定を経て発行する」こととされています。</p> <p>郵便制度150周年記念貨幣及び近代通貨制度150周年記念貨幣のほか、今後新たに閣議の決定を経て発行することとなる記念貨幣がある場合は当該記念貨幣も含め、適切に発行することができるよう所要の準備を進めます。</p> <p>また、財務省ウェブサイトへの掲載、財務省公式SNSへの投稿及び関係機関との連携等により、記念貨幣に関する広報を行います。</p> <p>(注) 「新しい五百円貨幣及び記念貨幣を発行します」 財務省ウェブサイト https://www.mof.go.jp/currency/coin/commemorative_coin/postal_150/20210122.html</p>
定性的な測定指標	
	[主要] 政4-1-3-B-1 : 記念貨幣の適切な発行
	(令和3年度目標) 記念貨幣について、関係機関と連携しつつ、適切に発行します。
	(目標の設定の根拠) 記念貨幣は、国家的な記念事業として閣議の決定を経て発行されるものであり、適切な発行により、通貨に対する信頼の維持を図るためです。
今回廃止した測定指標とその理由	
	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「ウェブサイトへのアクセス数」 ○参考指標 2 「記念貨幣の発行貨種数及び発行枚数」

施策	政4-1-4：貨幣回収準備資金の保有する地金の適正な管理					
取組内容	<p>磨損等により市中の流通に不適当となり政府が受け入れた貨幣を溶解した地金は、新たな貨幣を製造するために使用しています。ただし、資源の効率的管理の観点から、新たな貨幣の製造に使用しない地金がある場合には、「貨幣回収準備資金（用語集参照）に関する法律」（平成14年法律第42号）第9条第2項の規定に基づき売却しています。</p> <p>必要な地金の在庫量や地金の需要動向を見極めつつ、地金の適正な管理に努めます。</p>					
定量的な測定指標						
[主要] 政4-1-4-A-1：地金の 売払い計画及び実績 （単位：t、%）	年度	平成29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度 目標値
	目標値	0.0	250.0	300.0	250.0	N.A. (注2)
	実績値	0.0 (-)	249.1 (99.6)	300.8 (100.3)	N.A. (注3) (N.A.)	
<p>(注1) 目標値については、毎年度原則半期ごとに直近の状況を踏まえ見直しを行っています。</p> <p>(注2) 令和3年度の目標値は、令和4年度事前分析表に記載します。</p> <p>(注3) 令和2年度の実績値は、令和2年度実績評価書に記載します。</p> <p>(出所) 理財局国庫課通貨企画調整室調</p> <p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>磨損等により市中の流通に不適当となり政府が受け入れた貨幣を溶解した地金は、新たな貨幣を製造するために使用しています。ただし、新たな貨幣の製造に使用しない地金がある場合には、地金の需要動向も見極めつつ売却しており、地金の適正な管理を行うため、指標を設定しています。</p>						
今回廃止した測定指標とその理由						
該当なし						
参考指標	該当なし					
施策	政4-1-5：通貨に対する信頼の維持・向上のための広報活動					
取組内容	<p>通貨は生活上も経済上も国民にとって必要不可欠な存在であり、国民の通貨への関心の高まりは、通貨に対する信頼の維持に寄与するものです。報道発表の実施等による広報活動を含めた通貨に関する適切な情報提供や寄せられた質問に対する親切丁寧かつ速やかな回答により、国民の通貨への関心の向上に努めます。</p>					
定性的な測定指標						
[主要] 政4-1-5-B-1：通貨に関する適切な情報の発信と質問への対応						
(令和3年度目標)						
通貨に関する適切な情報提供や寄せられた質問に対する親切丁寧かつ速やかな回答により、国民の通貨への関心の向上に努めます。						
(目標の設定の根拠)						
通貨は生活上も経済上も国民にとって必要不可欠な存在であり、国民の通貨に関する関心の高まりは、通貨に対する信頼の維持に寄与するものであるためです。						
今回廃止した測定指標とその理由						
該当なし						

参考指標	○参考指標1「通貨に関する質問、照会等の受付件数」
-------------	---------------------------

政策目標に係る予算額	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度当初	令和3年度行政事業レビュー番号
(項) 貨幣製造及信用秩序制度等企画立案費	14,846,120 千円	16,008,628 千円	17,767,034 千円	17,110,246 千円	
(事項) 貨幣の製造等に必要な経費	14,846,120 千円	16,008,628 千円	17,767,034 千円	17,110,246 千円	
内 通貨に関する実態調査	3,042 千円	3,099 千円	3,099 千円	2,783 千円	(注2)
内 貨幣の製造に必要な経費	14,829,925 千円	15,990,525 千円	17,751,628 千円	17,096,261 千円	(注2)

(注1) 「政策目標に係る予算額」の表中には、政策目標4-1に係る予算額を記載しています。

(注2) 行政事業レビューの対象か否か及び対象となった場合の番号は、確定後に記載します。

担当部局名	理財局 (国庫課通貨企画調整室)	政策評価実施予定時期	令和4年6月
--------------	------------------	-------------------	--------

○ 政策目標 4 - 2 : 金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

金融仲介機能を発揮するための基盤となる金融システムの安定を確保するため、信用不安の連鎖が金融機関に波及し、社会不安を招かないようにする一方、金融機関の安易な救済によって国民負担が生じないようバランスを取ることが重要であると考えます。このような考えの下、金融庁等と連携して、金融破綻処理制度及び金融危機管理に関する企画・立案、それに伴う関連法令の制定・改廃を行うとともに、金融システムの安定性を支える預金保険機構等の監督を行います。仮に金融システムの安定に支障が生じるおそれがある場合には、金融庁等と緊密に連携して、金融システムの安定のための諸措置を実施します。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けた事業者への支援も盛り込んだ地域経済活性化支援、東日本大震災への対応も含め、株式会社地域経済活性化支援機構及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の適切な監督を通じて、地域の信用秩序の基盤強化等を図ります。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政4-2-1：金融システムの安定のために必要な制度の整備

政4-2-2：預金保険機構等の適切な監督、金融システムの安定のための諸措置の実施

関連する内閣の基本方針

○第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（2020改訂版）（令和2年12月21日閣議決定）

○「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」（令和2年12月8日閣議決定）

○「成長戦略フォローアップ」（令和2年7月17日閣議決定）

○「経済財政運営と改革の基本方針2020」（令和2年7月17日閣議決定）

施策 政4-2-1：金融システムの安定のために必要な制度の整備

取組内容

金融仲介機能を発揮するための基盤となる金融システムの安定を確保するため、金融庁等と連携して金融破綻処理制度及び金融危機管理の企画・立案に必要な情報収集等を行い、必要な制度整備を行います。

また、金融システムのセーフティネットとしての預金保険機構等における政府保証枠（用語集参照）については、金融機関の経営状況や市場の動向も踏まえつつ、金融システムの安定のために十分な水準となるよう努めます。

定性的な測定指標

[主要] 政4-2-1-B-1：金融システムの安定のために必要な制度の整備

(令和3年度目標)

金融庁等と連携して金融破綻処理制度及び金融危機管理の企画・立案に関する情報収集等を行い、必要な制度整備を行います。預金保険機構等における政府保証枠について、金融機関の経営状況や市場の動向も踏まえつつ、金融システムの安定のために十分な水準となるようにします。

(目標の設定の根拠)	
金融システムの安定を確保するためです。	
今回廃止した測定指標とその理由	
該当なし	
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ○参考指標 1 「預金保険機構等に対する政府保証枠」 ○参考指標 2 「国内金融機関の自己資本比率」 【再掲 (総4-1: 参考指標 1)】 ○参考指標 3 「国内金融機関の不良債権比率・残高」 【再掲 (総4-1: 参考指標 2)】
施策	政4-2-2: 預金保険機構等の適切な監督、金融システムの安定のための諸措置の実施
取組内容	<p>金融システムの安定性を支える預金保険機構等について、適切な業務運営がなされるよう、予算・資金計画の策定や借入残高の管理等について、金融庁等と連携して監督します。</p> <p>仮に金融システムの安定に支障が生じるおそれがある場合には、金融庁等と連携して、金融システムの安定を確保するための諸措置を実施します。</p> <p>預金保険機構については、既に供与した公的資金の回収が適切に行われるよう、金融庁と連携して監督するとともに、健全な財政の確保の観点も踏まえながら、金融機関による金融仲介機能が十分に発揮されるよう、国の資本参加についての判断を適切に行います。</p> <p>加えて、株式会社地域経済活性化支援機構については、新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けた事業者への支援を含め、地域経済の活性化を図り、これにより地域の信用秩序の基盤強化を図る観点から、内閣府と連携して適切に監督します。</p> <p>また、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構については、東日本大震災に見舞われた地域における経済活動の維持等を図る観点から、復興庁と連携して適切に監督します。</p> <p>(参考) 大臣官房信用機構課所管法人</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 預金保険機構 (預金保険法) (2) 農水産業協同組合貯金保険機構 (農水産業協同組合貯金保険法) (3) 保険契約者保護機構 (保険業法) (4) 日本投資者保護基金 (金融商品取引法) (5) 銀行等保有株式取得機構 (銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律) (6) 株式会社地域経済活性化支援機構 (株式会社地域経済活性化支援機構法) (7) 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構 (株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法)
定性的な測定指標	
[主要] 政4-2-2-B-1: 預金保険機構等の適切な監督	
(令和3年度目標)	
金融システムの安定性を支える預金保険機構等について、適切な業務運営がなされるよう、予算・資金計画の策定や借入残高の管理等について、金融庁等と連携して監督します。	
(目標の設定の根拠)	
適切な監督を通じて預金者等の保護を図り、金融システムの安定を確保するためです。	

<p>[主要] 政4-2-2-B-2：株式会社地域経済活性化支援機構の適切な監督</p> <p>(令和3年度目標)</p> <p>株式会社地域経済活性化支援機構について、地域金融機関等との連携により設立したファンドの活用等を通じ、地域経済の活性化に資する事業活動の支援が行われるよう、内閣府と連携して監督します。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>地域における総合的な経済力の向上を通じて地域経済の活性化を図り、これにより地域の信用秩序の基盤強化を図るためです。</p>
<p>[主要] 政4-2-2-B-3：株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の適切な監督</p> <p>(令和3年度目標)</p> <p>株式会社東日本大震災事業者再生支援機構について、過大な債務を抱える事業者の再生支援が行われるよう、復興庁と連携して監督します。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>東日本大震災に見舞われた地域における経済活動の維持等を図るためです。</p>

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ○参考指標 1 「預金保険機構の資金援助の件数及び額の推移」 ○参考指標 2 「預金保険機構等の借入残高等」 ○参考指標 3 「預金保険機構の資本増強額の状況」 ○参考指標 4 「生命保険契約者保護機構の資金援助の件数及び額の推移」 ○参考指標 5 「銀行等保有株式取得機構の株式等買取額の推移」 ○参考指標 6 「株式会社地域経済活性化支援機構の支援決定件数等の推移」 ○参考指標 7 「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の支援決定件数等の推移」
-------------	--

政策目標に係る予算額	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度当初	令和3年度行政事業レビュー番号
(項) 貨幣製造及信用秩序制度等企画立案費	10,506千円	11,248千円	12,218千円	10,489千円	(注2)
(事項) 金融破綻処理制度等の企画及び立案に必要な経費	10,506千円	11,248千円	12,218千円	10,489千円	

(注1) 「政策目標に係る予算額」の表中には、政策目標4-2に係る予算額を記載しています。

(注2) 行政事業レビューの対象か否か及び対象となった場合の番号は、確定後に記載します。

担当部局名	大臣官房信用機構課	政策評価実施予定時期	令和4年6月
--------------	-----------	-------------------	--------

○ 政策目標 5 - 1 : 内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

関税率の設定・関税制度の改善等に際しては、関税の機能の一つとしての国内産業保護機能に留意しつつ、国際的な経済・貿易の発展への貢献、国内産業の実情、需要者・消費者への影響等を総合的に勘案し、他の政策手段とあいまって、国民経済の健全な発展、更には世界経済の健全な発展につながるものとする必要があります。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政5-1-1 : 生産者・消費者・利用者等の現状、政策評価の結果等を踏まえた適切な関税改正の実施

政5-1-2 : 特殊関税制度の適正な運用

関連する内閣の基本方針

○「令和 3 年度税制改正の大綱」(令和 2 年12月21日閣議決定)

施策 政5-1-1 : 生産者・消費者・利用者等の現状、政策評価の結果等を踏まえた適切な関税改正の実施

取組内容

関税率の設定・関税制度の改善に当たっては、最近における内外の経済情勢、貿易動向、国民のニーズ等を踏まえ、公平・中立・簡素という観点に留意しつつ法令改正(関税改正)を行っており、引き続きこの基本的な考え方に基づいて 関税改正の検討を行っていきます。

各年度における関税率の設定・関税制度の見直しに当たっては、生産者・消費者・利用者等の現状や諸外国の関税制度等も踏まえて検討を行っていません。また、関係省庁から提出される関税改正要望について、その政策目標・効果等を踏まえて検討を行うなど、関税改正における政策評価の活用を図っています。

さらに、学識経験者、消費者の代表者等からなる関税・外国為替等審議会関税分科会での調査、審議を踏まえて関税改正を行っており、令和 3 年度においても、こうした取組を着実に実施します。

定性的な測定指標

[主要] 政5-1-1-B-1 : 適切な関税改正の実施

(令和 3 年度目標)

適切な関税率の設定・関税制度の改善を行う。

(目標の設定の根拠)

関税率の設定・関税制度の改善等に際しては、関税の国内産業保護機能に留意しつつ、国際的な経済・貿易の発展への貢献、国内産業の実情、需要者・消費者への影響、貿易実績等を総合的に勘案し、国民経済、更には世界経済の健全な発展につながるものとする必要があるため、これらを踏まえ、適切な関税改正を行うことを目標として設定しました。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標

該当なし

施策	政5-1-2：特殊関税制度の適正な運用
取組内容	<p>不当廉売関税（用語集参照）などの特殊関税制度については、不公正な貿易取引、輸入急増による国内産業への損害に対する対応などの役割を通じて、自由貿易体制の秩序維持・強化に資することが期待されていますが、反面、制度の濫用や恣意的な運用を避けなければならないことから、特殊関税の調査や賦課決定等の制度の運用に当たっては、WTO（用語集参照）協定及び国内関係法令に則り、透明かつ公平・適正な運用に努めていきます。なお、特殊関税制度の運用に当たっては、関税・外国為替等審議会に諮ることとしています。</p> <p>引き続き、これらの取組を着実に実施します。</p> <p>（注）特殊関税制度とは、WTO協定等で認められたルールとして、不公正な貿易取引や輸入の急増など特別の事情がある場合に、通常課されている関税に割増関税を追加的に賦課する制度の総称であり、報復関税（用語集参照）、相殺関税（用語集参照）、不当廉売関税（用語集参照）及び緊急関税（用語集参照）が含まれます。</p>
定性的な測定指標	
	<p>〔主要〕 政5-1-2-B-1：特殊関税制度の適正な運用</p> <p>（令和3年度目標）</p> <p>特殊関税制度の適正な運用を行う。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>グローバル化の進展による貿易の拡大に伴って特殊関税制度の重要性が増している中、その運用に際して、WTO協定及び国内関係法令に則って制度の濫用や恣意的な運用を避けつつ、調査や賦課決定等を適正に行う必要があることから、特殊関税制度の適正な運用を目標として設定しました。</p>
今回廃止した測定指標とその理由	
該当なし	
参考指標	<p>○参考指標1 「課税の求めから2か月以内に調査を開始した件数」</p> <p>○参考指標2 「調査開始から12か月以内及び18か月以内に最終決定した件数」</p>

政策目標に係る予算額	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度当初	令和3年度行政事業レビュー番号
（項）関税制度等企画立案費	663,131千円	588,879千円	774,537千円	132,518千円	
（事項）関税制度等の企画及び立案に必要な経費	663,131千円	588,879千円	774,537千円	132,518千円 （注2）	
内 輸出入・通関情報処理システム等経費	521,027千円	451,468千円	641,277千円	（注2）	（注3）

（注1）「政策目標に係る予算額」の表中には、政策目標5-1に係る予算額を記載しています。

（注2）令和3年度の政府情報システム関連予算は、内閣所管（組織）内閣官房に「（項）情報通信技術調達等適正・効率化推進費」にて一括計上されています。

（注3）行政事業レビューの対象か否か及び対象となった場合の番号は、確定後に記載します。

担当部局名	関税局関税課	政策評価実施予定時期	令和4年6月
--------------	--------	-------------------	--------

○ 政策目標 5 - 2 : 多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

自由貿易は世界経済成長の源泉であり、力強い経済成長を実現するためには、自由貿易体制を強化し、諸外国の活力を我が国の成長に取り込む必要があります。この点につき、第203回国会における内閣総理大臣所信表明演説は「新型コロナウイルスにより（中略）世界経済が低迷し、内向き志向も見られる中、率先して自由で公正な経済圏を広げ、多角的自由貿易体制を維持し、強化していきます。」としています。また、「成長戦略フォローアップ」（令和2年7月17日閣議決定）を踏まえ、海外の成長市場の取り込みを図るため、経済連携交渉を戦略的かつスピード感を持って推進することが求められています。

財務省としては、関係省庁と連携しつつ、WTOを中心とする多角的自由貿易体制の維持・強化に引き続き取り組むとともに、アジア・太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの経済連携を推進していきます。

また、税関手続の国際的調和・簡素化等を通じた国際貿易の一層の円滑化の推進は、日本を含む各国の貿易拡大・経済成長に貢献し、日系企業の海外展開の側面支援につながります。こうした観点から、各国における貿易手続の改善を通じたビジネス環境の改善に積極的に関与していきます。具体的には、WCO（世界税関機構：用語集参照）等の国際機関、APEC（アジア太平洋経済協力：用語集参照）等の地域協力の枠組み、EPA（経済連携協定：用語集参照）及び外国税関当局との協力の枠組みにおいて、税関手続の国際的調和・簡素化や税関分野における安全・安心の確保に向けた取組がなされており、これらの取組にも積極的に貢献していきます。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政5-2-1：多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進

政5-2-2：税関分野における貿易円滑化の推進

関連する内閣の基本方針

- 「第203回国会 総理大臣所信表明演説」（令和2年10月26日）
- 「成長戦略フォローアップ」（令和2年7月17日閣議決定）
- 「経済財政運営と改革の基本方針2020」（令和2年7月17日閣議決定）
- 「総合的なTPP等関連政策大綱」（令和2年12月8日TPP等総合対策本部決定）

施策 政5-2-1：多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進

取組内容

財務省としては、引き続き、関係省庁と連携しつつ、以下の取組を進めていきます。

A WTOにおける取組

WTOは世界の多角的自由貿易体制の要です。一部の国で見られる保護主義的な動きに対応すると同時に、我が国の国内産業への適切な配慮を行うため、従来から我が国は、他国のWTO協定違反行為に対する紛争解決手続への付議、セーフガード措置等の活用、貿易政策検討会合での議論等、様々なWTOの政策手段を通じた多角的自由貿易体制の維持・強化へ

の取組を進めてきました。

ドーハ・ラウンド交渉（用語集参照）の一分野である貿易円滑化交渉の成果として平成29年2月に発効した、WTO貿易円滑化協定（用語集参照）について、財務省としては、受諾した各国において協定が適切に実施されるよう、各国・関係する国際機関等と連携して取り組むとともに、引き続き未受諾国の受諾に向けた取組を促していきます。

加えて近年のWTOが、保護主義や不公正な貿易慣行、及び、技術革新等がもたらす新たな課題に十分に対応できていないことを踏まえ、WTO改革に向けた取組が行われています。例えば、上級委員会を含む紛争解決手続の改革や、ポストコロナで重要性が増す電子商取引の貿易関連の側面に関する国際的なルール作り等について、令和3年に開催予定の第12回WTO閣僚会議に向けて加盟国間で議論が継続しています。財務省としては、こうした議論に、主に関税制度・通関制度を所管する立場から貢献していきます。

財務省としては、引き続き関係省庁と連携しつつ、多角的自由貿易体制の維持・強化に向けた議論に積極的に参画・貢献していきます。

B 経済連携の推進に係る取組

我が国では、令和3年3月現在、24か国・地域との間で21の経済連携協定（EPA）等が署名又は発効済みです。

TPP（用語集参照）交渉については、平成29年1月に米国が離脱を宣言した後、我が国が議論を主導し、平成30年3月に11か国で署名が行われ、平成30年12月30日にTPP11協定（CPTPP）として発効しました。令和3年3月現在、メキシコ、日本、シンガポール、ニュージーランド、カナダ、オーストラリア、ベトナムの7か国で発効しています。CPTPPは、TPPのもつハイスタンダードを維持しつつバランスの取れた内容となっており、アジア太平洋地域に自由で公平な21世紀型のルールを作っていく上で、大きな一歩を踏み出しました。

また、日EU・EPA（用語集参照）は、平成29年7月に大枠合意、同年12月に交渉妥結、平成30年7月に署名に至り、平成31年2月に発効しました。日EU・EPAは、世界中で保護主義の動きが広まる中で、日本とEUが自由貿易の旗手としてその旗を高く掲げ、自由貿易を力強く前進させていくとの揺るぎない政治的意思を全世界に対して示すものです。

さらに日米貿易協定・日米デジタル貿易協定（用語集参照）は、令和元年9月に最終合意、同年10月に署名に至り、令和2年1月に発効しました。これらの協定の締結によって、我が国とアメリカ合衆国との間の物品、デジタル貿易が促進され、両国間の経済的な結びつきがより強固になることを通じ、両国経済が一段と活性化し、ひいては両国関係全般が一層緊密化することが期待されます。

また、RCEP（用語集参照）は、平成24年11月のRCEP交渉立上げ宣言以来約8年間にわたる交渉を経て、令和2年11月に署名に至りました。RCEPは、世界のGDP、貿易総額および人口の約3割、我が国の貿易総額のうち約5割を占める経済連携協定です。本協定により、我が国と世界の成長センターであるこの地域とのつながりがこれまで以上に強固になり、これを通じて我が国の経済成長に寄与することが期待されます。

日英EPA（用語集参照）については、2020年末にEU離脱の移行期間が終了することに伴い、同年6月に交渉開始、9月に大筋合意、10月に署名に至り、2021年1月に発効しました。日英EPAは、日英両国間の貿易・投資の一層の拡大につながるものであり、その締結により、日EU・EPAの下で日本が得ていた利益を継続し、日系企業のビジネスの継続性

が確保されます。その他の経済連携についても、交渉を引き続き推進していきます。

これらの経済連携の推進については、「成長戦略フォローアップ」においても、「経済連携交渉を戦略的かつスピード感を持って推進する。また、世界経済が甚大な影響を受けている中であっても、保護主義に陥ることなく、経済連携交渉等に取り組むことにより、ルールに基づく自由で公正な経済秩序の構築を引き続き目指し、世界経済の持続的成長につなげる。」こととされています。

こうした政府全体の方針を踏まえ、引き続き、主に関税制度・通関制度を所管する立場から、これらの交渉及び必要な関係法令の整備等を着実に進めることで、アジア・太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの経済連携を推進していきます。

(参考) E P A 交渉の状況 (令和 3 年 3 月現在)

<https://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/torikumi.htm>

定性的な測定指標

[主要] 政5-2-1-B-1：多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進

(令和 3 年度目標)

W T O や E P A 交渉等における我が国の国益実現のため、財務省所管物品等の関税交渉や、関税関係法令をはじめ財務省が所管する制度等を通じた交渉への貢献を行います。

(目標の設定の根拠)

主に関税制度・通関制度を所管する立場から、多角的自由貿易体制の維持・強化への取組に貢献するとともに、E P A 交渉及び必要な関係法令の整備等を着実に進めるため、目標として設定しました。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標

○参考指標「F T A / E P A 交渉会合開催数、交渉妥結数、署名数及び発効数」

施策 政5-2-2：税関分野における貿易円滑化の推進

取組内容

税関手続の国際的調和・簡素化等を通じた国際貿易の円滑化の推進は、日本を含む各国の貿易拡大・経済成長に貢献するものであり、ひいては日系企業の海外展開の側面支援にもつながるものです。こうした中、平成29年2月に発効したW T O 貿易円滑化協定の途上国における円滑な実施を実現する観点も踏まえ、この施策を重点施策として進めていきます。

A 途上国の税関行政近代化への取組

安全・安心な社会の実現に配慮しつつ、開発途上国における税関行政の近代化を通じ、貿易円滑化を図るべく、地理的・経済的な関係性が深いA S E A N 諸国を中心とした関税技術協力を行っています。具体的には、日本に途上国税関の職員を招へいする受入研修、日本の税関職員を専門家として途上国に派遣する専門家派遣等によって人的（知的）支援を実施すると共に、特にW C O に対しては技術協力に特化した資金的貢献も行っています。

また、税関を取りまく環境変化を踏まえつつ、限られた人員・予算の中、より効果的・効率的な関税技術協力を実施するために、中期的な戦略を設けており、①安全・安心な社会の実現に向けた支援、②貿易円滑化の推進に向けた支援、③各国税関当局との関係構築・強化に向けた支援の3つを優先支援分野としております。特に①については、W C O の枠組みを中心に、各国が新型コロナウイルス感染症に関連した医療用物資（医薬品等）の偽造品等に

対する水際取締りを効果的に実施できるよう支援していきます。②については、日系企業の海外展開の側面支援の観点から、広域EPA等によって複雑化する原産地規則、通関を迅速化しながらも適正公平な徴税を確保する輸入事後調査（用語集参照）、及び税関管理の一層の効率化を図るリスクマネジメント等に係る支援を引き続き実施します。これらについては、国内外における新型コロナウイルス感染症の状況を注視し、一部オンラインにより継続的な支援を実施していきます。さらに、日本の支援によりベトナム及びミャンマーに導入されたNACCS（用語集参照）をベースとした通関システムの着実な運用と活用による税関行政近代化・貿易円滑化に向けた取組を支援します。開発途上国の多くは、近年のWTO貿易円滑化協定発効や重層的なEPAの導入によって複雑化・高度化する規定の実施に困難性を抱えており、技術支援の世界的なニーズが増々高まっているところです。これを踏まえ我が国は、途上国の税関行政近代化に向けた支援に、引き続き取り組んでいきます。

B WCOにおける取組

WCOでは、改正京都規約（用語集参照）やWTO貿易円滑化協定をはじめとした、税関分野における貿易円滑化のための国際的な枠組みの実施について、民間の声も踏まえつつ、加入国・地域間で定期的に検討を行っており、また、途上国に対しては、これらの実施のための技術協力を行っています。

C 地域協力の枠組みにおける取組

我が国とアジア太平洋地域との間の地域協力の枠組みであるAPEC、さらに我が国を含むアジア地域と欧州との間の地域協力の枠組みであるASEM（アジア欧州会合：用語集参照）等の枠組みについても、貿易円滑化を推進する観点から積極的に活用します。

APECでは、貿易及び人の移動の円滑化や水際取締りの強化に向けた取組を通じ、貿易円滑化及び地域経済統合等の実現に向けて積極的に貢献していきます。

ASEMでは、ASEM関税局長・長官会合（令和元年10月、ベトナム開催）で決定した優先活動項目において、「先端技術を活用した効果的・効率的な水際取締り」のアジア側コーディネーターを務めるなど、ASEM域内における貿易及び人の移動の円滑化の推進に引き続き貢献していきます。

また、ロシア、中国・韓国等との間でも、貿易の安全確保と円滑化という共通の目標に向けた協力を引き続き取り組んでいきます。

D EPAにおける取組

我が国が締結したEPAにおいては、貿易円滑化を推進する観点から、税関手続の透明性の向上や迅速化・簡素化、税関当局間の協力等に関する規定が盛り込まれています。今後のEPA交渉においても、税関手続や貿易円滑化に関する規定について、既に発効しているWTOの貿易円滑化協定の内容を上回る規定を目指すことなどにより、我が国企業の経済活動を後押ししていきます。

E 税関当局間の情報交換等に関する取組

国際物流の拡大に伴い、不正薬物、銃砲及び知的財産侵害物品等の密輸が後を絶たない状況です。こうした不正薬物等の水際における取締りをより効率的に推進するため、他国の税関当局との間で、関連する情報の交換等の相互支援や、また、貿易円滑化の取組を含む協力関係の強化を定めた政府間協定（税関相互支援協定：用語集参照）等の枠組みを、EU及びその加盟国や、韓国、豪州等アジア・大洋州地域の主要国等と構築しています。さらに、これまで署名・発効している多くのEPAには、税関相互支援協定と同様、水際取締りのため

の情報交換の規定を盛り込んでいます。我が国は、こうした情報交換等に関する枠組みを37か国（地域）と構築しているところ、現在政府間で、アルゼンチン、ボリビア、セネガル、ベラルーシ、イラン、サウジアラビア及びモルドバとも早期署名に向けて交渉を行っています。他方で、税関相互支援協定等は、機密性の高い情報を交換するための枠組みとして、各交渉相手国における情報管理体制を確認することも不可欠です。今後も情報交換ネットワークの拡大等に向け、これまで構築に向けた取組が必ずしも十分ではなかった地域（中南米・アフリカ等）の国を中心に、情報管理体制等を慎重に確認しつつ、各国との情報交換の枠組み構築に向け努力していきます。

定量的な測定指標

政5-2-2-A-1： 税関相互支援等の枠組みを構築した国・地域数 (単位：国・地域)	年度	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度 目標値
目標値		34	前年より増加	前年より増加	前年より増加	前年より増加
実績値		34	34	36	37	

(出所) 関税局参事官室（国際交渉担当）調

(目標値の設定の根拠)

税関相互支援等の枠組みを構築した国・地域数を増加させることで、不正薬物等の水際における取締りをより効果的に推進することができるため、測定指標として設定しました。

定性的な測定指標

[主要]

政5-2-2-B-1：税関分野における貿易円滑化の推進

(令和3年度目標)

税関分野における技術協力、WCOをはじめとする国際機関等での取組、EPAにおける税関協力や税関相互支援協定の締結等の取組を通じた貿易円滑化の推進への貢献を行います。

(目標の設定の根拠)

税関手続の国際的調和・簡素化等を通じた国際貿易の一層の円滑化の推進は、日本を含む各国の貿易拡大・経済成長に貢献し、日系企業の海外展開の側面支援につながるものであるため、指標として設定しました。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標

○参考指標1「研修・セミナーの実施状況（関税技術協力）」

○参考指標2「改正京都規約に係る締約国数」

政策目標に係る予算額	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度当初	令和3年度行政事業レビュー番号
(項) 関税制度等企画立案費	55,293千円	50,117千円	47,492千円	40,298千円	
(事項) 経済連携等の推進に必要な経費	55,293千円	50,117千円	47,492千円	40,298千円	(注2)

(注1) 「政策目標に係る予算額」の表中には、政策目標5-2に係る予算額を記載しています。

(注2) 行政事業レビューの対象か否か及び対象となった場合の番号は、確定後に記載します。

担当部局名	関税局（参事官室（国際交渉担当）、参事官室（国際協力担当）、経済連携室）	政策評価実施予定時期	令和 4 年 6 月
--------------	--------------------------------------	-------------------	------------

○ 政策目標 5 - 3 : 関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上

**政策目標の内容及び
目標設定の考え方**

経済のグローバル化、ネットワーク化が急速に進む中で、貿易の秩序維持と健全な発展を目指すに当たっては、変化する時代の要請に主体的かつ積極的に応えていくことが重要です。

「未来投資戦略2018」においては、我が国の貿易関連手続等の迅速化を図るとされているなど貿易円滑化を推進することが要請されています。また、「明日の日本を支える観光ビジョン」では、訪日外国人旅行客数を2030年に6,000万人に増加させることを目指すとされています。

一方、「「世界一安全な日本」創造戦略」や「知的財産推進計画2020」に示されているように、不正薬物、銃器といった社会悪物品をはじめ、テロ関連物資、知的財産侵害物品（用語集参照）等の社会の安全・安心を脅かす物品等の密輸出入に対して、より一層厳格な水際での取締りが要請されています。

これらの要請に応えるために、税関手続の改善、リスク管理手法の高度化等により、貿易円滑化の推進と水際取締りの強化をより高いレベルで両立させることを目標として、税関行政の運営に取り組んでいきます。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

- 政5-3-1：関税等の適正な賦課及び徴収
- 政5-3-2：社会悪物品等の密輸阻止
- 政5-3-3：税関手続における利用者利便の向上
- 政5-3-4：税関手続システムの機能拡充及び利用者利便の向上
- 政5-3-5：税関行政に関する情報提供の充実

関連する内閣の基本方針

- 「「世界一安全な日本」創造戦略」（平成25年12月10日閣議決定）
- 「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会等を見据えたテロ対策推進要綱」（平成29年12月11日 国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）
- 「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成28年3月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）
- 「観光ビジョン実現プログラム2020」（令和2年7月14日観光立国推進閣僚会議決定）
- 「知的財産推進計画2020」（令和2年5月27日知的財産戦略本部決定）
- 「未来投資戦略2018」（平成30年6月15日閣議決定）
- 「経済財政運営と改革の基本方針2020」（令和2年7月17日閣議決定）
- 「令和3年度税制改正の大綱」（令和2年12月21日閣議決定）

施策 政5-3-1：関税等の適正な賦課及び徴収

取組内容
A 輸入（納税）申告の適正性の確保等

関税等の適正な賦課及び徴収を確保するために、税関では、引き続き納税環境の整備を進めるほか、新型コロナウイルスの感染状況に留意しつつ、輸入（納税）申告された貨物について、その申告内容（品目分類、課税価格及び原産地等）の適正性を審査・確認し、必要に応じ、貨物の検査や分析を実施します。また、輸入許可後において関係帳簿書類を調査すること等により、輸入貨物に係る輸入（納税）申告が適正に行われていたかを確認する輸入事後調査（用語集参照）に重点的に取り組んでいきます。

また、適正な輸入（納税）申告等が行われるためには、通関業者・通関士の適正な業務遂行が必要であることから、通関業者・通関士に対する指導・監督を適切に実施します。

さらに、保税地域（用語集参照）の巡回や保税地域に出し入れされる貨物の取締り及び検査を実施する等、保税地域における外国貨物の適正な管理を行うことにより、貿易秩序を維持するとともに適正な輸入（納税）申告の確保を図ります。

B 事前教示の充実

税関においては、輸入を予定している貨物の品目分類、課税価格、原産地及び減免税について、事前に照会を受け付け、回答を行う事前教示制度（用語集参照）を設けています。本制度の活用によって、税関にとっては、適正な輸入（納税）申告が確保でき、また、輸入者にとっては、事前に関税率等を知ることにより、予見可能性が高まり、円滑な輸入手続きを行うことが出来ます。

このような事前教示制度の利用を促進するため、関係者向けの説明会や税関の窓口等において周知し、そのメリットを丁寧に説明します。また、事前教示制度の運用に当たっては、進捗管理を実施し、迅速かつ適正な事務処理を遂行します。

定量的な測定指標

政5-3-1-A-1：事前教示制度の運用状況 (一定期間内で回答した割合等) (単位：％、日)	年度		平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度目標値
	文書による回答(％)	目標値		99.9	99.9	99.9	99.9
実績値			99.9	99.9	99.8	N. A.	
平均処理日数(日)	目標値		14.0	14.0	14.0	14.0	14.0
	実績値		13.0	12.4	13.9	N. A.	
口頭による回答(％)	目標値		99.9	99.9	99.9	99.9	99.9
	実績値		99.9	99.9	99.9	N. A.	

(注1) 令和2年度実績は、令和3年6月末までにデータが確定するため、令和2年度実績評価書に掲載予定です。
(注2) 各回答割合は、品目分類に係る事前教示回答件数のうち、受付から回答までの所要日数が一定期間（文書による回答については30日（回答するために必要な資料等の提供が遅れるなど税関が関与できない要因により30日以内に回答できない場合を除く。）、口頭による回答については即日（回答又は質問のための税関からの電話等に照会者が応答しないなど税関が関与できない要因により即日回答できない場合を除く。）以内であったものの割合です。平均処理日数は、文書による回答についての処理日数の平均です。
(出所) 関税局業務課調

(財務省 3 政 5 - 3)	
<p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>輸入者等が、輸入を予定している貨物に係る関税率表適用上の所属区分等について、輸入前に税関に対して照会を行い、税関からその回答を受けることができる制度（事前教示制度）があります。</p> <p>輸入者等による事前教示制度の利用を更に促進し、税関における運用を引き続き高いレベルで維持するべく、高い目標値を設定しました。</p>	
定性的な測定指標	
<p>[主要] 政5-3-1-B-1：輸入（納税）申告の適正性の確保</p>	
<p>(令和3年度目標)</p> <p>関税等の適正な賦課及び徴収のため、輸入（納税）申告の適正性を確保します。</p>	
<p>(目標の設定の根拠)</p> <p>関税等の適正な賦課及び徴収のためには、申告時や輸入許可後の申告内容の適正性の確認、通関業者・通関士等に対する指導・監督、保税制度の適切な運用等によって、輸入（納税）申告の適正性を確保することが重要であることから、これを目標として設定しました。</p>	
今回廃止した測定指標とその理由	
該当なし	
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ○参考指標 1 「関税等徴収額（国税全体に対する割合を併記）」 ○参考指標 2 「審査・検査における非違発見件数」 ○参考指標 3 「輸入事後調査実績」 ○参考指標 4 「通関業者の業務の運営状況（通関業の許可件数及び総数、通関業者通関士の処分件数）」 ○参考指標 5 「保税業務検査等における非違発見件数及び処分件数」
施策	政5-3-2：社会悪物品等の密輸阻止
取組内容	<p>A 有効な取締体制の整備</p> <p>税関では、覚醒剤・麻薬等の不正薬物や銃器をはじめ、テロ関連物資、知的財産侵害物品等について、国際貿易における秩序維持を図るため、関係機関と連携し、水際取締りを行っています。さらに、我が国では、2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の開催が予定されており、テロの脅威は重大であることから、税関におけるテロ関連物資の水際取締りの強化に取り組んでいます。</p> <p>不正薬物・テロ関連物資等の水際取締りに当たっては、積荷や旅客の情報をできるだけ早く電子的に入手し、リスクの高い取締対象を効率的に絞り込み、重点的に検査を行うことが効果的かつ効率的です。出港前報告情報（用語集参照）及び乗客予約記録（PNR）（用語集参照）といった事前情報を一層迅速かつ適切に入手・活用し、より充実した貨物及び旅客のスクリーニングを行っていきます。特に乗客予約記録（PNR）については、大宗を占める航空会社から電子的に取得し、分析・活用しているところ、令和2年7月、観光立国推進閣僚会議において決定された「観光ビジョン実現プログラム2020」も踏まえ、関係機関との情報連携の推進等、情報収集を一層進め、更なる情報分析・活用の高度化を推進します。また、手荷物等を開封せずに隠匿物の有無等を迅速・確実に確認することができるX線検査装置をはじめとする各種取締・検査機器の活用による厳格な水際取締りを実施します。</p> <p>知的財産侵害物品の水際取締りについては、「知的財産推進計画2020」に基づく取組も含め</p>

た制度改正や体制強化、国際的な協力等を通じて、より一層強化していく必要があります。

金密輸の水際取締りについては、平成29年11月に策定した「『ストップ金密輸』緊急対策」に基づき、金密輸の取締りを着実に実施してまいります。具体的には、検査機器の活用等による水際取締りの強化、大幅に強化された罰則に基づく厳正な処分、国内流通における透明性やコンプライアンスの確保など、令和元年10月に実施された消費税率の引上げや金の価格が高止まりしている状況も踏まえ、引き続き、厳格に対応してまいります。

さらに、テロ関連物資等の不正輸出を阻止するため、輸出許可後に関係帳簿書類を調査すること等により、輸出手続が適正に行われていたかを確認する輸出事後調査（用語集参照）についても、新型コロナウイルスの感染状況に留意しつつ実施し、国際犯罪組織の摘発及びテロの未然防止を図ります。また、マネーロンダリング（資金洗浄）及びテロ資金供与対策の一つとして、キャッシュ・クーリエ（現金等の携帯輸出入）対策に引き続き取り組みます。

B 関係機関との連携と情報の収集

不正薬物・金・テロ関連物資等の密輸を水際で阻止するためには、国内外の関係機関と連携強化を図るとともに、民間団体からも密輸関連情報を収集し、それらの情報を有効に活用する必要があります。

このため、合同取締りや犯則事件の共同調査・捜査を通じて、関係機関との連携を強化します。また、警察・海上保安庁等の国内関係機関、外国税関やWCO等の国際機関との情報交換を積極的に推進するとともに、諸外国と税関相互支援協定（用語集参照）等の協力枠組みの構築を積極的に進めていきます。さらに、民間団体からの密輸関連情報の収集にも引き続き取り組みます。

なお、国内外関係機関等から得られた密輸関連情報を全国一元的に管理するとともに、分析手法の向上を図り、収集した情報を積極的に活用することにより、不正薬物・テロ関連物資等の密輸の阻止に努めます。

定量的な測定指標

政5-3-2-A-1：不正薬物の水際押収量の割合 (単位：%)	年度		29年度 (平成25～29年平均)	30年度 (平成26～30年平均)	令和元年度 (平成27～令和元年平均)	2年度目標値 (平成28～令和2年平均)	3年度目標値 (平成29～令和3年平均)
	目標値	実績値	不正薬物 増加又は前年並み	不正薬物 増加又は前年並み	不正薬物 増加又は前年並み	不正薬物 過去5年の平均より増加	不正薬物 過去5年の平均より増加
			うち覚醒剤 増加又は前年並み	うち覚醒剤 増加又は前年並み	うち覚醒剤 増加又は前年並み	うち覚醒剤 過去5年の平均より増加	うち覚醒剤 過去5年の平均より増加
			不正薬物 87.7	不正薬物 87.6	不正薬物 88.4	不正薬物 N. A.	
			うち覚醒剤 99.6	うち覚醒剤 98.4	うち覚醒剤 98.0	うち覚醒剤 N. A.	

(注1) 国内全押収量に占める税関関与分の割合です。当該年を含めた過去5年間の平均値です。

(注2) 平成28～令和2年の実績値は、令和2年における国内全押収量の把握が4月頃となる予定であるため、その把握後、令和2年度実績評価書に掲載予定です。

(出所) 関税局調査課調

(目標値の設定の根拠)

税関では、国際貿易における秩序維持を図るため、水際において不正薬物等の輸出入が禁止されている物品に対する厳正な取締りを行う必要があります。覚醒剤をはじめとする不正薬物の国内全押収量に対する水際押収量の割合（実績値）については、近年高水準で推移しており、また新型コロナウ

イルスの感染拡大に伴う航空機旅客減少の影響も見込まれるところ、目標値を「過去5年の平均値より増加」としました。

政5-3-2-A-2：出港前 報告情報による検査 の割合 (単位：%)	年度	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度 目標値
	目標値	増加	増加	増加	増加	過去5年平均 並み
	実績値	12.7	13.9	12.5	N.A.	

(注) 令和2年度実績値は、令和3年6月末までにデータが確定するため、令和2年度実績評価書に掲載予定です。
(出所) 関税局監視課

(目標値の設定の根拠)

輸入貨物の検査においては、輸入申告前に出港前報告情報を活用した検査対象貨物の選定（事前選定：用語集参照）を行い、重点的な取締りを行っています。

不正薬物・テロ関連物資等の水際取締りに当たっては、国際イベントの有無等、その時々的情勢に基づいた取締体制を構築しつつ、今後とも、当該情報を活用し、事前選定することを維持していく必要があるため、目標値を「過去5年平均並み」としました。

定性的な測定指標

[主要] 政5-3-2-B-1：密輸事犯に対する厳格な水際取締りの実施

(令和3年度目標)

国際貿易における秩序維持を図るため、社会悪物品等（不正薬物、鉄砲類、テロ関連物資、知的財産侵害物品及び金地金等）に対する厳格な水際取締りを実施します。

(目標の設定の根拠)

税関においては、有効な情報の収集・活用、取締・検査機器の有効活用、関係機関との連携等により、厳正な取締りを実施することが社会悪物品等の密輸阻止に貢献する施策の根幹であること、その実績を評価する上ではこれらの取組を総合的に勘案する必要があることから、これら密輸事犯に対する厳格な水際取締りを実施することを目標として設定しました。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標

- 参考指標1 「不正薬物等の摘発実績」
- 参考指標2 「不正薬物の密輸形態別摘発件数」
- 参考指標3 「覚醒剤の密輸形態別摘発実績」
- 参考指標4 「金密輸の摘発実績・処分実績」
- 上記1～4につき
(https://www.mof.go.jp/customs_tariff/trade/safe_society/mitsuyu/cy2020_1/ka20200909.pdf)
(https://www.mof.go.jp/customs_tariff/trade/collection/ka20201104a.htm)
- 参考指標5 「知的財産侵害物品の差止実績」
(https://www.mof.go.jp/customs_tariff/trade/safe_society/chiteki/index.html)
- 参考指標6 「テロ関連物資の摘発実績」
- 参考指標7 「テロ関連研修の開催実績」
- 参考指標8 「輸出事後調査実績（実施件数）」
- 参考指標9 「関係機関との連携・情報収集の実績」

施策 政5-3-3：税関手続における利用者利便の向上

取組内容

近年、税関における水際取締りの強化について社会の要請が強まる中、年々増加する輸出入申告を迅速・円滑に処理することも同時に求められており、適正な通関を確保しつつ、国際物流の迅速化・円滑化及び利用者利便の向上に貢献することは、税関に課せられた重要な使命となっています。

具体的には、リスクの高い貨物に対する重点的な審査・検査を実施するとともに、AEO制度（用語集参照）の更なる普及、通関関係書類の電子化・ペーパーレス化の促進など、輸出入通関、保税その他の税関手続に係る様々な制度の利用促進・改善を進めていきます。また、「観光ビジョン実現プログラム2020」も踏まえ、入国旅客の迅速な通関と厳格な水際取締りの両立を実現するため、Eゲート（税関検査場電子申告ゲート）等の適切な配備・運用に努めます。

また、関係民間事業者や学識経験者の方々から税関手続における利用者利便について、ご意見を伺い、制度の改善による利用者の一層の利便性向上を図るとともに、適正な運用に努めます。

さらに、入国旅客の携帯品に係る通関（旅具通関：用語集参照）についても、これまでのアンケート調査の結果を踏まえ、更なる税関職員の接遇の向上等に努めます。

定量的な測定指標

政5-3-3-A-1：貿易額に占めるAEO事業者の割合[新] (単位：%)	年	平成29年	30年	令和元年	2年	3年 目標値
	目標値	-	-	-	-	80.0
	実績値	78.6	79.6	80.3	N.A.	

(注1) 我が国の輸出入総額のうち、AEO輸出入者又はAEO通関業者が関与した輸出入取引の占める割合を算出したものです。

(注2) 令和2年度実績値は、令和3年3月末までにデータが確定するため、令和2年度実績評価書に掲載予定です。

(参考) 令和2年末現在のAEO事業者数は、714者（うち輸出者232者、輸入者100者、倉庫業者143者、通関業者230者、運送者9者）です。

(出所) 関税局業務課調

(目標値の設定の根拠)

AEO制度とは、貨物のセキュリティ管理を含む法令遵守の体制が整備された事業者の貨物に関する手続を簡素化・迅速化する制度です。同制度の信頼性維持・向上に努めつつ、普及を図ることによって、国際物流全体のセキュリティ向上と円滑化を両立するための指標であり、近年の実績値を踏まえて目標値を設定しました。

[主要] 政5-3-3-A-2： 輸出入通関に おける利用者 満足度 (単位：%)	年度		平成29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	3年度 目標値	
	輸出 入者 (上位4 段階)	目標値		95.0	95.0	維持	95.0	95.0
実績値			95.4	97.7	98.6	N.A.		
通関 業者 (上位4 段階)		目標値		維持	維持	維持	95.0	95.0
		実績値		95.0	98.9	98.6	N.A.	

(注1) 輸出入者及び通関業者に対し、輸出入通関手続等について、「大変良い」「良い」「やや良い」「普通」「やや悪い」「悪い」「大変悪い」までの7段階評価で、アンケート調査したものです。

(注2) 令和2年度実績値は、令和3年6月末までにデータが確定するため、令和2年度実績評価書に掲載予定です。

(出所) 関税局業務課調

(目標値の設定の根拠)

輸出入通関制度の改善を図り、利用者の一層の利便向上に努めるとともに、通関手続の適正な運営を図るための指標です。輸出入者及び通関業者に関して近年95%程度で推移していることから95%以上を目標としました。

今回廃止した測定指標とその理由

○ (旧) 政5-3-3-A-1: AEO事業者新規承認数

(理由)

AEO制度の普及を図るに当たり、これまで各年度における新規承認数を測定指標として用いてきましたが、制度導入から15年が経過し、ここ数年は新規承認を希望する相談者の増加度合いが落ち着きを見せていることもあり、国際物流全体のセキュリティ向上と円滑化にどの程度の貢献をもたらしているかをよりの確に把握するため、貿易額に占めるAEO事業者が関与した割合を新たな測定指標とするとともに、従来の新規承認数を参考指標にすることとしました。

参考指標

- 参考指標1 「AEO事業者新規承認数」
- 参考指標2 「旅具通関に対する利用者の評価」

施策 政5-3-4: 税関手続システムの機能拡充及び利用者利便の向上**取組内容**

輸出入及び港湾・空港の税関手続のシステム化については、昭和53年にNACCSを導入して以降、累次のシステム更改を行うとともに、平成15年には関係省庁システムとのシングルウィンドウ（用語集参照）化を実現し、その後、順次、関連する関係省庁システムをNACCSに統合するなど、財務省及び輸出入・港湾関連情報処理センター(株)(NACCSセンター: NACCSの管理・運営会社)は、物流の迅速化、円滑化に取り組むとともに、より一層の利用者の利便性向上に努めてきました。

このような利便性の高いシステムの安定稼働が国際物流の円滑化にとって重要であることから、NACCSセンターと協力してNACCSの利便性向上に引き続き努めるとともに、NACCSセンターを適切に監督していきます。

定量的な測定指標

[主要]	年	平成29年	30年	令和元年	令和2年	3年 目標値
政5-3-4-A-1: NACCSの利用状況(システム処理率)	目標値	維持	維持	維持	維持	維持
(単位: %)	実績値	98.8	99.6	99.7	N.A.	

(注1) (NACCSにより処理された輸出入申告件数) / (税関への全輸出入申告件数)

※なお、「輸出入申告件数」は、輸出入許可、蔵入承認、移入承認、積戻し許可などに係る申告等を指します。

(注2) 令和2年実績値は、令和3年6月末までにデータが確定するため、令和2年度実績評価書に掲載予定です。

(出所) 関税局総務課事務管理室調

(目標値の設定の根拠)

税関への全輸出入申告件数のうちNACCSにより処理された輸出入申告件数の割合で、国際物流の電子化への貢献状況を示す指標であり、直近(平成29年10月)のシステム更改後の実績が99%以上であることを踏まえ、平成30年以降の実績値を維持することとしました。

定性的な測定指標	
政5-3-4-B-1：NACCSセンターの監督	
(令和3年度目標)	
NACCSの利便性向上等に努めるとともに、NACCSセンターの事業計画の認可等を通じて、適切な監督を行います。	
(目標の設定の根拠)	
利便性の高いシステムの安定稼働は、国際物流の円滑化にとって非常に重要であることから、NACCSの利便性向上等に努めるとともに、NACCSを管理・運営するNACCSセンターの適正な業務の運営を確保するため、本目標を設定しました。	
今回廃止した測定指標とその理由	
該当なし	
参考指標	○参考指標1「NACCSの運用状況（システム稼働率）」

施策	政5-3-5：税関行政に関する情報提供の充実
取組内容	<p>関税等の適正な賦課及び徴収を確保するためには、輸入者に対して、関税制度や輸入貨物の関税等に関する情報を提供することが必要です。また、国民生活の安全・安心の確保のためには、税関における不正薬物やテロ関連物資等の水際取締りの取組やその重要性を国民の皆様にご覧いただくことが必要です。さらに、国際貿易の安全確保と円滑化の両立を進めるため、AEO制度等の輸出入通関制度の情報を利用者が必要とする時に、分かり易い形で得られるようにすることが重要です。</p> <p>このため、税関ホームページにおいて、原産地規則（用語集参照）、AEO制度、品目分類、課税価格の計算方法等に関する情報の充実を図るとともに、海外旅行の手続や貿易統計等のページ構成について随時見直しを行い、また、各コンテンツから関連情報へのリンクの追加や、各税関ホームページへのアクセスを簡素化するなどして利用者の利便性を向上させます。更に「税関ツイッター」、動画共有サイト「税関チャンネル」及び「税関公式フェイスブックページ」を引き続き活用し、これまで税関に接する機会の少なかった方に対しても、迅速かつ分かり易い形で積極的に情報を発信していきます。また、これらの情報については、Web形式による講演会や税関見学も積極的に取り入れて、引き続き発信していきます。</p> <p>また、税関相談官制度について、アンケート調査により利用者の印象、意見等を聴取し、その結果を分析することにより、当該制度を活用して、更なる業務の充実を図ります。</p> <p>さらに、税関ホームページに掲載している「カスタムアンサー」について、制度改正等を踏まえた質問・回答内容の見直しを適時に実施する等、利用者にとってより使い易いものにしていきます。</p>

定量的な測定指標						
政5-3-5-A-1：税関ホームページへのアクセス状況 (単位：者)	年度	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度目標値
	目標値	3,500,000	3,600,000	3,600,000	4,000,000	4,400,000
	実績値	3,813,486	4,271,569	4,751,275	N.A.	

(注) 令和 2 年度実績値は、令和 3 年 6 月末までにデータが確定するため、令和 2 年度実績評価書に掲載予定です。

(出所) 関税局総務課調

(目標値の設定の根拠)

税関の取組については、迅速かつ分かり易い形で積極的に情報を発信し、知っていただくよう努めており、実際に国民の皆様を知っていただいているかどうか状況を測定していく必要があるため指標化しています。引き続き取組の周知に努めていく必要があることから、近年の実績値を踏まえ、目標値を設定しました。

政5-3-5-A-2: 講演会及び税関見学における満足度(上位3段階)	年度	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度目標値
	目標値	維持	維持	維持	過去5年平均より増加	過去5年平均より増加
(単位: %)	実績値	94.3	95.1	計測不能	N. A.	

(注1) 講演会や税関見学の参加者に対して、「大変良い」から「大変悪い」までの7段階評価で、アンケート調査を行ったものです。

(注2) 令和元年度におけるアンケート調査は令和2年2月～3月に実施予定でしたが、新型コロナウイルスの影響により講演会および税関見学が中止されたため、アンケートの回収数は例年と比較して1.35%程度の回収率であり、サンプル数が非常に小さかったことから、実績値は計測不能としました。

(注3) 令和2年度実績値は、令和3年6月末までにデータが確定するため、令和2年度実績評価書に掲載予定です。

(出所) 関税局総務課調

(目標値の設定の根拠)

Web形式による講演会や税関見学を取り入れ、税関の取組を分かり易い形で積極的に説明し、理解していただくよう努めているところ、実際に国民の皆様にとって有益な内容であるかどうか状況を測定していく必要があるため指標化しています。近年の実績値を踏まえ、過去5年の平均より増加することを目標としました。

政5-3-5-A-3: 輸出入通関制度の認知度	年度		平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度目標値
(単位: %)	事前教示制度	目標値	80.0	80.0	80.0	80.0	維持
		実績値	79.1	73.5	75.5	N. A.	
	納期限延長制度	目標値	80.0	80.0	80.0	維持	維持
		実績値	80.3	65.2	70.8	N. A.	
	AEO制度	目標値	90.0	90.0	90.0	90.0	維持
		実績値	89.5	89.0	88.2	N. A.	

(注1) 輸出入者に対し、事前教示制度やAEO制度等の各種通関制度を知っているかどうか、アンケート調査したものです。

(注2) 令和2年度実績値は、令和3年6月末までにデータが確定するため、令和2年度実績評価書に掲載予定です。

(出所) 関税局業務課調

(目標値の設定の根拠)

各種通関制度を適切に利用していただくためには、これらの制度について情報提供を十分に行い、利用者に認識していただく必要があるため、制度の認知度を指標化しており、近年の実績値を踏まえ、目標値を設定しました。

[主要]	年度	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度 目標値
政5-3-5-A-4: 密輸取締り活動に関する認知度 (単位: %)	目標値	85.0	85.0	80.0	過去5年平均より増加	過去5年平均より増加
	実績値	82.2	89.6	87.0	N. A.	
<p>(注1) 輸出入者や講演会参加者等に対し、麻薬探知犬やX線検査装置による検査などの各密輸取締り活動を知っているかどうか、アンケート調査したものです。</p> <p>(注2) 令和2年度実績値は、令和3年6月末までにデータが確定するため、令和2年度実績評価書に掲載予定です。</p> <p>(出所) 関税局総務課調</p> <p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>税関の不正薬物やテロ関連物資等の水際取締りの取組やその重要性については、迅速かつ分かり易い形で積極的に情報を発信し、知っていただくよう努めており、実際に国民の皆様を知っているかどうか状況を測定していく必要があるため指標化しています。近年の実績値を踏まえ、過去5年の平均より増加することを目標としました。</p>						
政5-3-5-A-5: 税関相談官制度の運用状況 (税関相談についての利用者満足度: 上位4段階) (単位: %)	年度	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度 目標値
	目標値	95.0	96.0	維持	95.0	95.0
	実績値	96.1	97.6	97.2	N. A.	
<p>(注1) 輸出入者、通関業者及び窓口来訪者に対し、税関相談等について、「大変良い」「良い」「やや良い」「普通」「やや悪い」「悪い」「大変悪い」までの7段階評価で、アンケート調査したものです。</p> <p>(注2) 令和2年度実績値は、令和3年6月末までにデータが確定するため、令和2年度実績評価書に掲載予定です。</p> <p>(出所) 関税局業務課調</p> <p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>税関相談官制度の業務改善を図り、一層効率的な行政サービスを提供するための指標として利用者満足度を調査しており、近年の実績値が95%程度で推移していることを踏まえ、95%以上を目標としました。</p>						
政5-3-5-A-6: カスタムアンサー利用件数 (単位: 件)	年度	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度 目標値
	目標値	1,600,000	1,600,000	2,000,000	増加又は前年度並み	増加又は前年度並み
	実績値	1,929,582	2,007,358	2,213,918	N. A.	
<p>(注) 令和2年度実績値は、令和3年6月末までにデータが確定するため、令和2年度実績評価書に掲載予定です。</p> <p>(出所) 関税局業務課調</p> <p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>税関ホームページでは、通関手続等についてのQ&A(カスタムアンサー)を掲載しています。カスタムアンサーの利用状況(Q&Aの閲覧回数)を測定するため、カスタムアンサーの各ページのアクセス件数の合計を指標化しています。目標値については、近年のカスタムアンサー全体へのアクセス件数の実績値を上回る目標値を設定しました。</p>						

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標	○参考指標 1 「税関相談制度の運用状況（相談処理件数）」
	○参考指標 2 「税関ツイッター、税関チャンネル及び税関公式フェイスブックページの利用状況」

政策目標に係る予算額	平成30年度	令和元年度	2 年度	3 年度当初	令和 3 年度行政事業レビュー番号
(項) 税関業務費	32,226,697 千円	33,171,214 千円	34,764,163 千円	24,303,609 千円	
(事項) 輸出入貨物の通関及び関税等の徴収並びに監視取締りに必要な経費	32,226,697 千円	33,171,214 千円	34,764,163 千円	24,303,609 千円	
内 輸出入・通関情報処理システム等経費	12,529,439 千円	10,864,435 千円	14,686,569 千円	4,795,732 (注2) 千円	(注4)
内 税関監視艇整備運航経費	1,270,832千円	1,324,476千円	1,320,488千円	1,436,175千円	(注4)
内 X線検査装置整備等経費	2,030,844千円	2,957,754千円	1,686,732千円	1,279,576千円	(注4)
内 大型X線検査装置整備等経費	2,566,382千円	2,543,251千円	2,186,841千円	2,301,206千円	(注4)
内 埠頭監視カメラ整備等経費	2,834,694千円	2,837,014千円	2,950,828千円	2,968,879千円	(注4)
内 麻薬探知犬整備等経費	125,878千円	134,149千円	134,041千円	151,434千円	(注4)
(項) 国際観光旅客税財源税関業務費	800,000千円	(注3)	(注3)	(注3)	
(事項) 国際観光旅客税財源輸出入貨物の通関及び関税等の徴収並びに監視取締りに必要な経費	800,000千円	(注3)	(注3)	(注3)	(注4)
(項) 船舶建造費	1,022,737千円	1,032,417千円	1,122,405千円	848,849千円	
(事項) 船舶建造に必要な経費	1,022,737千円	1,032,417千円	1,122,405千円	848,849千円	
税関監視艇整備運航経費	1,022,737千円	1,032,417千円	1,122,405千円	848,849千円	(注4)
(項) 関税制度等企画立案費	790,513千円	812,627千円	829,974千円	819,601千円	
(事項) 関税中央分析所に必要な経費	311,429千円	337,407千円	349,181千円	351,311千円 (注2)	
内 取締機器等調査研究経費	43,355千円	60,064千円	68,697千円	69,140千円	(注4)
(事項) 税関研修所に必要な経費	479,084千円	475,220千円	480,793千円	468,290千円 (注2)	
合計	34,839,947 千円	35,016,258 千円	36,716,542 千円	25,972,059 千円	

(注1) 「政策目標に係る予算額」の表中には、政策目標5-3に係る予算額を記載しています。

(注2) 令和3年度の政府情報システム関連予算は、内閣所管(組織)内閣官房に「(項) 情報通信技術調達等適正・効率化推進費」にて一括計上されています。

(注3) 「(項) 国際観光旅客税財源税関業務費」の令和元年度以降の予算額は、国土交通省所管(組織)観光庁に「(項) 国際観光旅客税財源観光振興費」にて一括計上されています。

(注4) 行政事業レビューの対象か否か及び対象となった場合の番号は、確定後に記載します。

担当部局名	関税局(業務課、総務課、監視課、調査課、参事官室(国際交渉担当)、参事官室(国際協力担当)、事務管理室、税関調査室)、関税中央分析所	政策評価実施予定時期	令和4年6月
-------	--	------------	--------

○ 政策目標6-1：外国為替市場の安定並びにアジア地域を含む国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

世界各国の経済の相互連関が深まり、国際的な資金移動が活発化する中で、我が国と外国との間の資金移動が円滑に行われる環境を整えるとともに、国際金融システムを安定させることが重要となっています。

このような認識の下、財務省では、外国為替及び外国貿易法（昭和24年12月1日法律第228号。以下「外為法」といいます。）に基づいて外国為替制度の運営に当たるとともに、国際金融システムの安定に向けた制度強化に取り組んでいます。特に、我が国と密接な経済的結びつきを有するアジア地域の経済の安定は重要であり、域内における地域金融協力を更に強化していきます。また、テロ資金供与や大量破壊兵器の拡散への資金支援といった国際金融システムの濫用の防止にも取り組んでいきます。併せて、我が国に対する対内直接投資を審査する制度の適正な運用を行います。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政6-1-1：外国為替市場の安定

政6-1-2：国際金融システムの安定に向けた制度強化に関する国際的な取組への参画

政6-1-3：アジアにおける地域金融協力の推進

政6-1-4：テロ資金や北朝鮮の核関連及び大量破壊兵器の拡散等に関連する資金等による国際金融システムの濫用への対応

政6-1-5：対内直接投資審査制度の適正な運用

関連する内閣の基本方針

○「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日決定）

施策 政6-1-1：外国為替市場の安定

取組内容

為替レートは、経済ファンダメンタルズ（経済の基礎的状況）を反映しつつ、安定的に推移することが重要であると考えます。通貨当局として、G7（用語集参照）財務大臣・中央銀行総裁会議声明やG20（用語集参照）財務大臣・中央銀行総裁会議声明で確認されている考え方を踏まえつつ、引き続き、各国の通貨当局との意見交換や国際協調等を行うなど、外国為替相場の安定に向けて取り組みます。

A 外国為替市場の安定化に向けた取組

引き続き関係機関と緊密に連携しつつ、G7/G20財務大臣・中央銀行総裁会議声明で確認されている為替相場に対する考え方を踏まえ、国際的な議論に積極的に参画し、各国の通貨当局との意見交換や国際協調等を行っていきます。

また、政策当局のより緊密な連携を目的とする、財務省・金融庁・日本銀行からなる国際金融資本市場に係る情報交換会合を引き続き開催し、有事の際には、市場の急激な動きを受けて直ちに会合を開催するなど、政府として迅速な対応を行っていきます。

B 外国為替平衡操作実施状況、国際収支等の適切な公表

外国為替市場の安定に資するため、外国為替平衡操作実施状況・外貨準備等の状況につ

いて、引き続き正確かつ適時公表を行っていきます。

また、「国際収支統計」、「対外及び対内証券売買契約等の状況」等も、対外的な資金の流れに関して、市場に対する正確かつ適時な情報の提供、及び経常収支・金融収支の動向の把握といった観点から重要です。国際収支統計は、内閣府において作成・公表される「国民経済計算」の基礎統計ともなっており、適切な作成・公表を行っていきます。

定性的な測定指標

〔主要〕政6-1-1-B-1：外国為替市場の安定に向けた取組

(令和3年度目標)

G7/G20財務大臣・中央銀行総裁会議声明で確認されている考え方を踏まえつつ、引き続き、各国の通貨当局との意見交換や国際協調等を行います。国内においても、金融庁・日本銀行とより緊密な連携を図ります。

(目標の設定の根拠)

外国為替市場の安定のためには、国際協調や金融庁・日本銀行との連携が重要であるためです。

定量的な測定指標

〔主要〕		作成 頻度	平成 29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度 目標値
政6-1-1-A-1：外国 為替平衡操作実施状 況、外貨準備の状況 等の正確かつ適時な 情報の提供	外国為替平衡操作 実施状況（月ベー ス）	月1回	12/12	12/12	12/12	N.A.	12/12 公表対象期間の 最終日から第5 営業日までに公表
	外国為替平衡操作 実施状況（日ベー ス）	年4回	4/4	4/4	4/4	N.A.	4/4 公表四半期の 翌々月の第5営 業日までに公表
	外貨準備等の状況	月1回	12/12	12/12	12/12	N.A.	12/12 公表対象月の翌 月の第5営業日 までに公表
	外国為替資金特別 会計の外貨建資産 の内訳及び運用収 入の内訳等	年1回	1/1	1/1	1/1	N.A.	1/1 公表対象年度の 決算書国会提出 の翌月までに公表
〔主要〕 政6-1-1-A-2：国際 収支状況等の正確か つ適時な情報の提供	国際収支状況	月1回	12/12	12/12	12/12	N.A.	12/12 公表対象月の 翌々月第10営業 日までに公表
	本邦対外資産負債 残高	年1回	1/1	1/1	1/1	N.A.	1/1 公表対象年末か ら5か月以内に 公表
	オフショア勘定残 高	月1回	12/12	12/12	12/12	N.A.	12/12 公表対象月の 翌々月末までに 公表
	対外及び対内証券 売買契約等の状況	月1回	12/12	12/12	12/12	N.A.	12/12 公表対象月の翌 月の10営業日ま でに公表
	達成割合		100%	100%	100%	N.A.	

(注) 令和2年度実績値は、令和3年6月末までにデータが確定するため、令和2年度実績評価書に掲載予定。

国際収支状況
 <https://www.mof.go.jp/international_policy/reference/balance_of_payments/data.htm>
 本邦対外資産負債残高
 <https://www.mof.go.jp/international_policy/reference/iip/data.htm>
 外貨準備等の状況
 <https://www.mof.go.jp/international_policy/reference/official_reserve_assets/data.htm>
 外国為替資金特別会計の外貨建資産の内訳及び運用収入の内訳等
 <https://www.mof.go.jp/international_policy/reference/gaitametokkai/index.htm>
 外国為替平衡操作実施状況
 <https://www.mof.go.jp/international_policy/reference/feio/data.htm>
 オフショア勘定残高
 <https://www.mof.go.jp/international_policy/reference/offshore/data.htm>
 対外及び対内証券売買契約等の状況（週次でも公表）
 <https://www.mof.go.jp/international_policy/reference/itn_transactions_in_securities/data.htm>

(出所) 国際局為替市場課

(目標値の設定の根拠)

外国為替市場の安定に資するため、外国為替平衡操作実施状況・外貨準備等の状況について、引き続き正確にかつ適時に公表することとし、また、市場に対する正確かつ適時な情報の提供、及び經常収支・金融収支の動向の把握といった観点から国際収支状況等について適切な作成・公表を行うために上記目標値を設定しました。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標

- 参考指標1「為替相場の動向」
- 参考指標2「国際収支動向」
- 参考指標3「対外資産負債残高」
- 参考指標4「外貨準備動向」
- 参考指標5「外国為替平衡操作の実施状況」

施策 政6-1-2：国際金融システムの安定に向けた制度強化に関する国際的な取組への参画

取組内容

A G7、G20等の国際的な議論への参画

強固・持続可能で、均衡ある、かつ包摂的な世界経済の成長を生み出すために、引き続き、G7、G20等の枠組みを通じ、各国と一層協働して国際金融システムの安定に向けた取組を進めていきます。とりわけ、G20サミットは、平成20年秋の金融危機発生による混乱が実体経済にまで波及し、世界経済の先行きに対する懸念が急速に高まる中で、新興国を含めた枠組みによって対応を議論する必要性が認識されて発足したものであり、国際経済協力に関する第一のフォーラムとされています。

令和2年においては、新型コロナウイルス感染症拡大という未曾有の危機の発生を受け、G20は、新型コロナウイルス感染症に対応するための行動計画の策定や途上国の債務問題への取組など、危機への対応において主導的な役割を果たしました。併せて、国際課税や中央銀行デジタル通貨等、国際金融システム上重要な課題に対応するための議論も行っています。我が国はこれらの取組・議論に積極的に貢献しており、今後も、国際金融システムの安定化に向けて、G20を含めた国際的な枠組みに積極的に参画していきます。

B 国際通貨基金（IMF）等の国際金融システム安定化の取組への参画

平成20年秋の金融危機発生以降、国際通貨基金（IMF：用語集参照）は、加盟国が危機から脱却する上で極めて重要な役割を果たしてきました。

また、IMFは、危機予防目的の資金支援等や、加盟国へのサーベイランス（政策監視）の一層の強化、G7、G20への技術的なインプット等、様々な役割が期待されています。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う未曾有の危機に対しては、IMFは、緊急融資制度を強化し、計83か国に対して10兆円を超える支援を提供するなど、世界経済を支える重要な役割を果たしています。

我が国は、IMFの途上国向け融資や債務返済支援、能力強化のための資金貢献を行ったほか、新規借入取極（NAB）の倍増や二国間融資借入取極（BBA）の延長に参画するなど、IMFの活動を積極的に支援しています。

我が国は、IMFを通じて国際金融システムの安定を実現すべく、今後もIMFの議論に積極的に参画し、IMFの更なる機能強化に取り組んでいきます。加えて、IMFが真にグローバルな機関として、その役割を果たすためには、スタッフの多様性確保が重要であり、我が国は、日本人スタッフの増加のために努力も続けていきます。

また、アジア地域では、ASEAN+3（用語集参照）（日中韓）財務大臣・中央銀行総裁会議等において、チェンマイ・イニシアティブ（用語集参照）をはじめとする多国間の地域金融協力の更なる強化に関する議論等を牽引していきます（詳細は政6-1-3参照）。

以上のような、G7、G20、IMF等における議論へ積極的に参画することを通じて、国際金融システムの安定化を目指していくことは極めて重要であり、これに取り組んでいきます。

定性的な測定指標

[主要] 政6-1-2-B-1：国際金融システムの安定に向けた国際的な協力への参画

(令和3年度目標)

G7、G20等の国際的な枠組みにおいて積極的に議論に貢献します。また、IMFをはじめとする国際機関及び各国の財務金融当局等との政策対話も積極的に行います。

(目標の設定の根拠)

国際金融システムの安定を実現し、強固・持続可能で、均衡ある、かつ包摂的な世界経済の成長を生み出すためには国際的な協力が重要なためです。

今回廃止した測定指標とその理由

○ (旧) 政6-1-2-A-1：IMFによるサーベイランスの実施状況（経済の健全性の調査の実施回数）

(理由)

IMFによるサーベイランスは、財務省が直接的な実施機関ではないことに加えて、予見不可能な事由の発生により実施が流動的になることがあります。現在は、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、二国間サーベイランスの間隔が従来の15ヶ月以内から27ヶ月以内へと変更されています。こうした事情を踏まえ、国際的な協力への参画により国際金融システムの安定にどう貢献したかを測定する指標としての適切性を再検討した結果、本測定指標を参考指標とするよう、位置づけを見直しました。よって、今後は「政6-1-2-B-1：国際金融システムの安定に向けた国際的な協力への参画」の中で、IMFによるサーベイランスへの貢献を含むIMFとの政策対話の状況について、参考指標を活用しながら評価することといたします。

参考指標

- 参考指標1 「国際通貨基金（IMF）への主要国出資」
- 参考指標2 「IMFの融資状況」
- 参考指標3 「IMFに対する融資貢献の状況」
- 参考指標4 「IMFのキャパシティ・ビルディングの実施状況」
- 参考指標5 「IMFのサーベイランス実施状況」
- 参考指標6 「IMFにおける日本人職員数等（日本人幹部職員等を含む）」

○参考指標7「IMFのセーフティネットの規模」

○参考指標8「チェンマイ・イニシアティブのマルチ化における各国の貢献額と借入可能総額」

施策 政6-1-3：アジアにおける地域金融協力の推進

アジア地域は、底堅い内需により堅調な成長を続けているものの、グローバル経済・金融環境の変化により、地域経済及び金融市場が影響を受けるリスクが存在します。こうしたリスクが顕在化した場合でも、地域金融市場の安定を維持するには平素からの金融協力が重要です。

日本は、ASEAN+3（日中韓）財務大臣・中央銀行総裁会議等において、チェンマイ・イニシアティブをはじめとする多国間の地域金融協力の更なる強化に関する議論を牽引していきます。

二国間の金融協力についても、二国間通貨スワップ取極（用語集参照）の締結や現地通貨の利用促進のための協力などを引き続き積極的に進めていきます。

A 多国間の地域金融協力

アジアにおける多国間の地域金融協力の枠組みであるASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁会議において、我が国はこれまで、アジア通貨危機を踏まえ、危機時に外貨資金を相互に融通するためのセーフティネットであるチェンマイ・イニシアティブの設立や機能強化を主導するなど、その議論の進展に積極的に貢献してきました。我が国は、第24回ASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁会議（令和3年5月）の機会も活用しつつ、アジアの金融安定に向けてチェンマイ・イニシアティブの更なる強化のための議論を主導していきます。

また、ASEAN+3域内の経済情勢の監視を行うとともに、「ASEAN+3マクロ経済リサーチ・オフィス（AMRO）」（用語集参照）のサーベイランス能力及び組織能力を強化する取組を引き続き支援していきます。

さらに、平成15年8月から開始したアジア債券市場育成イニシアティブ（用語集参照）については、令和2年9月に開催された財務大臣・中央銀行総裁会議においても、同イニシアティブが着実に進捗していることが改めて認識されています。また同イニシアティブのもと平成22年11月に創設された信用保証・投資ファシリティ（CGIF）（用語集参照）は、現地通貨建て債券への保証を行っています（令和2年11月末時点で累計39件、累積保証残高2,074百万米ドル）。こうした取組を通じて、域内現地通貨建て債券の発行体や債券の種類が多様化する等、既に多くの成果が実現しており、同イニシアティブが開始する直前の平成14年末と比べ、ASEAN+3の現地通貨建て債券市場の規模は約14倍に拡大しています。我が国は、引き続き、アジアの金融市場の安定に資するべく、本イニシアティブに積極的に貢献し、アジア金融市場の環境整備支援を推進していきます。

その他、ASEAN地域の自然災害リスクへの財務強靱性を強化させることを目的とする東南アジア災害リスク保険ファシリティ（SEADRIF: Southeast Asia Disaster Risk Insurance Facility）（用語集参照）については、平成31年4月にSEADRIF保険会社が設立され、ラオス・ミャンマーを対象とした災害保険の開始に向けた取組と公共財産保護プログラムの具体化に関する議論が着実に進展しており、今後も、同ファシリティの活動を支援していきます。

B 二国間の金融協力

さらに、こうした多国間（マルチ）の地域協力の枠組みに加え、二国間（バイ）の取組も

取組内容

重要です。特に、中国、韓国、インド等のアジアの国々との関係は、我が国の持続的成長のために重要です。中国との間では、平成30年5月の日中首脳会談で早期実現することが合意された邦銀の人民元クリアリングバンクとしての指定や邦銀への債券引受（平幹事）ライセンスの付与が実現しました。インドとの間では、資本市場の育成や金融規制についてのディスカッションや両国のマクロ経済についての情報交換を行っているほか、平成31年2月に二国間通貨スワップ取極を締結しています。引き続きこれらの国との金融協力を推進していきます。

また、ASEAN諸国との関係においては、日本財務省は、チェンマイ・イニシアティブの補完として、インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、マレーシアの5カ国との間で二国間通貨スワップ取極を締結しています（令和2年12月時点）。これらの取極を通じて、ASEAN地域の金融安定強化に引き続き貢献していきます。また、日本円と現地通貨の直接取引を促進させる観点から、令和2年8月にはインドネシア中央銀行との間で現地通貨の利用促進に係る協力枠組みを設立しており、今後もこれらの取組を強化・拡大することで、各国の現地通貨の利用促進による、同地域の安定的な金融市場の実現に貢献していきます。

定性的な測定指標

[主要] 政6-1-3-B-1：アジアの金融市場における安定のための地域金融協力の取組

(令和3年度目標)

ASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁会議の議論を主導し、チェンマイ・イニシアティブやアジア債券市場育成イニシアティブ、SEADRIF等の地域金融協力を積極的に推進していきます。

(目標の設定の根拠)

アジア地域での金融協力を強化することが、地域金融市場の安定を図る上で重要なためです。

[主要] 政6-1-3-B-2：アジア各国との二国間金融協力の取組

(令和3年度目標)

金融関係の規制緩和に向けた相手国への要望を含め、アジア各国との金融協力に関する二国間の対話を引き続き実施していくほか、二国間通貨スワップ取極の継続・拡充や現地通貨の利用促進のための協力といった取組を引き続き推進していきます。

(目標の設定の根拠)

アジア各国との二国間金融協力の取組の推進は、地域の金融安定強化・各国との関係強化を図る上で重要なためです。

定量的な測定指標

政6-1-3-A-1：ASEAN+3における現地通貨建て債券による資金調達 の状況（現地通貨建て債券市場の債券残高の対前年比）	年度	平成 29年度	30年度	令和元 年度	令和 2年度	3年度 目標値
目標値		100% 以上	100% 以上	100% 以上	100% 以上	100% 以上
実績値		113.1%	112.6%	112.5%	N. A.	

(注1) ASEAN主要6カ国及び中韓の、歴年年末時点及びその前年末時点の現地通貨建て債券の残高について、同一の為替レート（当該歴年年末時点の為替レート）により米ドル換算した上で対前年比を測定

(注2) 令和2年度の実績値は、令和3年6月頃に確定し、令和2年度の実績評価書に記載します。

(出所) Asian Bonds Online（令和2年12月16日時点の公表値）

(目標値の設定の根拠)

アジアにおける地域金融協力の推進の観点から、現地通貨建て債券の発行促進を進めていくことが重要であることから、これまでの実績を踏まえつつ、対前年比100%を目標値として設定します。

今回廃止した測定指標とその理由

○(旧)政6-1-3-A-1:サーベイランスの実施状況サーベイランスの実施状況(ASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁プロセスにおける実施回数(代理レベル含む))

(理由)

サーベイランスの実施状況は、新型コロナウイルスの感染拡大等の予見不可能な事由の発生により実施が流動的になることがあります。

こうした事情を踏まえ、国際的な協力への参画によりアジアにおける地域金融協力にどう貢献したかを測定する指標としての適切性を再検討した結果、本測定指標を参考指標とするよう、位置づけを見直しました。よって、今後は「政6-1-3-B-1:アジアの金融市場における安定のための地域金融協力の取組」の中で、ASEAN+3財務大臣・中央銀行プロセスを通じたサーベイランスを含むサーベイランスの実施状況について、参考指標を活用しながら評価することといたします。

参考指標

- 参考指標1「チェンマイ・イニシアティブのマルチ化における各国の貢献額と借入可能総額(再掲)」
- 参考指標2「日本—AMRO特別信託基金が実施するメンバー国向けのキャパシティ・ビルディングの実施件数」
- 参考指標3「アジア諸国との二国間通貨スワップ取極」
- 参考指標4「サーベイランスの実施状況(ASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁プロセスにおける実施回数(代理レベル含む))」

施策

政6-1-4:テロ資金や北朝鮮の核関連及び大量破壊兵器の拡散等に関連する資金等による国際金融システムの濫用への対応

取組内容

国際社会の平和と安全を脅かすテロリストの活動や現在の核不拡散体制に対する大きな脅威である北朝鮮の核開発等の問題は国際社会全体の課題です。この課題に対処するため、これらに関連した資金が国際金融システムを濫用する形で移転していくことを防止することも必要となっています。

このような観点から、財務省としては、国連安保理決議等を踏まえ、外為法に基づき、様々な制裁措置を講じてきました。具体的には、例えば、テロ資金や北朝鮮の核・弾道ミサイル・大量破壊兵器関連の計画等に関し、制裁対象者に対する資産凍結等措置や資金移転防止措置を講じています。今後とも、関係各国や関係省庁、金融機関等との連携を密にし、当該措置を適時に実施していきます。

また、FATF(金融活動作業部会:用語集参照)やG20等の国際的な枠組みに積極的に貢献し、国際社会と協調して、資金洗浄・テロ資金対策に関するFATF勧告の実施等を推進していきます。国内の資金洗浄・テロ資金対策については、FATFやG20等の国際的な議論も踏まえながら、引き続き関係省庁等と協力して取り組んでいきます。

更に、金融機関等における外為法等の遵守体制の整備・強化を図るとともに、制裁措置の実効性の確保及びFATF勧告の着実な実施等を図るため、資金移転の仲介等を行う金融機関等に対して、外国為替検査ガイドラインに基づき、検査の効率性及び有効性を高めることに留意しつつ、外国為替検査を実施していきます。

定性的な測定指標

[主要] 政6-1-4-B-1：テロ資金・マネーロンダリングへの国際的な枠組みの中での対応及び国連安保理決議等に基づく制裁措置の適切な実施等

(令和3年度目標)

国連安保理決議等を踏まえ、外為法に基づく制裁措置を適時に実施する等、対外取引に対して適切な管理・調整を実施していきます。

また、国際社会と協調し、資金洗浄・テロ資金対策に関するFATF勧告の実施等を関係省庁等と協力して推進していきます。

更に、金融機関等における外為法等の遵守体制の整備・強化を図るとともに、制裁措置の実効性の確保及びFATF勧告の着実な実施等を図るため、適切に外国為替検査を実施していきます。

(目標の設定の根拠)

国連安保理決議等を踏まえた外為法に基づく制裁措置及びFATF勧告の着実な実施等が、国際金融システムの安定に資するためです。

定量的な測定指標

政6-1-4-A-1：外国為替及び外国貿易法に基づく制裁措置の適時実施	年度		平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度目標値
	目標値	割合 (%) (b)/(a)	—	—	100.00	100.00	100.00
実績値	割合 (%) (b)/(a)	100.00	100.00	100.00	N.A.		
	(a) 国連安保理決議等を踏まえた外務省告示を新規発出又は廃止した件数	2	0	1	N.A.		
	(b) 外務省告示の整備と同日に財務省告示を整備した件数	2	0	1	N.A.		

(注) 令和2年度の実績値は、令和3年3月末に確定し、令和2年度の実績評価書に記載します。

(目標値の設定の根拠)

制裁措置の適時実施のためには、制裁の対象者等を指定する外務省告示が制定された場合、これに対応し迅速に財務省告示を整備することが重要であるため、上記目標値(割合)を設定しました。

政6-1-4-A-2：外国為替検査の実施状況	年度		平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度目標値
	オフサイト・モニタリングの実施件数	目標値	—	—	249	238	238
実績値		—	249	238	N.A.		
外国為替検査の実施件数	目標値	—	—	110	110	N.A.	
	実績値	127	123	109	N.A.		

- (注1) 令和2年度の実績値は、令和3年3月末に確定し、令和2年度実績評価書に記載します。
- (注2) オフサイト・モニタリングとは、平成30年の外国為替検査ガイドラインの制定に伴い、これまで実施していた内部監査ヒアリングを改組し、外為法令等を遵守するための内部管理態勢等に係る報告を求めるもの。
- (注3) 外国為替検査の目標値については、令和3年7月～8月に令和3事務年度（7月～翌年6月までの期間）の検査計画を策定することとしているため、令和4年度実施計画に掲載予定です。

(目標値の設定の根拠)

制裁措置の実効性の確保及びF A T F 勧告の着実な実施を進めていくために、外為業務の状況や外為法令等を遵守するための内部管理態勢等を定期的かつ継続的に把握するオフサイト・モニタリングや、外為法令等の遵守状況及び内部管理態勢の状況を検証する立入検査を実施しており、オフサイト・モニタリングの実施件数については、令和元年度の実績を参考に目標値を設定しました。

外国為替検査については、上記オフサイト・モニタリングの結果を活用し、金融機関のリスクプロファイルの評価作業等を行い、検査計画を策定しています。

政6-1-4-A-3：外為法令等遵守に係る説明会の実施状況	年度	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度目標値
目標値		—	—	12	12	12
実績値		18	34	15	N.A.	

(注) 令和2年度の実績値は、令和3年3月末に確定し、令和2年度の実績評価書に記載します。

(目標値の設定の根拠)

外為法令等遵守に係る説明会については、外為業務の取扱いを行っている金融機関等に対し、各財務局・業界団体等が主催する機会を捉えて実施しており、令和3年度は大幅な法令等の改正が予定されていないことから、説明会を月1回程度実施するよう上記目標値を設定しました。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標

- 参考指標1「テロリスト等に対する我が国による資産凍結措置対象者数【再掲（総5-1：参考指標3）】」
- 参考指標2「外国為替検査日程の短縮等を行った検査対象先の割合」
- 参考指標3「F A T F 関連会合への出席回数」
- 参考指標4「F A T F 勧告に係る演習・研修への参加状況」

施策 政6-1-5：対内直接投資審査制度の適正な運用

取組内容

我が国への対内直接投資は、我が国経済の健全な発展に寄与するものである一方、投資を通じて、国の安全等に関わる技術情報の流出や事業活動の喪失といった事態につながるおそれを生じうるものです。かかる観点から財務省としては、外為法に基づき、投資の自由を原則としつつ、一定の対内直接投資については国の安全等の観点から事前に審査する制度を設け、こうした懸念に対応しています。

昨今、我が国経済の健全な発展に寄与する対内直接投資の促進はその重要性が一層増す一方、諸外国において自国の安全等を損なうおそれのあるものについて対応を強化する動向がみられるところです。こうした状況も踏まえ、改正外為法の下で、国内関係省庁や各国当局との情報交換や対内直接投資審査制度に関する協議を行うなど緊密に連携し、対内直接投資の迅速かつ適切な

審査の実施に努めていきます。また、投資家の利便性向上の観点から、オンラインにより事前届出を提出できるよう対応したところですが、一連の手続きをオンラインで完結できるよう検討を進めます。加えて、手続きのオンライン化を含め、対内直接投資審査制度の内容の周知・徹底を図るために市場関係者等の正確な理解に寄与する情報提供を行うことで、円滑かつ着実に対内直接投資審査制度を運用していきます。

定性的な測定指標

[主要] 政6-1-5-B-1：実効性のある対内直接投資審査制度への取組

(令和3年度目標)

迅速かつ適切に審査を実施するため、国内関係省庁や各国当局との情報交換や対内直接投資審査制度に関する協議を行うなど緊密に連携し、実効性のある制度の整備と運用に取り組みます。

(目標の設定の根拠)

対内直接投資審査制度の実効性を確保するためには、国内関係省庁や海外当局との連携が重要かつ不可欠と考えられるためです。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標 ○参考指標1「我が国への対内直接投資残高」

政策目標に係る予算額	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度当初	令和3年度行政事業レビュー番号
(項) 事務取扱費	1,937,524 千円	2,082,727 千円	1,923,675 千円	3,447,056 千円	
(事項) 外国為替市場及び国際金融システムの安定に必要な経費	1,937,524 千円	2,082,727 千円	1,923,675 千円	3,447,056 千円	
(項) 諸支出金	176,114,433 千円	249,725,146 千円	248,003,418 千円	268,268,473 千円	
(事項) 手数料等に必要経費	176,114,433 千円	249,725,146 千円	248,003,418 千円	268,268,473 千円	
(項) 融通証券事務取扱費一般会計へ繰入	731 千円	732 千円	813 千円	758 千円	
(事項) 融通証券事務取扱費の財源の一般会計へ繰入れに必要な経費	731 千円	732 千円	813 千円	758 千円	
(項) 国債整理基金特別会計へ繰入	492,384,010 千円	494,452,555 千円	431,602,131 千円	506,935,763 千円	
(事項) 国債整理基金特別会計へ繰入れに必要な経費	492,384,010 千円	494,452,555 千円	431,602,131 千円	506,935,763 千円	
合計	670,436,698 千円	746,261,160 千円	681,530,037 千円	778,652,050 千円	

(注) 「政策目標に係る予算額」の表中には、政策目標6-1に係る予算額を記載しています。

担当部局名	国際局(総務課、調査課、国際機構課、地域協力課、為替市場課)	政策評価実施予定時期	令和4年6月
-------	--------------------------------	------------	--------

○ 政策目標 6 - 2 : 開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進

**政策目標の内容及び
目標設定の考え方**

世界経済の中で大きな地位を占める我が国として、自由かつ公正な国際経済社会の実現やその安定的発展に向け、開発途上国における貧困や地球環境問題等の課題への対応を含む国際的な協力を積極的に取り組むことが求められています。こうした状況に鑑み、我が国の厳しい財政状況や国民のODAに対する見方も踏まえつつ、開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための効果的かつ効率的な資金協力等を実施していきます。国際協力機構（JICA）の有償資金協力や国際協力銀行（JBIC）による支援については、現地の経済社会への貢献等の要素を備える「質の高いインフラ投資」の実現も含め、開発途上国の経済社会の発展を支援していく観点から、重点的に取り組んでいきます。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政6-2-1 : ODA等の効率的・戦略的な活用

政6-2-2 : 有償資金協力（国際協力機構（JICA））を通じた支援並びに国際協力銀行（JBIC）及び国際開発金融機関（MDBs）を通じた支援等

政6-2-3 : 債務問題への取組

政6-2-4 : 開発途上国に対する知的支援

関連する内閣の基本方針

- 「開発協力大綱」（平成27年 2月10日閣議決定）
- 「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」（平成28年 5月23日公表）
- 「未来投資戦略2018」（平成30年 6月15日閣議決定）
- 「成長戦略フォローアップ」（令和元年 6月21日閣議決定）
- 「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和 2年 4月 7日閣議決定、令和 2年 4月20日変更）
- 「経済財政運営と改革の基本方針2020」（令和 2年 7月17日閣議決定）
- 「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」（令和 2年12月 8日閣議決定）
- 「インフラシステム海外展開戦略2025」（令和 2年12月10日経協インフラ戦略会議決定）

施策 政6-2-1 : ODA等の効率的・戦略的な活用

取組内容

我が国は、持続可能な開発のための2030アジェンダ（用語集参照）やODA等に関する様々な国際公約の達成に向けた取組を積極的に推進する一方、我が国の厳しい財政状況や国民の視点を踏まえると、ODAについてはこれまで以上に戦略的な実施や開発効果の向上等に努めていくことが課題となっており、平成27年 2月10日に閣議決定された「開発協力大綱」でも示された通り、ODA等について一層の重点化・効率化を図ることが求められています。

財務省は、関係省庁間で密接な連携を図りながら、有償資金協力（円借款（用語集参照）等）・技術協力・無償資金協力の一体的活用、国際開発金融機関（Multilateral Development Banks: MDBs）（用語集参照）及び諸外国との援助協調の推進、国別援助方針の策定、ODA評価

	の充実、NGOや民間企業等との連携、国際協力銀行（JBIC）の機能強化等に取り組んでいるところであり、引き続きODA等の効率的・戦略的な活用に取り組んでいきます。
定性的な測定指標	
	<p>【主要】 政6-2-1-B-1：円借款を通じたODAの効率的・戦略的な活用</p> <p>（令和3年度目標）</p> <p>円借款等を実施するに当たって、適切な事業規模の確保、他機関との連携及び必要に応じた制度改善等を通じて、その効率的・戦略的な活用を図っていきます。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>我が国の経済・財政状況が厳しい中、幅広い国民の理解を得てODAを実施していくためには、効率的かつ戦略的に援助を実施していく必要があるためです。</p>
	<p>政6-2-1-B-2：国際協力銀行（JBIC）を通じたその他の政府資金（OOF：Other Official Flows）の効率的・戦略的な活用</p> <p>（令和3年度目標）</p> <p>JBICの機能強化及び他機関との連携を通じて、開発途上国の安定的な経済社会の発展や、地球規模課題の解決に貢献していきます。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>「開発協力大綱」にも示されている通り、開発協力を実施するに当たって、ODAのみならず、JBICの実施するOOFとの連携を強化し、開発のための相乗効果を高める必要があるためです。</p>
今回廃止した測定指標とその理由	
	該当なし
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ○参考指標1 「開発途上国に対するODA、OOF及びPF（民間資金）の実施状況」 ○参考指標2 「円借款実施状況」【再掲（総5-1：参考指標5）】 ○参考指標3 「円借款の標準処理期間の達成状況」 ○参考指標4 「JICAの詳細型事後評価完了案件の分布」 ○参考指標5 「国際協力銀行（JBIC）の出融資保証業務実施状況」【再掲（総5-1：参考指標6）】
施策	政6-2-2：有償資金協力（国際協力機構（JICA））を通じた支援並びに国際協力銀行（JBIC）及び国際開発金融機関（MDBs）を通じた支援等
取組内容	<p>財務省は、有償資金協力（JICA）を通じた支援やJBIC業務、MDBsに関する業務を所管する立場から、以下の通り取り組んでいきます。</p> <p>A 有償資金協力（JICA）を通じた支援</p> <p>開発途上国に対して、長期・低利の緩やかな条件で開発資金を融資する円借款は、開発途上国にとって必要不可欠な経済インフラの整備や社会開発を推進するために重要な役割を果たしています。その効果を一層高め機動的な円借款の実施を可能とするために、円借款や海外投融資（用語集参照）の更なる迅速化や、ハイスpekク借款（用語集参照）、サブ・ソブリン向け円借款（相手国政府保証の免除）及びドル建て借款といった制度拡充を実施し、その運用をしています。また、令和2年4月、途上国における新型コロナウイルス感染症の拡大防止や経済の維持・活性化を支援するため、「新型コロナ危機対応緊急支援円借款」を創設しました。</p>

円借款は、返済が求められる有償の資金であることから、債務償還確実性の確保に慎重を期す必要があります。財務省としては、IMFをはじめとする国際金融機関の知見も活用しつつ、開発途上国の財政や国際収支の状況を分析する等、債務持続可能性に目を配るとともに、世界銀行をはじめとするMDBsとの連携が図られるように意を用いる等、援助効果の向上に努めています。こうした観点から、相手国政府との協議や、それを受けて策定される国別援助方針、更には、個々の円借款の案件の形成に参画していきます。

引き続き、アジア地域をはじめ、世界各地域に対し、その必要性と特性に応じ、世界銀行、アジア開発銀行などの地域開発金融機関との連携を深めながら、開発効果の高い円借款の供与を図っていくほか、更に技術協力・無償資金協力との有機的連携を進めていきます。

B J B I Cを通じた支援

J B I Cについては、引き続き、民業補完の原則の下、国策上重要な海外資源確保、我が国産業の国際競争力の維持・向上、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする事業の促進、国際金融秩序の混乱への対処に努め、こうした取組により、開発途上国等の持続的発展に貢献していきます。

また、J B I Cは、海外発行体が発行するサムライ債（用語集参照）を保証又は一部を取得することにより、同発行体の信用力や債券発行力を補完し、東京市場での知名度を高め、将来的に独力でサムライ債が発行できるよう支援しています。

平成28年には株式会社国際協力銀行法を改正し、更なるリスク・テイクを可能とする「特別業務」を創設しました。

また、令和3年1月には、これまでの「成長投資ファシリティ」を再編し、日本企業による、脱炭素社会に向けた質の高いインフラの海外展開やその他の海外事業活動を支援する「脱炭素推進ウィンドウ」、及び、サプライチェーンの確保・再編・複線化等による強靱化を支援する「サプライチェーン強靱化ウィンドウ」の2つのウィンドウからなる「ポストコロナ成長ファシリティ」を創設しました。

こうした枠組も活用し、開発途上国等を支援していきます。

C M D B s等を通じた効率的・戦略的な支援

世界銀行、アジア開発銀行等のM D B sは開発援助における豊富な経験を有し、高度な専門知識を持った人材を数多く有するとともに、その広範な情報網を活用して現地の支援ニーズを的確に把握することにより、効果的な援助を行うことができる等の長所があります。M D B sは、貧困削減や包摂的成長の実現に向け、国際開発コミュニティの中で中核的な役割を担うことに加え、気候変動等のグローバルな課題への対応についても重要な役割を果たしています。

我が国は、開発分野で重視するテーマについて、M D B sを重要なパートナーとして協働して取り組んでいきます。例えば、日本議長下のG20の成果である、「質の高いインフラ投資に関するG20原則」を具体的なプロジェクトに反映させていくため、M D B sに設置された日本信託基金を通じ、質の高いインフラ投資の促進を積極的に支援していきます。

併せて、M D B sの主要出資国として、業務運営に積極的に参画し、我が国のODA政策・開発理念や経験・専門的知見をM D B sの政策や業務に反映させ、また、我が国の開発援助にM D B sの経験・専門的知見を活用することで、我が国支援の効果・効率を増大させていきます。例えば、令和2年9月に4年に1度の増資が合意された、アジア・太平洋島嶼国地域の貧困国を支援するアジア開発基金（ADF）について、我が国は、最大の

拠出国として増資の議論を主導し、合意形成に大きく貢献しました。ADF増資においては、我が国が重視する質の高いインフラ投資、防災、債務持続可能性が重点政策として位置づけられるとともに、パンデミックへの備え等に資する保健体制の構築に関する支援規模が拡大されました。今後、こうした増資に当たって合意された改革を各MDBsが着実に実施していくよう、我が国としても引き続き働きかけていきます。

さらに、今後見込まれる、世界銀行グループで低所得向け支援を行う国際開発協会（IDA）の増資交渉においても、我が国が開発分野で重視するテーマが重点政策と位置付けられるよう、積極的に議論を行っていきます。今後とも、政策協議等の場を活用してMDBs等との意見交換・議論を活発に行っていきます。

D 国際機関と連携したUHC実現のための支援

ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC：用語集参照）は平成27年9月の国連サミットで採択された持続可能な開発目標（SDGs）のターゲットの一つとして挙げられています。我が国は、平成28年5月のG7伊勢志摩サミットや同年8月の第6回アフリカ開発会議（TICAD VI）において国際保健を重要な柱と位置付け、UHC推進に係るビジョンを示すなど、国際場裡における議論を先導しています。財務省としても、国際開発金融機関の主要ドナーとして世界銀行等と共同して開発途上国におけるUHC推進のイニシアティブを積極的に進めており、平成29年12月には世界銀行、世界保健機関（WHO）などの国際機関や、厚生労働省、外務省などと共催で「UHCフォーラム2017」を東京にて開催し、UHC達成の取組を加速させるためのコミットメントとして、UHC達成に向けたグローバルなモメンタムの強化や各国・各機関の連携体制強化等を提唱した「UHC東京宣言」を発表しました。また、平成30年4月にはIMF・世界銀行春会合においてUHC財務大臣会合を開催し、UHC実現に向けた持続可能な保健財政枠組構築のための財務当局の関与の重要性や財務大臣と保健大臣の連携の重要性について発信しました。

こうした取組を踏まえ、日本議長下のG20においては、世界銀行からのインプットを得つつ、「途上国におけるUHCファイナンス強化の重要性に関するG20共通理解」（G20共通理解文書）を取りまとめ、令和元年6月に開催されたG20財務大臣・中央銀行総裁会議及びG20財務大臣・保健大臣合同セッションの双方にて、G20共通理解文書へのコミットメントを確認することができました。

令和2年のサウジアラビア議長下のG20においては、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、UHC実現に向けた取組を通じた感染症への備えと対応の向上が持続的な経済成長に不可欠であるとの理解が広がり、G20行動計画に上記共通理解文書へのコミットメントを再確認することが盛り込まれました。今後も、関係省庁や、世界銀行・アジア開発銀行・世界保健機関（WHO）といった国際機関と連携を深めながら、UHC実現に向けた議論に積極的に参画していきます。

E 地球環境保全に向けた開発途上国の取組支援

平成27年12月に行われた国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）では、「京都議定書」に代わる、2020年（令和2年）以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組である「パリ協定」（Paris Agreement）が採択されました。同協定は平成28年11月に発効し、令和2年1月より本格実施されているところであり、今後この協定の目的達成に向けた途上国の取組を積極的に支援していきます。

我が国は、世界銀行が管理する信託基金である地球環境ファシリティ（Global Environment Facility：GEF）（用語集参照）及び気候投資基金（Climate Investment

Funds : C I F) (用語集参照)、更には平成22年の国連気候変動枠組条約第16回締約国会議 (C O P 16) で設立が決定した緑の気候基金 (Green Climate Fund : G C F) (用語集参照) の主要な拠出国となっております。関係省庁と協力し、各基金の評議会等への参加を通じてその活動を支援するとともに、これらの地球環境保全に向けた取組に積極的に参画していきます。

定性的な測定指標

[主要] 政6-2-2-B-1 : 国際開発金融機関 (M D B s) 等を通じた支援への参画

(令和3年度目標)

世界銀行グループ、アジア開発銀行等のM D B s等の主要ドナーとして、業務運営に積極的に参画していきます。具体的には、世界銀行グループやアジア開発銀行等の増資で合意された政策が着実に実施されるよう、我が国としても働きかけていきます。

また、今後見込まれる国際開発協会 (I D A) の増資交渉において、我が国が開発分野で重視するテーマが重点政策と位置付けられるよう、主要ドナーとして議論を主導していきます。

(目標の設定の根拠)

M D B s等の業務運営に積極的に参画し、我が国のO D A政策・開発理念や経験・専門的知見をM D B s等の政策や業務に反映させることで、我が国支援の効果・効率を増大させていくことが重要であるためです。

政6-2-2-B-2 : U H C実現に向けた戦略的な取組への積極的な参画

(令和3年度目標)

我が国が国際的取組を先導しているU H Cの実現に向けた議論に積極的に参画していきます。

(目標の設定の根拠)

開発途上国等の持続的な経済社会の発展のためには、U H Cの実現が重要であり、その観点から、議論への積極的な参加とU H C実現に向けた取組の推進が必要であるためです。

政6-2-2-B-3 : 地球環境保全に向けた議論への積極的な参画

(令和3年度目標)

我が国が主要な拠出国となっている地球環境ファシリティ (Global Environment Facility : G E F)、気候投資基金 (Climate Investment Funds : C I F) 及び緑の気候基金 (Green Climate Fund : G C F) の運営に係る議論に積極的に参画していきます。

(目標の設定の根拠)

気候変動等の地球環境問題に対する必要な援助を引き続き提供することにより、開発途上国における地球環境の保全を支援するため、議論に積極的に参画する必要があるためです。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標

- 参考指標1 「国際開発金融機関 (M D B s) に対する主要国の出資」
- 参考指標2 「国際開発金融機関 (M D B s) 等に対する拠出金」
- 参考指標3 「国際開発金融機関 (M D B s) の活動状況」
- 参考指標4 「円借款実施状況」【再掲 (総5-1 : 参考指標5)】
- 参考指標5 「国際協力銀行 (J B I C) の出融資保証業務実施状況」【再掲 (総5-1 : 参考指標6)】
- 参考指標6 「国際協力銀行 (J B I C) によるサムライ債発行支援の実績」

施策	政6-2-3：債務問題への取組
取組内容	<p>我が国は、債務問題に直面した開発途上国政府に対し、パリクラブ（主要債権国会合）合意に基づき、公的債権の繰り延べや削減を行っています。近年においては、開発途上国に対する資金援助の構造も変化してきており、中国等をはじめとしたパリクラブ以外の新興援助国や、開発途上国自身による債券発行も含めた民間からの資金が増加する傾向にあります。その一方で、IMFや世界銀行においては、我が国を含めた全ての債権者やドナーが、債務持続可能性分析の枠組に沿った行動をとるよう促しています。</p> <p>財務省としても、債務透明性の向上及び債務持続可能性の確保に向けた、債務者及び公的・民間の債権者双方による協働が必要との認識の下、国際社会における議論に積極的に参画しています。また、IMF・世銀の各信託基金（「決定のためのデータ基金」・「債務管理ファシリティ」）等に拠出し、債務国の債務管理能力の構築に向けた技術支援等を実施しています。</p> <p>G20及びパリクラブは、令和2年4月、新型コロナウイルス感染症の拡大によって流動性危機に直面する低所得国に対し、これら諸国の公的債務の支払を一時的に猶予する「債務支払猶予イニシアティブ」（以下、DSSI）に合意しました。また、令和2年11月には、DSSI対象国に対する債務救済を行うにあたっての「DSSI後の債務措置に係る共通枠組」（以下、「共通枠組」）に合意しました。我が国は、DSSIに基づく債務の支払猶予の実施、及び、「共通枠組」の具体的な実施に向けた議論への参画を通して、開発途上国の債務透明性の向上及び債務持続可能性の確保に向けて、取り組んでいます。</p> <p>今後も、債務持続可能性を脆弱なものとする非譲許的借入（用語集参照）の増加等、開発途上国が直面する債務に関する諸問題に対し、IMF、世界銀行、G20やパリクラブ等の国際的枠組において、新興援助国等も含めた包括的な対応の実現に向けて、積極的に議論に参画していきます。</p>
定性的な測定指標	
[主要] 政6-2-3-B-1：債務に関する諸問題についての議論への積極的な参画	
<p>(令和3年度目標)</p> <p>債務持続可能性を脆弱なものとする非譲許的借入の増加等、開発途上国が直面する債務に関する諸問題に関し、IMF、世界銀行、G20やパリクラブ等の国際的枠組において、開発途上国からの要請に基づくDSSI及び「共通枠組」の実施をはじめ、新興援助国等も含めた包括的な対応の実現に向けて、積極的に議論に参画していきます。</p>	
<p>(目標の設定の根拠)</p> <p>新興援助国や民間からの資金流入の増大等、開発途上国への資金流入状況が変化している中で、開発途上国の債務持続可能性を確保するために積極的に議論に参画していくことが重要であるためです。</p>	
今回廃止した測定指標とその理由	
該当なし	
参考指標	該当なし

施策 政6-2-4 : 開発途上国に対する知的支援**取組内容**

開発途上国が持続的な経済発展を進めるためには、財政金融分野等における適切な制度の構築が必要です。また、開発途上国と我が国が貿易投資等の経済関係や、密輸阻止及びテロ防止等のための協力関係を深める前提として、相手国当局の能力強化が重要です。

この観点から、これまでの取組を踏まえつつ、政策担当者等を日本に受け入れての経済財政政策等についての調査研究・セミナー等の実施、開発途上国が抱える政策課題等について現地に専門家等を派遣しての調査研究・セミナー等による技術支援の実施のほか、海外の研究機関との交流を通じ、我が国の経験に裏打ちされた知識やノウハウを提供することで、開発途上国における政策の立案及び実施能力の向上等を目的とした人材育成支援を中心とする国際協力に積極的に取り組んでいきます。なお、今年度は、新型コロナウイルスの感染状況も見つつ、オンライン形式での交流・セミナー等も検討します。

また、開発途上国の税関当局に対しても、WCO（世界税関機構：用語集参照）をはじめとする国際機関等とも連携しながら、税関分野の制度構築・整備、執行改善・能力強化を支援し、我が国との貿易投資等の経済関係及び水際取締りに関する協力関係の強化に取り組んでいきます。

同時に、これまで行った支援の不断の点検と改善を行うことにより、今後実施する支援が質の高いものとなるよう努めます。

政策実施の効果を客観的・定量的に測定することが可能なものとして、「知的支援に関する研修・セミナー参加者の満足度」（研修・セミナーを「有意義」以上と回答した者の割合）を、測定指標として設定しています。

定量的な測定指標

[主要] 政6-2-4-A-1：知的支援に関する研修・セミナー参加者の満足度(研修・セミナーを「有意義」以上と回答した者の割合) (単位：%)	年度	平成29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	3年度目標値
目標値		95.0以上	95.0以上	95.0以上	95.0以上	95.0以上
実績値		95.8	96.9	99.0	N.A.	

(注) 令和2年度の実績値は、令和3年6月に確定し、令和2年度実績評価書に記載します。

(出所) 関税局参事官室(国際協力担当)、財務総合政策研究所総務研究部国際交流課

(目標値の設定の根拠)

知的支援の効果・有効性の向上を一層図っていく観点から目標値を「95.0以上」としています。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標

○参考指標1「研修・セミナー等の実施状況」

政策目標に係る予算額	平成30年度	令和元年度	令和2年度	3年度当初	令和3年度行政事業レビュー番号
(項) 経済協力費	81,547,260 千円	98,835,862 千円	147,509,923 千円	78,015,440 千円	
(事項) 経済協力に必要な経費	81,547,260 千円	98,835,862 千円	147,509,923 千円	78,015,440 千円	
内 アジア開発銀行等 拠出金	33,849,122 千円	29,834,748 千円	95,158,094 千円	30,434,635 千円	(注2)
内 独立行政法人国際 協力機構有償資金協力 部門出資金	46,010,000 千円	67,310,000 千円	51,440,000 千円	47,020,000 千円	(注2)
内 米州投資公社出資 金	817,214 千円	802,621 千円	501,861 千円	162,498 千円	(注2)
その他	870,924 千円	888,493 千円	409,968 千円	398,307 千円	(注2)
合計	81,547,260 千円	98,835,862 千円	147,509,923 千円	78,015,440 千円	

(注1) 「政策目標に係る予算額」の表中には、政策目標6-2に係る予算額を記載しています。

(注2) 行政事業レビューの対象か否か及び対象となった場合の番号は、確定後に記載します。

担当部局名	国際局（総務課、地域協力課、開発政策課、開発機関課）、関税局（参事官室（国際協力担当））、税関研修所、財務総合政策研究所（総務研究部国際交流課）	政策評価実施予定時期	令和4年6月
-------	--	------------	--------

○ 政策目標 6-3 : 日本企業の海外展開支援の推進

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

国内市場が少子高齢化・人口減等により縮小傾向にあるなか、拡大が見込まれる海外市場の獲得は引き続き重要であり、日本企業が持つ技術力を始めとした強みを活かし、積極的に世界市場への展開を図っていくことが重要となっています。

各地域の膨大なインフラ整備需要に各国・国際機関と協働し、日本の官民の力を総動員して対応すべく、政府は平成28年5月に「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」を発表しました。また、令和2年12月、新興国企業との競争の激化、SDGsの考え方の普及、国際情勢の複雑化等、インフラ市場をめぐる急速な環境変化を踏まえ、平成25年5月に策定した「インフラシステム輸出戦略」を見直す形で、「インフラシステム海外展開戦略2025」を策定し、令和7年に34兆円のインフラシステムの受注を達成するとの目標を掲げています。

財務省としては、「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」や「インフラシステム海外展開戦略2025」、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」等を踏まえ、下記に掲げる施策等を関係省庁、関係機関と連携しつつ、日本企業の海外展開支援を推進していきます。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政6-3-1 : 国際協力機構 (J I C A) 有償資金協力業務、国際協力銀行 (J B I C) 業務を通じた支援の推進

関連する内閣の基本方針

- 「開発協力大綱」 (平成27年2月10日閣議決定)
- 「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」 (平成28年5月23日公表)
- 「成長戦略フォローアップ」 (令和元年6月21日閣議決定)
- 「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」 (令和2年4月7日閣議決定、令和2年4月20日変更)
- 「経済財政運営と改革の基本方針2020」 (令和2年7月17日閣議決定)
- 「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」 (令和2年12月8日閣議決定)
- 「インフラシステム海外展開戦略2025」 (令和2年12月10日第49回経協インフラ戦略会議決定)

施策

政6-3-1 : 国際協力機構 (J I C A) 有償資金協力業務、国際協力銀行 (J B I C) 業務を通じた支援の推進

取組内容

国際情勢の複雑化、地球規模課題の深刻化やインフラ市場展開地域・分野の拡大により、インフラ海外展開に影響を与えるリスクも多様化しており、安定的な日本企業の海外展開のため、一層の対応が求められています。日本企業の海外でのビジネス展開に対しては、これまでも J I C A による有償資金協力や J B I C 等を通じた支援を行ってきたところですが、国際的な競争が激しくなっている分野の案件や民間の金融機関で対応できないリスクの高い案件については、官民あげて一層取り組む必要があります。財務省は、「インフラシステム海外展開戦略2025」や「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」等に盛り込まれて

いる当該施策について、経協インフラ戦略会議における議論にも参加しながら、JICAによる有償資金協力やJBICの出融資保証業務の枠組みを活用して、ファイナンス面から日本企業の海外展開支援をより一層支援していきます。

A JICAによる有償資金協力を通じた支援

JICAによる有償資金協力については、政府が発表した「質の高いインフラパートナーシップ」(平成27年5月)及び「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」(平成28年5月)等において、質の高いインフラ輸出促進のための更なる制度改善を進めることとされています。これらを踏まえ、新興国・開発途上国の経済社会の発展と日本経済の活性化を支援するため、本邦技術活用条件(STEP:用語集参照)による円借款供与をはじめとする着実な支援を実施するとともに、関係省庁・関係機関との連携を図りつつ、円借款の更なる迅速化等に努めるなど、制度改善を実施してきました。具体的には、STEPについて、平成30年12月に、入札における競争性の向上及び応札企業の価格競争力強化等に資する制度改善を行いました。また、JICAが海外投融資(用語集参照)業務で出資する際の現地企業等への直接出資にかかる限度額について、原則は25%以下であるところ、質の高いインフラの推進に資する事業については50%未満とする出資比率上限規制の柔軟化を実施しました。さらに、JICA海外投融資が、既存の金融機関では対応できない開発効果の高い案件に対応するにあたり、JBIC先議を含むJICA海外投融資の審査プロセスについて、産業界の意向も踏まえつつ、本邦企業のニーズに透明性と予見可能性をもって迅速に対応するために、関係省庁が検討した運用の見直し・改善の具体的な方策を実行に移しました。

こうした制度改善等を踏まえ、有償資金協力の活用を通じて日本企業の参画を支援することで、新興国・開発途上国を支援しつつ、各国の成長を取り込み、日本経済の活性化の実現を図ります。

B JBICを通じた支援

JBICを通じた支援については、平成27年5月21日に発表された「質の高いインフラパートナーシップ」等を踏まえ、民間の資金・ノウハウを活用した海外のインフラプロジェクト等について、日本企業の海外展開をより一層後押しするため、平成28年5月18日に改正した株式会社国際協力銀行法(平成23年法律第39号)においては、更なるリスク・テイクを可能とする「特別業務」を創設するなど、リスクマネー供給拡大のための機能を強化しました。また、「成長戦略フォローアップ」(令和元年6月)等を踏まえ、技術優位性等を持つ日本企業による海外展開を支援し、日本企業によるイノベーションと新規事業投資を促進するため、令和2年1月に株式会社国際協力銀行法施行令(平成23年政令第221号)の一部を改正し、JBICによる支援の対象となる先進国向け事業を追加しました。加えて、日本企業の海外M&Aやグローバル・バリューチェーンの再編等の海外展開支援及び質の高いインフラ整備支援を幅広く支援することを目的として、「成長投資ファシリティ」を創設しました。

同年4月には、新型コロナウイルス感染拡大への臨時・特例の措置として、日本企業の海外事業活動の維持・確保・再構築等を強力に支援するため、同ファシリティを拡充し、「新型コロナ危機対応緊急ウィンドウ」を創設しました。7月には、株式会社国際協力銀行法施行令(平成23年政令第221号)の一部改正等により、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた日本企業の海外事業に対し、JBICが融資を行いうる対象等を、時限的に開

発途上地域以外の地域等に拡大しました。

令和 3 年 1 月、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」に基づき、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現を図るため、「ポストコロナ成長ファシリティ」を創設しました。同ファシリティは、これまでの「成長投資ファシリティ」を再編し、日本企業による、脱炭素社会に向けた質の高いインフラの海外展開やその他の海外事業活動を支援する「脱炭素推進ウィンドウ」、及びサプライチェーンの確保・再編・複線化等による強靱化を支援する「サプライチェーン強靱化ウィンドウ」の 2 つのウィンドウからなるものです。

今後とも、J B I C が有する様々なツールを一層活用し、開発途上国等海外の経済社会の発展を取り込み、日本企業の積極的な海外展開を一層支援できるよう、財務省として積極的に取り組んでいきます。

定性的な測定指標

政6-3-1-B-1：国際協力機構（J I C A）による有償資金協力を通じた効率的・戦略的な支援の取組

（令和 3 年度目標）

日本企業の優れた技術・ノウハウを新興国・開発途上国に提供することを通じて、各国の成長を取り込み、日本経済の活性化につながるよう、J I C A による有償資金協力を通じた支援を着実に実施していきます。

（目標の設定の根拠）

我が国が新興国・開発途上国の持続的な経済社会の発展を支援しつつ、日本企業の海外展開を支援していく上で、J I C A による有償資金協力が重要なツールの一つであるためです。

〔主要〕政6-3-1-B-2：国際協力銀行（J B I C）を通じた効率的・戦略的な支援の取組

（令和 3 年度目標）

J B I C においては、更なるリスク・テイクを可能とする「特別業務」や「ポストコロナ成長ファシリティ」等のツールを活用し、日本企業の海外展開をより一層後押ししていきます。

（目標の設定の根拠）

日本企業の海外展開を支援していく上では、様々な機能強化等を行ってきた J B I C による出融資保証業務が重要なツールの一つであるためです。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標

- 参考指標 1 「円借款実施状況」【再掲（総5-1：参考指標5）】
- 参考指標 2 「国際協力銀行（J B I C）の出融資保証業務実施状況」【再掲（総5-1：参考指標6）】
- 参考指標 3 「海外インフラ案件の受注金額」【再掲（総5-1：参考指標7）】

政策目標に係る予算額

平成30年度

令和元年度

2 年度

3 年度当初

令和 3 年度行政事業レビュー番号

上記の政策目標に関連する予算額はありません。

担当部局名

国際局（総務課、開発政策課）

政策評価実施予定時期

令和 4 年 6 月

○ 政策目標 7 - 1 : 政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

政策金融は、金融という資金供給の手法によって、特定の政策目的を達成する政策実現手段であり、税制、補助金等と同様に財政政策の一環として政策的な資源配分機能を果たしています。政策金融の機能が的確に発揮されるためには、その担い手である政府関係金融機関等が適正かつ効率的に運営されていることが重要です。今後も、政府関係金融機関等が経済動向を踏まえつつ、必要なニーズに対し、質・量ともに的確な対応を行うことができるよう、民業補完の観点から不断の業務の見直しを行います。

また、政府関係金融機関等の財務の健全性及び適正な業務運営を確保するため、主務省として、金融庁や関係省庁と連携しつつ、効果的・効率的な検査等を行います。

(参考) 政府関係金融機関等

政府関係金融機関等には、以下の機関が含まれます。

○ 財務省所管の政府系金融機関

(1) 株式会社日本政策金融公庫

国民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援するための金融並びに危機対応（内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害について主務大臣による危機認定がなされた場合の「指定金融機関」（用語集参照）に対する信用供与）を行う政府関係金融機関。

(2) 株式会社国際協力銀行

重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、産業の国際競争力の維持及び向上を図り、並びに地球環境の保全を目的とする海外事業を促進し、国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処に必要な金融を行う政府関係金融機関。

(3) 沖縄振興開発金融公庫

沖縄における産業の開発を促進するなど、沖縄の経済の振興と社会の開発に貢献するための資金供給を行う政府関係金融機関。

(4) 株式会社日本政策投資銀行

長期の事業資金を必要とする者に対する資金供給の円滑化及び金融機能の高度化に寄与することを目的とした機関。

(5) 株式会社商工組合中央金庫

中小企業等協同組合その他主として中小規模の事業者を構成員とする団体及びその構成員に対する金融の円滑化を図ることを目的とした機関。

○ 財務省所管の政府関係金融機関と類似の金融業務を行う独立行政法人

上記政府関係金融機関と類似の金融業務を行う独立行政法人については、中小企業基盤整備機構、情報通信研究機構、農林漁業信用基金、奄美群島振興開発基金、住宅金融支援機構及び国際協力機構があります。これらの法人の業務の実績に関する評価については、財務省ウェブサイト

(https://www.mof.go.jp/about_mof/agency/doppo/index.htm) を参照。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政7-1-1 : 政府関係金融機関等の経済・金融情勢等に応じた適切な対応の確保

政7-1-2 : 政府関係金融機関等の財務の健全性及び適正な業務運営の確保

関連する内閣の基本方針

○ 「経済財政運営と改革の基本方針2020」（令和2年7月17日閣議決定）

○ 「成長戦略実行計画」「成長戦略フォローアップ」（令和2年7月17日閣議決定）

	<p>○第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(2020改訂版)(令和2年12月21日閣議決定)</p> <p>○国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策(令和2年12月8日閣議決定)</p> <p>○新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和2年3月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定(令和3年1月13日変更))</p>
--	--

施策	政7-1-1: 政府関係金融機関等の経済・金融情勢等に応じた適切な対応の確保
取組内容	<p>政府関係金融機関等は、国の政策金融の担い手として、経済・金融情勢等に即応して迅速・的確な対応を行うことが必要です。</p> <p>「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」等に基づき、中小企業・小規模事業者については、新型コロナウイルス感染症拡大により、売上の減少など業況悪化を来している事業者等の資金繰りを支援するための「新型コロナウイルス感染症特別貸付」や、長期間元本返済がなく、民間金融機関が自己資本とみなすことができる「新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付」等を通じ、資金繰り支援等を実施していきます。また、中堅・大企業については、指定金融機関(日本政策投資銀行・商工組合中央金庫)において、危機対応業務として、日本政策金融公庫からのリスク補完措置を受け、円滑な資金供給を実施することを通じて、資金繰り支援等を実施していきます。また、当該経済対策等に加え、「成長戦略実行計画」及び「成長戦略フォローアップ」等に基づき、中小企業・小規模事業者の生産性向上を図るため、また、事業承継の集中支援や創業支援等により健全な新陳代謝を促すため、日本政策金融公庫による中小企業・小規模事業者向け融資を強化するための補給金や、中小企業・小規模事業者の起業・創業及び事業承継に係る事業資金の融通を円滑化するための財務基盤の強化といった措置を引き続き講じていきます。これまで、創業や事業承継等の課題解決における地域金融機関との連携・協調の優良事例について、収集・分析・発信を行ってきましたが、引き続き、創業や事業承継を行う中小企業・小規模事業者への支援等に注力するとともに、「経営者保証ガイドライン」の特則に則した政府関係金融機関の取り組みを通じて、民間金融機関による経営者保証に依存しない融資を一層進めていきます。引き続き政府関係金融機関が、民間金融機関との連携・協調を図りつつ、その目利き力を発揮して、経営改善に積極的に取り組む中小企業等を支援することを促し、地域経済の活性化等に寄与していきます。</p> <p>日本政策投資銀行の特定投資業務(地域経済の活性化や企業の競争力強化等に資する成長資金の供給を促進するため、成長資金を時限的・集中的に供給する仕組み)について、令和2年度に創設した「新型コロナリバイバル成長基盤強化ファンド」を通じ、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた企業の回復・成長を引き続き後押ししていくとともに、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」等を踏まえ、令和2年度に創設した「グリーン投資促進ファンド」を通じ、グリーン社会実現に向けた取組を支援します。新型コロナウイルス感染症拡大以前からも、「成長戦略フォローアップ」等において、民間からの成長資金の供給を促すため、政府関係金融機関等を積極的に活用するとされていることを踏まえ、特定投資業務を通じ成長資金の供給を促進してきたところ、今後もより一層、地域経済の活性化や企業の競争力強化等に資する成長資金の供給を図っていきます。</p> <p>そのほか、「経済財政運営と改革の基本方針2020」等も踏まえ、東日本大震災からの復興に</p>

	<p>貢献するよう、指定金融機関（日本政策投資銀行・商工組合中央金庫）において、危機対応業務を実施するとともに、日本政策金融公庫においても、特別貸付や、被災地域における創業に係る融資の貸付利率の引下げ等を通じ、引き続き被災企業の資金繰りを支援していきます。</p> <p>更に、令和元年台風第19号及び令和2年7月豪雨については、日本政策金融公庫において、「令和元年台風第19号等特別貸付」、「令和2年7月豪雨特別貸付」といった特例措置を行っており、引き続き被災企業の資金繰りを支援していきます。</p> <p>(参考) 株式会社国際協力銀行が行う業務については、政策目標6-2（施策6-2-2）で記載。</p>
--	--

定性的な測定指標

[主要]政7-1-1-B-1：中小企業等への金融支援等を通じた資金繰りの円滑化

(令和3年度目標)

中小企業等の資金繰り支援事業等の実施を確保します。また、経済危機や災害時に、危機対応業務を迅速かつ適切に行えるよう、体制を確保します。

(目標の設定の根拠)

「成長戦略実行計画」、「経済財政運営と改革の基本方針2020」等を踏まえ、生産性向上や創業、事業承継、災害からの復興等の課題解決に取り組む中小企業等の資金繰りを支援する必要があるためです。

[主要]政7-1-1-B-2：地域経済の活性化や企業の競争力強化等に資する成長資金の供給の強化

(令和3年度目標)

成長資金の供給業務の実施を確保します。

(目標の設定の根拠)

平成27年度に改正された「株式会社日本政策投資銀行法」、「成長戦略フォローアップ」及び「(株)日本政策投資銀行の特定投資業務の在り方に関する検討会とりまとめ」等を踏まえ、民間の投資領域が限定的であることや地域における成長資金が不足していることなどから、成長資金の供給促進が必要であるためです。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ○参考指標1 「政府関係金融機関の出融資計画額（補正後）の推移」 ○参考指標2 「政府関係金融機関の融資実績・残高の推移」 ○参考指標3 「政府関係金融機関の金利の推移」 ○参考指標4 「政府関係金融機関の平均貸付期間（新規貸出し）」 ○参考指標5 「日本政策金融公庫における特別貸付制度の実績（創業・事業承継・再生支援）」 ○参考指標6 「危機対応業務の実施状況」
-------------	--

施策	政7-1-2：政府関係金融機関等の財務の健全性及び適正な業務運営の確保
取組内容	<p>政策金融の機能が的確に発揮され、その政策目的が実現されるためには、政府関係金融機関等において、財務の健全性及び適正な業務運営が確保されていることが重要です。</p> <p>そのため、主務大臣において、業務の状況等について報告を求め、また、検査を的確に実施することにより、各機関の財務状況や業務運営の適切性を正確に把握し、必要かつ適切な監督を行います。</p>

政府関係金融機関等に対する検査の実施に当たっては、財務の健全性及び透明性の確保を一層推進する観点から、民間金融機関を検査している金融庁のノウハウや専門性を活用するため、平成15年度からリスク管理分野に関する検査を金融庁に委任しています。

主務省としては、金融庁をはじめ関係省庁と緊密に連携しつつ、

- 1 政策目的の実現及び適正な業務運営の確保という観点から、各機関の法令等遵守態勢等に関し、令和2年度より導入したオフサイトモニタリングも活用しながら、引き続き効果的・効率的な検査を行うとともに、
- 2 上記リスク管理分野及び法令等遵守態勢等に関する検査結果も踏まえて、各機関の財務の健全性の確保や業務運営体制の改善を図ります。

これらの取組に当たっては、問題の本質的な改善につながる深度ある原因分析・解明に努めるとともに、指摘根拠の明示や改善を求めるべき事項の明確化を図ります。

特に、商工組合中央金庫に対しては、「ビジネスモデル等に係る業務の改善計画」（平成30年5月）や「商工中金経営改革プログラム」（平成30年10月）の実現を通じた、持続可能なビジネスモデルの構築やガバナンスの強化の取組がなされるよう、引き続き、中小企業庁や金融庁と緊密に連携し、適切な監督を行います。

なお、不良債権などの開示について、政府関係金融機関等においても、リスク管理債権や「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）に基づく開示債権を公表するなど、その充実に引き続き取り組んでいきます。

定性的な測定指標

[主要]政7-1-2-B-1：政府関係金融機関等に対する検査の的確な実施

(令和3年度目標)

「検査基本方針」及び「基本計画」に従い、深度ある検証を行います。

(目標の設定の根拠)

株式会社日本政策金融公庫法等、各政府関係金融機関等の根拠法令に基づき、金融庁をはじめ関係省庁と緊密に連携しつつ、財務の健全性及び法令等遵守態勢を整備・確立するなど適正な業務運営の確保を行う必要があるためです。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標

- 参考指標1 「政府関係金融機関への検査実績件数」
- 参考指標2 「政府関係金融機関の財務諸表等の主要な計数」
- 参考指標3 「政府関係金融機関の延滞率の推移」

政策目標に係る予算額	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度当初	令和3年度行政事業レビュー番号
(項) 政策金融費	135,533,855千円	89,280,895千円	8,983,862,320千円	61,653,004千円	
(事項) 政府関係金融機関の運営に必要な経費	135,455,000千円	89,203,000(注2)千円	8,222,886,000(注3)千円	61,575,000千円	
新創業融資等実施事業	35,255,000千円	30,203,000千円	4,490,986,000千円	15,175,000千円	(注4)
中小企業信用保険事業	100,200,000千円	59,000,000千円	3,731,900,000千円	46,400,000千円	(注4)

	(事項) 危機対応円滑化業務に必要な経費	78,855千円	77,895千円	760,976,320 千円	78,004千円	
	危機対応円滑化業務	78,855千円	77,895千円	760,976,320 千円	78,004千円	(注 4)

(注 1) 「政策目標に係る予算額」の表中には、政策目標 7 - 1 に係る予算額を記載しています。

(注 2) 令和元年度において、新型コロナウイルス感染症対策として、予備費 (39,500,000千円) を使用しています。

(注 3) 令和 2 年度において、令和 2 年 7 月豪雨対応として、予備費 (2,400,000千円) を使用しています。

(注 4) 行政事業レビューの対象か否か及び対象となった場合の番号は、確定後に追記します。

担当部局名	大臣官房政策金融課	政策評価実施予定時期	令和 4 年 6 月
--------------	-----------	-------------------	------------

○ 政策目標8-1：地震再保険事業の健全な運営

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

地震再保険事業は、民間の損害保険会社が引き受けた地震保険の責任のうち、日本地震再保険株式会社を通じて、民間の負担力を超えるところを政府が再保険し、官民が保険責任を分担する形になっており、地震の規模に応じて政府が保険責任を担う仕組みです。

地震保険に関する法律（昭和41年法律第73号）第1条では、「この法律は、保険会社等が負う地震保険責任を政府が再保険することにより、地震保険の普及を図り、もつて地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とする。」とされており、この目的の実現には、地震再保険事業の適切かつ健全な運営が重要となっています。

このような認識の下、継続的に制度の検証を行い、地震保険制度の安定的な運営の確保に努め、保険会社等に対して、地震保険の更なる普及活動を行うよう支援・意見交換を行うとともに、地震保険検査を実施していきます。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政8-1-1：地震保険制度の安定的な運営

政8-1-2：地震保険の普及

政8-1-3：地震保険検査の実施

関連する内閣の基本方針

該当なし

施策 政8-1-1：地震保険制度の安定的な運営

取組内容

被災者の生活の安定に寄与するとの地震保険の目的を達成するため、官民で連携して、迅速・確実な再保険金の支払体制を確保することにより、契約者に対し保険金が迅速に支払われるよう努めています。

また、近年の地震災害による保険金支払により、民間危険準備金残高が減少する中、今後も首都直下地震、南海トラフ地震等の発生が懸念され、地震保険制度の安定的な運営が求められています。

このため、保険金の迅速な支払に加え、有識者の意見を踏まえて民間危険準備金残高の回復を図る取組みを進めるとともに、関係者・有識者との意見交換を通じて、継続的に制度の検証を行い、地震保険制度の安定的な運営の確保に努めます。

定性的な測定指標

[主要] 政8-1-1-B-1：安定的な地震保険制度の運営の確保

(令和3年度目標)

大規模な地震発生時にも民間の損害保険会社から契約者に対し保険金が迅速に支払われるよう、政府が迅速・確実に再保険金を支払うことで、契約者の地震保険制度に対する信頼性を確保するよう努めます。また、民間危険準備金残高の回復を図る取組みを進めるとともに、関係者・有識者との意見交換を通じて、継続的に制度の検証を行い、地震保険制度の安定的な運営の確保に努めます。

(目標の設定の根拠)	
地震保険の目的である被災者の生活の安定に寄与するためには、大規模な地震発生時にも保険金が迅速に支払われるよう、政府が再保険金を迅速・確実に支払うことが重要であるためです。また、現在の科学的知見では、確度の高い地震予測はできないとされる一方で、「南海トラフ地震臨時情報」の提供が開始されるなど、制度を取り巻く環境は変化しています。このため、近年の地震災害による民間危険準備金残高の減少に対応するなど、継続的に制度の検証を行い、安定的な地震保険制度の運営の確保を目標とします。	
今回廃止した測定指標とその理由	
該当なし	
参考指標	○参考指標1「地震保険制度における政府と民間の責任(危険)準備金残高」 ○参考指標2「過去の地震災害の支払額(元受保険会社の支払額)」
施策	政8-1-2：地震保険の普及
取組内容	<p>広く国民の目に留まるよう更なる広報活動に努めるとともに、保険会社等における地震保険の説明についてその充実を図ることにより、周知啓発を強化していきます。</p> <p>具体的な広報活動については、例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 我が国においては全国どこでも地震発生の可能性があること、 ・ 地震による被災後の生活再建に寄与するといった地震保険の意義を認識してもらうこと、 ・ 政府が再保険を行うことにより、ノーロス・ノープロフィットの原則(用語集参照)で大規模な地震にも対応しうる制度であること、 ・ 地震保険料控除による税制上のメリットがあること、 <p>といった内容について、財務省ウェブサイトやSNSを活用して実施するほか、損害保険業界の取組への支援や意見交換などの普及促進に向けた取組を行っていきます。</p>
定性的な測定指標	
[主要] 政8-1-2-B-1：地震保険の普及促進に向けた取組	
(令和3年度目標)	
財務省ウェブサイトやSNSを活用した広報活動を実施するほか、損害保険業界の取組への支援や意見交換などを行い、官民挙げて地震保険の更なる普及促進に努めます。	
(目標の設定の根拠)	
①PT報告書、②PTフォローアップ会合、③平成28年11月28日の行政改革推進会議の特別会計に関する検討の結果の取りまとめにおいて、地震保険の更なる普及促進の必要性が確認されたこと等を踏まえ、地震保険の普及促進を目標として設定しました。	
今回廃止した測定指標とその理由	
該当なし	
参考指標	○参考指標1「地震保険の普及率等の推移」

施策	政8-1-3：地震保険検査の実施					
取組内容	地震保険を取り扱う保険会社等に対して、地震保険に関する法律第9条に基づき、政府の再保険事業の健全な経営を確保するため、保険会社等が行う地震保険契約において、限度額を超える契約を行っていないか、また、保険金の支払にあたり損害区分の認定を誤っていないか等の視点で関係書類の検査を実施します。					
定量的な測定指標						
[主要] 政8-1-3-A-1：地震 保険検査先数の推 移	年度	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度 目標値
	目標値	5社	5社	5社	5社	4社
	実績値	5社	4社	4社	N.A.	
<p>(注) 自然災害の発生等やむを得ない事情により保険会社等において検査受任が困難となり、検査を実施できなかった場合には、当該事情を総合勘案し政策評価を行います。</p> <p>(出所) 大臣官房信用機構課調</p> <p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>地震保険の引受けを行っている保険会社等(令和2年7月時点:27社)のうち、検査の必要性が認められる保険会社等に対して、おおむね3年から4年の周期で実施しております。自然災害等やむを得ない事情により実績値が目標値を下回った平成30年度以降の実績を踏まえ、検査予定日を早めに設定し日程調整を行うことに加え、令和3年度は4社を目標値とします。</p>						
今回廃止した測定指標とその理由						
該当なし						
参考指標	該当なし					

政策目標に係る予算額	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度当初	令和3年度行政事業レビュー番号
(項) 再保険費	186,843,599千円	201,087,838千円	123,808,895千円	107,341,454千円	
(事項) 地震再保険金 支払に必要な経費	186,843,599千円	201,087,838千円	123,808,895千円	107,341,454千円	
地震再保険事業	186,843,599千円	201,087,838千円	123,808,895千円	107,341,454千円	(注2)
(項) 事務取扱費	2,141千円	2,170千円	2,170千円	2,181千円	
(事項) 地震再保険事 業に必要な経費	2,141千円	2,170千円	2,170千円	2,181千円	(注2)
合計	186,845,740千円	201,090,008千円	123,811,065千円	107,343,635千円	

(注1) 「政策目標に係る予算額」の表中には、政策目標8-1に係る予算額を記載しています。

(注2) 行政事業レビューの対象か否か及び対象となった場合の番号は、確定後に記載します。

担当部局名	大臣官房信用機構課	政策評価実施予定時期	令和4年6月
--------------	-----------	-------------------	--------

○ 政策目標 9 - 1 : 安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

国家公務員共済組合制度は、国家公務員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに国家公務員の職務の能率的運営に資することを目的とする社会保険制度です。具体的には、被保険者である組合員（国家公務員等）と使用者である国等とが所要の保険料を分担拠出し、組合員又はその被扶養者について所要の給付事由が発生した場合に、所定の保険給付等を行っています。

上記の目的を踏まえ、安定的で効率的な国家公務員共済組合制度の構築及び管理を行っていくことが重要であると認識しています。その際、「社会保障制度改革推進法」（平成24年法律第64号）、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」（平成25年法律第112号）等に沿って取り組む社会保障制度改革及び諸外国との社会保障協定に適切に対応すること、福祉事業を含む全ての事業について、適正な運営を確保することが重要であると考えています。

（注）国家公務員共済組合制度の事業内容

（1）短期給付事業

- ① 保健給付：病気、負傷、出産又は死亡に係る給付
- ② 休業給付：育児、介護等による休業に係る給付
- ③ 災害給付：災害による死亡又は損害に係る給付

（2）長期給付事業

- ① 厚生年金保険給付：老齢厚生年金、障害厚生年金及び障害手当金、遺族厚生年金
- ② 退職等年金給付：退職年金、公務障害年金、公務遺族年金

（3）福祉事業

健康診査等の保健事業、病院、宿泊施設等の経営、臨時支出に対する貸付け等

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政9-1-1：年金制度の適正な運営を含む社会保障制度改革への対応

政9-1-2：共済手続の効率化・適正化

政9-1-3：国家公務員共済組合連合会等の適正な運営の確保

関連する内閣の基本方針

- 「第204回国会 総理大臣施政方針演説」（令和 3 年 1 月 18 日）
- 「全世代型社会保障改革の方針」（令和 2 年 12 月 15 日閣議決定）
- 「経済財政運営と改革の基本方針2020」（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）

施策 政9-1-1：年金制度の適正な運営を含む社会保障制度改革への対応

取組内容

財務大臣は、国家公務員共済組合連合会の厚生年金保険給付積立金の管理及び運用の状況について評価を行うこととされています。国家公務員共済組合連合会から厚生年金保険給付積立金の管理及び運用に関する業務概況書の送付を受けた後、評価を行い、その結果を公表します。評価を行うにあたって、財政制度等審議会国家公務員共済組合分科会を開催し、外部から専門的な意見を伺います。年金積立金の運用は、長期的な観点から行う必要があり、安全かつ

効率的な管理及び運用が行われるよう、E S G 投資（用語集参照）の推進を含め適切に注視していきます。

また、公的・準公的資金の運用・リスク管理等の高度化等に関する有識者会議の提言を踏まえ、資金の規模・性格に応じ、長期的な健全性の確保に留意しつつ、必要な施策を実施すべく所要の対応を行います。

さらに、「社会保障制度改革推進法」等に沿って取り組む社会保障制度改革や、日本と諸外国との間で締結される社会保障協定について、国家公務員共済組合制度を所管する立場から、関係省庁とも連携を図って、引き続き検討を進めます。

定性的な測定指標

[主要] 政9-1-1-B-1：年金制度の適正な運営を含む社会保障制度改革への対応

(令和3年度目標)

国家公務員共済組合連合会の厚生年金保険給付積立金の管理及び運用に関する業務概況書について、財政制度等審議会国家公務員共済組合分科会において外部から専門的な意見を伺い、適切に評価を行います。

(目標の設定の根拠)

財務大臣は、国家公務員共済組合連合会の厚生年金保険給付積立金の管理及び運用の状況について評価を行うこととされています。年金積立金の運用は、長期的な観点から行う必要があり、安全かつ効率的な管理及び運用が行われるよう適切に注視していく必要があるためです。

[主要] 政9-1-1-B-2：諸外国との社会保障協定への対応

(令和3年度目標)

社会保障協定締結に際して、関係省庁と連携を図り、適切に対応します。

(目標の設定の根拠)

海外で勤務する国家公務員の社会保障制度の二重適用の問題や、年金受給資格の問題を解決すべく、日本と諸外国との間で社会保障協定の締結を推進するためです。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標

- 参考指標 1 「男女別組合員数の年次推移」
- 参考指標 2 「年金種類別年金受給権者数及び年金額の年次推移」
- 参考指標 3 「厚生年金及び退職等年金給付の保険料率の推移」
- 参考指標 4 「短期負担金・掛金収入及びこれらの総報酬額に対する割合（平均保険料率）の年次推移」
- 参考指標 5 「短期収入総額と短期支出総額の比較及び年次推移」
- 参考指標 6 「社会保障協定の締結状況」
- ※参考指標 1、2、4、5
(https://www.mof.go.jp/budget/reference/kk_annual_report/fy2019/index.html)
- ※参考指標 3
(<https://www.kkr.or.jp/nenkin/pdf/zenpan-zaisei-seidokaikaku-H30.8.pdf>)
- ※参考指標 6
(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/shakaihoshou.html>)

施策	政9-1-2：共済手続の効率化・適正化
取組内容	従来、共済手続は書面による申請・届出を前提とした業務が行われているため、組合員、共済組合職員ともに在宅勤務における手続きができませんでした。この共済手続をオンライン化するため、関係省庁と連携を図って、適切な対応を行います。
定性的な測定指標	
	[主要] 政9-1-2-B-1：共済手続の効率化・適正化
	(令和3年度目標) 共済手続のオンライン化に向けて、関係省庁と連携を図り、適切な対応を行います。
	(目標の設定の根拠) 行政手続全般にわたる書面規制、押印、対面規制の見直しに適切に対応するためです。
今回廃止した測定指標とその理由	
該当なし	
参考指標	○参考指標1「行政手続等の棚卸結果」 (https://www.mof.go.jp/about_mof/other/e-j/index.html)
施策	政9-1-3：国家公務員共済組合連合会等の適正な運営の確保
取組内容	厚生年金保険給付、退職等年金給付及び経過的長期給付の支給等の実務を担う国家公務員共済組合連合会等の適正な業務運営を確保することにより、安定的で効率的な国家公務員共済組合制度等の管理・運営に努めます。
定性的な測定指標	
	[主要] 政9-1-3-B-1：国家公務員共済組合連合会等の適正な運営の確保
	(令和3年度目標) 国家公務員共済組合連合会等の適正な業務運営を確保するため、監査を実施し、法令及び内部規則の遵守徹底を指導します。
	(目標の設定の根拠) 厚生年金保険給付、退職等年金給付及び経過的長期給付の支給等の実務を担う国家公務員共済組合連合会等の適正な業務運営を確保することにより、安定的で効率的な国家公務員共済組合制度等の管理・運営に努めるためです。
今回廃止した測定指標とその理由	
該当なし	
参考指標	○参考指標1「男女別組合員数の年次推移」【再掲(9-1-1：参考指標1)】 ○参考指標2「年金種別年金受給権者数及び年金額の年次推移」【再掲(9-1-1：参考指標2)】 ○参考指標3「厚生年金及び退職等年金給付の保険料率の推移」【再掲(9-1-1：参考指標3)】

今回廃止した施策とその理由

○ (旧) 政9-1-2：諸外国との社会保障協定への対応

(理由)

社会保障協定は、海外で勤務する日本人の社会保障制度の二重適用の問題や、年金受給資格の問題を解決するために、日本と諸外国の二国間で順次締結されています。

年金に関する社会保障協定については、被用者年金一元化（平成27年10月）以前は、国家公務員共済年金について厚生年金に準じた法令改正を行っていたところ、被用者年金一元化後は、国家公務員共済（第2号厚生年金）独自の法令改正がなく、厚生年金の法令改正に際しての事務的な確認のみとなっております。

また、医療保険に関しては、国家公務員共済（短期給付）において健康保険に準じた法令改正が必要ですが、近年、医療保険に関する協定は締結されていない状況です。

こうした背景により、「諸外国との社会保障協定への対応」業務は、単独の施策として、政策目標を達成するための成果を測定する対象とする必要性が乏しくなっております。

なお、「諸外国との社会保障協定への対応」は、「政9-1-1：年金制度の適正な運営を含む社会保障制度改革への対応」に含まれる業務であるため、今後は、当該政策の一部として成果を測定していきます。

政策目標に係る予算額	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度当初	令和3年度行政事業レビュー番号
(項) 国家公務員共済組合連合会等助成費	65,717,368千円	68,339,618千円	68,250,738千円	85,809,523千円	(注3)
(事項) 国家公務員共済組合連合会等補助等に必要な経費	6,378,467千円	6,408,446千円	6,502,387千円	6,550,430千円	
(事項) 日本郵政共済組合等補助に必要な経費	118,057千円	117,844千円	119,492千円	119,045千円	
(事項) 日本郵政共済組合等負担金に必要な経費	59,220,844千円	61,813,328千円	61,628,859千円	79,140,048千円	

(注1) 「政策目標に係る予算額」の表中には、政策目標 9 - 1 に係る予算額を記載しています。

(注2) 「(事項) 日本郵政共済組合等補助に必要な経費」は平成30年度及び令和2年度以降の予算額に係る事項を記載しており、令和元年度予算額に係る事項は「(事項) 日本郵政共済組合等補助等に必要な経費」です。

(注3) 行政事業レビューの対象か否か及び対象となった場合の番号は、確定後に記載します。

担当部局名	主計局（給与共済課）	政策評価実施予定時期	令和4年6月
--------------	------------	-------------------	--------

○ 政策目標 10-1 : 日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保

政策目標の内容及び 目標設定の考え方	<p>財務省設置法（平成11年法律第95号）第4条には、「日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保に関する事」が、財務省の所掌事務として規定されています。</p> <p>一方、日本銀行法（平成9年法律第89号）第5条第1項には、「日本銀行は、その業務及び財産の公共性にかんがみ、適正かつ効率的に業務を運営するよう努めなければならない。」と、同条第2項には「この法律の運用に当たっては、日本銀行の業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない。」と規定されています。</p> <p>こうした法律の規定等を踏まえ、引き続き、人件費を含む経費の予算の認可、財務諸表の承認等を通じ、日本銀行の業務及び組織の適正な運営が確保されるように努めます。</p>
-------------------------------	--

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政10-1-1 : 経費予算の認可

政10-1-2 : 財務諸表の承認

関連する内閣の基本方針

該当なし

施策 政10-1-1 : 経費予算の認可

取組内容

日本銀行の予算については、日本銀行法第51条において、「日本銀行は、毎事業年度、経費に関する予算を作成し、当該事業年度開始前に、財務大臣に提出して、その認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。」と規定されています。

こうした法律の規定等を踏まえ、日本銀行の人件費を含む経費の予算について、効率性等の観点から審査した上で認可を行うことにより、日本銀行の業務及び組織の適正な運営を確保します。

定性的な測定指標

[主要] 政10-1-1-B-1 : 経費予算の効率性の確保

(令和3年度目標)

日本銀行法の規定等を踏まえ、日本銀行の業務及び組織の適正な運営を確保するために、日本銀行の人件費を含む経費の予算について、効率性等の観点から審査した上で認可を行います。

(目標の設定の根拠)

財務省設置法第4条には、「日本銀行の業務及び適正な運営の確保に関する事」が財務省の所掌事務として規定されており、また、日本銀行法第51条において、日本銀行の経費の予算について「当該事業年度開始前に、財務大臣に提出して、その認可を受けなければならない。」と規定されているためです。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標

○参考指標 1 「認可対象経費の予算」

施策	政10-1-2：財務諸表の承認				
取組内容	<p>日本銀行の決算については、日本銀行法第52条において、「日本銀行は、財産目録及び貸借対照表については四月から九月まで及び十月から翌年三月までの半期ごとに、損益計算書についてはこれらの半期及び事業年度ごとに作成し、これらの書類に関する監事の意見書を添付して、当該半期又は当該事業年度経過後二月以内に、これを財務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。」と規定されています。</p> <p>こうした法律の規定等を踏まえ、日本銀行の財務諸表について、関係法令の規定に則り、決算処理の適正性等の観点から審査した上で承認を行うことにより、日本銀行の業務及び組織の適正な運営を確保します。</p>				
定性的な測定指標					
[主要]政10-1-2-B-1：財務諸表の適正性の確保					
<p>(令和3年度目標)</p> <p>日本銀行法の規定等を踏まえ、日本銀行の業務及び組織の適正な運営を確保するために、日本銀行の財務諸表について、関係法令の規定に則り、決算処理の適正性等の観点から審査した上で承認を行います。</p>					
<p>(目標の設定の根拠)</p> <p>財務省設置法第4条には、「日本銀行の業務及び適正な運営の確保に関すること」が財務省の所掌事務として規定されており、また、日本銀行法第52条において、「財産目録及び貸借対照表については四月から九月まで及び十月から翌年三月までの半期ごとに、損益計算書についてはこれらの半期及び事業年度ごとに作成し、これらの書類に関する監事の意見書を添付して、当該半期又は当該事業年度経過後二月以内に、これを財務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。」と規定されているためです。</p>					
今回廃止した測定指標とその理由					
該当なし					
参考指標	○参考指標1「財務諸表の主要な計数」				
政策目標に係る予算額	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度 当初	令和3年度行政事業レビュー番号
上記の政策目標に関連する予算額はありませぬ。					
担当部局名	理財局総務課調査室			政策評価実施予定時期	令和4年6月

○ 政策目標 11-1 : たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

たばこ事業については、我が国たばこ産業の健全な発展を図るため、たばこ事業法（昭和59年法律第68号）において、日本たばこ産業株式会社（以下「JT」といいます。）による製造独占や国産葉たばこの全量買取りについて定めるとともに、たばこの小売販売業については許可制、小売定価については認可制とすること等を通じて、流通秩序の維持等を図っており、同法の趣旨・目的を踏まえ、法令の運用等を図る必要があります。JTについては、たばこ事業法及び日本たばこ産業株式会社法（昭和59年法律第69号）の目的に沿った経営が確保されるよう、事業計画の認可等を行うなど、適切に監督を行っていく必要があります。

また、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約（用語集参照）をはじめとするたばこに係る国際的な動向、喫煙と健康に関する意識の高まりや科学的知見の蓄積、たばこ産業の状況の変化等を踏まえ、たばこパッケージの注意文言表示やたばこ広告について、適切に規制していく必要があるほか、関係省庁とも連携しつつ、未成年者喫煙防止、受動喫煙対策など、たばこに係る様々な課題に対応する必要があります。

塩事業については、専売制から原則自由の市場構造に転換し、国の関与も必要最小限度のものとなっていますが、塩事業の適切な運営による良質な塩の安定的な供給の確保及び我が国塩産業の健全な発展を図るため、塩事業法（平成8年法律第39号）において、塩製造業、塩特定販売業及び塩卸売業を登録制としているほか、塩事業センターに対する認可等や、塩需給見通しの策定・公表を行うこととされています。同法の趣旨・目的を踏まえ、法令の運用等を図ることを通じて、引き続き、良質な塩の安定的な供給等が確保されるよう、塩事業の適切な運営の確保に努めます。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政11-1-1 : たばこ事業の適切な運営と管理・監督

政11-1-2 : 塩事業の適切な運営の確保

関連する内閣の基本方針

該当なし

施策 政11-1-1 : たばこ事業の適切な運営と管理・監督

取組内容

A たばこ事業法に基づき、製造たばこの小売定価の認可、小売販売業の許可、特定販売業及び卸売販売業の登録等を行っているほか、日本たばこ産業株式会社法に基づき、JTの事業計画の認可等を行っています。また、たばこ事業法に基づき当局が行った処分に対する不服申立て及び訴訟への対応も行っています。

なお、製造たばこの小売販売業の許可に係る標準処理期間については、製造たばこ小売販売業許可等取扱要領において、申請を受理した日の属する月の末日から原則2か月以内としており、引き続き、標準処理期間内の処理の徹底に努めます。

これらの事務について、各財務（支）局等及び税関とも連携しつつ、たばこ事業法の趣旨・目的に沿った円滑な処理を通じて、たばこ事業の健全な発展に向けた管理・監督を行います。

B たばこ事業法においては、消費者に対し、製造たばこの消費と健康との関係に関して注意を促す等の観点から、たばこパッケージへの注意文言の表示を義務付けているほか、たばこ広告の制限を行っています。これら注意文言表示規制及び広告規制については、科学的知見の蓄積、喫煙と健康に関する意識の高まり、世界各国の規制の状況等を踏まえ、令和元年6月に省令等の改正を行い、令和2年7月より全面適用となったところであり、これらの措置を円滑に実施していきます。

C 未成年者喫煙防止を推進する観点から、たばこの自動販売機を設置する場合には、平成20年7月から全国稼働している成人識別機能付たばこ自動販売機（以下「成人識別自販機」といいます。）の確実な導入を「たばこ小売販売業の許可の条件」としており、違反があった場合には、たばこ事業法に基づく行政処分を行うこととしています。また、成人識別自販機が全国稼働して以降、未成年者が対面販売によりたばこを購入する事例が増加したことから、警察庁及び財務省の連名により業界団体に対し、対面販売時における年齢確認の徹底を文書で要請しており、未成年者喫煙禁止法（明治33年法律第33号）第5条違反として処罰された小売販売業者には、たばこ事業法に基づく行政処分を行うこととしています。さらに、インターネットによるたばこ販売については、販売時に購入希望者の年齢識別が適切に講じられるよう、あらかじめ公的な証明書により購入希望者の年齢確認等を行った上で販売することを「たばこ小売販売業の許可の条件」としており、違反があった場合には、たばこ事業法に基づく行政処分を行うこととしています。

これらの事務について、引き続き、関係省庁等と連携しながら、未成年者喫煙防止を推進する観点から適切な施策の実施に努めていきます。

なお、成人識別自販機については、現行の方式に加え、マイナンバーカードの普及状況を踏まえ、業界団体等による同カードを活用した方式の開発・導入を検討していきます。

D 東日本大震災その他の大規模災害等によって被災されたたばこ小売販売業者の営業再開が円滑に行われるよう、被災地域における小売販売業の許可の取扱いについて必要な措置を講じており、その適切な実施に努めます。

定量的な測定指標

【主要】	年度	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度 目標値
政11-1-1-A-1：製造 たばこ小売販売業の 許可に係る標準処理 期間達成率 (単位：%)	目標値	99.0以上	99.5以上	99.5以上	99.5以上	99.5以上
	実績値	99.4	99.9	99.9	N. A.	

(注) 令和2年度の実績値は、令和3年6月までに確定するため、令和2年度実績評価書に記載します。

(出所) 財務(支)局等から報告を受けて、理財局総務課たばこ塩事業室で集計。

(目標値の設定の根拠)

小売販売業の許可については、製造たばこ小売販売業許可等取扱要領において、申請を受理した日の属する月の末日から原則2か月以内に処理するように努めることとしています。近年の実績値が継続して目標値を上回っていることを踏まえ、平成30年度から目標値を引き上げており、令和3年度においても同水準の目標値を設定しました。

定性的な測定指標	
	<p>〔主要〕 政11-1-1-B-1：たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約等に係る国内措置に関する取組</p> <p>(令和3年度目標)</p> <p>注意文言表示規制や広告規制、受動喫煙対策等について、関係省庁とも連携しつつ、規制の見直しなど、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約等を踏まえた国内措置の円滑な実施に対応します。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約等を踏まえ、国内措置を円滑に実施していく必要があるためです。</p>
	<p>〔主要〕 政11-1-1-B-2：未成年者喫煙防止に対する取組</p> <p>(令和3年度目標)</p> <p>未成年者喫煙防止について、関係省庁・団体とも連携しながら、その周知・徹底を図るなど、必要な取組を行います。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>未成年者喫煙防止に対する社会的要請の高まりに対応するためです。</p>
	<p>〔主要〕 政11-1-1-B-3：たばこ事業者からの申請に対する許認可等の処理</p> <p>(令和3年度目標)</p> <p>日本たばこ産業株式会社、特定販売業者、卸売販売業者及び小売販売業者からの申請に対する許認可等について、各財務（支）局等及び各税関とも連携しつつ、たばこ事業法等の趣旨・目的に沿った円滑な処理を行います。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>たばこ事業者からの申請に対する許認可等について、各財務（支）局等及び各税関とも連携しつつ、たばこ事業法等の趣旨・目的に沿った円滑な処理を通じて、たばこ事業の健全な発展に向けた管理・監督を行うためです。</p>
今回廃止した測定指標とその理由	
	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「小売販売業許可申請件数及び同許可件数」

施策	政11-1-2：塩事業の適切な運営の確保
取組内容	<p>A 塩事業については、平成14年4月以降、原則自由の市場構造に移行しましたが、塩事業の適切な運営による良質な塩の安定的な供給の確保等のため、塩事業法において、塩製造業、塩特定販売業、塩卸売業を登録制としているほか、塩事業センターに対する認可等を行うこととされており、引き続き、法律の趣旨・目的を踏まえた運用等に努めます。塩の製造、特定販売及び卸売業の登録に係る標準処理期間については、塩製造業者登録等取扱要領等において、申請を受理した日の翌日から20日以内としており、引き続き、標準処理期間内の処理の徹底に努めます。</p> <p>B 塩事業者等に必要な情報を提供することにより、間接的に塩の需給等の安定を図る観点から、塩事業法第3条第1項の規定に基づき、塩の用途別需要見込数量及び供給見込数量について、塩事業センター及び塩事業者から報告を受けて集計を行った「塩需給見通し」を策定</p>

し、官報及び財務省ウェブサイトに掲載します。

また、「塩需給見通し」を補完するとともに、塩事業者等に対し必要な情報を提供する観点から、塩の需要量及び供給量の実績について、塩事業センター及び塩事業者から報告を受けて集計を行った「塩需給実績」を策定し、財務省ウェブサイトに掲載します。

(参考) 財務省ウェブサイト (https://www.mof.go.jp/tab_salt/reference/index.html)

- C 災害の発生等の緊急時においても、塩事業法第31条に基づき、塩事業センターが保有する備蓄塩を供給するなど、必要に応じ、塩の安定的な供給の確保や塩事業の適切な運営の観点から対応を行います。

定量的な測定指標

[主要]	年度	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度 目標値
政11-1-2-A-1：塩製造業者等の登録に係る標準処理期間達成率 (単位：%)	目標値	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	実績値	100.0	100.0	100.0	N.A.	

(注) 令和2年度の実績値は、令和3年6月までに確定するため、令和2年度実績評価書に記載します。

(出所) 財務(支)局等から報告を受けて、理財局総務課たばこ塩事業室で集計。

(目標値の設定の根拠)

塩の製造、特定販売及び卸売の登録については、塩製造業者登録等取扱要領等において、申請を受理した日の翌日から20日以内に処理するように努めるとしている中、引き続き全件を迅速に処理する必要があるため、過去の実績を参照して目標値を設定しました。

[主要]	年度	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度 目標値
政11-1-2-A-2：塩需給見通し及び塩需給実績の定期的な公表状況	塩需給見通し (年1回)	○	○	○	○	○
	塩需給実績 (年1回)	○	○	○	○	○

(注) 「塩需給見通し」及び「塩需給実績」を所定の時期に公表した場合には○、所定の時期に公表していない場合には×を記載します。

(出所) 理財局総務課たばこ塩事業室調

(目標値の設定の根拠)

塩事業者及び消費者に必要な情報を提供することにより、間接的に塩の需給及び価格の安定を図るためです。

定性的な測定指標

[主要] 政11-1-2-B-1：塩事業センターの監督、塩事業者からの登録等に対する処理

(令和3年度目標)

塩事業法の趣旨・目的に沿って、円滑に、塩事業センターの事業計画及び収支予算の認可等の監督を行うとともに、各財務(支)局等及び各税関とも連携して塩事業者からの登録・届出に対する処理を行います。

(目標の設定の根拠)

塩事業法の趣旨・目的に沿って、円滑に、塩事業センターの監督を行うとともに、各財務（支）局等及び各税関とも連携して塩事業者からの登録・届出に対する処理を行うこと等を通じて、塩事業の適切な運営を確保し、良質な塩の安定的な供給等を確保する必要があるためです。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標

○参考指標 1 「塩製造業者等登録件数」

政策目標に係る予算額

平成30年度

令和元年度

2年度

3年度
当初

令和3年度行政事業レビュー番号

上記の政策目標に関連する予算額はありません。

担当部局名

理財局総務課たばこ塩事業室

政策評価実施予定時期

令和4年6月

参考 1 令和3年度において実施するアンケート調査の概要

No.	アンケート名 【指標名】	実施対象者等	実施時期	用紙の配布方法 回収方法	主な質問項目
1	税制関連ウェブサイトに関するアンケート 【<<定量的>>測定指標政 2-1-2-A-2:財務省の税制関連ウェブサイトに関する評価（内容の分かりやすさ）】	○実施場所 財務省税制関連ウェブサイト ○実施対象者 ウェブサイト閲覧者	令和3年4月～ 令和4年3月予定	税制関連ウェブサイト内にアンケートページを開設	○無記名 ○5段階評価 ○主な質問項目 ・情報の見つけやすさ ・内容の分かりやすさ 等
2	国債広告の効果測定に関する調査委託業務 【政 3-1-3 に係る参考指標：個人向け国債の認知状況】	○実施場所 インターネット ○実施対象者 ・金融商品の購入経験者（20歳以上） ・金融商品の購入未経験者（20歳以上）	令和3年 9月予定	電子メールで通知しインターネット画面上で配布・回収	○無記名 ○選択式 （知っている、名前だけは知っている、知らない 等） ○主な質問項目 ・個人向け国債及びその商品性の認知状況
3	税関相談/通関手続に関するアンケート 【<<定量的>>測定指標政 5-3-3-A-2:輸出入通関における利用者満足度】	○実施場所 ・インターネット ○実施対象者 ・通関業者 ・輸出入者	令和4年1月～ 令和4年3月予定	URL又はQRコードをアンケート対象者に通知し、インターネット画面上で配布・回収	○無記名 ○7段階評価 （大変良い、良い、やや良い、普通、やや悪い、悪い、大変悪い） ○主な質問項目 ・輸出入通関手続の満足度
4	税関検査に関するアンケート 【政 5-3-3 に係る参考指標：旅具通関に対する利用者の評価】	○実施場所 ・成田、関西、羽田、中部、福岡の各空港の旅具検査場 ○実施対象者 ・一般旅客	令和4年1月～ 令和4年3月予定	各空港の旅具検査場で配布	○無記名 ○7段階評価 （大変良い、良い、やや良い、普通、やや悪い、悪い、大変悪い） ○主な質問項目 ・検査官の対応、電子申告ゲートの利用のしやすさ、申告手続のわかりやすさ、税関の密輸取締り等
5	税関の広報活動に関するアンケート 【<<定量的>>測定指標政 5-3-5-A-2:講演会及び税関見学における満足度】	○実施場所 ・見学会、講演会の会場 ○実施対象者 ・税関見学者 ・講演会参加者	令和4年1月～ 令和4年2月予定	見学会場、講演会場で配布	○無記名 ○5段階評価 （大変良い、良い、どちらともいえない悪い、大変悪い） ○主な質問項目 ・講演会及び税関見学の満足度

No.	アンケート名 【指標名】	実施対象者等	実施時期	用紙の配布方法 回収方法	主な質問項目
6	税関相談/通関手続に関するアンケート 【《定量的》測定指標政5-3-5-A-3:輸出入通関制度の認知度】	○実施場所 ・インターネット ○実施対象者 ・通関業者 ・輸出入者	令和4年1月～ 令和4年3月予定	URL又はQRコードをアンケート対象者に通知し、インターネット画面上で配布・回収	○無記名 ○選択式 (知っている、知らない) ○主な質問項目 ・各通関制度の認知度 (事前教示制度、認定事業者制度等)
7	税関の広報活動に関するアンケート 【《定量的》測定指標政5-3-5-A-4:密輸取締り活動に関する認知度】	○実施場所 ・見学会、講演会の会場 ・全国の税関本関・支署・出張所 ・成田、関西、羽田、中部、福岡の各空港の旅具検査場 ○実施対象者 ・税関見学者 ・講演会参加者 ・通関業者 ・輸出入者 ・窓口来訪者 ・一般旅客	令和4年1月～ 令和4年2月予定	(税関見学者等) 会場で配布 (通関業者等) URL又はQRコードをアンケート対象者に通知し、インターネット画面上で配布・回収 (窓口来訪者) URL又はQRコードをアンケート対象者に通知し、インターネット画面上で配布・回収 (一般旅客) 各空港の旅具検査場で配布	○無記名 ○選択式 (知っている、知らない) ○主な質問項目 ・各密輸取締り活動の認知度(空港・海上等パトロール、麻薬探知犬・X線検査装置による検査等)
8	税関相談に関するアンケート 【《定量的》測定指標政5-3-5-A-5:税関相談官制度の運用状況(税関相談についての利用者満足度)】	○実施場所 ・インターネット ○実施対象者 ・通関業者 ・輸出入者 ・窓口来訪者	令和4年1月～ 令和4年3月予定	URL又はQRコードをアンケート対象者に通知し、インターネット画面上で配布・回収	○無記名 ○7段階評価 (大変良い、良い、やや良い、普通、やや悪い、悪い、大変悪い) ○主な質問項目 ・相談業務、カスタムスアンサーについての満足度
9	知的支援に関する研修・セミナーのアンケート 【《定量的》測定指標政6-2-4-A-1:知的支援に関する研修・セミナー参加者の満足度】	○実施場所 研修所・セミナー会場・オンライン ○実施対象者 研修生・セミナー受講者	令和3年4月～ 令和4年3月の間 (各研修・セミナー時)	研修・セミナー中に配付 研修・セミナー終了時に回収	○5段階評価 ○主な質問項目 ・研修・セミナー全体の満足度

用語集

あ アジア債券市場育成イニシアティブ

平成15年8月のASEAN+3（日中韓）財務大臣会議で合意された、域内の民間貯蓄を経済発展に必要な中長期の資金ニーズに結び付けることを目的とし、域内の債券発行体の多様化、市場インフラの整備等を通じて債券市場の育成を図っていくイニシアティブ。

い 一般歳出

国の一般会計の歳出から国債費及び地方交付税交付金等を除いたもの。

え 円借款

開発途上国政府等に対して、低利で長期の緩やかな条件で開発資金を貸付けるもの。円借款の実施は、国際協力機構（JICA）が担当。

か 海外IR

国債に係る海外投資家との関係強化の取組のこと。投資家との対話等を通じて、投資家のニーズに応じた情報を正確かつタイムリーに提供している。

買入消却

国債の発行者である国が、償還期限が到来する前に国債を買い入れ、これを消却することで債務を消滅させること。

改革工程表

「経済・財政再生計画」推進のために経済財政諮問会議の下に設置された専門調査会においてとりまとめられた、主要な改革項目について、改革の具体的な内容、規模、時期等について明確化したもの。

海外投融資

主として、民間セクターが開発途上地域で実施する開発事業に対し、必要な資金を融資または出資するもの。

外国為替資金証券

特別会計に関する法律第83条第1項の規定に基づき「外国為替資金に属する現金に不足がある場合」に発行される、政府短期証券。

改正京都規約（税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約）

各国の税関手続の簡易化・調和を通じた国際貿易の円滑化を目的とした、税関手続に係る国際標準を規定する条約。

昭和48年のWCO総会（於：京都）で採択された『税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約』（通称：京都規約）を改正する形で作成された。

平成11年6月のWCO総会で採択され、平成18年2月に発効。

貨幣回収準備資金

貨幣に対する信頼の維持を目的として、政府による貨幣の発行、引換え及び回収が円滑に行われるよう、一般会計に設置された資金のこと（貨幣回収準備資金に関する法律第1条及び第8条）。

カレンダーベース市中発行額

あらかじめ定期的に額を定めて入札により発行する国債の、4月から翌年3月までの発行予定額の総額。

官民ファンド

現在、わが国では民間資金がリスクマネーとして十分に供給されていない状況

にある中、政府の成長戦略の実現、地域活性化への貢献、新たな産業・市場の創出などの政策的意義があるものに限定して、民業補完を原則とし、民間で取ることが難しいリスクを取ることによって民間投資を喚起する(呼び水効果)ためのファンドのこと。

き 気候投資基金

(C I F : Climate Investment Funds)

「クリーン・テクノロジー基金」と「戦略気候基金」の2つの基金から構成される。前者は、主要な途上国における温室効果ガス削減に資するプロジェクトを支援、後者はぜい弱な途上国の気候変動の影響を軽減する対策や、森林保全、再生可能エネルギー分野の支援を実施。

基礎的財政収支

(P B : Primary Balance)

「借入を除く税収等の歳入」から「過去の借入に対する元利払いを除いた歳出」を差し引いた財政収支のこと。基礎的財政収支が均衡すれば、毎年度の税収等によって、過去の借入に対する元利払いを除いた毎年度の歳出を賄うこととなる。

旧里道・旧水路

道路法上の市町村道等に、また河川法上の河川等に認定されていないもので、公共物としての機能を喪失したもの。

行政財産

国の行政の用に供するため所有する財産であり、さらに用途によって4つの種類に分けられる。

・公用財産：国において国の事務、事業又はその職員の住居の用に供し、又は供するものと決定した財産(例えば、庁舎、国

家公務員宿舎)

・公共用財産：国において直接公共の用に供し、又は供するものと決定した財産(例えば、公園、道路、海浜地)

・皇室用財産：国において皇室の用に供し、又は供するものと決定した財産(例えば、皇居、御所、御用邸、陵墓)

・森林経営用財産：国において森林経営の用に供し、又は供するものと決定した財産。

緊急関税

輸入の増加により、同種・競合貨物を生産する国内産業に生じた重大な損害等を防止・救済するために課する割増関税

く 国・地方の公債等残高

普通国債、年金特例公債、地方債及び交付税特会借入金の合計。(出所)内閣府「中長期の経済財政に関する試算」(令和3年1月27日経済財政諮問会議提出)

け 原産地規則

国際的に取引される物品の原産国(原産地)を決定するための規則。一般特惠関税制度や経済連携協定による特惠税率を適用する場合に用いる特惠原産地規則と、WTO協定税率や不当廉売関税の適用等に用いる非特惠原産地規則がある。

権利床

市街地再開発事業(都市再開発法第2条第1号に規定する事業)及び市街地再開発事業以外の市街地整備に係る事業において、権利者が取得することとなる再開発建物の一部。

こ 公共随意契約

地方公共団体などに対し、公共性の高い用途に供するために行う随意契約。

合同宿舍

国家公務員宿舍のうち財務大臣が維持管理を実施する宿舍。全ての省庁の職員が貸与の対象となる。

国有畦畔・脱落地

農地に付随する畦等のうち、地租改正等明治の土地制度（地所名称区別及び国有土地森林原野下戻法等）に基づいて、国有地とされているものであり、また、公図上無番地の無主の不動産であり、登記簿上も、民有地と区分されておらず、国有財産台帳にも記載されていないもの。

国有財産

国の所有する財産には、現金や預金のほか、土地、建物等の不動産、船舶、自動車、航空機等の動産、貸付金等の債権、著作権、特許権等の知的財産権、地上権、鉱業権等の用益物権等多種多様なものがある（広義の国有財産）が、本評価書における国有財産とは、国有財産法第2条及び附則第4条に規定されている財産（狭義の国有財産）をいう。

また、国有財産は、国の行政の用に供するため所有する行政財産と、それ以外の普通財産に分類される。

誤信使用財産

自己が正当に使用することができる財産であるとの誤信により使用が開始された等の経緯を有する財産。

国庫

国は、租税及び国債を主たる財源とし

て現金を調達し、これにより公共事業、社会保障、教育、防衛等多様な行政を行っている。こうした財政活動の主体としてとらえた国のこと。

国庫金

国庫に属する現金のこと。

国庫金の過不足の調整

国庫金の受入（租税受入等）や支払（年金支払等）がなされる時期は様々であり、時期によって国庫には現金不足や余剰が生じる。国庫全体として現金の不足が見込まれる場合には、予算の支出を支障なく執行するため、財務省証券を発行することにより不足現金を調達する。国庫に一時的に余裕金（国庫余裕金）が発生した場合には、日本銀行に設けられている政府預金の中の当座預金から利子の付される国内指定預金に組み替えること等により国庫余裕金を管理している。

国庫原簿

予算決算及び会計令第128条の規定により、財務省が作成する国庫金の出納に関する帳簿。

さ 財政投融资

政府が財投債（国債）の発行により調達した資金などを財源として、政策金融機関・独立行政法人等や地方公共団体に対し、政策的な必要性はあるものの、大規模・超長期プロジェクトなど、民間だけでは対応が困難な長期・固定・低利の資金などの供給を行うもの。

具体的な資金供給の手法として、①財政融資（地方公共団体、政府関係機関、独立行政法人などに対して長期・固定・低利で行われる融資）、②産業投資（投資（主

として出資)により長期リスクマネーを供給)、③政府保証(政府関係機関・独立行政法人などが金融市場で発行する債券に、政府が保証を行う)の3つの方法がある。

財政投融资計画

当該年度の財政投融资の内容を表すもので、予算と合わせて編成され、国会の審議、議決を受ける。

財投債

国が発行する国債の一種。商品性も通常の国債と同じで、発行も通常の国債と合わせて行われるが、国債の発行によって調達された資金が財政融資資金の貸付けの財源となるとともに、償還・利払いが財政融資資金の貸付回収金によって賄われている点が、一般会計の歳出の財源となり、租税などを償還財源とする通常の国債とは異なる。このため、財投債は、経済指標のグローバルスタンダードである国民経済計算体系(SNA)上も、一般政府の債務には分類されておらず、また国の長期債務残高にも含まれていない。

財務省証券

財政法第7条第1項の規定に基づき「国庫金の出納上必要があるとき」に発行される、政府短期証券。

サムライ債

外国の政府・企業等の非居住者が、日本国内で円建てで発行する外債のこと。

し 資産負債管理 (ALM)

金融業務を行うにあたって発生する各種のリスクを回避するため、資産(資金運用)と負債(資金調達)のバランスを総合

的に管理すること。ALMとは、Asset Liability Managementの略称。

事前教示制度

輸入者その他の関係者が、あらかじめ税関に対し輸入を予定している貨物の関税率表上の所属区分(税番)、関税率、課税価格の決定方法等について照会を行い、税関からその回答を受けることができる制度。文書により照会が行われる場合には、正式に文書により回答を行っており、当該照会に係る貨物の輸入申告の審査の際に尊重される。一方、口頭による照会については、文書による事前教示への回答とは性格が異なり、参考情報(ガイダンス)として口頭により回答する。(関税法第7条第3項)

事前選定

我が国へ到着する外国貨物等に関する情報を船舶等の到着前に入手し、当該情報等を活用して要注意貨物のスクリーニング(絞込・選定)を行うこと。

持続可能な開発のための2030アジェンダ

2001年に策定されたミレニアム開発目標(Millennium Development Goals: MDGs)の後継として、2015年の9月の国連サミットで採択された、2016年から2030年までの国際目標。①序文、②政治宣言、③持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals (SDGs): 17のゴールと169のターゲット)、④実施手段(MOI)、⑤フォローアップ・レビューから構成され、MDGsで残された課題(教育、母子保健、衛生等)と、この15年間で顕在化した新たな課題(環境、格差拡大等)に対応するもの。先進国を含む全ての国に適用されるユニバーサリティが最大の特徴。

指定金融機関

申請により指定され、危機対応業務として、事業者に対する必要な資金の貸付け等を行う。株式会社日本政策投資銀行及び株式会社商工組合中央金庫は、株式会社日本政策金融公庫法上、「指定金融機関」とみなされている。

社会保障・税一体改革(社会保障と税の一体改革)

社会保障の充実・安定化と、そのための安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指すもの。

出港前報告情報

我が国に入港しようとする船舶に積み込まれる海上コンテナ貨物について、原則として、当該コンテナ貨物の船積港を当該船舶が出港する24時間前までに、船会社等から電子的に報告される詳細な積荷情報。

※当該制度は、WCOの「基準の枠組み」に基づくもの。

乗客予約記録

(PNR : Passenger Name Record)

航空会社が保有する旅客の予約、搭乗手続等に関する情報。

シングルウィンドウ

関係する複数のシステムを相互に接続・連携することにより、1回の入力・送信によって、複数の類似手続を同時に行えるようにするもの。

せ 税関相互支援協定

税関当局間において社会悪物品の密輸の防止、知的財産侵害物品の水際取締り等を目的とした相互支援を行うことや、

通関手続の簡素化・調和化等について協力することを定めた国際約束。

税制調査会

内閣総理大臣の諮問に応じ、租税制度に関する事項について調査審議することを目的として内閣府に設置された機関。

製造貨幣大試験

通貨に対する国民の信頼を維持するため、造幣局が製造した貨幣を財務省が検査し、その量目(重さ)が適正であることを公開の場で示すもので、明治5年以降実施。

政府短期証券

一般会計と複数の特別会計が、法令の規定に基づき、その資金繰りに不足が生じる場合に発行できる短期証券。償還期限は原則3ヶ月だが、国庫の資金繰りを効率的に行うための償還期限が2か月程度・6か月・1年のものもある。FB (Financing Bill) とも言う。

政府保証枠

預金保険機構等が民間金融機関等から資金の借入や債券発行する際に、政府がその債務を保証する金額の上限。

政府預金

会計法等の規定により、日本銀行において受け入れた国庫金は、国の預金(政府預金)とされている。政府預金は、その性格に応じて、当座預金、別口預金、指定預金、小額紙幣引換準備預金の4種類に区分されている。

そ 相殺関税

外国において補助金の交付を受けた輸入貨物に対し、同種の貨物を生産する国内産業を保護するために課する割増関税

その他収入

歳入総額から税収と公債金を除いたもの。日本銀行・独立行政法人等からの納付金や特別会計からの受入金、前年度剰余金受入等から構成される。

た たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約

たばこの健康に対する悪影響を減らして人々の健康を改善することを目指し、各国の実情を踏まえ、たばこに関する広告、包装表示等の規制を行うことについて定めた条約。

ち チェンマイ・イニシアティブ

アジア通貨危機を教訓として、急激な資本流出により外貨支払いに支障をきたすような危機的な状況が生じた国に対し、危機の連鎖と拡大を防ぐため、短期の外貨資金を各国の外貨準備(ドル)から融通するもの。

地球環境ファシリティ

(GEF:Global Environment Facility)

開発途上国による、地球環境の保全・改善への取組を支援するための資金メカニズム。以下の5分野を支援対象としている:生物多様性保全、化学物質対策、気候変動対策、国際水域汚染防止、砂漠化防止。

地区計画活用型一般競争入札

地方公共団体と協議し、国有地を含む一定の区域を対象に、地方公共団体が地

区計画等の都市計画決定をした上で行う入札方式。

知的財産侵害物品

特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権、育成者権を侵害する物品及び不正競争防止法の規定に違反する物品をいう。知的財産侵害物品は、関税法上、輸出又は輸入してはならない貨物として規定されている。(関税法第69条の2及び第69条の11)

つ 通貨制度

通貨の単位や種類を定め、通貨に法的な強制通用力を付与する制度。我が国では、「通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律」で定められている。

て デュレーション・ギャップ

資産または負債から生じる将来キャッシュフローを現在価値に換算し、そのキャッシュフローが生じるまでの期間を現在価値のウェイトで加重平均したものをデュレーションといい、資産または負債の平均残存期間を示している。

デュレーション・ギャップとは、資産・負債のデュレーションの差をいう。このギャップがある場合、金利変動による現在価値の変動幅が資産と負債で異なるため、金利変動リスクが生じることとなる。

と 特定国有財産整備計画

庁舎等その他の施設の使用の効率化及び配置の適正化を図るために、これを集約立体化・移転再配置する場合又は地震防災機能を発揮するために必要な庁舎等を整備する場合に、財務大臣が定める国有財産の取得及び処分に関する計画(国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置

法第5条)。

ドーハ・ラウンド交渉

平成13年11月、ドーハでの閣僚会議で立上げが合意された多角的貿易交渉（正式名称はドーハ開発アジェンダ（Doha Development Agenda：略称DDA））。現在交渉中の分野は、「農業」「非農産品市場アクセス（NAMA）」「サービス」「ルール」「開発」「貿易関連知的財産権（TRIPs）」「環境」等。

に 二国間通貨スワップ取極

（BSA：Bilateral Swap Arrangement）

外貨流動性を必要とする国に対して、支援国が、被支援国の自国通貨を対価に、ドルや円等のハードカレンシーを短期間供給する取極。

二段階一般競争入札

土地の利用等に関する企画提案書の内容が一定の水準に達すると認められる参加者を選定した上で行う入札方式。

日EU・EPA

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定。平成25年3月に交渉が開始され平成29年7月に大枠合意、同年12月に交渉妥結、平成30年7月に署名に至り、平成31年2月に発効した。

日英EPA

包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定。日EU・EPAに代わる新たな貿易・投資の枠組みとして、令和2年6月に交渉開始、9月に大筋合意、10月に署名に至り、令和3年1月に発効した。

日米貿易協定

日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定。物品貿易に関する協定で、平成30年9月の日米首脳会談における日米共同声明を受けて、平成31年4月から両国間で交渉を行い、令和元年9月に最終合意、同年10月に署名に至り、令和2年1月に発効した。

日米デジタル貿易協定

デジタル貿易に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定。円滑で信頼性の高い自由なデジタル貿易を促進するためのルールを整備したもの。日米貿易協定と同時に最終合意、署名に至り、発効した。

の ノーロス・ノープロフィットの原則

ある保険の保険料率を算出する際、利潤も損失も生じないようにする原則のこと。地震保険に関する法律第5条第1項は、「政府の再保険に係る地震保険契約の保険料率は、収支の償う範囲内においてできる限り低いものでなければならない。」と規定している。

は ハイスpekク借款

2016年5月のG7伊勢志摩サミットにて「質の高いインフラ投資の推進のためのG7伊勢志摩原則」を取りまとめたことに基づき、「質の高いインフラ」の推進に資すると特に認められる案件に対し、譲許性の高い円借款を供与するもの。

ひ 非譲許的借入

民間ベースの信用供与のように、金利、返済期間、据置期間等の借入条件が譲許的ではない（緩和されていない）借入のことを指す。

なお、これと対照的に、円借款等のODAはその条件が民間の信用供与に比して著しく譲許的である（緩和されている）。

ふ 普通財産

行政財産以外の一切の国有財産であり、原則として特定の行政目的に供されていない財産である。

不当廉売関税（反ダンピング税）

不当廉売（ダンピング）された輸入貨物に対し、同種の貨物を生産する国内産業を保護するために課する割増関税。

プライマリーバランス（基礎的財政収支）

「借入を除く税収等の歳入」から「過去の借入に対する元利払いを除いた歳出」を差し引いた財政収支のこと。プライマリーバランスが均衡すれば、毎年度の税収等によって、過去の借入に対する元利払いを除いた毎年度の歳出を賄うこととなる。

へ 平年度化ベース

令和2年度補正による国債増発後（令和2年7月～）の発行ロット（入札1回当たりの発行額）を維持した場合の年間発行額。

ほ 報復関税

WTO協定上の利益を守り、その目的を達成するため必要があると認められる場合、又はある国が我が国の船舶、航空機、輸出貨物若しくは通過貨物に対して差別的に不利益な取扱いをしている場合に課する割増関税

保税地域

外国から輸入する貨物について、その

関税及びその他の税金を一時課税しないままにしておく場所であり、また輸出入貨物の税関手続（通関手続）をするための場所でもある。現在、保税地域の種類は、指定保税地域、保税蔵置場、保税工場、保税展示場及び総合保税地域の5種となっている。

本邦技術活用条件制度

（STEP:Special Terms for Economic Partnership）

我が国の優れた技術やノウハウを活用し、途上国への技術移転を通じて我が国の「顔の見える援助」を促進するため、2002年7月より導入された円借款の制度。

み 緑の気候基金

（GCF:Green Climate Fund）

平成22年の国連気候変動枠組条約第16回締約国会議（COP16）で設立が決定した開発途上国の温室効果ガス削減と気候変動の影響への適応を支援する多国間基金。事務局は韓国（仁川市）。

未利用国有地

単独利用困難なものを除く宅地又は宅地見込地で現に未利用となっている土地をいう。ただし、これらを管理委託、一時貸付等暫定活用しているものを含む。

ゆ 遊水地・雨水貯留浸透施設

・遊水地：洪水を一時的に貯めて、洪水の最大流量（ピーク流量）を減少させるために設けた区域であり、河川整備計画において計画高水流量を低減するものとして定められたもの（河川法第6条第1項第3号、河川法施行令第1条第2項）

・雨水貯留浸透施設：雨水を一時的に貯

留し、又は地下に浸透させる機能を有する施設であって、浸水被害の防止を目的とするもの（特定都市河川浸水被害対策法第2条第6項）。

輸出事後調査

輸出者の事業所等を税関職員が個別に訪問して、輸出貨物に関係する帳簿や書類等の確認を行う調査のこと。輸出された貨物に係る手続が関税法等関係諸法令の規定に従って、適正に行われていたか否かを確認し、不適正な申告を行った者に対しては、適切な申告を行うよう指導することにより、適正な輸出管理体制や通関処理体制の構築を促すことで、適正かつ迅速な輸出通関の実現を目的としている。

ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ

（UHC：Universal Health Coverage）すべての人が適切な予防、治療、リハビリ等の保健医療サービスを、支払い可能な費用で受けられる状態のこと。

輸入事後調査

輸入者の事業所等を税関職員が個別に訪問して、輸入貨物に関係する帳簿や書類等の確認を行う調査のこと。輸入された貨物に係る申告内容が適正に行われていたか否かを確認し、不適正な申告を行った者に対しては、是正を求めるとともに、適切な申告を行うよう指導することにより、適正な課税を確保することを目的としている。

り 流動性供給入札

国債流通市場の流動性の維持・向上を目的として、流動性の不足している銘柄の国債を追加発行すること。

留保財産

未利用国有地等のうち、地域にとって有用性が高く希少な土地であり、国が所有権を留保した財産。

旅具通関

旅客又は乗組員の携帯品、別送品等の通関については、その輸出入形態の特殊性から簡便な手続が認められており、一般貨物の「業務通関」に対して「旅具通関」という。

A AEO（認定事業者）制度

Authorized Economic Operatorの略称。国際貿易における安全確保と円滑化の両立を図るため、貨物のセキュリティ管理を含む法令遵守の体制が整備された事業者に対して、税関長があらかじめ承認又は認定を行い、当該事業者が迅速化・簡素化された税関手続を利用することを認める制度。

APEC

アジア太平洋経済協力。Asia-Pacific Economic Cooperationの略称。アジア太平洋地域の持続可能な成長と繁栄を目的とし、域内の21の国と地域（エコノミー）が参加する経済協力の枠組み。貿易・投資の自由化と円滑化を通じた地域経済統合の推進、質の高い成長の実現、経済・技術協力等の活動を実施。

ASEAN

東南アジア諸国連合。Association of South East Asian Nationsの略称。インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオスの10カ国が加盟。

A S E A N + 3

A S E A N (東南アジア諸国連合) と日本、中国、韓国の3カ国。

A S E A N + 3 マクロ経済リサーチオフィス (AMRO)

2011年4月にシンガポールに設置された常設機関で、地域経済の監視・分析を行う。平時においては、経済サーベイランスの実施を行い、危機時においてはチェンマイ・イニシアティブの迅速な意思決定の支援等を行う。

平成25年5月には、AMROの国際機関化に合意し、平成26年10月には、その設立協定への署名が完了。平成27年5月に設立協定が国会承認され、同年6月に受諾書をA S E A N事務局へ寄託し、平成28年2月にAMROは国際機関となった。

A S E M

アジア欧州会合。Asia-Europe Meetingの略称。アジア・欧州間の協力関係の強化を目的として平成8年より開始された対話と協力の枠組み。アジア・欧州の相互尊重及び相互利益に基づく平等な関係の下、政治、経済、社会・文化その他、の3つの柱を中心に活動を実施。

C B D C

中央銀行デジタル通貨。Central Bank Digital Currencyの略称。民間銀行が中央銀行に保有する当座預金とは異なる、新たな形態の電子的な中央銀行マネー。中央銀行の負債であり、決済の手段として用いられる。

C G I F

信用保証・投資ファシリティ。Credit Guarantee and Investment Facilityの

略称。A S E A N + 3域内の企業が発行する債券に保証を供与することで、現地通貨建て債券の発行を支援し、域内債券市場の育成に貢献することを目指してA D Bに設置された信託基金。

E P A

経済連携協定。Economic Partnership Agreementの略称。F T Aの要素(モノ・サービスの貿易の自由化)に加え、投資や人の移動、二国間協力を含む包括的な経済連携を図る協定。

E S G投資

財務的な要素に加えて、非財務的な要素であるESG(環境(E=Environment)、社会(S=Social)、ガバナンス(G=Governance))を考慮し、中長期的なリスクの軽減や収益機会の確保を図る投資。

F A T F

金融活動作業部会。Financial Action Task Forceの略称。資金洗浄対策及びテロ資金対策の発展と促進を目的とした多国間枠組み。主な活動は、資金洗浄・テロ資金供与に関する国際基準の策定、及びメンバー間の相互審査による当該基準の履行確保。

F I L P

財政投融资計画。Fiscal Investment and Loan Programの略称。当該年度の財政投融资の内容を表すもので、予算と合わせて編成され、国会の審議、議決を受ける(「財政投融资」参照)。

F T A

自由貿易協定。Free Trade Agreementの略称。関税やサービス分野の規制等を

撤廃し、モノやサービスの貿易の自由化を図ることを目的とした協定。

G G20

20カ国財務大臣・中央銀行総裁会議。Group of Twentyの略称。アジア通貨危機後、G7等先進国と主要な新興市場国との間で国際経済問題について議論することを目的として、99年創設。2008年秋の金融経済危機以降、金融・世界経済に関する首脳会合(G20サミット)に向けての準備会合としての役割も担うようになった。

G 7

先進7カ国財務大臣・中央銀行総裁会議。Group of Sevenの略称。世界経済の持続的成長及び為替相場の安定などを達成するための政策協調を行っている会合。日、米、英、独、仏、伊、加がメンバー。

I IMF

国際通貨基金。International Monetary Fundの略称。米国ブレトン・ウッズにおいて調印された国際通貨基金協定に基づき、1945年に設立された。主な目的は、通貨に関する国際協力を促進すること、為替の安定を促進すること、国際収支困難に陥った加盟国へ融資を行うこと。

M MDBs

国際開発金融機関。Multilateral Development Banksの略称。世界銀行グループ、アジア開発銀行、米州開発銀行グループ、アフリカ開発銀行グループ、欧州復興開発銀行の総称。

N NACCS

輸出入・港湾関連情報処理システム。Nippon Automated Cargo and Port

Consolidated Systemの略称。

税関手続全般に加え、輸出入に関連する食品衛生・動植物検疫手続及び港湾・空港に関連する入出港手続等の官業務並びに輸送、保管等の輸出入に関連する民間業務を電子的に処理する官民共用のシステム。

P PNR

乗客予約記録。Passenger Name Recordの略称。

R RCEP

地域的な包括的経済連携 (Regional Comprehensive Economic Partnership) の略称。参加国は、ASEAN10カ国と、日本、中国、韓国、オーストラリア及びニュージーランドの計15カ国。

S SEADRIF

東南アジア災害リスク保険ファシリティ (Southeast Asia Disaster Risk Insurance Facility) の略称。世界銀行の技術支援のもと、東南アジア諸国に対して、自然災害リスク保険プールを含む、気候変動・自然災害に対する保険ソリューションを供給することを目的としたASEAN+3の枠組み。

T TPP

環太平洋パートナーシップ (Trans-Pacific Partnership) の略称。アジア太平洋における広域経済連携協定で、日本、シンガポール、ニュージーランド、ブルネイ、チリ、米、豪、ペルー、ベトナム、マレーシア、メキシコ、カナダの計12カ国が参加。平成27年10月に大筋合意に至り、平成28年2月に署名が行われた。その後、平成29年1月に米国が離脱を宣言したが、

平成30年3月に米国を除く11か国で署名が行われ、同年12月30日にTPP11協定（CPTPP）として発効。令和3年3月現在、メキシコ、日本、シンガポール、ニュージーランド、カナダ、オーストラリア、ベトナムの7か国で発効している。

W WCO

世界税関機構。World Customs Organizationの略称。正式名称は関税協力理事会（Customs Cooperation Council）で、平成6年よりWCOをワーキングネームとして使用。ベルギーのブリュッセルに本拠を置く多国間組織であり、税関制度の調和・統一等により国際貿易の発展に貢献することを目的とする。主な活動内容は、分類や税関手続に関する諸条約の作成及び見直し、貿易円滑化や安全対策等に関する様々な国際的ガイドライン等の作成の他、国際的な監視・取締りに係る税関協力や関税技術協力の推進等。

WTO

世界貿易機関。World Trade Organizationの略称。自由貿易促進を主たる目的として作られた国際組織で、平成7年に設立。本部はスイスのジュネーブにあり、WTO協定の管理・運営、貿易紛争の処理等を担うとともに、加盟国間の貿易交渉の場を提供。

WTO貿易円滑化協定

WTOドーハ・ラウンドの一分野として、平成16年7月に貿易円滑化交渉が開始され、平成25年12月に妥結。平成26年11月に本協定に関する改正議定書が採択され、平成29年2月に3分の2以上の加盟国が受諾し、本協定は発効した。

本協定は、貿易規則の透明性向上や税関手続の迅速化・簡素化を図るためにWTO加盟国が実施すべき措置（事前教示制度の整備、貨物到着前の申告・審査に係る制度の整備等）を規定。途上国には、実施までの移行期間を認めるとともに、自ら実施が困難な場合は、先進国等からの支援を通じた実施までの移行期間を認めることを規定している。

財務省の政策に関する情報は、財務省ウェブサイトでもご覧いただけます。

財務省ウェブサイトトップページ	https://www.mof.go.jp/
予算・決算 (国のお金の使い道)	https://www.mof.go.jp/budget/
税制 (国の税金の仕組み)	https://www.mof.go.jp/tax_policy/
関税制度 (輸出入手続きと水際での取締り)	https://www.mof.go.jp/customs_tariff/
国債 (国の発行する債券)	https://www.mof.go.jp/jgbs/
財政投融资 (国からの資金の貸付・投資)	https://www.mof.go.jp/filp/
国庫 (国のお金の動きとその調整)	https://www.mof.go.jp/exchequer/
通貨 (貨幣・紙幣)	https://www.mof.go.jp/currency/
国有財産 (国の保有する財産)	https://www.mof.go.jp/national_property/index.html
たばこ・塩 (たばこ事業・塩事業)	https://www.mof.go.jp/tab_salt/index.html
国際政策 (外国為替・国際通貨・経済協力)	https://www.mof.go.jp/international_policy/index.html
政策金融・金融危機管理等	https://www.mof.go.jp/financial_system/

財務省
Ministry of Finance, JAPAN